

子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀 要 No.7 (2009)

- 発刊にあたって 伊岐 典子
..... 小林 登
- 論 文 ・ 児童虐待ケースにおける面会交流..... 磯谷 文明
- 特別講演 ・ 子どもの心にとどく子守唄..... 西舘 好子
より ・ コミュニケーション能力を育むことの大切さ..... 篠原 一之
- 研修講演 ・ 家族について～歴史と現状～..... 保坂 亨
より ・ 要保護児童対策地域協議会の運営..... 安部 計彦
・ 児童福祉施設での親子を考える..... 金井 剛
- 小論・ ・ オレンジリボンたすきリレーへの思い・3..... 増沢 高
エッセイ ・ 明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例..... 川崎二三彦
- 研究報告 ・ 虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年代）
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究
第3期（2000年6月から2004年4月まで）..... 吉田 恒雄他
- 事業報告 ・ 平成20年度専門研修を振り返って
・ 平成20年度の専門相談について



子どもの虹情報研修センター紀要第7号発刊にあたって

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
伊 岐 典 子

子どもの虹情報研修センターの名称に使われている「虹」の意味は、「親と子」「実践現場とセンター」「実践現場と実践現場」「地方と中央」そして「現在から未来」をつなぐ「架け橋」のイメージであるとのことを伺い、子どもの頃の夏休み、入道雲から降り注ぐ激しい雨と雷鳴が通り過ぎ、雲の切れ目から差し込んだ陽光に延びる虹をほっとしながら眺めた記憶が蘇って来ました。まさに、この時に仰ぎ見た「虹」が太陽に繋がる「美しい架け橋」であったように、当センターが、そのような役割を全うして頂くことを切に願っております。

子ども虐待の状況は、児童相談所における子ども虐待の相談対応件数で見ると4万件を超えてさらに増え続け、平成20年度における相談対応件数は42,664件と過去最高の数となっており、また、子ども虐待による死亡人数（心中事件を除く）についても年間50人前後で推移する等、深刻な状況が続いています。

このため、これまで以上に、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体が応援する仕組みを成熟させて行く必要があります。そのためには、家族を取り巻く様々な施策が、子どもの育ちを意識しつつ互いに連携することが大切です。そして、最も大切なのは、これらの施策を牽引して行く子ども虐待防止施策のさらなる充実を図って行くことです。

特に、

- ① 市町村における子ども家庭相談の充実
- ② 要保護児童対策地域協議会の全市町村での設置及び機能強化
- ③ 予防、早期発見、早期対応に資する事業である乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施促進は、早急に進めて行かなければならない施策であると考えています。

一方、当センターには、これらの施策を現場で支える職員のスキルアップに資する研修と子ども虐待対策の基礎的な研究を担って頂いており、施策を推進するためには地道な取組ですがとても重要な部分であります。

この研究紀要では、一時保護により分離された親子の接触をどのように図るべきかの施策上の課題の検討から、子育てを尊ぶ市民の文化や知恵に関する研究等の幅の広い内容が収められており、子どもの虹情報研修センターの特徴が良く反映しているものと理解しています。

最後になりますが、この研究成果が、子ども虐待に関わる機関の専門的知見の蓄積を促進し、子どもの健やかな育ちをめざした日々の活動に活かされることを祈念致しております。

平成21年11月末日

子どもの虹情報研修センター紀要第7号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長
小林 登

子どもの虹情報研修センターは、ここに紀要第7号を発刊することができました。センター長としては喜びに耐えません。

巻頭は、「児童虐待ケースにおける面会交流」と題して、くれたけ法律事務所の磯谷文明先生が論文をまとめて下さいました。多くの事例のご経験に基づき、またイギリスの制度を紹介しながら現在の日本の制度を概観して下さいましたので、我々にとって大変勉強になります。“福祉だけでなく、司法も積極的に関与すべき”というお考えは、これからの法的なあり方にとって重要であると思います。

昨年行われた公開講座については、日本子守唄協会の西館好子先生の「子どもの心にとどく子守唄」と、長崎大学大学院医歯薬学研究科の篠原一之先生の「コミュニケーション能力を育むことの大切さ」を取り上げ、論文にまとめて頂きました。

子守唄は、家庭や社会を「優しさ」という情報でいっぱいにする、ひとつの方法として重要であると思います。優しい家庭、優しい社会が出来ない限り、虐待問題は勿論のこと、少子化問題を含む子育てや子ども問題は解決しないからです。

また、コミュニケーション能力は、人類が進化の結果獲得した、人間関係の基盤を作る基本的な力です。したがって、当然のことながら赤ちゃんでもコミュニケーション能力を持っており、それを研究することで、人間にとってのコミュニケーションの本質も明らかに出来るのです。

講義の中からは、千葉大学教育実践総合センターの保坂亨先生の「家族について」、西南学院大学の安部計彦先生の「要保護児童対策地域協議会の運営」、横浜市中央児童相談所の金井剛先生の「児童福祉施設での親子を考える」を取り上げさせて頂きました。いずれも内容豊かで、実践において参考になります。金井先生の「親の立場への共感も、虐待対応の福祉では重要」というお考えは、我々にとって大変勉強になります。他にも取りあげたい講義が多々ありましたが紙面の都合上、割愛せざるを得ませんでした。

エッセイとしては、昨年に引き続き、研究部長の川崎二三彦と研修部長の増沢高が筆を取っています。楽しくお読み下されば幸いです。内容から学ぶこともあると思います。

研究報告は、駿河台大学の吉田恒雄先生ほかの文献研究（法学分野）から頂いています。現在、親権が問題になっているように、法的対応が欧米と比較して遅れている現状を、少しでも良くしようという内容の濃いもので、ぜひ参考にしてください。

子どもの虹情報研修センターは、7年間の事業を終え8年目に入りました。その間、スタッフも充実し、事業も大きく展開しました。特に専門相談事業、研究事業は発展し、情報の収集と発信でも全国の子ども虐待にかかわる機関・施設で役立つものと信じます。また、インターネットを利用したWeb研修も実施し、IT時代における新しい研修の形としてチャレンジしています。

しかし現実をみると、児童相談所の子ども虐待対応件数は、1991年から2008年の18年間で、1,011件から42,664件と約40倍になるとともに、死亡事例の増加など深刻化しています。我々のやらなければならない事は沢山あります。是非この紀要を読まれた方々からの、当センターに対する御指導と御支援をお願いいたします。

子どもの虹情報研修センター紀要 No.7

目 次

発刊にあたって		伊岐 典子 小林 登	
論 文	・ 児童虐待ケースにおける面会交流	磯谷 文明	1
特別講演より	・ 子どもの心にとどく子守唄	西舘 好子	14
	・ コミュニケーション能力を育むことの大切さ	篠原 一之	24
研修講演より	・ 家族について～歴史と現状～	保坂 亨	34
	・ 要保護児童対策地域協議会の運営	安部 計彦	51
	・ 児童福祉施設での親子を考える	金井 剛	65
小論・エッセイ	・ オレンジリボンたすきリレーへの思い・3	増沢 高	87
	・ 明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例	川崎二三彦	100
研究報告	・ 虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年代） 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期（2000年6月から2004年4月まで）	吉田 恒雄 ^他	121
事業報告	・ 平成20年度専門研修を振り返って		153
	・ 平成20年度の専門相談について		174

「児童虐待ケースにおける面会交流」

磯 谷 文 明

(くれたけ法律事務所 弁護士)

第1 はじめに

児童相談所が虐待を受けた子どもを一時保護する。子どもは、ようやく殴る蹴るの修羅場から引き離され、事情を聴く担当児童福祉司の前で重い口を開く。「家に帰りたくない。パパとママが怖い」。子どもにとって、この一言を口にするのに、どれだけ勇気と決意が必要だっただろうか。一方、父親は児童相談所に押しかけ、子どもとの面会を強く要求する。「暴力なんてふるってない。あいつは甘えているだけだ。俺が会えば、あいつは分かる」。最初は児童福祉司は面会に消極的だが、一歩も引かない父親に根負けし、「少しだけ」と断って面会させる。父親の前におずおずと座る子ども。父親は子どもに「お前が帰りたくないと言っているのか」と尋ねる。父親は怒鳴りはしない。その必要すらないのだ。さっきまで「家に帰りたくない」と泣いていた子どもは、まるでそんなことはなかったかのように、こう言うのだ。「おうちに帰る」。筆者が児童虐待問題に関わり始めた15年ほど前は、残念ながらこういうことが何度も繰り返されていたのだ。

こういうこともあった。父親による身体的虐待の疑いで小学生の女兒を保護した児童相談所は、父母の養育態度に改善が見られないとして児童福祉法28条の承認を求める申立てをした。事件が家庭裁判所に係属した後、母親は家庭裁判所調査官に「娘と会いたい」と泣きついた。児童相談所は強く反対したが、調査官は母が虐待をしていたわけではないと家庭裁判所の庁舎内での面会を認めた。もちろん調査官は母親に対し事前に面会の心構えなどを申し渡したようだった。しかし、子どもを前にした母親の態度は調査官の予想を裏切るものだった。母親は娘に対し「あんたが帰ってこなけりゃ、縁を切るからね。あんたの物はみんな捨ててしまうからね」と言い放った。面会中はおとなしかった子どもは、後で大荒れに荒れたという。結局、一時保護委託先の施設から脱走し、家に戻ってしまった。

児童虐待のケースにおいて、親との面会はしばしばケースワークを根底からひっくり返す事態を引き起こすが、それ以上につらいのは子どもの心を思い遣るときだ。保護されてようやく安全と安心を得たと思った矢先、暴君が再び目の前に現れる。やっぱり逃げられないのだ。児童福祉司は「守ってあげる」などと言っていたが、所詮嘘だったのだ。最初から家に帰るほか選択肢などなかったのだ。ひとたび諦念を抱いた子どもが、また救いを求めてくれる保障は全くない。児童虐待問題に取り組む弁護士たちは、親との面会の危険性を脳裏に刻み込んでいった。

一方、子どもとの面会の途を断られた親は、しばしば激しい抗議を展開する。連日、児童相談所や措置または委託先の施設に押しかけて、子どもとの面会を要求する。なかには、子どもの通学するであろう学校で待ち伏せをしたり、さらには子どもを連れ去ろうと試みる親もいる。最近ではインターネット上の児童虐待関連のウェブサイトやブログで児童相談所を激しく攻撃する親も出てきている。

これとは別に、児童相談所職員から次のような愚痴ともつかぬ言葉を聞くこともある。親が措置中の子どもに面会してくれないというのだ。児童相談所としては、親もとでは子どもの福祉が害されると判断し、家庭裁判所の審判を得て子どもを施設に措置した。しかし、虐待をしてきたといっても親は親である。親子の縁が切

れないように、そして可能であれば親子を再統合するべく、児童相談所は親子の交流を再開しようとする。ところが、もはやその段階に至っては親は子どもへの関心を失っており、児童相談所が手紙を送っても梨のつぶてだというのだ。

児童相談所が面会交流を禁ずるときには親は激烈にこれを要求し、面会交流を再開させようとするときには親は無関心。この何とも皮肉な現実、児童虐待ケースにおける面会交流の難しさを物語っている。

本稿では、現在の児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）を中心として面会交流に関する制度を概観したうえで、面会交流がどうあるべきかを考察してみたい。

第2 現行法における面会交流の制限

1 概 要

児童相談所が一時保護または施設入所等の措置中の子どもに対する親の面会交流を制限する方法として、第一に、行政処分ではない「指導」として行う方法がある（児童福祉法11条1項2号ニ、同13条3項）。平成12年の児童虐待防止法制定前は、この方法で対応するほかなかったが、児童相談所と親との対立がさほど深刻ではない場合は機能する余地があるものの、対立が先鋭化すると双方にとってフラストレーションのたまる対応となった。すなわち、児童相談所にとっては「お願い」ベースに終始せざるを得ない不満があったし、親にとっては曖昧なまま結局面会ができない不満が残った。

当時、関東地方の某県で、一時保護中の子どもに会わせてもらえない親が、行政不服審査法に基づく審査請求を申し立てたことがあった。これに対し、県は一時保護については請求を棄却したが、面会交流については一定の面会をさせるよう命じた。もっとも、これはかなり稀なケースで、このように面会交流自体が不服申立てのなかで争点化される例は、ほとんどなかったと思われる。多くは、結局のところ、一時保護処分そのものに不服があり、面会交流の問題もそちらに吸収されていたのではないかというのが、筆者の実感である。

「指導」では不十分であるという認識はその後の立法につながり、平成12年に成立、施行された児童虐待防止法には面会通信制限の条項が設けられた。成立当時の同法12条は、「児童虐待を受けた児童について児童福祉法28条の規定により同法27条1項3号の措置が採られた場合においては、児童相談所長または同号に規定する施設の長は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点から、当該児童虐待を受けた保護者について当該児童との面会または通信を制限することができる。」というものだった。

児童虐待防止法12条は行政処分としての面会通信制限であって、不利益処分であるから弁明の機会を与えなければならない（行政手続法13条1項2号）、原則として書面で制限の理由を提示することになり（同法14条では必ずしも書面でなくてもよいが、厚生労働省の定める児童相談所運営指針では決定通知書を交付することとされている）、面会通信の制限の処分に対しては行政不服審査法に基づく不服申立てが可能とされた（行政不服審査法2条）。

児童虐待防止法における面会通信の制限の導入にあわせ、最高裁判所規則である特別家事審判規則が改正され、児童相談所が児童福祉法28条の承認を求めて審判を申し立てたときは、家事審判法15条の3の定める審判前の保全処分として、裁判所は保護者に対し子どもとの面会通信を制限することができることとされた（平成20年改正前の特別家事審判規則18条の2）。いわば児童虐待防止法12条の先取りともいえるべき保全処分であった。

ところで、当初の児童虐待防止法12条は、文面からも明らかなおお、児童福祉法28条の承認を得て同法27条1項3号の措置を採っていることが条件とされていた*1。しかし、面会通信の必要性は、かかる場合に限ら

*1 当時の立法者は、児童福祉法28条の承認を得て施設入所等の措置が採られれば、親権者の監護権や居所指定権などの親権が制限されているから、行政処分でも面会通信を制限できるが、その他の場合は難しいと理解していたようである。太田誠一他「きこえますか 子どもからのSOS 児童虐待防止法の解説」81頁以下（ぎょうせい、2001年）。

れず、親権者等の意思に反しないということで児童福祉法27条1項3号の措置を採っている場合（いわゆる同意入所の場合）や、一時保護の場合にも妥当する。そこで、平成19年に改正された児童虐待防止法では、面会通信の制限が可能な範囲を、いわゆる同意入所の場合や一時保護にも拡大した*2。

また、平成19年改正では、面会通信の制限と関連してふたつの制度が創設された。ひとつは、措置先の開示に関する規定である。これは、「児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法28条の規定によるものに限る。）が採られ、または同法33条1項もしくは2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所または居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、または当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。」というものである（児童虐待防止法12条3項）。

措置先の開示は、条文上、いわゆる強制入所の場合と一時保護の場合に限られるが、いわゆる同意入所の際にも、措置先を開示しない運用も許されると考える。第一に、いわゆる同意入所の場合においても措置先を開示すると児童の保護に支障をきたす場面はあり得るし、第二に、措置先が開示されない場合は面会通信が制限される場合が多いと考えられるが、面会通信ができないことを前提とすると、措置先を開示されない不利益はさほど大きくないと考えられるし、第三に、どうしても措置先の非開示に納得できない保護者は、児童福祉法27条1項3号の措置に異議を述べるであろうと考えられるからである。もっとも、立法論としては、いわゆる同意入所の場合にも措置先を非開示にできるとした方が疑義が生じにくいと思われる。

平成19年改正で導入されたもうひとつの制度は、接近禁止命令の制度である（児童虐待防止法12条の4）。これは、都道府県知事が、児童虐待を行った保護者に対し、その子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、または子どもの住所もしくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活または社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができるとするものである。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）による保護命令に似た制度を親子間にも導入したものであるが*3、司法審査を経ない行政処分とされたことに特徴がある。司法審査を経ないでもよいとされた理由としては、あらかじめ裁判所によって児童福祉法28条の承認がなされていることがあげられる。従って、児童虐待防止法の接近禁止命令は、いわゆる同意入所や一時保護の場合には利用できないように制度設計された。

平成19年改正にあわせて、特別家事審判規則18条の2が改正され、児童相談所が児童福祉法28条の承認を求めて審判を申し立てたときは、裁判所は、審判前の保全処分として、接近禁止命令と同様の内容をもつ命令を発令することができることとされた（ただし、罰則はない）。

2 特 徴

わが国の面会交流の制限にかかる制度には、次のような特徴を指摘できる。

①面会交流の制限が児童虐待防止法のなかに置かれ、要件面でも児童虐待と強度に関連づけられていること

児童虐待防止法12条1項の条文をみれば明らかなおおり、「児童虐待を行った保護者」が「児童虐待を受けた児童」に対する面会通信に限って制限できることとされており、要件も「児童虐待の防止及び児童虐待を受け

*2 注1で触れた立法者の考え方からすると、平成19年改正で、なぜ面会通信の制限を児童福祉法28条の承認がない場合に拡大することが許されたのか、必ずしも明らかではない。この点、児童虐待防止法の改正経緯に詳しい平湯真人弁護士は、平成19年改正について、「28条の場合は一応入所自体について裁判所の判断を経ています、それ以上に広げるのには裁判所の関与が必要ではないか、という考えもあったのですが、結局、このようになりました。」と説明している。平湯真人「児童虐待防止法・児童福祉法の改正について」『子どもの虐待とネグレクト9巻2号』所収（日本子ども虐待防止学会、2007年）。

*3 違反した場合の罰則についても、配偶者暴力防止法と同じく「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」とされている。

た児童の保護のため必要があると認められるとき」としている。

このことは、児童虐待の事実が明らかになっていることを前提としていると解さざるを得ない*4。しかし、一時保護の場合には、まだ児童虐待の事実が明らかになっていないことが多いと思われ、かかる場合に面会通信を制限できるのか否かが必ずしも明らかではない。施設入所等の措置が採られている場合でも、親が同意してしまうと、かえって虐待の事実については曖昧なまま経過することも少なくない。

また、父のみが暴力をふるっていたケースで、母が面会を求めてきた場合、制限できるかどうか疑義が残る。このようなケースでも、母が子に対し脅かしたり、帰宅を強く迫ったりすることがまま見られるからだ*5。

虐待とは言い切れないが、やはり親子の面会交流に制限を加えることが子の福祉にかなうことがあっても、児童虐待防止法12条1項の対象にはならない。児童福祉法28条も、必ずしも児童虐待という定義にこだわらず、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する」ことを要件としている。これと対比しても、面会交流の制限を児童虐待の場合に限定している点には違和感を感じざるを得ない。

結局、「児童虐待」という概念に固執し柔軟性を欠く点は、児童虐待対策を急ぐなかでやや観念的な議論が先行し、ケースの実際や手続の流れに対する配慮が薄かったことによるのではないと思われる。

②面会通信の制限も接近禁止命令も、司法が関与しておらず、行政権限のみで行えること

行政権限のみで行えるとした結果、機動的に面会通信の制限が可能となる利点はあるが、面会交流を求める親に何らかの権利があるとすると、何ら司法の関与なく権利を制限することになり、はたしてこれでよいのかという疑念を拭いきれない。接近禁止命令については、児童福祉法28条の承認があるケースのみに限定されているものの、同承認の際に裁判所は面会交流の可否について必ずしも審査しているわけではないから、結局、面会交流の可否という点では司法審査がないことに変わりはない。

もっとも、面会交流の制限や接近禁止命令に対しては行政不服審査法に基づく不服申立てを行うこともできるし、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することも可能である。とすると、司法審査に服しているといえなくもない。

しかし、第一に、行政訴訟を提起するのは親にとって手間や費用、時間の面で非常にハードルが高いこと、第二に、行政訴訟は調査官を有し家事事件を日常的に審理する家庭裁判所ではなく、税金訴訟等を審理する地方裁判所で審理されること、第三に、地方裁判所の審理では証拠はすべて開示されてしまうため、家族関係に特有の秘密性の高い証拠を提出しにくいこと、第四に、一般に行政訴訟は時間がかかることなどから、上記のように言い切つてよいものか疑問なしとしない。

3 運 用

面会通信の制限については、児童相談所の現場でもしばしば利用されている。

平成18年の才村純の研究*6によれば、全国の児童相談所（当時は184か所）に調査票を送付し、平成17年4月から同年11月までの間に面会通信の制限をしたことがあるか否かを尋ねたところ、この問いに回答した146か所のうち32.2%にあたる47か所が制限を経験したと回答した。また、制限を行ったケースは108件であった。

ところで、この研究は次のような興味深い報告をしている。調査がなされた平成17年当時は、面会通信の制限はいわゆる強制入所の場合に限定されていたが、一時保護の場合にも保護者の意思に反して面会通信を制限した例が448件あった。一方、面会通信の制限は行政処分であることから、基本的に文書による通知が求められるが、実際に文書による通知をした児童相談所は少なかった。報告書は、次のように述べる。「これらの制

*4 通告義務を定める児童虐待防止法6条1項が、「児童虐待を受けたと思われる児童」と規定していることと対比できよう。

*5 もっとも、児童虐待防止法2条3号の趣旨に照らし、母にもネグレクトがあったものと解することも考えられる。

*6 財団法人子ども未来財団平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究』（主任研究員・才村純）

限措置は、行政不服審査法に規定する行政処分であると解され、当該制限を加える場合は、文書で通知するとともに、不服申立てができる旨の教示を行うのが本筋と考えられるが、文書通知をしたことのある児童相談所は28条ケースだけでも13.3%に過ぎず、それも後のトラブルが想定されるケースのみであり、大半は、従来の理解と協力を求めるスタンスで対応していた」。この背景には、明確なかたちで面会通信の制限を行うには、親に対し児童虐待であることを説明しなければならないため、それを避けようとして通知を控えたという事情があるものと考えられる。親に児童虐待であると告げるのは、児童相談所にとって実際上も心理的にもやりにくいことなのである。もっとも、報告書では、実地調査の結果、多くの児童相談所が児童虐待防止法12条を「極めて有効な制度である」と考えていることを明らかにしている。

接近禁止命令については、現時点で発令した旨の情報に接していない。おそらく制度が新設されて間がなく、十分な周知に至っていないことと、手続が煩雑であることなどから（面会通信の全部制限を先行させなければならず、かつ、告知聴聞の手続をとらなければならない。児童虐待防止法12条の4第1項、同3項）、まだほとんど利用されていないのではないかと推測される。なお、平成20年改正後の特別家事審判規則19条の2については、平成20年4月から同年12月までの申立てはなかった*7。

4 まとめ

面会交流をめぐるわが国の制度と運用についてまとめると、わが国の制度は、①児童虐待の枠に押し込まれたためやや柔軟性を欠く一方、②司法審査を経ず行政権限のみで可能とされる点に特徴がある。このふたつの特徴は、実は表裏の関係にあるというのが筆者の見方である。つまり、面会交流の権利性の議論を回避し、ひいては司法審査を回避するために、児童虐待が明らかな場合に限定せざるを得なかったのではあるまいか。児童虐待が明らかなケースであれば、司法審査を経ずに発令したとしても、あるいは批判を免れるのではないかという「期待」がうかがわれるのである。

児童福祉の現場で、児童虐待防止法12条は「極めて有効な制度である」と意識されている背景には、何より行政権限だけで発令できる手軽さがあると思われるが、一方で、前記のとおり「児童虐待」が要件となっており、「児童虐待」を前面に出さざるを得ない面があるため、面会通信を制限しながら通知を出さないといった曖昧な対応が少なくないのではないだろうか。

第3 父母間の面接交渉事件をめぐる議論と実務

1 はじめに

児童福祉における子どもに対する親の面会交流については、法的な側面から分析されることが少なかったように思われる。すでに述べたとおり、児童虐待防止法に面会通信の制限や接近禁止命令が規定されたものの、そもそも面会交流は権利なのか、仮に権利だとしても誰の権利なのか、どのような方法と基準で制限されるのが正当なのかなどといった点については、十分な議論のないまま取り残されてしまった。

そこで、まず、すでに実務としても定着し、膨大な議論が積み重ねられてきた父母間の面接交渉事件を取り上げ、その実務と議論を紹介した上で、児童福祉における親子の面会交流へのヒントを得てみたい。

2 面接交渉の権利性

子どもと別居している父または母が子どもと面接交渉をする権利については、わが国の法律上明文の規定は

*7 司法統計による。ただし、速報値。

ないが、学説上も実務上もほぼ認められている。しかし、その根拠は百家争鳴の状況にある*8。

まず、①自然権説が唱えられた。これは、親が子と面接交渉をする権利は親という立場から当然に認められる自然的な権利であるという立場である。この立場に立つと、親でさえあれば面接交渉の権利をもち、親権を有しているか否かは関係がないことになる。

しかし、自然権説は基本的に面接交渉権を国家に対する権利として捉えているが、「民事で争うためには具体的に子どもに対する民法上の権利が存在している必要がある」*9。そこで、②親権の一部（または親権のなかの監護権の一部）説が唱えられた。この立場は面接交渉権は親権（または監護権）の一部と捉えることにより、民法上の根拠を得ようとするものである。しかし、このままでは離婚して親権者としてはもとより監護者（民法766条）としても指定されなかった場合、もはや面接交渉できないのではないかと疑念が生じる。そこで、この立場は、離婚後に親権を得られなくても、潜在的な親権が残っているのだ、あるいは停止された親権が残っているのだ、などと説明することになる。

これに対し、法定的権利から脱し、より広く③監護に関連する権利と捉える立場もある*10。

以上は親の立場から権利性を主張する考え方だったが、子どもの立場から構成する見解もある。すなわち、面接交渉権は④子どもの権利だとする立場である。この立場は、面接交渉が何より子どもの福祉に適うものでなければならないという実務に沿うものであるし、すでにわが国も批准している児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）9条3項が、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方または双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と定め、親との交流を子どもの権利として規定したことも整合的である。もっとも、子どもが申立てをする例はほとんどない実態とはいささか乖離すると言わざるを得ない。

こういった錯綜する議論状況に対し、面接交渉事件の実務に携わる者の間では、面接交渉の権利性如何という問題は、面接交渉の可否にあまり影響を及ぼさないという冷めた見方も少なくない。実際、初期の裁判例以外は、面接交渉権の法的性質論にあまり言及しないようである*11。

思うに、先に挙げた面接交渉に関する諸説は、いずれも一理あるところであって、いずれかひとつが正しいというものではないと考える。むしろ、これらの諸説は面接交渉の複数の側面を言い表しているように思われる。

そうはいつでも、いくつか問題は残る。

まず、養親には面接交渉権が認められるのか。自然権説によると理論的には必ずしも肯定的な結論に至らないように思われるが、親権の一部説や監護に関連する権利説によれば、肯定されるであろう。公刊されている審判例集などではあまり見かけないが、裁判実務では養親も実親と同様に遇しているものと思われる。

次に、祖父母や他の親族には面接交渉権が認められるのか。これについては自然権説からは認められる余地

*8 本稿に必要な限度で紹介するにとどめ、網羅的な説明はしない。諸説を紹介し、実務の立場から分析するものとして、善元貞彦「面接交渉とその制限」『家事事件の現況と課題』158頁以下（判例タイムズ社、2006年）。

*9 山口亮子「面接交渉の権利性と家族性」『新家族法実務体系②』320頁以下（新日本法規、2008年）。

*10 わが国において最初に面接交渉権を認めたとされる東京家庭裁判所昭和38年12月14日審判（家庭裁判月報17巻4号55頁）は、「当裁判所は、この未成熟子に対する面接ないし交渉は、親権もしくは監護権を有しない親としての最低限の要求であり、父母の離婚という不幸な出来事によつて父母が共同で親権もしくは監護権を行使することが事実上不可能なために、一方の親が親権者もしくは監護者と定められ、単独で未成熟子を監護養育することになつても、他方の親権もしくは監護権を有しない親は、未成熟子と面接ないし交渉する権利を有し、この権利は、未成熟子の福祉を害することがない限り、制限されまたは奪われることはないものとする。そしてこの権利は、監護そのものではないが、監護に関連のある権利というべきであり」と述べた。

*11 善元前掲168頁。

もあるように思われるが、実務では、かかる親族に面接交渉権を認めるコンセンサスはいまだない*12。

逆に、親は子どもが第三者と面会交流することを制限できるのだろうか。通常、面接交渉事件は、民法766条1項の「子の監護について必要な事項」、または2項の「監護に必要な処分」として、家事審判法9条1項乙類4号の紛争として扱われ、非監護親が監護親に対し請求する形式をとる（つまり、申立人、相手方の二当事者対立構造をとる）。非監護親が監護親に対し面接交渉をさせよと求めるわけである。このことと、親権には広範な身上監護権が含まれる点を併せ考えると、親権者は子が誰と交流するかについて一定の権限を有していることが前提とされているようになりかねない。

もっとも、この権限は子どもが成人するまで万能的に機能するわけではない。子どもに対し、「あの人とは会わない」と諭すことはできようが、もとより法律上強制的に実施できる手段はないから（この点、居所指定権と似ている）、説得が奏効しなければ如何ともしがたい。一方、子どもは成長するに従って行動範囲も広がり、必然的に人間関係も広がる。そして、そのことは子どもの精神的発達、人格的発達にとって不可欠であるから、これを不当に制限することは権限の濫用と言わざるを得ない。子どもの意見表明権（児童の権利に関する条約12条1項）の趣旨に照らせば、子どもが成長するにつれて、親権者も子どもの意見を尊重しなければならない。

整理すると、親権者は子どもが誰と交流するかについて監護の一環として一定の権限を有するが、自ら交流を求める成長した子どもの前では貧弱な権限にとどまるといえるだろう。

3 面接交渉の可否の判断基準

面接交渉事件では、どのように面接交渉の可否を判断しているのだろうか。もとより家族関係は千差万別であり、最終的にはケースバイケースの判断にならざるを得ないが、実務的には、概ね次のような基準によるとされる*13。

最も重要なのは、何と言っても子の福祉である。子の福祉を害する面接交渉は否定される*14。この点に異論はない。

従って、いかなる場合に面接交渉が子の福祉を害することになるのかが問題になるが、この点、例えば、
 (i) 面接交渉が子の成長に悪影響を及ぼし、子と監護親との安定した関係を阻害するおそれのある場合、
 (ii) 面接交渉により、監護親、非監護親との間の争いが再燃し、子に好ましくない影響が予想される場合、
 (iii) 子が面接交渉を望まない場合
 (iv) 非監護親に不要能力がありながら正当な理由なく養育費を支払わない場合、
 などには、面接交渉が子の福祉を害すると考えられ、認められにくいとされている。

善元判事は、しばしば紛争になる類型ごとに面接交渉事件を分析している。それによれば、再婚・養子縁組があり、子どもが新しい家族関係になじむ必要がある場合には、多くの裁判例は実親との面接交渉に消極的である。また、面接交渉を求める非監護親に暴力や酒乱等の問題が認められるときも、やはり多くの裁判例は消

*12 祖父母に面接交渉権を認めたとされる東京高等裁判所昭和52年12月9日（判例時報885号127頁）は、もともと祖父母が監護していた関係上、父への引き渡しにあたり、一度だけ父が祖父母の面接交渉を認めるよう命じたものであって、かなり特殊な事案で一般化しにくい。これに対し、外国の例をみると、フランス法は、「父母は、重大な理由がある場合を除いて、子とその祖父母との人格的な交流を妨げることができない。当事者間に合意がない場合にはその交流の態様は裁判所が定める。」という規定を置いている。大村敦志「家族法」256頁（有斐閣、1999年）。また、ドイツの1997年改正の親子関係法には、祖父母、兄弟姉妹や、一方の配偶者または元の配偶者であって、子とかなり長期間にわたり家庭生活を共にした者及び子をかなり長期間家庭的に養育した者にも、子の福祉にかなうときは、子と交流する権利を認める規定がある。遠藤富士子「ドイツ家族法の変遷～最近の親子関係法改正を中心にして」ケース研究256号33頁以下。

*13 主に、榮春彦=綿貫義昌「面接交渉の具体的形成と執行」『新家族法実務体系②』335頁以下（新日本法規、2008年）、善元前掲163頁以下に拠った。

*14 注10の東京家庭裁判所の審判も、面接交渉権は「未成熟子の福祉を害することがない限り」認められるとする。

極的である。これに対し、父母間の葛藤が激しいため監護親が面接交渉を拒む事案については、多くの裁判例は、むしろ面接交渉に積極的である。子どもの側に面接交渉を受け入れがたい事情がある事案（例えば子どもの精神状態が安定しない場合など）については、面接交渉に消極的である^{*15}。

4 面接交渉の方法

直接的な方法としては、親と子が直接会うことになるが、態様はさまざまである。場所としては、両親が最も円満な関係にある場合は非監護親の自宅で行われることもあるが、普通は双方が信頼する親族宅、監護親の自宅、ファミリーレストランや遊園地、デパートの屋上などで行うことが多いように思われる。時間は1時間程度から宿泊を伴うこともある。両親の間に十分な信頼関係がない間は、第三者（親族、友人、弁護士など）が立ち会ったり、社団法人家庭問題情報センター^{*16}の支援を得ることもある。

間接的な方法としては、手紙や電子メールのやりとり、電話で会話をすることもある。

いっそう間接的な方法としては、監護親が定期的の子の情報（学校での様子や成績など）を提供したり、写真を送付したりすることもある。

5 まとめ

以上、面接交渉事件の議論と実務を見てきたが、児童福祉における親子の面会通信にとって某かの参考となるだろうか。

まず、面接交渉の権利性をめぐる議論については、児童福祉における面会交流においても、概ね同様の理解をしてよいのではないかと考える。すなわち、父母については、親権の有無にかかわらず面会交流を求める権利があるものと解するのが、面接交渉の議論と整合的であり、自然な理解でもあるだろう。特に、児童福祉における面会交流が、私人对行政機関との間で問題にあることに照らせば、自然権的側面がいっそう強く現れると解し得る。そうだとすると、面会交流の権利を司法審査を経ず、行政権限のみで制限してよいのかという問題に直面する。

これに対し、祖父母その他の親族は、面会交流を求める権利があるとは言い難いが、祖父母等との面会交流が子の福祉に適うのであれば、積極的に実施してよい。祖父母等との面会交流に対し親権者が反対の意思を表明した場合は、まず親権者から反対の理由をよく聞くべきであるが、その理由が子どもの最善の利益に基づくものでなく^{*17}、むしろ祖父母等との面会が子の福祉に資することが明らかであるときは、親権者の親権行使は濫用というべきであるから、仮に児童相談所が親権者の反対の意思にかかわらず祖父母等を子どもと面会させたとしても、違法の誹りを受けないものとする。

次に、面接交渉の可否の判断基準についてはどうだろうか。父母間の面接交渉事件と児童福祉における親子の面会交流には大きな違いがある。第一は、児童福祉で親子の面会交流が紛争化するケースのほとんどは、児童虐待を含め親に何らかの問題がある、あるいは疑いがあるという点である。第二は、父母間の面接交渉事件では監護親による監護は永続的であるのに対し、児童福祉における一時保護所や施設等は原則として暫定的な居場所であり、いずれ家族の再統合が図られる点である。第三は、第二に関係するが、児童福祉においては児童相談所は家族の再統合に向けて努力をしなければならず、そのため面会交流の実現についても監護親より大きな責任を負っている点である。このような相違点に照らせば、面接交渉の可否の判断基準を児童福祉におけ

*15 善元前掲163頁以下。

*16 元家庭裁判所調査官などが構成する団体で、面接交渉のみならず家庭問題全般についてカウンセリング等の援助を行っている。センターのウェブサイトは<http://www1.odn.ne.jp/fpic/>。

*17 例えば、親が自分自身と祖父母との感情的な対立関係にあることを理由に反対する場合は、基本的に子の最善の利益を考慮した判断とは言い難い。

る面会交流の可否の判断にそのまま持ち込むことは、難しいと考えられる。従って、この点については改めて検討する必要がある。

最後に、面接交渉の方法についてはどうだろうか。直接的な交流な方法にこだわらなくても、施設からの手紙や電話などの間接的な方法や、さらには児童相談所や施設が子どもの様子を定期的に親に知らせるといった方法もあり得るし、実際に、このような方法を採用することも少なくない。なお、措置先を知らせない場合（児童虐待防止法12条3項）には、児童相談所としては手紙や写真などから親に措置先が分からないよう腐心することとなる。

第4 イギリスにおける面会交流

1 はじめに

面会交流の権利性に鑑みると、その制限には司法審査が必要なのではないかと考えられるが、この点、外国はどのように対応しているのだろうか。ここでは、邦語文献を比較的手ししやすいイギリスの制度を紹介する。

2 イギリスの児童虐待防止制度の概要

面会交流そのものに焦点を当てる前に、イギリスの児童虐待防止制度を概観する^{*18}。

イギリスでは、児童虐待防止の責務を負う行政機関は地方当局（local authority）である。もとより日本とイギリスでは地方行政組織が異なるが、一応、都道府県に相当するものといえよう。そして、実際には、地方当局のなかのソーシャルサービスを担当する部署が担うので、この部署が日本の児童相談所に相当するものといえよう。地方当局は、児童福祉に関して広範な権限と役割を担っている。すなわち、要保護児童を特定し、必要な調査を行い、保護を含む必要な援助を行う。

一方、親は、親責任（parental responsibility）を有する。親責任は1989年児童法（Children Act 1989）により導入された概念であるが、「法により子の親が子及びその財産に関して有するすべての権利（rights）、義務、権能（powers）、責任及び権威」とされる^{*19}。わが国の親権に相当するが、名称に「責任」という言葉を掲げることによって、中核が責任であることを明らかにした点が興味深い。

地方当局が児童虐待の疑いのあるケースの通告を受けたとする。地方当局が調査した結果、子どもが傷つけられている証拠があり、しかも引き続き危険があるときは、子ども保護会議（child protection conference）を開催する。子ども保護会議には地方当局の職員のほか警察官や学校関係者、医師などが参加するが、原則として親も参加し、子どもも参加することもある。子ども保護会議では、子どもが引き続き重大な危害を受けるおそれがあるか否かを判断し、yesであれば、当該子どもを子ども保護登録（child protection register）に登録するとともに、子ども保護プラン（child protection plan）を策定する。基本的に、親の承諾を得ながら、地方当局のソーシャルワーカーを中心に子ども保護プランを実施し、状況が改善すればプランは終了し、子ども保護登録から抹消されることになる。

*18 主に、許末恵「イギリスにおける児童虐待の法的対応」家族〈社会と法〉17号（2001年）、峯本耕治「子どもを虐待から守る制度と介入手法－イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題」（明石書店、2001年）、久保野恵美子「児童虐待への対応における裁判所の役割－イギリスにおける被ケア児童との面会交流問題を素材に」岩村正彦=大村敦志編『個を支えるもの』所収（東京大学出版会、2005年）、橋爪幸代「親権者等の同意に基づかない被虐待児童の処遇における課題－日英制度比較」家族〈社会と法〉22号（2006年）、大久保香織=廣田幸紀「英国における児童虐待防止制度の実情について」家庭裁判月報61巻8号49頁以下（2009年）を参照した。本稿では必要最小限の紹介にとどめるため、詳しくはこれらの文献を参照されたい。また、1989年児童法については、英国保健省編「英国の児童ケア：その新しい展開」（中央法規出版、1995年）に取められた許末恵教授の訳に拠った。

*19 1989年児童法3条1項。

これに対し、親の働きかけに応じない場合や、性的虐待や重大な身体的虐待など深刻な虐待ケースにおいては、司法手続が検討される。裁判所は、主に地方当局の申立てにより、ケア命令 (care order) または指導監督命令 (supervision order) を発令する。前者は親子分離をしたうえで地方当局に親責任を与えるもので、後者は子を親もとにとどめたままで、地方当局等の指導監督下に置くものである。なお、ケア命令は親責任を地方当局に与えるが、親自身の親責任は剥奪されず、地方当局のそれと併存する。ただし、地方当局はケア命令のもとで親の親責任の果たす範囲を限定することができ^{*20}、親はそれと矛盾する行動をしてはならない^{*21}。

ケア命令の審理にあたり、地方当局は子ども保護プランに基づいてケアプラン (care plan) を策定することが求められる。ケアプランには、子の監護にあたっての全体的な目標のほか、子のニーズとそれへの対応、措置の詳細、面会交流、父母の関わりなどがタイムテーブルとともに詳細に記されている^{*22}。もっとも、裁判所はケアプランの是非を審理することはなく、もっぱら地方当局の求めるケア命令を発令するか否かを審理する^{*23}。

以上が基本的な流れであるが、緊急を要する場合に、ケア命令を申し立てる前に親子を分離する方法も定められている。ひとつめが、警察による保護である^{*24}。これは子が重大な害を受けるおそれがあると信ずる相当の理由があるときに、警察が裁判所の命令によらずに子を保護するものであり、72時間を超えてはならない。ふたつめが、裁判所が地方当局などの申立てにより発令する緊急保護命令 (emergency protection order) である^{*25}。初回の緊急保護命令の期間は最大で8日間であるが、必要があれば7日間を超えない範囲で延長できる^{*26}。

3 イギリスにおける親子の面会交流

そもそも地方当局は、一般的に親子の面会交流を促進する責務を負っている^{*27}。また、ケア命令が発令されている子どもに関して、1989年児童法34条1項は、地方当局は原則として親子の面会交流を認めなければならないとしている。このように、親子の面会交流をさせるのが原則である。

これに対し、地方当局や子が面会交流を制限したいと考えるときは、裁判所の命令を得なければならない。すなわち、34条4項、5項は、裁判所は地方当局や子の申立てにより、または職権で、親子の面会交流を制限する権限を地方当局に与えることができるとしている^{*28}。なお、地方当局は、緊急の場合は裁判所の命令がなくても面会交流を制限できるが、これは7日間に限られる (34条6項)。

ケア命令に至る前の初期においてはどうか。警察による保護の場合は、担当する警察官は、親との面会交流が、担当する警察官から見て相当であり、子どもの最善の利益になるようであれば、認めるものとされている^{*29}。要するに担当する警察官の判断に委ねられるが、72時間以内という短時間の分離であることから許されるものと考えられる。裁判所による緊急保護命令の場合は、裁判所は親子の面会交流に関し指示 (direction)

*20 1989年児童法33条3項b。

*21 1989年児童法2条8項。

*22 大久保=廣田前掲75頁。

*23 大久保=廣田前掲83頁。

*24 1989年児童法46条。

*25 1989年児童法44条。

*26 もっとも、緊急保護命令が延長されることは稀なようである。大久保=廣田前掲65頁の(注27)。

*27 1989年児童法附則2第15項。もちろん非現実的な場合や子どもの福祉に反する場合は除かれる。同条項(1)。

*28 命令の要件については34条は何も定めないが、1989年児童法1条は子の福祉を至高の考慮事項とするほか、さまざまな考慮事項を法定しており(3項)、命令を下すことが命令を下さないより子どもにとってよりよい場合にしか命令を下してはならないとしていることから(5項)、これらの要件が適用されるものと考えられる。

*29 1989年児童法46条10項。

を与えることができるとされている*30。

このように、イギリスでは、親子の面会交流はケア命令が発令されたとしても原則として妨げられず、子の福祉の観点から面会交流を制限すべき時は、裁判所が関与し、その権限を地方当局に与える命令を下している。もっとも、初期対応の場合や緊急の必要性がある場合や、行政権限のみで面会交流を制限する余地を設けている。要件面では子どもの福祉を基準にして柔軟性を維持しているよううかがわれる。

4 まとめ

イギリスがわが国と大きく異なる点は、面会交流の制限に原則として裁判所が関与している点である。

イギリスも、1989年児童法以前は、地方当局が面会交流を裁量によってコントロールしていたが、司法が関与するようになった背景には、家族の再統合が重視されるようになったことから、その実現に不可欠な親子の面会交流も重視されるようになり、権利としての認識が高まったことや、1988年の欧州人権委員会による判決（面会交流の権利の制限について親の手續参加や実体面の司法手續が必要であるとした。）などがあったとされる*31。

もうひとつ大きく異なる点は、要件面で児童虐待という定義やその枠にこだわらず、より幅広く柔軟に面会交流を制限できるようになっている点である。

この背景には、イギリスにおいては、子どものケアの内容については地方当局の責任であるという基本的な考え方があり、地方当局の判断が尊重される傾向があるのではないかと思われる。

第5 わが国の面会交流に関する課題

1 面会交流の制限に対する司法審査の要否

面会交流の制限を行政権限のみで行うか、それとも司法審査を要求するののかについては、行政（ここでは児童相談所）と司法との役割分担の問題に帰着する。しかし、この役割分担については論理的にひとつの答えが用意されているわけではなく、これまでの歴史や制度の積み重ね、国民の意識等によって変わりうるものであると考えられる。イギリスでも、以前は行政権限のみで面会交流を制限していたが、権利意識の高まり等なかで司法審査が導入されていった経緯があった。また、わが国とイギリスでは法制度のみならず児童福祉を担当する行政機関や司法制度に大きな違いがあるから、単純にイギリスに倣えばよいというものでもない。

しかしながら、筆者は、次の理由から、わが国においても将来的には面会交流の制限には司法審査を要するものとすべきであると考ええる。

第一に、わが国においても、親が子どもと交流することについて権利意識が高まる傾向にある。冒頭に述べたとおり、児童相談所による面会通信の制限に対し、親が激しく抵抗することが最近特に目立ってきた。また、場面は異なるが、父母間の面接交渉をめぐる紛争も急増している。筆者自身、面接交渉事件を多く受任しているが、父にしても母にしても、面接交渉が自分の権利であると考えer人が増えている印象である。こうした動きは、権利意識が国民の間で高まっていることを示していると言えよう。

第二に、わが国においては、家庭裁判所が父母間の面接交渉事件を長年にわたって処理してきた実績があり、これに関する司法関係者の研究も豊富である。一方、児童相談所は、まさに親子分離を行った張本人であって、親から見ると「敵」である。児童相談所は、好むと好まざるとにかかわらず「当事者」化してしまうため、ひとたび面会交流が紛争化すると、親との間で自律的に解決することが困難となってしまう。

*30 1989年児童法44条6項。

*31 久保野前掲が1989年児童法に至る経緯や、地方当局と裁判所の役割分担の変化等について、詳細に論じている。

筆者が、面会交流の制限に司法審査を要求すべきであると考え理由は以上のとおりである。これに対し、現行法でも行政訴訟は可能であるとの反論があり得るが、それでは足りないとする理由は、すでに述べた。

2 面会交流の制限の枠組

わが国の面会交流の制限は、もっぱら児童虐待が明らかである場合、虐待をした親が虐待を受けた児童との間で行う面会交流のみを対象としてきた。さらに、接近禁止命令は児童福祉法28条の承認に基づいて同法27条1項3号の措置が採られている場合に限定されている。

しかし、このような枠組を設定されると、面会交流の制限の都度、児童虐待の定義に立ち返らなければならない。また、親に対しても児童虐待に該当することを説明しなければならない。「虐待」という言葉のもつ響きは、かえって親を硬直化させるだけである。のみならず、親子の面会交流を制限する必要が生じるのは、児童虐待の場面に限られない。

そこで、筆者は、子どもの福祉を害するおそれがある場合には面会交流の制限ができることとし、児童虐待の枠を外すとともに、規定を児童福祉法に移行することを提案したい。そうすることによって、過去に児童虐待があったかなかったかを議論する必要がなく、その時点での面会交流が子どもの福祉を害するおそれがあるか否かを議論すれば足りることになる。

3 面会交流の制限の判断

面会交流を認めるか否か、認めるとしてどの程度かという問題は、もとより最終的にはケースバイケースにならざるを得ないが、2点、述べたい。

第一に、児童相談所は、父母間の面接交渉事件における監護親と比べ、積極的に面会交流を実現する努力義務を負うべきである。これは、児童相談所が親子の再統合に向けて努力すべきことからの、当然の帰結である^{*32}。従って、親が暴力的だから、子どもが怖がっているからというだけで、半永久的に面会交流を拒否することは適当でなく、親の暴力的性向を是正するためにどのような指導をしたのか、子どもの心理的外傷を癒すためにどのような援助をしたのかが問われることになる^{*33}。

第二に、面会交流の可否を判断する要素は、一時保護段階と施設入所等の措置が採られた段階では、多少異なると考えられる。

一時保護の段階では、児童相談所は児童虐待の実態を十分把握できていないことが少なくない。典型例が「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われるケースである。筆者が経験した事例では、母が密かに子に対しある薬品を投与していた結果、その薬品の効果で子が頻繁にけいれんを起こし、病院に運び込まれていたケースがあった。最初は母の所為は全く不明であり、通院ではこの子が頻繁にけいれんを起こす原因を突き止めることができなかった。しかし、母に疑わしい点があったため、児童相談所はこの子を一時保護し、母の知らない病院に委託した。児童相談所としては一か八かの大勝負であった。病院では毎日この子を慎重に観察したが、母から分離した途端、これまでの症状が嘘のように消失した。児童相談所が代理によるミュンヒハウゼンを確信した瞬間だった。

事実関係を十分把握していないが、一時保護を継続しなければならない場合は、他にもある。例えば、子が自ら児童相談所に保護を求めてきた場合である。もちろん、子が能弁に虐待の事実を語ってくれば難しいこ

*32 児童相談所が親子の再統合に向けて努力する義務を負うことは、児童虐待防止法4条1項、同法11条1項などから読みとることができる。

*33 児童相談所が努力を怠らなかつたにもかかわらず、事態が改善せず、相変わらず面会交流に適さない状態が続くようであれば、結果的に面会交流の制限が長期にわたることは差し支えない。ただし、その場合も、面会交流の方法は多様であることに鑑み、例えば親への情報提供、写真等の送付、作文の送付といった方法を試みるべきであろう。

とは何もない。しかし、子は保護を求める一方、自分が受けてきた虐待についてはほとんど語ってくれないということもある。心理判定によれば強い抑うつと親への恐怖がうかがわれるが、具体的な事実としては出てこない。その後、一時保護所での生活が1か月、2か月と経過するうちに、ぼつりぼつりと打ち明けるのである。

このように、一時保護段階は、児童相談所は十分に事実を把握できておらず（子どもの真意すら把握できておらず）、親との面会交流が子の福祉を害さないのかどうか判断できないことが少なくない。加えて、児童相談所は子どもを一時保護所に入所させ、行動観察や心理検査、場合によっては医学検査を行う。然るに、親との面会がこのような検査に影響を与え、正確な判定ができなくなるおそれもある。従って、一時保護段階の面会交流は、基本的に慎重であるべきであると思われる。

これに対し、児童福祉法27条1項3号によって施設入所等の措置を採った後は、状況が異なる。確かに性的虐待の事実などは施設で安定した生活を送るうちに打ち明けられることもあるが、基本的には措置をする段階で一応の調査は終了し、事実関係も概ね明らかになっていると考えられる。

この段階においては、ケースはいくつかの類型に分類できるだろう。第一の類型は、再統合がほとんど見込まないケースである。例えば性的虐待で親に罪悪感が欠如しているケースや、親の暴力的性格が顕著でかつ根深いケースなどが典型例として考えられるが、子どもが18歳に近く、子ども自身が自立を希望するケースも含まれる。第二の類型は、実現可能な条件が満たされれば再統合は可能だが、それらの条件が満たされるには相当の期間を要するケースである。第三の類型は、再統合のための前提条件が短期間に満たされる可能性が高く、短期間で再統合が見込まれるケースである。

第一の類型では、再統合に向けての努力が事実上難しいことから、再統合のための面会交流は現実的ではないだろう。しかし、たとえ再統合が難しくても親子であることに変わりはなく、親も子もその事実を受け止めて、再統合ではない新たな関係を構築することになる。そして、面会交流はそれを目指したものになるだろう。もとより深刻なケースが多いと思われ、子も面会交流を望まないことが少なくないから、交流の実現への道程は険しいが、子が新たな親子関係の構築に前向きになり、親との交流を望むようになれば可能であると思われる。

第三の類型は、基本的に面会交流を積極的に進めることで異論はないだろう。家族が抱える問題もそれほど重大ではなく、多くの場合、親も児童相談所の指導に従い、面会交流を進めていく。そういう意味で、あまり問題のない類型である。

悩ましいのが第二の類型である。この類型に当てはまるケースの典型は、児童福祉法28条の承認を得て措置をするケースである。親と児童相談所は強制的な一時保護により対立関係に陥り、その後の裁判手続でいっそう激化している。親は児童相談所の指導に従うつもりがないが、その一方で、激しく交流を求めてくる。そしてこの膠着状態は容易に打開できそうもない。この類型では、裁判所の関与がより強く期待されるといえよう。

第6 おわりに

筆者は、本稿において、面会交流の制限を児童虐待に限定せず、より広く子どもの福祉を害する面会交流を制限できるようにすること、面会交流の制限に司法審査を導入することを提案したが、理論的な面のみならず実務的な面からも、いっそうの検討を要することは自覚している。特に、司法審査を導入するには、既存の制度との整合性や児童相談所、裁判所の人的物的拡充も避けて通れない課題である。

拙い論考ではあるが、本稿が長い道程の踏み石のひとつにでもなれば幸いである。

「子どもの心にとどく子守唄」

西 舘 好 子

（NPO法人 日本子守唄協会理事長）

「子守唄に関して、みなさんは、どういうイメージをお持ちなのでしょう。私はいつも疑問に思います。たいていの方にうかがってみますと、「暗くて、とろくて、悲しい唄」というふうに答える方がとても多いんです。「私もそう思います」って方、いらっしゃったら手を挙げてください。[挙手は少なかった] はい、わかりました。今日のお客さんは怖いな。子守唄の捉えかたがちゃんとしているのですね。

私は、実は子守唄に関して、最初「暗くて、とろくて、悲しい唄」、とそう思っておりました。正直なところ、いまさら古い歌でもあるまいといった思いでした。

それが、なぜ子守唄に仕事を見つけてしまったのかという事をお話いたします。

話は10年前にさかのぼります。10年前といえば、皆さんも、もっとお若かったですよね。私も若かったです。すでに人生もひとまわりして、還暦に近い年になっておりました。

その年、私は仕事もなく、金も無く、家もなく、どうしようと思うほど、どん底におりました。仕事をしなければ…、食べてゆかなくちゃ…、どうしよう…。考えましたね。

その時、たまたま男女参画室から仕事が来ました。「西舘さん、子ども虐待の取材をして下さい」ということでした。

なぜそういう話が出たかといいますと、当時話題になった、金属バットで子どもが祖母を殴って殺してしまうという事件がありました。そのことが大きくマスコミに報じられ、以後まるで連鎖反応のように、金属バットによる尊属殺人、また肉親の間で様々な事件が起き始めたのです。

他にも子どもの問題も多く起き、コインロッカー

に子どもを入れる、捨てる、などは序の口、我が子を虐待する実の親がたくさん出てきました。

普通の家庭に育った子どもが、なぜ肉親を傷ついたり、殺すまでに至るんだらう、また、自分の命にかえても守りたいはずの我が子を虐待するのはなぜなんだらう、ということはずっと論議の対象になってきました。子ども虐待はそのあたりから大きな問題になり、今に至り、なお増え続けることになるのですが…。

それで、私が取材したのは、静岡県、樹海での、親子の無理心中未遂事件でした。その事件では、お母さんだけが助かっています。なぜかといえば、お母さんは森の中に子どもを置き去りにして、自分だけ逃げ返ってきたからです。

最初は生活が苦しい、生きる望みがない、この子のお父さんにも捨てられた、だから当てつけでもいいから死んでやろうと、子どもを連れて、樹海に入ったんだらうと思います。でも怖くなって、彼女は自分のことしか考えないで、子どもを置いて逃げてしまったのです。

残された子どもは、3歳ちょっと手前という、幼さでした。

結局お母さんは我に返り、警察に飛び込んで、「子どもを森の中に置いてきてしまった。助けて欲しい」と言い、すぐに捜査の手が及んだのですが、2日後に遺体となって発見されました。「まさか、こんなところに」というくらい遠く離れた場所で、その子どもは発見されました。足の裏の皮はまったくありませんでした。もちろん解剖されましたが、胃には、水を飲んだ形跡もありませんでした。その取材の時、予測なんですけど、東京から福島くらいの距離まで歩いたんじゃないかって刑事さんが話しておりました。

た。それぐらい足が傷だらけだったのです。

その時、刑事さんが「西館さん、この子はね、まだ子守唄を聞いてられる年なんだよね」と言ったひとことに、私はなぜか雷に打たれたような感じを受けたのです。子どもを背にして唄っている祖母や母の顔が浮かび、昔の懐かしい風景を一瞬のうちに思い出しました。

そういえば最近、お母さんが子どもをおんぶしたり、だっこしたり、あるいは町を「ねんねこぼんてん、でおぶって『ねんねんよ、おころりよ』と唄っているような風景は見られない。第一、子どもの泣き声さえ聞こえなくなっている。いったいあの歌はどこへ行ってしまったのだろうか？あの歌は何だったのだろうか？これが私の子守唄に対する興味の始まりでした。

亡くなった子どもは、たまたま私の孫と同じ年、そしてまた、子どもを置き去り、逃げてしまった母親は、娘の年齢と同じだったことで、とても他人事とは思えませんでした。

身近に考えたとき、こういうことが起こりうるんだ、と身につまされもしました。

しかし、一方では「その子が子守唄を聞いてられる年だった、という事では、あったかい寝床の中で寝ている孫の姿や、ひ孫にあたる子どもを背負い町を散歩してくれた祖母への懐かしさが浮かんできました。子守唄に家族の思い出を重ねていたようです。

それが私の子守唄の入り口に立った瞬間でした。でもそのときでも「古い、とろい、悲しい」っていう感じは拭いきれていなかったように思います。

最初は子守唄を勉強しようと考えましたが、どこから始めたら良いか分かりませんでした。

あるとき、「子守唄」を研究しているギタリストの原莊介さんに教えを請いに出かけました。「ねえ、私に子守唄のこと教えて」って。原さんは丁度サラエボから帰ってきたばかりで、「好子さんいいところに気付いたね」と言ってくれました。サラエボはもともと緑の風土、そしてオリンピックまでやったところですけども、当時戦火、内戦のために国土は荒れ果てていました。人々が民族紛争のさなかに

いたときです。

「そういうところではね、子守唄は唄えないんだよ」とは、原さんの一声でした。

「どうして唄えないの？」と聞くと、「だって子守唄を唄ったら、どの種族かわかってしまうから殺されちゃうんだよ」、これが答えだったのです。

「え、それじゃ子守唄って平和と関係あるじゃない？」「そうだよ。子守唄が唄える国というのは平和な国なんだよ」と言われて、「わあ、ますます興味がわいてきた」っていうふうに思ったんです。

しかし、子守唄がどれほど深い歴史を持っていて、あるいはどんな意味があって、何故大切なものなのかということは、ほとんど分かりませんでした。

第一、子守唄がどこにあるのかということさえ、見当がつかいません。詩は見つかつて音はないんです。子守唄を探すと譜面でシューベルトや、モーツァルト、ブラームスなどは出てくるのですが、日本の子守唄はあまり出てきません。譜面がついているとすると、これは誰誰さんの採譜、つまりその人が、聞いた唄を譜面化したというものばかりだったので

す。後でわかりましたが、子守唄には正式な譜面も正式な歌詞も無いのです。つまり、唄う人の即興だと言ったら良いのでしょうか。

ですから、メロディに統一感はありません。おまけに繰り返し、繰り返し唄いますから、唄っても疲れずに出来ています。無理のない発声の子守唄を唄う条件なのです。またこの唄は、その土地によって、さまざまに違うということが分かってきました。

それもそのはずで、気候も風習も言葉さえも違えば、子育ての方法も変わってきます。唄は自然にその土地に合うように唄われていたのです。

じゃあ一体これは誰が唄って、いつ頃からこの唄があったのでしょうか。これは、日本人の文化と大きく関わっていきそうです。どう他の歌と違うの？疑問が湧きますよね。私も疑問でした。いろんな文献を見ても載っていません。一生懸命子守唄を探してきましたし、研究家をたずねました。子守唄を唄うお

婆さんをたずねて歩き、文献をひもとき、5年をついやしました。

本日は、子守唄とは何ですか、その特徴は？それはいつ頃から有って、なぜ今に至ってるんですか、それは今なぜ必要なんですか。そして、どう生活に生かし、使ったらいいんですか？という順序で、お話をしていきたいと思います。

最初の子守唄は古代から始まります。そんな昔に子守唄はあったのでしょうか。人間が生きる、生き続けるという事は、まず子どもが生まれるということです。人間の生理や妊娠のメカニズムも知らない時代に子どもが生まれます。これは神様からの授かりものです。この痛みは神がくれたもの、そしてこの子は私たちに神が授けてくれた。いってみると、そのとき宝と思ったかどうかは分かりませんが、神様とつながりを持つものというところから始まったのでしょうか。

生まれれば、やっぱり「かわいいな」「自分の顔と似てるな」と、なるのが自然です。「この子に何か訴えたい」「伝えたい」と言う心が、唄の始まりです。基本的には唄は訴えや祈りから生まれました。それが子守唄の最初だったのではないのでしょうか。

縄文時代になると、土偶で子どもを背にして、大きく口を開け、歌を唄っているようなものも発掘されています。

♪ カー カー カー クワァ クワァ クワァ
ハウ ハウ ハウ トウ トウ トウ

その頃には、こんなふうに歌われていただろうと想像します。

「カー」は分かりますよね。カラスです。それから「クワッ、クワッ」っていうのはクマです。「ハウ、ハウ」は何でしょう。フクロウです。これらは自然の中で私たちに教えるものが多い身近な動物として、あるいは鳥としてあったものです。

カラスは神の鳥です。危険を察知して、自然現象をいち早く教えてくれるということに、人は気付いたようです。そんな神がかりな能力を子どもに欲しいと願ったのでしょうか。そしてまた「クワッ、クワッ」はクマ。これは上野動物園の園長でいらした中川志

郎さんに伺いましたがクマは、『クマ、クマ』って鳴くんだそうです。そのクマのように強くあれ、といった願いでしょうか。そしてフクロウが「ハウ、ハウ」。どこまでも夜の闇を守り、そして叡智を持った知恵の神様。

この3つを合わせたものを人は子どもに授けたいと願い、祈り、子守唄の最初として唄い始めたのであろうと思われます。

これは誰も研究したことないので、あくまでも想像からの発想です。

アイヌの子守唄に「ホーチー ポーチプ」というのがあります。「そらこげ船よ」っていうふうに訳しています。つまり「ゆりかご、です、その「ゆりかご、を空に向かってこいでいきなさい、こういうふうに揺れていきなさい。揺らすっていうのは人間の命の原型みたいなもの、心地いいのでしょうか。

(歌) ♪ 「ホーチー ポーチプ」

ホー チーポ チプ ハウ ワ ハウ
ホー チーポ チプ ハウ ワ ハウ
ホー チーポ チプ ハウ ワ ハウ
ホー チーポ チプ ハウ ワ ハウ

これを子どもが眠るまで唄い続けます。「ハウチーポーチプ ハウ ワ ハウ、ハウチー ポーチプ ハウ ワ ハウ」簡単でしょ？そしてそれは「お母さんの手の中がゆりかごです」という意味で「大きな大きな自然の空に向かって、私はあなたのゆりかごですよ」といった意味の唄だろうと思います。

そこで子守唄とは何なのか。

唄われる対象が赤ん坊であって、唄うのは大人である。

つまり意識のない、考えたり暗記したりしない脳に向かって、大人が愛情を持って唄う唄なんです。ですから、これは大人の唄なのです。我が子への「個」の唄です。集団の唄ではありません。

内容については、相手はまあだいたい、0歳から3歳ぐらいまでの間ですから、意味など理解できません。まったく即興でいいんです。

つぶやきに近いでしょうか。「枯れ葉が風に舞っている」でも、「寒くて、寒くて嫌だ」、「もううちの亭主なんか大嫌い」ということでも構いません。つまり、生活の中から生まれてきたものすべてが素材となり、歌詞になります。それは景色であり、風景であり、先祖であったり、日常の行事であったり、あるいは愚痴であったり、褒めることであったり、感動したり、喜怒哀楽をすべてその唄に盛り込んで、その子どもを抱いて耳元で唄う唄なのです。

唄そのものが大事なのではなく、抱いて唄う、添い寝して唄うといった中から、肌のぬくもりや命のリズムを子どもは受け取り、「かわいいよ」っていう感情を大人が感じ取る唄なのです。

唄われる子どもは、お母さんの匂い、お母さんの旋律、それはおなかの中に居たときの腸の音から、おならの音まで、今までの環境の延長線上に、自然の流れの音として感じ、安心感と信頼を作っていくのです。

でも赤ちゃんは、産道から出てきて、世の中に飛び出してきたとき、それは怖いでしょうね。

寝返りひとつうてないで、上向いてるだけなんですから。そこに「坊や」って覆いかぶさってくる母親に無償の、つまり無条件の信頼感を貰うわけです。

で、その母親はこの子がこうであればなどとは思わない。可愛くないなどと、我が子に感じる人がいたら、それは普通とは違うこころの状態です。自然に子守唄は言葉として出てくるものなので、いとおいしい、かわいい、無心で、無償で、時を忘れて、繰り返し繰り返し、唄ってしまうのです。

「親子の絆」の唄。最近、`絆`は流行語みたいに使われていますけれども、絆というのは、密度の濃い時間を共有することなのではないでしょうか。育児に使われる魔法の言葉みたいなもの、親子で一緒に作る至福の時間の中に、愛や信頼が確実に作られていくのだと思います。

それに理屈ではありません。赤ちゃんは、理屈を持っていませんが、本能はあります。その身体の本能的なかに植え付けることによって、揺るがないものが出来てくる。勉強したり、記憶したり、教わっ

たりしてできるものは、私は絆ではないと思うんですよね。

絆には無条件っていう言葉があるんです。そのことによって人は、母親を信じるから母親の向こうの父親を信じ、父親を信じるから、父親の作る社会を信じる。その社会を信じるから国を信じる。国を信じるから世界を信じるというふうに、どんどんどんどん信じることの連鎖が広がり、加速していくのです。その原点に、「命の讃歌」として、子守唄があるのです。

しかも、人間が無意識で聞く唄は、その時期だけのものなんです。

3歳過ぎれば「どうして? 何で?」と、子どもは的確に自己を主張し、疑問を持つようになります。3歳過ぎれば、今度はその唄のリズムをもって、必ずわらべ歌を歌うようになります。わらべ歌は遊びの中から生まれますから、子どもの想像力と直結しているものです。子守唄の旋律を子どもは、赤子の時に自然に習得して、生かしてゆくのです。

だからもともとは子守唄ではないのですが、幼い頃は、わらべ歌が子守唄になる可能性はあります。「ねんねんころりよ おころりよ」は遊びには使えないと思いますが、私は飼い猫や人形に子守唄を唄っている子どもをほほえましく見ていた覚えがあります。子どもは真似をしますのです。

また、「ねんねん」の「ねん」は念仏の「念」からきています。お寺に集まった人達が御詠歌や念仏を子守唄などに転用したのかもしれませんが。自然に子どもの健康と幸福を祈ったから、口の端に乗ったのかもしれませんが。あるいはおばあさんが念仏を唱えながら、子守りをしていたのかも知れません。「念」が「寝る」の転意となったとも考えられます。

童謡は子守唄ではないのですか? という質問をよく受けます。

童謡は皆さんご存じの通り、作詞家もはっきりしており、作曲者もいます。作詞、作曲がきちんとその人の意図によって作られたものが童謡なんです。ついでに唱歌は、学校が情操教育として入れたものなのです。民謡は各地にあるけれども、その民謡のバックボーンは、はっきりいって民衆の仕事にくっ

ついた歌、労働にちなんだものが多くあります。

こうやって歌の系譜はありますが、子守唄はご存じの通り、命の最初にある唄なので、唄われる当人は唄うことができない特別な唄なのです。私はこの点から、他の歌と切り離したいと思いました。つまり人間の心のはじまり、原点に子守唄がある。それは親が唄い、無意識のうちに子どもの身心にすり込まれていく大変重要なものだと思っているので、それに気づいた時に、子守唄協会を作ったということなのです。

この子守唄が、あらゆる時代のお母さんたちが唄っていて、唄い継いできたと思いますけれども、その唄はその土地にずっと眠っていたんだらう、というふうに思います。

でも子守唄の歴史なんて記録があまり無いので分かりませんが、鎌倉時代、『聖徳太子傳』（しょうとくたいしでん）と言う本が出されていて、その中に「聖徳太子の子守唄」というのが残っていました。この中には5人のお姫様が、聖徳太子に寝させ唄、子守唄を唄ったとあります。「子守唄を毎日歌って御したまいし」という1行があります。その唄は、「寝入れ 寝入れ、小法師（こぼうし）。縁（えん）の縁の下に むく犬の候（さぶらう）ぞ 梅の木の下には 目木羅羅（めきらら）の候（さぶらう）ぞ」といった、おっかない唄なんです。つまり「寝なさいよ、寝なさいよ、聖徳太子。あなたが早く寝ないと、縁の下、木の根本には、怖いものがいて、襲ってきますよ」といった脅し唄なんです。聖徳太子でも脅されて寝ていたんですね。

寒い土地の子守唄には脅す唄が多いです。寒い土地の暖房もままならないでしょうし、大人には夜なべという仕事がありますから。子どもにいつまでも起きていられると困るので、無理にでも寝てもらいたくて、脅して眠らせるわけです。でもそんな時、子どもは「怖いよ」といってお母さんにしがみついてくる。子どもは無条件で守られていると感じるでしょう。その中で眠りにつきます。これが子どもの本質なんですよ。安心して眠る。安心して頼れる。

この姿は今薄らいでいるのではないのでしょうか。

この「聖徳太子の子守唄」は現存して残っています。蒙古が攻めてきた時も、東日〔津軽〕の歴史書には「この年、子守歌流行す」という箇所があります。ということは、子守唄という言葉もずっと昔からあったという事でしょう。その歴史はお母さんの歴史として、また日本の歴史として、今の私たちに、つながっているのではないのでしょうか。

それでは私たちは、いつ頃からこの子守唄を生活の中に入れたのかといえば、江戸時代の中期あたりです。参勤交代が功を奏して、武士が戦いや争いをしなくなった頃です。幕府がやっと落ち着き、平和になり、世の中は教育や子育てにとっても熱心になりました。また、文化の花開いた時期でもあります。庶民と女性が、初めて歴史上に台頭してくるのもこの時期です。

江戸時代中期といえば、お寺さんに行って過去帳を見ますとね、ほぼそのあたりから自分の先祖を辿ることが出来るというほど、今の私たちに近い時代でもあります。つまり、決して古い時代ではなく、230年前ぐらいに流行歌として子守唄は生まれました。子どもが宝物だったのです。子宝と長寿が価値を持った時代だったという事です。

この子守りの唄は皆さんよくご存じの「ねんねこぼんてん、に豆絞りののはちまきをして、でんでん太鼓、を片手に持っている子守娘の姿です。これは商品としてお人形になったんです。今でいうと、リカちゃん人形、みたいなものではないでしょうか。今戸焼の人形は、お土産として見事に売れたという話も伝わっています。

このとき江戸に流行った唄は、皆さんのDNAの中にちゃんと入っているようです。それが「江戸の子守唄」です。後の人がそう名づけたのですが、さて、最初はなんと呼んでいたのでしょうかね。

（歌）♪「江戸の子守唄」

ねんねんころりよ おころりよ
坊やはよい子だ ねんねしな
坊やの子守は どこへ行った
あの山こえて 里へ行った

里の土産 (みやげ) に 何もろた
でんでん太鼓に 笙 (しょう) の笛

起きゃがり小法師 (こぼうし) に
振り鼓 (つづみ)
起きゃがり小法師 (こぼうし) に
振り鼓 (つづみ)

これが、一番最初に庶民の流行歌として唄われた子守唄です。どこかで聞いたことあるでしょう？歌というのは、時の権力に利用されたりします。徳川幕府は、この唄を利用したかもしれません。「お江戸はね、子育てにとっても良い場所なんだよ」、といった具合に。参勤交代、花盛りの頃です。この唄がお国に帰るときの武士のお土産になって、各地に散らばっていきました。あるいは、薬売りは、「ねんねんよー、おころりよ、ハイー、子どもの虫痛み」っていうふうに、宣伝にも使っていたようです。猿回し、女芸人、瞽女 (ごぜ)、はその芸に、農民は農閑期などにこの唄を唄いながら、人から人に伝わっていき、あっという間に広がり、実はこの曲は全国にあるんです。これを類歌 (るいか) って呼びます。そして、その類歌は各土地に行くと、その土地の風土を盛り込んで、いってみると替え歌ですよ。替え歌になりながら、広がっていきました。沼津に行くと、こんなふうに変まって広がりました。沼津の子守唄です。

(歌) ♪ 「沼津の子守唄」 (この子のかわいさ)

坊やはよい子だ ねんねしな
この子のかわいさ 限りなさ
天にのぼれば 星の数
七里ヶ浜では 砂の数
山では木の数 萱 (かや) の数
沼津へ下れば 千本松
千本松原 小松原
松葉の数より まだかわい
ねんねんころりよ おころりよ

沼津の景色の中で、数えられないほど沢山のものを片っ端しから挙げて、その数えられないものを全部もってしても敵わないほど、お前はもっとかわいいよ、と言ってるわけです。この子守唄「ねんねんころり」の部分が、前の唄とちょっと違うの、気付きませんでした？「ねんねんおころりおころりよー」って最後の「よー」の部分の語尾が上がるんです。これ、言葉尻が上がると明るく聞こえるんですね。それも意図的に唄っているようです。子どもの名前を呼ぶときも、「何々ちゃん♪」って、「ちゃん♪」の語尾をあげてみてください。やはり明るく呼びかけるような効果があります。言葉というのは、魔法のような力を持っているんです。子守唄もまた力を持っていて、母親は魔法を上手に使わなくてはなりません。そう思ってください。

次に、富山の子守唄を聞いてみましょうか、この唄の中では、富山という所は、金沢に引け目を持っているようです。「お嫁にいくなら石川県にいきたいわ」「なんで？」「だってあそこには針があるもの」、針は昔の女の人の宝物だったんですよ。その針がふんだんに使える所に行くと、私は縫い物がしたいわ、小袖の着物でお洒落がしたいといった願望を歌にしているのです。貧しさを跳ね返すものとして子守唄に託していたようです。

(歌) ♪ 「富山の子守唄」

ねんねんや おろろわい
おろろわいや ねんねこせ
ねんねのお山の 子兎は
泣かずにねんねん ねんねこせ
ねんねのお山を こえるとき
東を見ても 松ばかり
西を見ても 松ばかり
雪にふられた 松の葉は
銀の縫い針 しかけ針
振りの小袖を しゃなしゃなど
ねんねのお山を とろとろと
おろろわいや ねんねこせ
おろろわいや ねんねこせ

これを富山の人に聞かせると、「あ、富山だ」って言うんですよ。やっぱり、その子守唄が持つ地域性や、行きたい、見たい、そして、知りたいということが、唄に盛り込まれているのです。お嫁にいくなら、あそこに行きたい、という願望、沼津では私の宝物をほめたたえている、といった具合に子守唄の県民性が出てくるのです。中にはね、旦那さんをいさめて、ケンカをしないようにして、「かっこんかっこん、かっこん馬車、どっからは一やーる一お江戸吉原仲の町」といった具合に吉原から嫁をもらうという話を子守唄にして、じつのところは、やんわりとご主人に、「あなた、女遊びはしないでね」と釘を刺している子守唄もあります。

憂さ晴らし、心情の吐露、はげ口として、実に見事に女性たちは子守唄を利用したのです。こういうものを「子守唄のエキス」というふうに、私は呼んでいます。

さて子守唄を聞いてください。「天満の市」という大阪の子守唄です。大阪、天満は大阪の台所です。その賑わいを歌っています。「天満の市」。

(歌) ♪「天満の市」(てんまのいち)

ねんねころいち 天満の市で
大根(だいご) そろえて 舟に積む
舟に積んだら どこまでゆきやる
木津(きづ) や難波(なんば) の 橋の下
橋の下には かもめがいやる
かもめとりたや 竹ほしや
竹がほしけりゃ 竹やへござれ
竹はゆらゆら 由良之助(ゆらのすけ)

大阪で有名な子守唄です。でも、大阪の人は、「あれ？」と思うのです。しりとりのように、橋の下、かもめ、竹と、続いて、最後は、大石内蔵助がモデルの歌舞伎の主人公、由良之助までいってしまいます。歌としても優れていますが、誰が作ったのかは分かりません。これ、実はデモンストレーションの子守唄なのです。天満から大根を集めて船に積んで、木津や難波に持っていくという意味ですが、そんな

ことはあり得ない。なぜならば、木津や難波が大根の産地だからです。産地から天満の市に卸したものを、また積んで、木津や難波に持ってくるということは変です。これは、木津や難波にはこんなに産地があるのですから、市場を作ってくださいねっていうデモンストレーションを意味しています。女性たちは社会性をちゃんと身に付けて、唄として、活動していることになります。

こういう唄はたくさんあります。東北に行くと、源氏の悪口をいってる子守唄が山ほどあります。男の人がこれをまともに唄ったら打ち首です。でも、「お母さん、お母さん、そんな源氏の悪口を言わないでください」といわれても、「何言ってるの。私が言ってるんじゃないんですよ。カーラスあっぱが言ったとき」と頭に付けて歌います。「あっぱ」は、東北の方言でお母さんです。私ではなくて、カラスのお母さんが言ってるんですよ、と逃げるわけです。

1億の母が居れば、1億の数の子守唄があります。これが子守唄のすごいところなのです、無理のない唄、荒れた心を静める唄、そして、ストレス解消をする唄、即興であることと、想像力のたまもので生まれる唄であること、無条件で子どもに伝えるものを、何代にもわたって願いを込められること、そして、この唄うことによって、親離れと子離れの線を、私は大人、あなたは子ども、私は親、あなたは子どもって、きちんと選別のできる唄なんです。こういう唄を、われわれの先祖は作り、唄いつないできたんです。人の叡智すら感じます。

ただ、私も最初に感じたように、「暗い、とろい、悲しい」ということは、実は人間の原点なのではないでしょうか。貧しさ、あるいは、惨めさ、といったものは日本が持つ風土と切り離せないもののような気がします。

そう感じたのは、日本独特の歌として子守娘の子守唄っていうものがあるんです。

これは低年齢、7つから8つ、多くても初潮が来るくらいの年齢までしか勤めることが出来ない子守りの唄です。

子守りの子守唄は、赤ちゃんのためでもなければ、

誰のためでもない、自分の心を支えるために作った子守唄です。自分が子どもなんですから、子どもが幼い他の子どものためになんて唄えません。子どもは子守りをしながら寄り添って、ふるさとを恋しがったり、お母さんの懐を恋しがったり、慰めのようにして、子ども同士で唄ったのです。ご飯はわた汁、クマやイノシシやシカの内臓をお湯で煮たもの、それを3食、食べます。給金はありません。口減らしのために来た子守りの奉公がいかにつらかったか、その痛ましさがあるので、その唄が、はらわたの中から出てくるように聞こえ、私たちは忘れられないんです。

残酷ですが、労働歌として唄われたものです。

これは日本の負の財産です。裏面です。だから、私たちは唄い継ぐんです。その最も優れたものが「五木の子守唄」です。熊本県球磨郡五木村、ここは多くの子守娘がいた村として有名です。「あれをつとめに出そう」、という名主の一言で、風呂敷1つ背中にし、1食分のおにぎりを持って、山を下って奉公に出されます。どんなに親が恋しかったか胸が痛みます。五木村には子別峠と命名された場所さえあります。親はそこまでは送ってきて、子どもと別れます。これは、昭和の初期までであったのです。子守娘の子守唄は、悲しくって、切なくて、つらいです。しかし、背中の子どもをいじめたりはしませんでした。

歌詞は70を超えるほどありますが、その意味を、今の人には、解せないと思います。

「五木の子守唄」にはこんな歌詞があるんです。

(歌) ♪「五木の子守唄」

- 1 おどま盆ぎり盆ぎり
盆から先ぎゃおらんど
盆が早よ来りゃ 早よもどる
- 2 おどんがうっ死(ち)んだちゆて
誰(だい)が泣(に)ゃてくりゆか
裏の松山 蟬が鳴く

- 3 おどんが死んだときゃ
道ばちゃいけろ
通る人ごち 花もらおう

- 4 花は何の花
つんつん椿
水は天から もらい水

4つ挙げてみました。

- 1 私の子守り奉公は盆までという約束です。盆が来れば、ふるさとかえりますよ
- 2 私が死んだといったとて、誰が泣いてくれるというのでしょうか。短い命の裏山の蟬だけはきくと鳴いてくれるでしょう。
- 3 私が死んだら、道端に葬ってください。心ある人が誰かおがんでくれるでしょう。花をたむけてくれるでしょう。
- 4 私の運命はぼとりと落ちる椿の花と天から降ってくる雨と同じ、自分の意志では生きていません。あきらめていく、このあきらめから出ることができないという唄が、子守娘の子守唄です。

こうやって幾つか子守唄を探ってみても、その裏の歴史には重いものがあります。

子守唄が、女の人がたどってきた、人間が歩いてきた道の集大成だとわかります。その中に生きるための叡智が入っているように思います。

実はこの子守唄を一人一人、おばあちゃんから聞こうと思って、私は老人ホームを歩きました。「認知症で、鬱で無理ですよ」といわれて、それでも時間をかけて話していると、まるで頭の回線が繋がるように唄いだしてくれました。その取材をして分かったことは、人は年をとっても心に時間の宝物を持ってるのです。その人が、また私たちに宝を譲り渡してくれるのです。話にしても「ああ、あのとき着た浴衣がとともきれいだっただ」「ぼたもちがおいしかった」と言って、つらいとか、悲しいって言わないんです、みんな。時には唄い終わって、「先生、この子守唄を私から聞いたということは言わないで

ください」「えっ?」「私の息子は東大なんです。こんなみっともない唄を唄っていたといたら、後で息子に何言われるか分かりませんから」。これが一番寂しい。母が誇れない人、母の歴史に目を向けない、という親子関係はぞっとします。これも歌えない子守唄の一部なんです。人間ってというのは、それほど深く悲しいものだっていうこと、思い知りました。

小林登先生は、「西館さん、子守唄を唄う人はIQが高いんだよ」と仰います。

想像力がないと、子守唄を作れないし、唄えないということと関係があるように思います。

虐待というのも、子守唄と関係があるのではないのでしょうか。自分の価値をしっかりと見つけられない人は、他人も大切にはしないでしょう。虐待というのは、ある意味文化なんです。家庭の中で自分の根っこを作れない。文化というのはその暮らし、育ち方、日常の中から生まれてくる「心づくり」です。大事にされて育つことの良さは自分の存在を認識することですから、他人の存在も認める事になるでしょう。粗末にされれば、それは他人をも粗末にしてしまう癖を作ってしまう。大人が子どもの全人格を否定しまえば、愛情なんて芽生える余地もありません。自分の存在をしっかりと認識する大人は他人を大切にします、その姿をみせて子どもは健全に育てるべきです。

同じに、過保護というのも全人格を否定するんですよ。

そして、その根本には、0歳からは3歳くらいまでは、神のうちといった大切な預かり物です。その間の子育ての中に全てが集約されるでしょう。その3歳までの子どもが、いかに大人によって人間になっていくか。それが教育の基本だと思います。

虐待というのも、今増えています。この3歳までの時期の親にも、原因があるという説もあります。

子守唄の中に、解決のヒントがあると思うんです。それは想像力と表現力。想像力と表現力をお母さんには、もっと養っていただきたい。

日本は「言霊（ことだま）の国」なんです。言葉

の一つ一つに意味があります。言葉は言葉でどんなに楽しく使うか、お母さんは子どもに通じる言葉を持っていないのではないのでしょうか。子どもが何か言ってきたら対応できない。まず言葉で対応できない。想像力と表現力とを全力で活用することが出来ない。母親にこそ「ウイット」とそれから「笑顔」と冗談を言って、抑える所はピシャリと抑える技術が無ければならないと思っています。「言葉の引き出し」とか、そういうものをもって人に接することが、基本だと思うんですよ。

子守唄はその意味では大いなるヒントです。これは名もない一般の人が作ったんですから。無名の人が無心で唄ったということは、いかに生活を大切にしていたか、命ってすごいなあと感じ、本能が持っている力に脱帽してしまいます。

今の人を見て、あらためて、生きることに對する柔軟さが現在に最も欠けてるものじゃないだろうか、そして世の中の病巣が、命そのものの軽視につながっていると、そう思うのです。

私は子守唄を勉強しながら、「女が命に対して、今一度したたかさを持つべきだ」ということを感じました。今は時代が違う、子育ての方法も違う、人間の数も違う。そうかといって、時代が進歩したからといって、人間は生まれてすぐ突然大人になることも無い。その間に私たちは、先祖から受け継いできたものを、今に生かすということを忘れてはいけないんじゃないかな、ということ強く感じています。

暗い産道を人類の全ての歴史を背負って、私たちは生まれてくるんです。また、真っ暗な道を今度は独りで帰ってゆくのです。そこにはきっと親守唄が唄われていくと信じたい。最後になりますが、皆さん、目を瞑って聞いて欲しいんです。あなたのお母さんのことを考えて。あなたのおばあさんのことを考えて。この唄には「向こうに見えるは親のうち」という歌詞があります。無論、実際には見えませんが、でも、あなたの心の中には、親のうちが、いつもあると思います。それが家族です。

(歌) ♪ 「竹田の子守唄」

守りもいやがる 盆からさぎにゃ
雪もちらつくし 子も泣くし
盆が来たとて なにうれしかろ
かたびらはなし 帯はなし

この子よう泣く 守りをばいじる
守りも一日 やせるやら
早よも行きたや この在所 (ざいしょ) こえて
向こうにみえるは 親のうち
向こうにみえるは 親のうち

本日は、どうもありがとうございました。

「コミュニケーション能力を育むことの大切さ」

篠原 一之

（長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科）

地域社会が崩壊し、核家族化、少子化が進む社会状況の中で、ほとんどのお母さんが、初めて抱く赤ちゃんが自分の赤ちゃんであるような時代を迎えています。母子コミュニケーションをうまくはかれず虐待に至るケースも少なくなってきました。当然そのような母子関係の中で育ったお子さんは健全なコミュニケーション能力が育まれず、“いじめ—いじめられ”、衝動的暴力、引きこもりなどコミュニケーション障害が起こってきています。

このような社会背景を考えると、子どもたちにコミュニケーション能力を育む教育を行うことは非常に重要なことです。コミュニケーション能力は端的に言えば、相手の気持ちを充分理解して自分の気持ちをうまく相手に伝えるということです。そのためには、我々自身がカウンセリングマインドと五感を介したコミュニケーション能力を養成することが必要です。そこで、保育士、子育て扶養者の方たちを対象に子どもの保育力向上を目指した保育教材を作成しましたので、その一部をご紹介します。

カウンセリングマインドは、目に見える行動（ことばや態度、身振り）に目を奪われず、気持ちや感情をその人の身になって感じ取り、背後にある心理的背景をよく理解し、その心理に働き掛けて問題を解決することをいいます。これには言葉を慎重に選び大切に使うことが必要です。

五感を介した非言語的なコミュニケーションは、カウンセリングマインドと異なり、直感的に相互の気持ちを伝えあうことです。大人のコミュニケーションは、70%以上が非言語的五感を介したコミュニケーションであることが知られています。現在、さまざまなメディア（特に携帯電話やインターネッ

ト）を通じて情報が氾濫し、人間が本来持っている非言語的な直感的コミュニケーション能力が低下しています。非言語的コミュニケーションは、言葉の発達してない乳幼児期に発達しますので、乳幼児期の非言語的コミュニケーションについて知ることは非常に重要なことです。

カウンセリングマインド

カウンセリングマインドは、4つの側面からとらえております。1) 自分を知る、2) 子どもを知る、3) 養育者を知る、4) 組織、チームワークを知る、です。

1) 自分を知る。

保育士、子育て支援をする側（以下、「子育て支援者」と略します）も人間ですから、いけないと思っても、ついつい叱ってしまいがちな子どもや、苦手意識を持ってしまう養育者がいるかもしれません。「子育て支援者」もそれぞれ個性があって、みんな同じ尺度で子どもや養育者を見るわけではありません。ですから、まず自分の性格を知って、その自分の尺度で子どもや養育者を見てしまっていることをあらかじめ知っておく必要があります。相手が悪いか自分が悪いかではなく、個性と個性の関係で人間関係はできてきますから。

それに加えて、今、自分がどういう身体・精神状態にあるか知っておく必要があります。ストレス、不眠、不安、イライラ、意欲低下、抑うつ気分等、自分の本来の性格傾向に加えて現在の状態を知ることが大事です。現在の自分の精神の状態というフィルターを通して、子どもや養育者を観察するのです。

精神的な不調を感じたら、今の状態を把握して、必要なケアをしましょう。

2) 子どもを知る。

重要なポイントが2つあります。一つは、発達です。0歳児ですと、1ヶ月単位で精神・身体的特徴が変化します。ある時にはできても今はできない、ある時にはできなくても今はできなければならない、といったことがあるのです。

ただし、発達には個人差があることも忘れてはいけません。例えば、一般的に3カ月齢でできなければならないことを、ある子ができない場合、それを問題視して叱ってはいけないということです。個人差がありますから、発達の遅れがあるように感じても、ある一定の期間静観することが重要でしょう。

もう一つ強調したいのは子どものサインです。例えば誰かを殴った、何か物を壊した、という赤サインは分かりやすいのですが、黄色サインの場合分かりにくいことがあります。例えば、サイレントベイビー。たくさん子どもをケアしなければいけませんから、ケアする方としては、手が掛かる子に目がいつてしまい、おとなしい子は後回しになってしまう。サイレントベイビーはあまり泣かず静かで手がかからないからといって、そのままにしているのでしょうか。言うことをよく聞きお手伝いをよくするいわゆる「良い子」は、全ての場面でもの分りの良い子でいいのでしょうか。その他、好ましくない目立ち方、チック、夜尿等、いろいろなことがあると思います（教材には38サインが掲載）。子どもの場合は、言葉で自分の精神状態を訴えることができません。そのような細かなサインを見逃さないことが子どもを知るという上で重要です。

3) 養育者を知る。

「子育て支援者」の皆さんが、一番苦勞するのは養育者とのコミュニケーションではないでしょうか。言うことを聞かない子どもと奮闘することに意義は見出せても、養育者から無理難題を言われると、めげてしまうというのが実情だと思います。モンスターペアレントという言葉が生まれるような状況で

すから、「子育て支援者」の皆さんは相当苦勞されているのではないかと思います。これからはお母さんのタイプを知り、それに対するケアの方法を知っておくことが重要です。こういうお母さんには、こういうふうに接しようと準備をしておけば、イライラしたり、無力感に陥ったり等のネガティブな感情が起こりにくくなると思います。

まず、3つの視点からお母さんを考えてみてください。そのタイプ、一つ一つについての細かな説明は省かせていただいて、分類だけ説明します（詳しくは教材を参照下さい）。(1)子どもに対する態度：過期待、過保護、過干渉。(2)「子育て支援者」に対する態度：「子育て支援者」の皆さんの助言を無視する方、拒否される方、攻撃的な方がいらっしゃるでしょう。その表と裏だとは思いますが、過剰に依存される方もいらっしゃると思います。(3)保護者同士の関係：子育ては大変なことですから、子育ての辛さや育児情報を共有できるような保護者の仲間が必要です。そのような中で、仲良グループに入れない、孤立したお母さん。社会的なルールを守れない、モラルの低下したお母さんもいるでしょう。

(4)養育者を取り巻く状況：一つは、家庭内での暴力、DV (domestic violence)。核家族が標準的な家庭の単位となっている時代に大家族の中で子育てをするお母さん。離婚によって、シングルファザー、シングルマザーとなっている家庭。こういったさまざまな、養育者を巡る環境、背景を知っておくということも非常に重要です。


4) 組織を知る。


保育士、医師、臨床心理士、保健師など、「子育て支援者」がこれだけ専門化されている時代です。専門分野をもった「子育て支援者」がコミュニケーションをとり、チームワークきちんととっていかねなければなりません。正規雇用、非正規雇用の立場の違いの理解も必要でしょう。


では、子どものサインを知るということで一つだけ事例を紹介したいと思います。“かみつき”をする子です。


登場人物は図1に示してあります。

*登場人物

 たかこ先生
(26歳 保育歴6年)

 げんきくん
(1歳2ヶ月 のんびり屋 5ヶ月齢より入園)

 さきちゃん
(1歳3ヶ月 しっかり者 5ヶ月齢より入園)


 りなちゃん
(1歳0ヶ月 活発 5ヶ月齢より入園)

*経緯と背景
進級して2ヶ月経ち、6月に入ると、子どもたちも落ち着いて過ごせるようになってきた。しかし、ここ数週間、げんきくんは“かみつき”が多く見られるようになった。げんきくんは保育時間が長く、7時半～18時半まで園で過ごしている。

図1

ストーリーは図2～図5です。

①



げんきくんとさきちゃんは月齢も近くよく気が合うようで、何をするにも一緒である。言葉でのやりとりをしている訳ではないが、とても楽しそうな様子うかがえる。自由時間にげんきくんとさきちゃんが仲良く積み木遊びをしていた時のことである。

図2

②



げんきくんとさきちゃんがふたりで楽しそうに遊んでいる様子を見ていたりなちゃんが、興味を示し、ふたりに近づいてきた。すると、突然、りなちゃんは手を伸ばして、積み木を取ろうとした。

図3

③



りなちゃんが積み木を取ろうとするのを見て、遊びの邪魔をされると思ったのか、げんきくんがりなちゃんの腕にかみついたのである。近くにいたたかこ先生が止めに入ったが間に合わなかった。すぐに二人を引き離し、傷の程度を確かめた。

図4

④



りなちゃんの腕には、くっきりと歯形が残っていた。たかこ先生は、急いで冷水で冷やした。りなちゃんは大泣きしている。それを見ていた、げんきくんも大泣きしてしまった。げんきくんがかみついたのは、これで3回目である。

図5

さて、問題です。正しいか誤りか考えてください。

問題1

このような“かみつき”は年齢的なことを考慮しても性格にやや荒っぽいところがあり、正常な発達から外れていると考えられ、嚴重な注意が必要である。

これは、誤りです。“かみつき”などの行為は、その子どもの年齢を考えることが大切です。特に0歳児、1歳児は、イライラしている時、物の取り合いのとき、自分の欲求を表したい時はもちろん、嬉しい時や相手に親しみを表したい時も、言葉で気持ち

ちを表現できないために、“かみつき”の行動がみられることがあります。

問題 2

“かみつき”は怒りの表れなので、仲の良いさきちゃんに対してかみつくことはまずない。保育者は、二人で遊んでいる時は特に注意しなくて良い。

これは、誤りです。問題1の解説で書いたように、成長過程では、“かみつき”はいろいろな感情の表現手段です。程度の差はありますが、どの子に対してもかみつくことがあることを覚えておきましょう。

問題 3

げんきくんに限らず、保育時間が長い子どもはストレスを抱え、イライラしてしまうことが多い。“かみつき”はそれが原因で起こることが多いので、長時間保育の子どもには注意すべきである。

誤りです。“かみつき”が頻繁に起こる原因は必ずしも、長時間保育であるとは限りません。“かみつき”があまりにも続くようであれば、園での他の行動を丁寧に観察するとともに、家庭との連絡を密にとり、原因を探る必要があります。

問題 4

1歳の子どもは言葉を理解できない。従って、言葉で注意してもよく理解できないので、注意する必要はない。

これは誤りです。1歳児クラスの子どもでも、相手の痛みを教えることは大事です。“かみつき”の直後、相手の痛みを伝え、目を見て真剣な表情で注意することが大切です。また、「ごめんなさい」と保育者が代弁して謝る姿を見せ、子どもに真似させることで、謝る姿勢を教えることも大切です。

問題 5

“かみつき”が起こった場合、かみついた子に強く注意した後は、かみつかれた子の心の傷をフォローアップすることに重点をおき、かみついた子のフォローアップはあまり必要ではない。

これは、誤りです。かみつく子は、社会性が芽生える「発達的一段階」に到達したとみなすことができます。注意した後、感情をうまく表現できず、ためらっている様子が見受けられるときは、身振り、手振りやサインランゲージ等を使って感情を伝える方法を教えることも効果的です。

まとめです。

まとめ

●1歳児保育が始まりしばらくすると、かむ子の問題がよく出てきます。1歳児の“かみつき”は、友だちへの関心、友だちとの関わりが始まると必ず生じる「嫌だ」「自分がしたい」という気持ちを表現しようとする行動の一つです。まだ、言葉、身振り、手振りで、自分の気持ちやいたいことを十分に表現できないので、つい“かみつき”という攻撃的行動になってしまうこともあります。

●保育者が注意するばかりでは、逆効果になることもあります。物事の理解が完全でない年齢では、注意された内容を理解しておぼえるのではなく、注意されたというネガティブな感情のみが記憶に残ってしまう可能性があります。友だちと楽しく遊ぶ経験をする中で、「貸して」や「順番」という言葉が出てくるようなかかわりを促していくことが大切です。“かみつき”といった関わりが少しでも減ると、みんな一緒に遊ぶことがさらに楽しくなることを教えていきましょう。



図 6

まとめ

●相手の痛みを教えることも大切です。そのためには、かんだ瞬間に、“人をかむことはいけない”ということがはっきりとわかるような注意のし方が重要です。いろいろな理由や説明を並べて、“言い聞かせる”のは、この年齢では難しいでしょう。かみつかれた友だちが痛がっていることを教え、保育者が真剣な表情でしっかり目を合わせて「いけません」と言うこと。また、きちんと「ごめんなさい」といわせることは、かんだ子の今後の子ども同士のかわり(社会性の発達)に大切なことです。

●注意しっぱなしではなく、注意した後の子どもの様子を観察し、フォローアップすることも忘れてはいけません。子どもが感情をうまく表現できず、ためらっている様子が見受けられるときは、サインランゲージ(手話やジェスチャーの様に、手や体を使って気持ちを表す方法)を教えてあげるのも効果があります。すぐにサインランゲージを習得するのは難しいので、まずは身体を動かしたり声を出す活動(遊び)を通して、ストレス発散させるのも一つの方法です。また、“かみつき”に限らず、家庭で気になる行動が出てきたら園に知らせてもらえるような連携体制を作っておきましょう。



図 7

このように、目に見える行動に目を奪われず、気持ちや感情をその子の身になって感じ取り、背後にある心理的背景をよく理解し、子どもの心の健全な発育を促しましょう。

五感を介したコミュニケーション

1) 胎児期における母子コミュニケーション

最近、4Dエコーというエコーが開発され、胎児の表情や動きを立体的に観察することができるようになりました(図8)。その結果、これまで、胎動とひとくくりにされていた胎児の活動が、具体的な行動として理解することができるようになりました。



図 8

図9は、4Dエコーで妊娠28週の赤ちゃんの表情を撮ったものです。1列目の顔の変化をご覧ください。不機嫌そうな顔から、口角が上がってきて、微笑ん



図 9

だ表情が見て取れます。2列目の赤ちゃんの表情を見てください、舌を出して「あかんべえ」をしています。誰に教わるわけではなくお腹の中でこういう行動パターンは完成しているのです。もちろんどのような状況で使うのかは、生まれた後に学習するのですが。次の写真は、大きく口を開けて満面の笑顔です。三列目を見て下さい。胎児も眠いと、目をこすって大きなあくびをします。生まれた後はあくびをする時に空気を吸いますが、生まれる前の赤ちゃんは羊水の中に浮かんでいるので、あくびすると羊水が肺に入っていきます。あくびは、羊水を吸い込むことで肺胞を膨らませる役割を果たしています。

胎児にお母さんの気持ちは伝わるのでしょうか？

4Dエコーと2Dエコーを数台用いますと、表情も分かりますし、手、足、胴体の動きを同時に観察することができます。そこで、妊娠7カ月のお母さんの感情(喜び、悲しみ)が変化すると、赤ちゃんの表情、手、足、胴体の動きがどのように変化したかを調べました。

喜びの感情は、『サウンドオブミュージック』という映画を見てもらうことで惹起しました。女性教師が山の上で子どもに囲まれてドレミの歌を歌っているシーンを5分間見てもらいました。悲しみの感情は、『チャンプ』という映画を見てもらうことで惹起しました。シングルファザーに育てられた男の子が、お父さんがボクシングをして亡くなってしまい、子どもが泣いているというシーンを5分間見てもらいました。

その結果、お母さんの感情の変化に伴って、表情は変化しませんでした。また、足や胴体の動きも感情に伴って変化しませんでした。ところが、手の動きは喜びや悲しみの感情と相関して変化していることが分かりました (図10)。

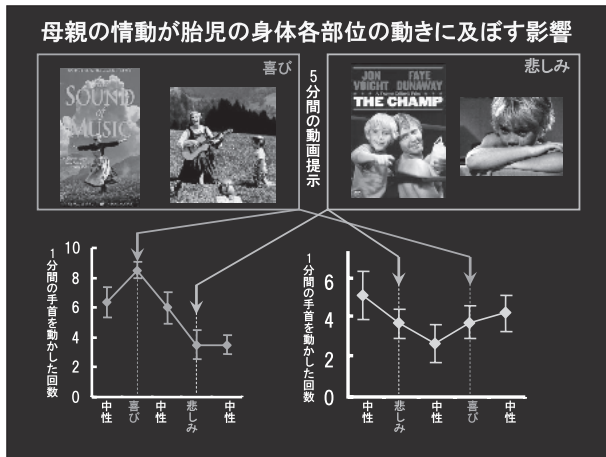


図10

お母さんが喜びの感情を抱くと、赤ちゃんの手の動きが増し、悲しみの感情を抱くと、手の動きが減ります。手の動きからだけでは、赤ちゃんに何らかの感情の変化が起こったかどうかはわかりません。しかし、少なくともお母さんの気持ちがお腹の中の赤ちゃんに伝わるということがわかりました。

今の産休の制度ですと、妊娠7カ月では働いていることが多いと思います。仕事でストレスがあったりすると赤ちゃんの動きは減りますが、神経質になることはありません。お母さんの気分が明るくなれば、その子どもの動きも元に戻ります。ですから、ストレスを感じてもそのストレスをためないで、解消していけば赤ちゃんへの影響は、あまり大きく残らないと思います。生活する上で、全くストレスのないことはないのですから、いろんなストレス体験しながらも、溜めずに解消することに努めればいいのではないかと思います。

2) 乳児期における母子コミュニケーション

(1) 視覚

①言葉を話せない乳児はどのようにお母さんに気持ちを伝えようとしているのでしょうか？

10カ月齢の乳児に喜び、悲しみ、怒り、恐れ、驚きの感情が湧き起こるようなシチュエーションを作りました。それら一定の条件で表出された表情の変化を客観的に測定しました。目の形、眉の形、口の形等を示す9つのパラメーターの変化量を測定したのです。その結果、9つのパラメーターを比較すると、どの表情間にも同じ変化パターンが見られないことが分かりました。このことから、4カ月齢の赤ちゃんもでも、少なくともこの5つの感情を区別して、表情で表していると分かりました。

②赤ちゃんは表情を変えることによって感情を表出していましたが、逆に赤ちゃんは相手の表情から、感情を読み取ることができるのでしょうか？

簡単に、実験方法をご説明しますと、お母さんに抱いてもらって10カ月齢の赤ちゃんにモニターを見てもらいます (図11)。モニターに4つの顔画像が出てきます。2つは喜びの顔、2つは怒りの顔です。4つの喜びと怒りの顔の違いは、視線です。1枚の喜びと怒りは、直視しており、見つめあっている画像です。他の1枚ずつの表情は視線を回避しており、目が合っていない画像です。

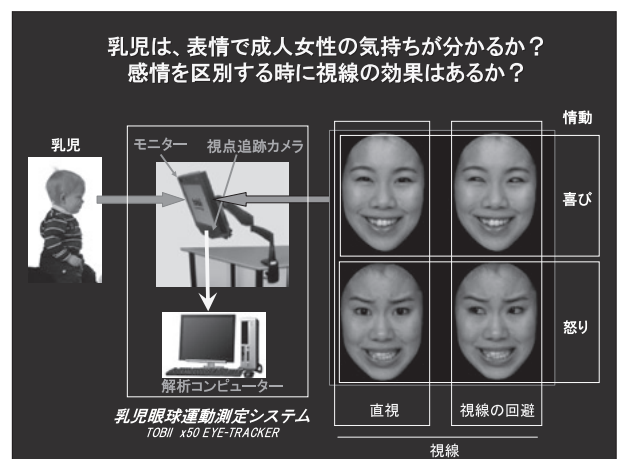


図11

その結果、10カ月齢の赤ちゃんは、視線が合っている時は、喜びと怒りの表情を明確に区別できましたが、視線が合っていないと、赤ちゃんは喜びと怒りの表情を区別できませんでした。10カ月齢の赤

ちゃんは、表情から相手の感情を読み取ることはできますが、それは、目が合っている時だけで、視線が合っていない表情は、自分にとって無意味な情報であると判断されるので、気持ちが伝わらない事がわかりました。

赤ちゃんを叱る時は、目を見て、表情を変えて注意しましょうということを書きましたが、それはこのことです。ちゃんと目を見て話さないと、赤ちゃんは表情を区別できません。ですから、叱る時も褒める時も、見つめあうことが必要です。せっかくあやしていても、片手でメールしながらでは、赤ちゃんには気持ちが通じないのはこのためです。

子供の表情はとても豊かで、5つの感情を表現しています。受け手のわれわれは、その5つの感情を表情から推測してあげなければいけません。また、赤ちゃんもお母さんの顔を、しっかり見えています。赤ちゃんは視線が合っているとわかると、表情から感情を読み取ることができます。ですから、目と目を見つめあって表情で感情を伝え合いましょう。

（2）聴覚

①言葉をしゃべれない赤ちゃんは、気持ちを音声で表現しているのでしょうか？

赤ちゃんが発する音声は泣き声であることがほとんどです。では、その泣き声で赤ちゃんは気持ちを表現しようとしているのでしょうか？音響的特徴を調べたところ、赤ちゃんの泣き声は、怒り、甘え、空腹の3つに分類できることがわかりました。また、育児経験者は、怒り、甘え、空腹の泣き声を区別できることがわかりました。以上の結果から、赤ちゃんは泣き方を変えて、三つの状態、怒り、甘え、空腹を表現していることがわかりました。

子育ては大変です、お母さんは夜中でも夜泣きで起きなければなりませんし、おっぱいあげなければなりません。なかなか、泣き声を聞いている余裕はないのではないかと思います。しかし、気持ちの余裕がある時に、泣き声に耳を澄ましてもらえれば、3つの泣き声を聞き分けることができますので、その背景にある気持ちをよみとってみましょう。

②言葉をしゃべれない赤ちゃんは、どのように音声から気持ちを読み取るのでしょうか？

最近、言葉をしゃべらない赤ちゃんに話しかけないお母さんが増えています。言葉が分からない赤ちゃんに話すのは無駄と話しかけないお母さん。また、保育園や幼稚園では、赤ちゃん言葉を話させない傾向が強く、お母さんも、赤ちゃん言葉を使わないことに注意をするために、大人に話すような話し方で赤ちゃんに話しかけることが増えているといえます。

赤ちゃん言葉は、単語を置き換えることです。例えば、車を「ぶーぶ」といったり、食べ物を「まんま」といったりすることです。また、マザリーズという話し方があります。これは赤ちゃん言葉とは違い、大人が子供に話し掛ける時に自然と声の調子が高くなって、抑揚が誇張されて、発話速度が遅くなる話し方です。万国共通で、ヨーロッパ、アフリカ、アジアどの国の言語にも共通して、本能的に大人が子供を見たときにしゃべるしゃべり方です。にもかかわらず、そのマザリーズを使った話し方をしなくなっているのです。

お母さんに自分の赤ちゃんに向けて絵本を読み聞かせた音声（マザリーズ）と大人へ読み聞かせた音声（朗読）を録音して、子どもにその音声を聞かせました。そうすると、マザリーズの音声には、赤ちゃんは喜んで注意を向けますが、大人向けに読んでもらった音声を聞かせても、赤ちゃんは全然関心を示しません。

大人に話すような話し方で話すと、自分に対して喋りかけられているのではないからと、聞く必要のない雑音として無視します。ですから、赤ちゃん言葉を避けるために、マザリーズをやめてしまうと、赤ちゃんにとって悪影響を与えるということです。

言葉を理解できない赤ちゃんに話しかけることの重要性をマザリーズの観点からお話をしました。

（3）嗅覚

①お母さんの匂いは赤ちゃんにどのような影響をおよぼすのでしょうか？

生後1時間以内の赤ちゃんをお母さんのお腹の上に置くと、お腹をよじ上り、乳首の所まで行くと、顔を横に向けて、乳首に吸い付きます（図12）。これが、1度もおっぱいを飲んでおらず、乳首から母乳が出るということを知らない赤ちゃんの行動ですから、驚きです。



図12

赤ちゃんは、母乳の匂いで乳首へ引き寄せられることがわかりました。それを証明した実験をご紹介します。片方の乳首だけきれいに洗って、匂いを消します。そして、赤ちゃんをお母さんのお腹に乗せると、赤ちゃんは、お腹をよじのぼり胸のあたりで、どっちかに顔を傾けます。その確率を調べると、75%が洗っていない乳首に吸いつき、25%は洗ってあった乳首を吸いつきました。

赤ちゃんが乳首を吸うことで起こるお母さんの体の変化を説明します。赤ちゃんが乳首に吸い付くと、その情報が脳に行き、プロラクチンというホルモンが下垂体から出てきます。その結果、乳汁分泌が起こります。また乳首を吸う刺激は、下垂体からオキシトシンというホルモンの分泌を促します。オキシトシンは、愛情ホルモンとして、今非常に注目されていて、自閉症の治療にも使われ始めています。

このオキシトシンの母親に及ぼす作用について説明します（図13）。まず、眠気。お母さんは、夜子どもに起こされることが多いので、夜間覚醒後寝つきやすいようにします。また、乳首を吸われる痛みを軽減するために、痛みに対する感受性が低下しま

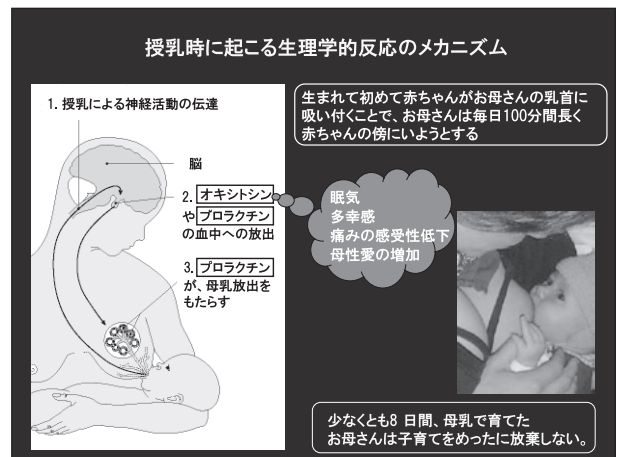


図13

す。あとは、母性愛をもたらします。授乳によってオキシトシンが分泌されることで、母性が目覚めて、育児がしやすい体に変化し、母と子の絆が強まっていくのです。産まれて初めて赤ちゃんがお母さんの乳首に吸い付くことで、お母さんは、その瞬間から、毎日約2時間位長く、そばに居ようとするという統計結果が報告されています。また、少なくとも1週間以上、母乳で育てたお母さんは、育児放棄しないというデータも報告されています。

次に、母乳の匂いの痛み軽減作用について説明します。生後4～5日、ガスリー検査という先天性代謝疾患のスクリーニングのための採血が行われます。その痛みを、母乳の匂いがどのような効果をもたらすかを、泣き声、しかめ面、唾液中ストレスホルモン濃度を指標に調べました（図14）。かがせた匂いは、空気、人工乳、他児のお母さんの母乳、自

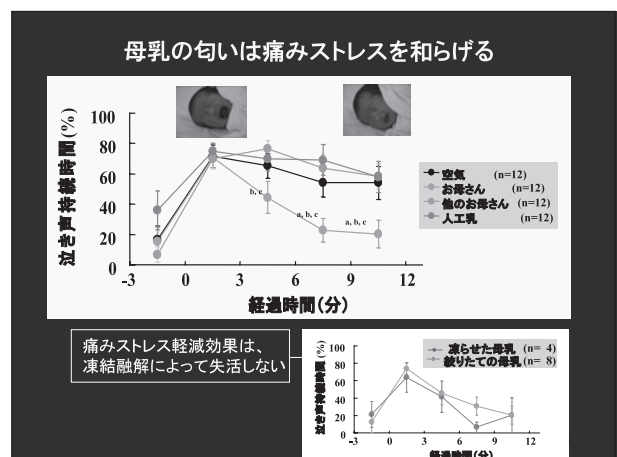


図14

分のお母さんの母乳です。その結果、自分のお母さんの母乳のにおいを嗅ぐと、痛みストレスが和らぐという結果が得られました。この実験では、冷凍されていない母乳で調べた結果です。

未熟児は、医療的処置が必要でそれには痛みが伴います。出産時に痛み感受性は完成新生児期の痛みストレスは、その後の痛み感受性を亢進することが最近報告されています。母乳の匂いは副作用がありませんから、その痛みを緩和するために良い方法だと思われます。そこで、凍結・融解によって匂いの効果が失活しないかどうかを調べました。その結果、凍結融解によって母乳の痛みストレス軽減作用は減弱しないことがわかりました。

母乳の良さはお分かりいただけだと思いますが、乳腺炎、乳児によくない薬物を服用している場合、赤ちゃんが未熟児の場合、人工乳をあげざるを得ない方もいらっしゃるわけです。そのような場合、どのように補っていくか。

1つはタッチケアです。ベビーマッサージとも呼ばれますが、具体的には、特にお母さんが、見つめ合い語りかけながら赤ちゃんの素肌にしっかりふれる、撫でる、少し圧をかけながらマッサージする、手足を曲げ伸ばしするなどの手技を行います。これにより、赤ちゃんの情緒安定、良好な体重増加、無呼吸発作の減少、ストレスホルモンが減少することなどが証明されています。

もう1つはカンガルーケアです。赤ちゃんを母親の乳房と乳房の間に抱いて、裸の皮膚と皮膚を接触させながら保育する方法です。そうすることによって、健全な心身の発達を促そうというものです。この方法がカンガルーの子育てに似ていることから、名づけられました。1979年、南米コロンビアのボゴタで、保育器不足を補う未熟児の代替医療として始まりましたが、その後体温調節(保温)、呼吸刺激(未熟児の無呼吸を刺激し、予防する)や母子の愛着形成など、その効果が見直され、先進国でも未熟児医療に積極的に取り入れられるようになりました。ただし、カンガルーケアの普及に伴い、問題点も明らかになりつつあります。今後は、赤ちゃんの状態をきちんと観察するなどの実施基準を明確になってい

くことと思われます。

以上のように、匂いを介したコミュニケーションは大事です。母乳の匂いも重要な要素です。しかし、母乳が出なくても、匂いが伝わるような距離でのスキンシップがあればそれでいいと思います。

②新生児の匂いがお母さんにどのような影響を及ぼすのでしょうか？

方法は、洗い立ての肌着、他人のお子さんが24時間着ていた肌着、自分のお子さんが24時間着ていた肌着を裁断し、ガラス容器に入れて-80℃で保存しておきます。出産後5日目、ガラス容器を37℃に温め、お母さんにその匂いを嗅いでもらい、気分(嗜好性、意欲、快、母性、幸福感、不安感)の変化を記録してもらいました(図15)。

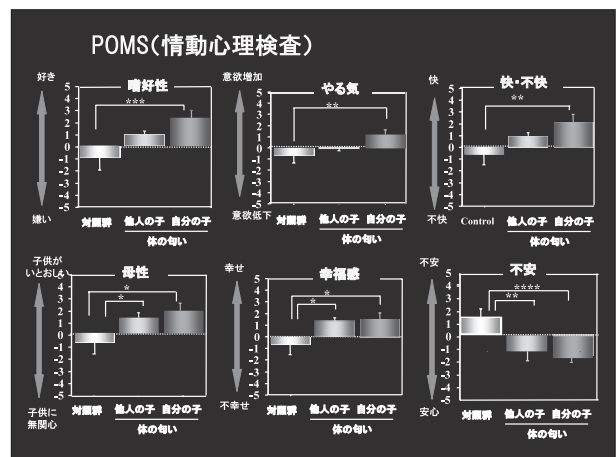


図15

嗜好性、意欲、快に関しては、自分の子どもの匂い>他人の子どもの匂い>肌着の匂い、の順でした。このことから、お母さんは、出産後5日目で、自分の子どもの匂いが他人の子どもの匂いより好ましく、意欲をかきたて、快くするのがわかりました。お母さんは、匂いで赤ちゃんを、好きか嫌いか、いい匂いか、いい匂いじゃないか、を感じるによって、区別することができるのです。

ところが、母性、幸福感、不安におよぼす効果は、他人のお子さん匂いと自分のお子さんの匂いでは、差がありませんでした。母性と幸福感の増加、不安の減少は他人のお子さんと同様に自分のお子さんで

も同様に引き起こされるのです。

このように、赤ちゃんの匂いはお母さんを癒してくれます。出産後数日～2週間の間、一時的に抑うつ気分、不安、いらいら等が生じるマタニティブルーも、赤ちゃんの匂いを嗅ぐことで癒される可能性も充分あります。

以上、五感を介したコミュニケーション、カウンセリングマインドという側面から、コミュニケーション能力について概説いたしました。

「家族について～歴史と現状～」

保 坂 亨

(千葉大学教育実践総合センター)

* 平成20年度 テーマ別研修「家族への支援」での講演をまとめたものです。

はじめに

ただ今ご紹介いただきました保坂です。よろしく
お願いいたします。

ご紹介の中でお分かりのように、僕の専門はほと
んど教育領域でやってきたことですので、今日、お
集まりの皆さんのような職種の方の前でしゃべるの
はとてもめずらしい機会です。大きく、「Ⅰ. 学校
と家族」というお話と、「Ⅱ. 子どもと家族」とい
うお話を用意しました。「Ⅰ. 学校と家族」という
お話からしたいと思いますが、僕が今までやってき
たことをなるべく具体的にお話ししようと思って
データを持ってきました。僕の専門は、教育相談と
言われる領域で、特に「不登校（昔は登校拒否）」
と言われる学校に行かない子どもたちに出会ってき
ました。また、その保護者、それから「うちのクラス
に不登校の子がいるんですけど」という担任の先生
が困っているときに相談にのるみたいな仕事をず
っとしてきましたし、今もそういう仕事が主なわけ
です。

Ⅰ 学校と家族

1 長期欠席と不登校

皆さんにとって、どれくらいこの「不登校」が馴
染みのある言葉なのか分からないので、ちょっと解
説を含めてお話しします。日本の学校調査の中に長
期欠席調査というのがあるんです。これは、昔は50
日以上休んでいる子どもの調査でした。それが、こ
こ10年ほどは、30日以上休んでいる子どもに変わっ

ています。（途中でデータの取り方が変わっている
のに、ずっと同じデータかのようによく表とかグラ
フが出てくるのは、どうも数字のマジックじゃない
かと思います。）現在でいうと、30日以上休む子ど
もたちが年間で日本では十何万人というニュース
が、8月に速報として流れます。この30日以上休む
子どもを、学校の方では理由別に分類しています。
その1つが「不登校」、他に「病気」「経済的理由」「そ
の他」があります。

この中の「不登校」だけが注目されて、30日以上
「不登校」で休んでいる子どもが何人ですとマスコ
ミが注目します。これに僕はとても疑問を感じてい
ます。病気であろうが経済的理由であろうが、その
他であろうが、30日以上休んだら大変でしょうと思
うんです、勉強も分からなくなりますし。

実際、おかしなことに、小学校の30日以上休む子
どもの中で、半数以上は病気と報告されています。
ところが、中学校になると、病気の数も格段と減っ
てしまう。学校の先生に、どういうふうに分けてい
るのですかと聞くと、実はかなりあいまいです。児
童福祉の世界ではないと思いますけど、学校は、親
御さんから電話がかかってきて「風邪で休みます」
と言うと、「風邪」と書くのです。診断書を求める
ことはまずないので、精神科に行っているお子さん
とかもいますけど、「何々神経症」とかついてしまう。
それで「欠席」となる。この場合、診断がつかま
すが、学校が受け取ると、これは不登校にならないで
病気に入ってしまう。僕は、学校で30日以上休む子
どもは大変だと思っているいろいろやってきたってこ
とになるんですが、この30日以上休んでいる子どもが

増えたのか減ったのかという話が教育界では問題になっているということは、皆さんもお聞きになっていると思います。

今日お話しするのはそちらの話ではありません。実は30日以上休む子どもというのは、小学校でもせいぜい1%ぐらいしかいないので100人に1人です。中学校になると増えて、都道府県によってものすごく違いますが、およそ3%から5%です。大阪が一番高く6%をもうそろそろ超えたかと思います。基本的に大都市圏は高いので、横浜市もすごく高いと思います。千葉県も当然高く、中学生でいうと、5%ぐらいですから、20人に1人ぐらいは30日以上休んでいます。

しかしながら、小学校の1%未満とか、中学校でいえば5%が30日休んでいるという反対側を考えれば、99%の小学生と95%の中学生は30日も休んでいないことになるわけです。では、その子どもたちは一体どれくらい休んでいるのだろうと僕は前から思っていました。いろいろ調べたのですが、そういう調査はありませんでした。皆さんがここで見る数字は、ある意味でとても珍しいデータです。調査を2回やったので、2つお話ししたいと思います。

2 欠席調査 (2004年) から

小学校16校と中学校8校、大都市とか地方とか、大きな学校、小さな学校と選んで、おおよそ5年間にわたって、全児童生徒が1年間どれくらい休んだかという調査をすることができました。

その中からいくつか結果を報告すると、まず日本の子どもたちはものすごくよく学校に行っています。小学校1年生の17.6% (数人に1人)、それから中3になると44.5%は皆勤 (欠席がゼロ) ということになります。今、日本の学校教育はものすごいバッシングにあっています。確かに、批判されるところはたくさんあると思いますが、こちら側から見ると、つまり、日本の子どもたちが学校に行っているというデータから見ると、実は日本の学校教育というのは大成功だという言い方もできます。さらに、この小1の17.6%から中3の44.5%ということは、学年が進行すると皆勤の子どもたちが増えていく。

日本の子どもたちは、小1から学年を上げていくと、より学校に行くようになっていくという事実があります。

ところが、先ほどの30日以上不登校のニュースの中では、「中1ギャップ」ということが指摘されています。小学校では少なかった不登校が、中1で突然増えるというのが問題になっています。それは、小学校だと1%未満しかいない30日休んでいる子どもが、中学になると4~5%になるわけですから、それは増えたように見えますが、実はそうではなかった。つまり、反対側の95%以上の子どもたちを見ると、小6で2~3割の皆勤が、中1で10%ぐらい増える。よりみんなが皆勤になっていく。では、一方の数%いる欠席を増やす子どもたちはどうなんだろうということが次の関心事になります。

結論を先取りすると、実は、30日未満の小学生で10日以上休んでいる子どもは結構います。いわば長期欠席 (不登校) のグレーゾーンみたいな子どもです。この子どもたちが中学になると30日以上に増えてしまうので、見かけ上、中1ギャップというふうに見えているわけです。これは全部の学校を調べたわけじゃなくて、先ほどからお話ししている千葉県内の小学校16校と中学校8校からのデータなので、日本全国どこでも当てはまるかといわれるとわかりませんが、そんなに大きく違わないと思います。つまり、千葉県というのは面白いところで、都市部もあれば田舎もあるので、それを全部含めた調査をしましたから、ほぼ全国にも当てはまると思っています。

次に、これだけの学校数で言えるのかという問題もありますが、実は学校間の差がすごく大きい。中3のあるクラスで全員皆勤というところがありました。ただ、後でよく聞いてみると、風邪ひいたのに無理して行ったとか、かなり無理して達成したらしいということが分かりました。一方でそういう学校がありながら、本当にたくさんの子供が休んでしまう学校も存在するということが分かってきます。

この最初の欠席調査 (2004年) の4番目に言えることは、年間欠席30日以上ではとらえきれないというのが現時点の一つの結論です。例えば、年間10日

で見たほうが子どもの欠席は捉えられると思います。10日で切ると、面白いことに、小学校も中学校も大体1割ぐらいいはいる。1年間に10日以上休む子どもの数が10人に1人ということです。子どもの欠席は、平均ではなくて、10日以上の子どもがどれくらいかを見た方がいいというのが第1調査から得た示唆ということになります^(注1)。

3 欠席調査（2007年）から

次に、第2調査である小中学校の欠席調査（2007年）の方に入りたいと思います。先ほどの第1調査は横断調査です。ある年に小1から中3を全部一遍に調べたので、先ほどお話しした結果は、違う子どもたちの数字を言っていることになります。今度の調査は縦断調査で、小6と中3のときの欠席を基本に中3の子どもを中1まで、小6の子どもを小1までさかのぼって調査しました。これは縦断調査で、同じ子どもたちの欠席を追ったことになります。ただ、ほとんど同じような結果が出ています。

表1がこの第2調査の小学校の結果です。上段に

書いてあるのが実際に休んだ日数で、0日というのは小学校1年生の108人が皆勤です。表2のパーセンテージで見ると、小学校1年生の0日というのが17.3%。やっぱり数人に1人が皆勤です。この数字を追っていくと、数字が上がっていくのは、皆勤の子どもたちが増えていくということになります。小学校6年生で大体3分の1、中1になるともっと増えます。後で補足しますが、この第2調査は、10日以上休んだ子どもはどれくらいかということと、10日以上休む子どもは一体どういう子どもたちなんだろう、どういう家庭の子どもなんだろうという調査をしました。

表3を見ると、これは、担任からかなり詳しいデータを取らなければいけなかったもので、調べることができた児童数は633人だけです。そのうちの、社会的経済的要因を抱える児童、端的にいうと、学校でいうところの「就学援助」というのを受けている子どもたち、生活保護と準要保護（生活保護に準じる公的扶助）を受けている子どもたちと、それに近い子どもたちです。それに近いというのは、収入が少な

表1 2007年小学生の欠席調査（実数） (人)

	0日	1～4日	5～9日	10～19日	20～29日	30日～	計
小1	108	270	155	78	7	7	625
小2	144	262	157	49	11	5	628
小3	161	302	105	42	16	4	630
小4	183	291	99	41	11	6	631
小5	215	265	84	43	12	12	631
小6	217	276	81	39	7	13	633

表2 2007年小学生の欠席調査（%）

	0日	1～4日	5～9日	10～19日	20～29日	30日～	計
小1	17.3	43.2	24.8	12.5	1.1	1.1	100
小2	22.9	41.7	25.0	7.8	1.8	0.8	100
小3	25.6	47.9	16.7	6.7	2.5	0.6	100
小4	29.0	46.1	15.7	6.5	1.7	1.0	100
小5	34.1	42.0	13.3	6.8	1.9	1.9	100
小6	34.3	43.5	12.8	6.2	1.1	2.1	100

表3 小6の欠席日数10日以上的人数と社会経済的要因

調査対象である全児童	633人	小6の欠席日数が10日以上	59人
うち社会経済的要因を抱える児童	58人	うち社会経済的要因を抱える児童	35人
(%)	9.2%	(%)	59.3%

表4 小6の欠席日数別人数

	0日	1~4日	5~9日	10~19日	20~29日	30日~
小6	217人	276人	81人	39人	7人	13人
うち 経済的要因	5人	15人	3人	21人	4人	10人
出現率	2.3%	5.4%	3.7%	53.8%	57.1%	76.9%

かったり、ひとり親であったり、親が外国人だったというふうには、家庭的にハンディキャップのある子どもというふうには仮に言っておきます。そういう子どもたちがどれくらいかと調べたところ、58人(9.2%)でした。実はこれはちょっと少ない、日本の中で就学援助、生活保護と準要保護を受けてる子どもの数字が12.8%と出ていたので、それより少なくなっています(注2)。これは理由があって、調べられた学校のうち、1校だけ詳しいデータが得られなかったの、そこを除いてしまったのですが、その除かれた学校にそういう児童が多い可能性があったので、少なくなってしまったわけです。

ただ、それよりもここで話をする本題は、その右側にあたることです。小学校6年生で欠席が10日以上の子どものは59人いました。これは、先ほど言った約1割。そのうち、家庭的にハンディキャップを持っている子どもは実に35人ですから6割になります。つまり、今、日本の学校で、多くの子どもたちは、学年進行をするにつれてきちんと学校に行く習慣がついている。そして、皆勤の子どもは増えているわけです。ところが、一部、欠席を増やしてしまう子どもたちがいる。その欠席を増やしてしまう子どもたちを年間10日で切ってみたところ、ハンディキャップを持った家庭から通ってくる子どもたちが6割いたということになります。これは一部の学校で調べたことなので、どの程度当てはまるのかという問題はありますが、こういうのを学校の先生方に

お話しすると納得してくれる数字で、皆さんも納得されるかと思います。

それを、もっとはっきり示したのが表4で、小学校6年生の欠席だけを取り出して、その子どもたちの欠席日数を表しています。つまり、小学校6年生で皆勤の子どもは217人いましたが、その中で、ハンディキャップを持っている子どもというのは5人しかなかった。逆に言えば、家庭的にハンディキャップを持っていても皆勤の子どもはいるという言い方もできる。ところが、10日以上から、格段に数字が変わる。10日以上になった途端、ハンディキャップを持った家庭の子どもたちの割合が6割を超え、30日以上にいたっては13人中10人。つまり、今、報告されている不登校とか長期欠席とか30日以上休んでいる子どものかなりの割合が、実はハンディキャップを負った家庭から来ている可能性があるのです。

今、小学校のデータでお示したのですが、まったく同じことを中学校でやったものが表5、表6です。同じように表5の0日と書いてあるのは、中1の86人が0日、皆勤だったということです。下の表6のパーセンテージの方でご説明すると、中1で42.8%が皆勤です。ここで、皆勤の子どもが先ほどお話しした第1調査と違いますが、何故違うかは理由があるわけで、中2、中3と皆勤の子どもが減ってしまっています。学級担任から見た社会経済的要因、小学校の担任と同じことを中学校の担任に聞きました。つまり、調査対象である生徒は202人。こ

表5 2007年中学生の欠席調査 (実数) (人)

	0日	1~4日	5~9日	10~19日	20~29日	30日~	計
中1	86	68	23	16	1	7	201
中2	72	77	31	8	3	11	202
中3	67	83	26	13	2	11	202

表6 2007年中学生の欠席調査 (%)

	0日	1~4日	5~9日	10~19日	20~29日	30日~	計
中1	42.8	33.8	11.4	8.0	0.5	3.5	100
中2	35.6	38.2	15.3	4.0	1.5	5.4	100
中3	33.2	41.1	12.9	6.4	1.0	5.4	100

これは実はもう一校あって、このもう一校の学校は、地方にあるとても落ち着いた学校です。そのデータがとれず、都市部の2つの中学校が残ってしまった。その中学校だけで調べたところ、202人中87人ですから、43%が先ほどいったようなハンディキャップを持つ家庭の子どもがいたということになります。つまり、都市部で、かなり経済的に厳しい家庭が多く集まっている中学校2つからのデータになってしまったということになります。そこで調べると、中3で欠席日数が10日を超えた子どもは26人、1割を超えているわけです。そのうちの20人、実に76.9%、8割近く(4分の3)が家庭的には厳しいご家庭の子どもだということが分かります。

小学校と同じように表8で表してみると、皆勤の子どもも3割近くいる一方で、30日以上では8割がそういう子どもたちになっている。10日以上で切れば、4分の3がそういう家庭から来ている子どもだということが分かりました。

これは先ほどの第1調査で学校間格差があるというお話をしたことと結びつけるとある程度説明がつきます。というのは、先ほどお話したように、学校間によって、特に中学校は、欠席状況というのはものすごく違いました。ほとんどの子どもがよく来ている学校があるかと思えば、欠席の多い学校がある。学校の先生たちは、それを「地域性」という言葉で片付けてきたように思います。しかし、よく見

表7 中3の欠席日数10日以上的人数と社会経済的要因

調査対象である全生徒	202人	中3の欠席日数が10日以上	26人
うち社会経済的要因を抱える生徒	87人	うち社会経済的要因を抱える生徒	20人
(%)	43%	(%)	76.9%

表8 中3の欠席日数別人数

	0日	1~4日	5~9日	10~19日	20~29日	30日~
中3	67人	83人	26人	13人	2人	11人
うち社会 経済的要因	18人	35人	14人	9人	2人	9人
出現率	26.9%	42.2%	53.8%	69.2%	100%	81.8%

るとやはりそういう学校というのはいくつかの条件が重なっています。

一つには、地域として経済的に厳しい家庭が多く集まっている。県営住宅とか市営住宅とか、収入の上限があって入れる集合住宅がある。そこには、母子家庭が多かったり、父子家庭も含めて、うちの学校はひとり親率何%ですという数字が出る。就学援助も20%~30%ですというような学校が存在する。つまり、一つにはそういう経済的な問題を反映した地域差があるということになります。

それから、二つ目は学校の規模です。やはり大きな学校の方が欠席の多い子どもたちが多くなります。小さい学校だと、欠席が相対的に少ない。これも、往々にして重なることがあって、地域性で集合住宅が多いところに大規模校があったりする。こちら側に落ち着いた学校があると、その学校は都市部だということもあって最近ドーナツ化現象が起きていますから、学校規模が小さい。

3つ目は、教員のスタッフ構成の違いです。さらに、ベテラン管理職のもとにベテランの教員たちがいる学校の先生たちは、大体そこに長くいます。在籍年数を見ると、5年、6年の人がたくさんいる。一方の学校は、多くの先生が1年目、2年目から異動希望を出して、早く出て行く。最近、大阪大学の志水宏吉先生が、公立の小中学校でも、きちんと成果を上げている学校があるということを報告しています^(注3)。そういう学校は、ベテランの管理職がいて、ベテランの先生がその学校に長くいて、きちんとした教育をしているということが大きな要因だと思います。

このように子どもたちの欠席を見たときに、僕は今まで、学校側の要因で説明しようとしてきました。ところが、今回の調査というのはもちろんそれもありますが、もう一つ非常に大きな問題として、実は家庭の問題が大きいということになるわけです。残念ながら昨年秋からの日本経済を考えると、今後就学援助（公的援助）を受ける層は増えていくだろうと考えざるを得ない。ということは、不登校とか長期欠席とか欠席が増えていく可能性が高い。この状態に対して、文部科学省が打ち出しているスローガ

ンが、「早寝、早起き、朝ごはん」です。そうはいつでも、できないご家庭があってこの現状なんだというのが学校の先生たちから聞こえてきます。

II 子どもと家族

1 「子ども」の誕生と消滅

さて、ここで同じことが児童福祉でも起きていないだろうかということを今日お話ししたいと思います。つまり、家庭というものが子どもの養育にとって大事なところであるのは当然です。今後も含めて、家庭復帰とか再統合とか家族支援というものが本来の業務であることに異論をはさむつもりはありません。ただ、その向こう側に、あるいはその前提に、家庭というものが子どもにとって絶対的にいいものであり、やはりそれがなければ駄目みたいなことが暗黙にないだろうかという問いかけになります。

それは、もしかしたら「幻想」ではないか。一つには、今後を考える上で「幻想」だということ欠席というデータからお話したことになるわけです。これからは歴史的に見ても実はそうかもしれないというお話をしようと思っています。歴史的に見るとするのはすごく大きですが、要約的なことは本^(注4)に書いてあるので、読んでいただければと考えています。ここでは違う角度から、本には書いてないところからご説明しようと思います。柱の2つ目、「子どもと家族」という歴史的な視点に進みます。

フランスの歴史学者でアリエスという人が、日本語ですけど、『子供の誕生』という本を書いています^(注5)。本来のタイトルは『アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』というように、フランス革命以前の子供とか家族はどうだったのかという、いわば歴史書を書いています。以下は、保坂なりの要約です。

中世、子どもといわれている時期は実は6~7歳までだったというのがこのアリエスという人の主張の眼目です。6~7歳以降の、今いわれている子ども、学校でいえば児童生徒にあたる小中学生のような年齢の今の子どもたちというのは、当時はもう大人と一緒に生活をしていたというのがこのアリエス

の主張です。この主張の面白いところは、絵とか手紙とか服装とか言葉とか、いろいろ実証的なものを調べて、「絵画に子どもが表れてないでしょう」みたいな話ですから、説得力があります。

それから、もう一つは、中世の大事なコミュニケーション能力は話し言葉です。ほとんどの人は書き言葉を使っていませんから、話し言葉ができるようになればもう十分というのが一つの理由だったと考えられています。確かに、今の子どもたちも、6～7歳になれば十分意思は通じるわけです。そういう意味では、農作業をしてもらおう、何をしてもらおうと、十分に通じるわけです。あくまでも中世のヨーロッパの話だという人もいますが、子ども期という、子どもと限定されて考えられていたのは、今の年齢でいうところの6～7歳、つまり小学校にあがる前までが子どもとしか考えられなかった。そこからだんだん、近世に向かって、子どもといわれる年齢が上にあがってきたということが考えられるわけです。今、面白いことに、現代の子ども期は何歳かということに関しては、実は一致した意見がない状態です。象徴的なのが、2年前に国民投票法案が通ったとき、国民投票の投票権は18歳にしてしまった。ところが、日本では成人年齢は20歳だから整合性がない。これをどうするかというのが、現在法制審議会で議論されています^(注6)。

また、少年法でいうところの少年というのは20歳、一方、児童福祉法では18歳というふうに、もともと日本は成人年齢について18歳なのか20歳なのかあいまいなままきました。それでも済んでいたわけです。つまり、子どもの上限年齢のあいまいさが今までもあったのに議論されなかった。しかしここにきて浮上してきたのは何故か。

それから、もう一つ面白いことに、これはマスコミでは分けて報じられているんですが、実は少年法の改正もあります。最初の改正は16歳という刑事責任年齢が14歳に下がったというのがあります。その次の改正は、14歳という少年院に送ってもいい年齢がおおむね12歳というふうに下がっています。何でそういうことが起きているかという、やはり年齢区分がわれわれの中で一致しなくなったというこ

とだと僕は思います。

繰り返しになりますが、子ども期というのが中世は6～7歳だったのが、だんだん延びていきます。だんだん延びていって、子どもと考える年齢は上がっていった。日本でいえば、今あいまいですけど、20歳までは、成人ではないということになっていますが、実際10代はどっちなんだという話です。だから、12歳で犯罪を犯したら少年院なのかが議論されている。その一方で、20歳の成人年齢は18歳に下げることについても議論されているというように年齢区分が非常に揺れているのが現代社会の一つの特徴です。

アリエスが言った中世の子ども期というのは6～7歳。そして、だんだん延びていったのではないかという説には説得力がある。この子ども期という期間の延びを、支えたものが2つあります。当然ながら、家族と学校です。これを「近代家族」とここでは言うておきますけど、近世以降の「近代家族」と学校の誕生に注目したいと思います。

学校の方からお話しした方が分かりやすいと思うんですけど、学校は、この近世になって誕生したわけです。誕生した理由是非常にはっきりしていて、さっき言ったように、中世の大人というのは読み書きができなくてもよかったわけです。ところが、近世になって産業社会になってきます。商人を考えれば、読み書きそろばん（これは日本の言葉ですけど）ができないと一人前とは言えないので、この読み書きそろばんを教えるところが学校というように非常に明確な役割を持って登場するわけです。

今、学校は「一体何をするとところなの？」ということになり、混乱しているというのは、ある意味で当然です。実は、子どもと大人の境目がはっきりしないわけです。読み書きそろばんができないと大人ではないかということ、いろいろな発達障害の問題とか考えるとなかなか難しいわけです。それから、やはり性の問題というのは象徴的で、性の体験をしないのが子どもで、体験したら大人だというルール、あるいは規範はもうかなり崩れさっています。一体何歳で性体験をしていいか悪いかと意見を聞けば、大人と子どもで大きく分かれてしまうわけですか

ら、これも分かりにくくなっています。

学校というのは、子どもたちに何を身につけさせれば大人として社会に送り出せるのですかといったら、今、学校の先生たちも考え込んでしまうわけですが、出発点を考えるととても分かりやすい。読み書きそろばんができた大人ですというふうに明示されていれば、それは、子どもがこうで、大人はこうだという違いははっきりしている。子どもから大人への道筋ははっきりしていて、その道筋で援助するのが学校の役割になるわけです。今は、子どもから大人への成長を援助するという意味では、役割が不明確になっていると思っています。

次の「子ども期の消滅」ということを言ったのはポストマンという人です。この人はアメリカのメディア学者で、『子どもはもういない』という本を書いています^(注7)。子どもという共通概念が、今、消滅しちゃったんじゃないでしょうかという話です。そういわれてみると、皆さんもお気づきだと思いますけど、自分が子どものころのことを思い出していただくと、「子どもはそういうことはしないもの」「大人になってからしなさい」みたいなことを言われた世代というのがあります。ところが、今の子どもたちはほとんど言われてないと思いませんか。というのは、言えないからです。「それは子どものすることでしょう」というのもないですし、「それは大人のすることでしょう。大人になってからしなさい」ということもないわけです。

ちなみに、これを象徴的に壊したのは、団塊の世代だといわれています。団塊の世代以前というのは、漫画というのは子どもの読むものだというのが日本共通概念だった。団塊の世代が育っていくにつれて、大学生になっても漫画を読んでいる、社会人になっても漫画を読んでいる。いまや、漫画は日本の文化だっているふうになっていますから、漫画で子どもと大人を分けられない。そういうことに象徴されるように、ここで繰り返し言っていることは、子どもというものと大人という概念、それは共通なものだと思っていたのだけれども、実はもう幻想なんじゃないかということなんです。

2 人口学的視点：人口転換

学校に関してお話ししてきたのですが、家族でも実は同じです。家族の話をするにあたって、重要な視点が一つ（図参照）。これは、世界人口の長期的推移で、もちろん、推測データです。これを見ると、われわれ人類が、急に増え出したというのは、おおよそ1750年くらいからだろうといわれています。この1750年というのは、後でもキーワードになりますけど、産業革命以降ということです。産業革命が起きて、経済的に豊かになっていく。実際には、先進諸国に起きて、すべての国で起きたわけではありませんが、日本でいえば、おおよそ明治期以降です。

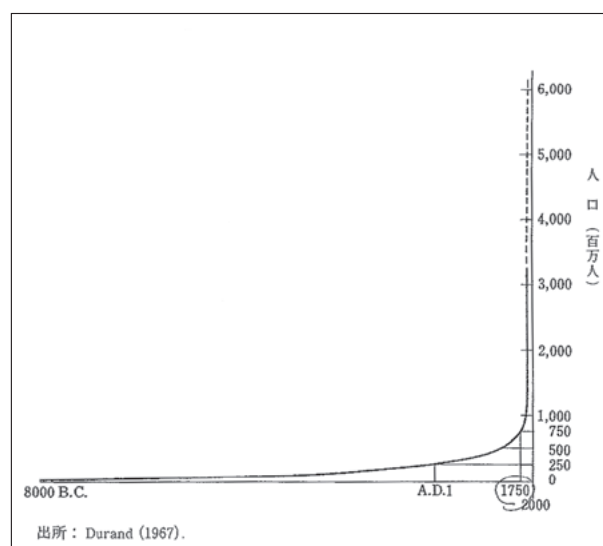


図 世界人口増加の長期的推移

こういうふうに人類の増加傾向というのをグラフにするととても面白いことが分かります。わずか250年ぐらい、この250年とか300年の間に急に人類は増えたんだなという、すごく当たり前のことが分かるわけです。そして、今われわれが考えている「近代家族」というものが人々の間で当たり前のようになったというふうに考えられます。人類の人口というのは、ここ200~300年で急増したということを押さえて、それを前提にして、家族の話をしたというのが今日の本題になります。

この人口学的視点、人口転換という言葉の説明させていただくと、もともと人類は、人口が増えなかった何千年とか何百万年とかいう時代というのは、多

産多死社会であった。つまり、たくさん生まれるんだけど、たくさん死んでしまう社会だったというふうに言われています。それに対して今は、これは世界中見ますと、残念ながら先進諸国に限定されるわけですけど、少産少死社会。つまり、少し生まれて、少し死ぬ社会というふうに転換してきたという人口学上の用語です。

この多産多死というのは、平均寿命が50年、あるいは40年だったという平均の話ではなくて、分かりやすくいえば、子どもがたくさん死んでしまったということです。例えば、ヨーロッパでは、教会の記録を調べると、多産多死社会というのは、子どもが10人ぐらい生まれても、今の成人、20歳ぐらいまで無事に育つのは半分ぐらいだったと推測されています。

その一つのポイントが、実は6～7歳のところにあつたらしい。この6歳を過ぎると、急に生存の可能性が高まる。つまり、20歳までに亡くなったといっても、やはり亡くなる率が高いのは、とりわけ乳幼児、それから5～6歳までであつたらしい。日本でいえば、江戸時代の後期まで、天然痘という病気にかかることみたいな話になるわけです。「七五三」の七というのは、七歳をこえると、この先この子は無事に育つんじゃないかというお祝いが始まりだったと言われているぐらい、年齢区分というもの一つは生存の可能性を示していたという説もあるそうです。

ところが、産業革命以降、医学が発展し、いくつもの細菌が発見されて病気に対する対策がとられてあらゆるものが複合的に重なった結果、子どもが無事に育つ社会というのがだんだん先進諸国を中心に生まれていきます。一番最初に人口転換、多産多死社会から少産少死社会へ移行したのはイギリスだと言われています。面白いことに、このイギリスの多産多死から少産少死への移行というのは、データで確認できるわけですけど、200年ぐらいかかっています。およそ1750年からの200年ぐらいとことになります。

ここで日本に限定してお話すると、実は日本も、先進諸国と同じ道をたどって、今、世界のトップク

ラスの国にいるわけです。それでもやはり、イギリスとかアメリカとか、先進諸国のトップグループと日本の違いというのは明らかにあって、この人口転換が非常に短い間に起きたというのが日本の特徴だと言われています。日本の人口転換は、およそ1920年代からの50年間。人によっては1925年から75年に限定する人もいますが、おおよそ1920年代、つまり昭和の初期ぐらいから、ちょうど昭和の50年ぐらいです。西暦でいうと1920年代から50年ぐらいの間に日本の人口転換というのは成し遂げられたとデータ上確認できています。

その中でも、とりわけ高度経済成長期、これも西暦でいうと1955年から1975年ぐらい。この間がとりわけ日本に特徴的な経済復興、経済成長を成し遂げた高度経済成長期と名前がつけられている時代ということは皆さんもよくご存じだと思います。こうした急速な人口転換と経済成長という特徴を持っているのが今現在の日本社会につながるころだということが確認されています。

この1920年代から70年代というのが、日本で「近代家族」というのが成立して広がった年代とほぼ重なります。ここで「近代家族」という先ほどから使っていたものをあらためて定義すると、実は、ほぼ核家族というのに近いものです。お父さんとお母さんがいて、子どもが1人か2人、それを核家族と言います。この形がほぼ「近代家族」です。そこにおじいさんがいたら違うのか、おばあさんがいたら違うのかという厳密なことは少し置いておきます。

大事なことは、この数少ない血のつながった家族というか、大人と子どもがいるということと、その両親が子どもに対して多大なるエネルギーを注いで養育し教育する家族ということです。それは、経済的に余裕がないとできませんから、中世を考えれば、6～7歳までしか大人社会は子どもの面倒をみていなかったということです。日本社会は今、二極化していて一概に言えませんが、20代とか30代まで、パラサイトシングルという言葉があるように、いつまでも親がかりの人もいる一方で、15歳でもう働きなさいと言われる人もいるように、すごく差がある。とはいえ、日本社会で「近代家族」が成立したとき

れるのが、この1920年代から50年代であるとデータから確認されてきました。

このことをめぐって、いくつか面白いエピソードがあります。1920年代というのは戦前の話ですけども、日本が戦争に邁進する少し手前、おおよそ近代国家というのが形を成して、それは天皇制を頂点とする近代国家だということもありますが、その中に家制度は組み込まれていた。それゆえ家父長制というのは昔からあったわけではなくて、明治以降になって確立されたものです。特に、今日の話で重要なのは、実は母性というものが強調されたのがこの時代だということは、フェミニズムの方々がいくつもの実証データから確認しています。母性という言葉が強調されるようになった時代ということです。

例えば、母の日というのは1931年に登場します。また、学校の中で健康優良児を表彰するのも1930年から始まります。「桃太郎探し」というのが最初らしいですが、これは、単純に考えてみると、良き兵隊さんづくりなんです。学校と家庭が一緒になって良き兵隊さんをつくるという中から出てきたのが健康優良児の表彰だったというふうに考えられます。それから、国勢調査とか人口調査というのは、1925年から始まります。おおよそ今の日本につながるものが、特に家族を中心とした形やわれわれの考えというのがこの時代からできたというふうに言われています。

これを裏付ける面白いデータだと思うんですが、この辺りから、実は日本社会の母子心中が急に増えるんです。母子心中は日本特有で、昔からあったようにわれわれは考えがちなんですけど、実は、この母性が強調された1920年代から登場します。それ以前は、捨て子の方が多くて、親子が一緒に死ぬというのはやはり特異だったらしい。母性というのを強調することによって、母子密着とか今いろいろ言われていることが、この時代から現れてきたと考えられます。つまり、家族というものが概念化されてきました。この家族の中で、母親が子どもを育てるんですとなってきたのが、日本社会ではこの年代ではないかということなんです。

これが、今だに根強い3歳児神話というのにおそらくつながっているんだろうと言われています。3歳児神話には2つの面があって、1つは、3歳までの子どもの育ちは大切です、特別ですという面があります。これは神話ではなく事実というか、当然のことです。ここに付加されて、だから母親が育てましょう、仕事はやめましょう、うちに入ってくださいとなると、これは、事実ではないというのが、心理学や教育学で言われています。とりわけフェミニズムの立場から一番批判されている。僕もそうだと思いますけど、神話と言われている間違っただけだということになります。

このことは、結局のところ、子どもを誰が育てるのかというところにたどり着くわけです。もちろん、母親に育てられ、たまたまその間仕事をしない母親に育てられた子どもは恵まれています。が、そうではない状況が、当然起こるわけです。そのときにどうしようかと考えて、「でも、本当は母親が育てるべきです」と言ってしまうかどうかの問題だと思います。言っただけでいいということではないんですけど、理論的にそれが絶対正しいことだということで、教育とか福祉、特に児童福祉が組み立てられていいのだろうかという疑問を僕は持っています。

先ほどお話ししたように欠席の多い子どもがいます。だから、「早寝、早起き、朝ごはんです」となってしまうのは、僕は変だなと思っているところがあります。学校と家庭は、子どもを育てる両輪ではあるわけですが、これが絶対的なものなんだろうか。先ほどから言っているように、子どもをめぐって家族と学校という両輪が近代以降に成立した。それがとてもうまく機能して、今の日本社会ができたのは事実です。

日本の人口転換というものが、高度経済成長期に急速に起きたのは、戦後のベビーブーマーたちのおかげです。彼らが、地方から都市部、東京とか大阪にたくさん出てくるわけです。それは2番目、3番目の子どもです。「近代家族」と核家族はほぼ同様だと言いましたが、核家族が増えたというのは、半分事実で、半分事実ではなかったようです。今にして分かったんですが、核家族というものが実数と

して増えたのは事実です。ただ、これは、よく考えてみれば当たり前で、さっき言った人口転換世代、1920年代以降に生まれた子どもたちを考えると、5人生まると、それまで半分亡くなっていた、あるいは1人しか育たなかったのが、5人生まれてみんな成人しているんです。ところが、親と同居できるのは1人だけ、残りは必然的に核家族を形成して当たり前だったわけです。当然、実数としての核家族は増えていますが、親と同居している数が減ったわけではなかったというわけです。

結局、「核家族化」というのは非常に微妙で、実数として確かに増えた。でも、割合として増えたわけではありません。見かけ上増えたとも言えるわけですから、数字のマジックとも言えます。結局、サラリーマン家族と言われる家庭が当時非常に増えたのはまちがいありません。地方から次男坊、三男坊の方が、あるいは、次女、三女の方が、都会に出て夫婦となって、自分たちだけで家族を形成した。そこに子どもが1人、2人と生まれると、奥さんの方は仕事を辞めて専業主婦になったという「近代家族」が数多く出現したことになります。この「近代家族」が、高度経済成長期に乗りますから、収入もどんどん増えていくわけです。経済的に豊かになって、明るい未来に向かっていくというか、これが1970年代までずっと続いた日本の高度経済成長期を支えた「近代家族」だった。

この「近代家族」というものを大前提にしているのだろうかということに今の日本社会はぶつかっていて、どうもそれはもう無理らしいということになります。「近代家族」を否定するものではありません。ただ、いろんな意味で、例えば離婚率が典型的ですけど、高度経済成長期以前に結婚した方の離婚率は10%だったというデータがあります。それが20%、30%に増えて、「近代家族」をいったんつくったのだけど、壊れてしまう場合も増えてるわけです。

それから、日本では非常に少ないですが、婚外子、結婚しないで子どもが生まれるという場合。フランスはもうすでに半数を超えたというデータがあります。アメリカだと、20歳までに自分の親のどちらかが出ていってしまう、あるいは離婚などもかなりの

パーセンテージになっています。いろんな形の家族、つまり、われわれが想定している、生まれたときからお父さんとお母さんがいて、ずっと成人するまで子ども2人を大事に育てましたというような、いわば理想的な核家族、今日の言葉でいうと「近代家族」というものは、確実に減っているのも事実だということになります。

そうなってくると、1980年代とか1990年代に児童相談所を中心とする児童福祉の世界で、家族療法がすごく言われてた時代があって、今でも言われてると思います。この家族療法が駄目だということではなくて、「近代家族」というものを大前提にしているのかという疑問が生じます。つまり、学校が、全てのご家庭に「早寝、早起き、朝ごはんをやってください」で済むわけではないといったのとほぼ同じことが児童福祉の世界で起きていないでしょうか。今の、これだけ家族が揺らいでいる、多様な家族が存在する中で、家族療法といったときにずれてはいなかったんだろうか。ここが僕の中で重なって見えるというお話になります。

3 子どもの養育環境の見直し

この子どもの虹情報研修センターの隣に、横浜いずみ学園という情緒障害児短期治療施設があって、ご存じの方も多と思います。その園長である高田さんは、僕もよく知っている方です。彼が言ったり書いていることに僕は刺激を受けて、今日お話しさせてもらおうかなと思って持ってきたことがあります。

彼が書いている、『心理援助のネットワークづくり』という本の3部構成の1部がこの児童福祉のことになっています。僕が最初に読んだのは、横浜いずみ学園から出ている紀要で、「現場で感じてきたこと、現場を離れて考えたこと」という論文でした。現場を離れたというのは、彼は、去年から園長になって、少し子どもから離れたというので考えたことを書いたようです^(註8)。

彼がその中で、児童福祉施設、集団生活で子どもを育つことを考えたいということを書いています。これは、「近代家族」の中で育つ子どもが多い方が

いいとは思いますが、残念ながら事実はそうなってはいない。もちろん、家族再統合とか家族援助は必要なことであって、それもやめろと言っているわけではないんですが、一方で、残念ながら、家族のもとではないところで育つ子どもたちもいる。今後、やはり残念ながら増えていくと思っているので、子どもの発達というのを、全て家族の中で完結するという時代ではなくなっているのではないかという今日の話につながります。

「子育ては社会でしましょう」とスローガンのように言われているわけですが、これは、子育てする母親を援助しましょうという部分と、同時に児童福祉施設を卒園してそのまま社会的自立、つまり社会に出ていく子どもたちもいることを踏まえている。そういう子どもたちが確実にいる中で、児童福祉施設に勤めている高田さんが、こういうことを考えたり言ったりすることの意味はすごく大きいと僕自身は受け取りました。

その中で、彼が集団生活で子どもが育つことということで3つ考えたいと挙げています。1つは、条件が整えば、子どもの育ちを児童福祉施設でも保障できるのではないか。この条件が整えばというのは、とても重い意味で言っていると思います。今の施設のスタッフ（人的資源）は、それこそ1970年代の基準がそのままになっています。当然、人手は足りないということがあるわけですから、この現状を当然として言っているわけではない。つまり、条件としては、児童福祉施設にはもっとスタッフが必要であるとして話を進めたいと思います。条件が整えばというのは、もっと人的スタッフを整えればということだと思いますが、施設での育ちは保障できるんじゃないか。それから、2つ目には、もっと集団生活が積極的な意味を持つのではないだろうか。3番目、これは、施設での勤務経験が長い彼らしいと僕は思ったことですが、施設に育ってしまうと、普通の家庭で育ったのではないという「引け目」を子どもたちが感じる。その「引け目」を感じないようにしてほしい。この「引け目」の裏には、家族で育つのが当然という前提があるからです。それで当然ではないところで育った自分というものに「引け目」を

感じているのではないかというふうに僕は読み取りました。そういうふうの問題を3つ立てながら展開していますが、僕もそれに呼応してお話ししようと思います。

この第1番目が、今日の本題であるところの「近代家族」という、お父さんとお母さんがいて、子どもが1人か2人で、場合によっては、お母さんは専業主婦になって子育てに専念する、そういうものだけが子育てとして絶対的な環境ではない。歴史的に見ると、それは非常に短い期間に成立して、産業社会の、日本でいえば高度経済成長を支えたことは事実です。今、ポスト産業社会と言われて、大きく時代が変わろうとしているわけです。大げさな言い方ですけど、転換点になってきて、それでもなお、高度経済成長を支えた近代家族というものを良きものとして、そこに子どもたちを復帰させる、あるいは、そこで子どもが育つことがいいことだということだけでいいのかということなんです。

歴史をひもとくと、あるいは、世界中を見渡すと、実は多様な養育環境があります。イスラエルではキブツという非常に珍しい実験がおこなわれました。（コラム参照）

ここでお話ししたいのは、その中でもとりわけ注目される共同保育です。今のイスラエル社会では消えつつある。キブツが消えているわけではなくて、キブツは残っているんですけど、この共同保育は実は消えてしまったそうなんです。どうして消えたかということ、ここが評価が分かれるところです。日本の中でも、ある精神科医の方は、「キブツの共同保育は失敗した、だから子どもはやっぱりお母さんが育てなくていけない」というふうに言います。

というのは、イスラエルのキブツというのも、1910年代のイスラエル建国以前、建国してからもイスラエルはかなり厳しい経済状況だったわけです。日本でいえば、高度経済成長期以前というか、それこそ戦前のような、かなり経済的に苦しい状況の中で行われた共同生活だったんです。だから、個人でいえば、テレビも持っていませんし、シャワーもなかった時代もある。それが、豊かになってきますから、個室を与えられ、テレビをつけてもいいかと議

論してつけることになる。さらには、車を持つようになる。要するに、だんだん豊かになっていった。それと平行して、親が、夜は子どもと寝たいと言い出して、徐々に共同就寝制という形が崩れていって、夜は親元で寝るといふふうにだんだん変わっていったのだそうです。

何故そう変わっていったかという、親の希望で変わったように思えます。キブツの共同保育で、ゼロ歳児から18歳まで育った世代というのは確実にいるわけです。その子どもたちが成長して大人になってから、何かおかしいことが起きたという報告はない。つまり、共同保育が間違っていたとか失敗したとか、子どもの発達に悪影響を与えたから無くなったわけではないというのが僕の考えです。でも、キブツが共同保育をやめたのだから、あれは失敗でしょうと言う人もいます。ここは本当に評価が分かれるところだと思います。

何が違うかという、今日ずっと話していることです。子どもというのは、やはり「近代家族」で育てるのがいいものだと考えるか、子どもの育ちというのは多様だと考えるかの違いです。そうやって視野を広げて考えれば、今のはイスラエルの話ですけども、日本の農村社会とか、今でも大家族の中で育つ子どもたちはいます。東南アジア、南アジア、中東、南米など、大家族の中で子どもが育つ社会はたくさんあって、大家族で育った子どもがおかしいという報告はありません。経済的に貧しいことによって、子どもが病気になるということはもちろんありますが、心理発達が歪んだという報告はありません。

ここまでくると、問題は、何に行き着くかということ、「子どもの養育環境の見直し」です。子どもが「近代家族」、さっき言ったように核家族、両親が居て、子どもは1人か2人で、母親を中心とした両親が子どもに多大なエネルギーを注いで養育し教育するという家族のもとで子どもが育つというのが大前提だろうか。これをもっとつきつめていって、イスラエルのキブツとか、世界各国で見られる大家族まで広げると、子どもは二者関係のもとで育つだろうかというところまで疑問は広がると思います。

子どもの発達について、精神分析を始めとする心

理学や発達心理学は二者関係を大前提にしています。子どもは生まれたときに、ある1人の特定の保護者に面倒をみてもらうことがとても大事ですということを強調します。これは精神分析がつくった理論ですが、そこから三者関係に広がっていくという道筋を描く。これが「近代家族」だと、最初はお母さんとの関係で、途中からお父さんが出てきていふふうになります。

そのこと自体が唯一絶対の道なのかというのは、実は分からない。歴史的にみると、実は精神分析にしても発達心理学も、見事に「近代家族」が出現した後にできた学問です。精神分析は20世紀に入ってから、ほとんどの発達心理学も1920年代とか30年代、とりわけ戦後に確立されたものがほとんどなわけです。そういう心理学が「近代家族」を前提にしたのは当然だったのだらうと思います。

ただ、先ほどから言っているように、子どもにとって「近代家族」で育つことはとても恵まれていると思います。自分のことを心配してくれる唯一絶対の保護者、母親の場合が多いわけですけど、とても暖かい支援、心理的なものも物理的なものも受けて、それがずっと継続していくわけですから。とにかく、同一人物から同一の形で養育されていくことは、明らかに恵まれたものであるといえます。しかし、このことがないと子どもの発達に歪みが生じるだろうかということなんです。もちろん、その中で、虐待を受けるとかマイナスの要因を受けてしまうことの悪い影響はあるとは思いますが、でも、ここで、施設とか大家族とか考えたときに、大人がチームとして子どもを守るということがあれば、それで子どもの養育として十分なのではないだろうか。これが、高田さんが言っている「条件を整えば施設で子どもの育ちを保障できる」ということではないかと僕は考えているわけです。

繰り返しになりますけど、今の児童福祉施設のスタッフが足りているとは思っていません。当然、もっとたくさんの人的資源を投入した上での話です。大人がたくさんいる中で見守って子どもたちが育つということが、イスラエルのキブツが実験したように、あるいは今でも世界各国の大家族の中で行われてい

るように、必ずしも1対1、二者関係の中で子どもは育たなければいけないわけではない。これは、本当に仮説みたいな、どうでしょうかという形で皆さんに問いかけているとしか言いようがない。ただ、こういった面を今後掘り起こすなり考えるなり、あるいは、そこに人材を投入することが児童福祉の中で必要になってくる、あるいは、すでに必要ではないかというのが、今日ずっとお話ししている考えということになります。

さらに、話を進めると、仮に、条件を整えれば子どもの育ちを保障できる施設の中で、何が子どもたちの育ちを、特に心理的な成長を保障しているのだろうか。僕よりも皆さんの方が、前線に立っていらっしゃるんだから実感されることだと思いますが、要するに、大事なのは子どもを見守るということではないかと思うのです。この見守るというのが、継続的に行われていれば、人が入れ替わっても本当は成立するのではないか。これが1人でないといけないというのが、母親だったりすると、実はとても苦しいことになります。つまり、たった一人の保護者、母親が、ずっと継続して1人の子どもを見守り続けることのプラスもあります、マイナスもある。見守る側のことを考えれば、四六時中赤ちゃんの面倒をみていたら息が詰まるというのが育児ノイローゼであり、いろいろなマイナスとして生じてるわけです。この母親を支援するシステムがいろいろ言われているのは当然のことだと思いますが、これをさらに一歩進めると、子どもを複数の大人で見守ることが是とされないだろうかということになります。

このとき、もう一つ、子どもたちの心理発達を保障するものとして浮かんでくるのが、「安定性」ということなのかなという感じが僕はしています。児童福祉施設でいえば、生活サイクルが同じでいくということです。朝何時にご飯があって、夕飯は何時というふうに、毎日の生活が安定している。そういう安定したサイクルの中に子どもが居るということが、いかに子どもの成長を保障するかということではないかと僕は思っています。今日お話ししている核家族=近代家族で考えると、子どもたちが、よく

寝る前に、お父さんとかお母さんに、絵本を読んでもらう。よくある風景ですけど、親はみな、一様に思うのは、どうして同じ話を聞きたがるんだろう。それこそ実は安定性を求めているんじゃないか。いつもいつも同じ話で、顛末が同じ話を聞くというのは、安定性の象徴のような気がする。そういう恵まれた子どもに対して、施設の子もたちがもちろん寝るときに絵本を聞かせてもらえたらいいなとは思いますが、人手不足を考えると、最低限、安定性というのは、生活リズムとか生活サイクルとか、いろんなことが安定していることが、いかに子どもを安定させるかということではないかと思うんです。

先にご報告した小中学校の欠席調査(第2調査)には、小学校で2校、中学校で1校、学区内に児童養護施設を抱えた学校が入っています。調べてみると、児童養護施設から通っている子どもたちはほとんど欠席していません。つまり、いかに安定した生活の中で、毎日よく学校に通っているかがわかりました。事実として、この児童養護施設の子もたちの欠席が少なかったことを確認しました。もちろん、学校に行って平和かということ、いろんなことが起きて大変なわけです。ただ、条件を整えれば子どもの育ちを施設で保障できるのではないかと考えていくと、施設と学校で考えられることが出てくるような気がします。そこで目を学校側に転じてみると、先ほどのことが浮かんできます。

つまり、今、学校では、先生方の転勤がすごく多くなっています。昔に比べてはるかに多いんです。多くのところでは上限7年で異動します。しかし、大変な学校に行くと(実際、児童養護施設を抱えた学校は大変ですが)、そういう学校に転勤した先生は、ここは大変だから早く出たいとなって異動してしまう。だから、児童養護施設を抱えた学校の先生たちの転勤サイクルが早い。つまり、安定した教員側の見守りチームができないという可能性がある。

それから、もう一つは、これも学校に入っていないとなかなか分かりにくいことなんですが、皆さんの小中学校体験を思い出していただくと、日本の小学校というのは、実は1・2年が同じ担任同じクラス、3・4年、5・6年も同じという2-2-2とい

うシステムをずっと確立してもってきました。おそらくそれがいいだろうということで、日本の戦後の小学校の中で経験則として確立されたものなのですが、今の小学校というのは、ほとんどこれが崩れています。崩れ方はいろいろですが、2年間同じクラスなんだけど、2年目に担任だけが変わってしまう。これは、先生に聞くと、とてもやりにくいそうなんです。前の先生がつくり上げた学級（子どもは同じ）に自分だけ異分子で乗り込みますから、実はとても学級経営としてやりにくいのだそうです。その結果どうなったかという、先生も変わるのだったら、クラスも変えましょうということで、今の小学校は毎年クラスが変わるところが増えています。同時に、毎年担任が変わるところが増えているわけです。

でも、これが児童養護施設から通う学校でとるシステムとして適切なのかというのは疑問です。たまたま調査した2つの学校が実は違うシステムを取っていました。1つの小学校は、毎年クラス変えて、毎年クラス担任が変わるシステムだったんです。もう一つは、2年間同じクラスで同じ担任というシステムをとっている小学校だったんです。総じて、後者の方が落ち着いているような印象を僕は受けました。これは子どもをめぐる環境の流動性です。現在、日本社会全体で流動性が大きくなっていて、人がだいぶ変わるわけです。同じ職場に長くいる方が前より確実に減っている。日本社会全体の傾向を反映しているのかなと思います。そのことが、子どもたちの育ちに与える影響というのはなかなか議論されていないと思います。

さっきの小中の欠席調査、実は高校でもやっています。その中で児童養護施設で小中と育て、高校に行った子どもの担任に会って、どうですかみたいな聞き取り調査もしました。今、都市圏では高校全体で職業科がすごく減っています。職業学校とか、定時制も含めてですけど、工業とか商業はみんな普通科にシフトしていますが、普通科の中に職業科を残しています。それは園芸科だったり、食物科だったり、調理科だったり、そういうクラスを残す学校は、たいてい1クラスです。高校というのは6~8クラス、かなり大きな学年のところに、1クラスだ

け園芸科となります。そうすると、3年間ずっと同じクラスで同じ担任になっていきます。小中学校では流動性が大きいのに、高校になった途端、同じクラスのままで3年間いくということが起こるんです。

その中では、普通の家庭の子どもたちは息苦しいそうなんです。「3年間同じメンバーかよ、同じ担任かよ」と言って、トラブルが多発しているらしい。ところが、そこに児童養護施設の子どもの行くと、その子にとってはとてもいいみたいです。つまり、児童養護施設の子どものためには、3年間同じクラスで同じ担任というのはプラスに働いているように学校側はみえています。これが1つの安定性で、児童養護施設の子どもの育ちにとってプラスの可能性がある。

とすると、乳児院とか児童養護施設とか、いろんなところでスタッフ、それから、その子たちが通う学校でのスタッフの安定的なローテーション、ずっと同じ人ということはあるわけですから、あまりころころ変わるよりは、なるべく同じ人が1年以上、できれば2年見ていくシステムが、施設でも学校でもとり得ないだろうかということになる。そのことが、「条件を整えば施設での子どもの育ちを保障できる」という中に入るのはないだろうか、僕は最近考えているというところです。

それから、2つ目の集団生活では積極的な意味を持つというのは、これは、先ほど言ったような条件が整ったときに、友だち同士の中で子どもは成長するというのは皆さんが感じになってることだと思うので、いまさらつけ加えることはありません。最近、いくつか面白い研究論文を見ていると、先ほどのようなイスラエル・キブツの共同保育というのは、本当は人間にとって普通の形だったのではないかと言っている人もいます。人類は、もともと、子どもを集めて集団で保育していたのではないか。そういう中から、このわずか200~300年の間に「近代家族」というのを作った。もしそうだとすれば、この近代家族にとられるのはどうなんだろうかという話をしてきたことになります。

コラム：イスラエルのキブツ

キブツ（Kibbutz）とは、ヘブライ語でグループを意味し、イスラエルに発達した農業共同体と訳されてきた。「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」という理想主義を基に、生活全体が協働化されている独特の形態をもつ村である。1990年時点で、300ほどの村がイスラエル国内に散在し、その規模は50人から2000人近いところまで様々である。その総人口は約13万人、イスラエル全人口のおよそ3%にあたるといわれる。このキブツでは、土地や建物、生産手段などの基本財産は、すべて集団による所有になっている。衣服や書物、家具などの一部個人所有物を除いて、メンバーの私有は認められていないが、キブツ社会が豊かになっていく中でしだいに修正され、幅広くなっている。なかでも、子どもの養育と教育が共同体全体の責任となっており、子どもの誕生から18歳までまったく平等な保育と教育の場が与えられていることが注目されてきた。（実際、我が国の1970-80年代の発達心理学のテキストにはよく紹介されていた。）

より具体的に述べれば、子どもはその誕生から3年半「乳児の家」で保母の手によって育つ。当然、産休中の母親も面倒を見るが、生活と就寝は親と別になる。この形態、つまり親とは別の生活および共同就寝制が3歳以降7歳までの保育所でも、それ以降の「子どもの家」でも続くのである。当然、夕方から夜までは親と子どものさまざまな交流があり、キブツの親は子どもと「密な関係である」と述べる親もいる。一方で、女性を育児から解放させるためにできた制度とはいえ、幼い子どもをもつ母親を中心として反対の声も根強くあった。

結局、キブツ社会が豊かになって、個人所有の範囲が広がっていくと同時に、この共同就寝制も親の希望によって自宅で一緒に寝る形態へと変わっていった。それとともに、子どもの基本的生活は家族といっしょになり、「子どもの家」には放課後や行事のときに集まるようになっている。（この変化自体は中世から近代にかけての「近代家族」の登場を彷彿とさせる。）

実際にキブツを訪れて調査したベッテルハイムや、キブツのメンバーに面接調査を実施したリーベリッヒによれば、この共同保育によって子どもの発達に悪影響が出たという報告はない^(注9)。とりわけ、ベッテルハイムは、キブツの共同保育が「母親以外の他人の手による集団での育児、しかも乳児から行われている養育において、成功を収めている」と結論づけて、次のようにも指摘している。「集団（グループホーム）の中で、教育者の手で子どもが育てられることは、貧しさにさいなまれる家庭で母親に育てられる多くの子どもたちに比べてずっとよいし、また、中産階級の両親によって家庭で育てられる少数の者に比べてもよい」。

しかしながら、その姿（特に共同就寝制）が消えたことをもって、現在では安易に「失敗」とみなすものもいる一方で、特色は消えてもその成果を評価するものもいる。少なくとも集団生活が条件さえ整えば、子どもの育ちを保障できるし、より積極的な面をもつことを実証した貴重な実践であったと筆者は考えている^(注10)。

(注1) 保坂亨（2009）『“学校を休む” 児童生徒の欠席と教員の休職』学事出版

保坂亨（2000）『学校を欠席する子どもたち』東京大学出版会

(注2) 松本伊智朗（2008a）「貧困の再発見と子ども」 浅井春夫、松本伊智朗、湯沢直美（編）『子どもの貧困：子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店、pp14-61

(注3) 志水宏吉（2008）『公立中学校の底力』ちくま新書

(注4) 保坂亨（編著）（2007）『日本の子ども虐待』福村出版

(注5) Aries, P. (1960) “L’ Enfant et la vie familiale sous l’ Ancien Regime” Plon, Paris. (杉山光信、杉山恵美子訳（1980）『<子ども>の誕生：アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房)

■ 研修講演より ■

- (注6) 法制審議会の民法成年年齢部会は、明治以来20歳と定められてきた民法上の成年年齢を18歳に引き下げることが適当とする最終報告書をまとめた。ただし、法改正の時期の判断は国会に委ねられた(朝日新聞2009年7月30日付け記事)。
- (注7) Postman,P. (1982) “The Disappearance of Childhood” Dell Publishing Company, New York. (小柴一訳 (2001) 『子どもはもういない』 新樹社)
- (注8) 高田治 (2008) 「現場で感じてきたこと、現場を離れて考えたことー子どもへの援助、職員のサポートについてー」 『心理治療と治療教育』 19,pp160-169 全国情緒障害児短期治療施設協議会
高田治 (2008) 「児童福祉施設はネットワークづくりで決まる」 中釜洋子、高田治、斎藤憲司 『心理援助のネットワークづくり』 東京大学出版会
- (注9) Bettelhem,B. (1969) “The Children of The Dream” The Macmillian Company (中村悦子訳 『夢の子どもたち：キブツの教育』 白揚社)
Lieblich,A. (1981) “Kibbutz Makom” Pantheon Books A Division of Random House,Inc. (樋口範子訳 『キブツその素顔』 ミルトス)
- (注10) 保坂亨 (近刊) 『思春期論 (仮題)』 東京大学出版会

「要保護児童対策地域協議会の運営」

安部 計彦

(西南学院大学人間科学部)

* 平成20年度「地域虐待対応研修指導者養成研修」での講演をまとめたものです。

最初に自己紹介ですが、私は北九州市の児童相談所で心理判定員を11年やったあと福祉事務所で3年間、事務職的なことをしました。そして児童相談所に戻って11年と、役所生活27年のうち22年が児童相談所でした。つまり児童相談所と市区町村の両方を経験しました。今日の話は両者の連携が主なので、少しはその経験が役に立つと思います。

ネットワークと官僚制

では早速、本題に入りたいと思います。そもそもネットワークとか機関連携とか言われますが、本来難しいと思います。官僚組織というのは基本的にピラミッド型の意思決定機関です。その特徴は責任と権限が明白であること。たとえば児童相談所は、警察から送致を受けると、受けた児童相談所は責任持って対応しなければいけない。逆に送致をした警察は、「任せました、お願いします」ということで口を出さないのが官僚組織の基本的な考え方です。このように任された範囲を責任もって対応するのが官僚制ですが、その結果すき間が生まれるという欠点があります。

一方、今求められているネットワークは、「一緒になって連携していきましょう」ということ。例えば、市区町村から児童相談所に通告があっても、「市区町村も一緒にやっていきましょう」という感じです。それは柔軟な思考で臨機応変な対応ができ、すき間をつくらぬというメリットがありますが、一方で責任があいまいになってしまう。

このように官僚組織とネットワークというのは、

基本的に相入れない関係ではないかと、ここ1~2年思っています。

特に長年行政の仕事をされていた方が児童相談所や市区町村の児童虐待の担当になりますと、「ネットワークと言っても、結局誰が責任を持つのか」が課題になる。複数の機関が担当するという発想は官僚組織の中ではありませんので、その切り替えが、なかなかうまくいかなかったり、突き詰めていくと、本当に誰が責任を持つのか。主担当機関として、責任を持って対応するのはどの機関か、というのでせめぎ合いになります。

実際には市区町村と児童相談所の役割分担の話にもなるのですが、機関連携、それからネットワークと言っても、構造的に難しい部分があると思います。しかし具体的にどうやっていくのかが今日の話の中心だと思います。

市区町村と協議会の関係

要保護児童対策地域協議会の運営が今日のテーマですが、その前に、そもそも市区町村と要保護児童対策地域協議会の関係について考えてみましょう。これは、どこにも載っていません。私が考えたのですが、法律の趣旨は多分こうだと思います。

まず市区町村に虐待の情報が入って来た後の対応の流れを考えてみましょう。

ご存知のように、危険度が高いと判断した場合は児童相談所にすぐ送致をして、緊急対応をしてもらうわけです。しかし原則とすれば、まず市区町村で調査をし、そして次の三つから対応方法を選択しま

■ 研修講演より ■

す。一つは児童相談所へ送る。二つ目は保育所入所や保健師の訪問など市区町村が独自に対応する。そして三つ目が、要保護児童対策地域協議会で対応する。

子どもが危険で緊急な対応が必要な場合は、当然すぐに児童相談所へ送致をするわけですから、要保護児童対策地域協議会の対象は、まず子どもがある程度安全であること。そして長期的な援助が必要という2つの要素が必要になります。つまり市区町村だけの対応では不十分で、関係機関との連携が必要な場合に、要保護児童対策地域協議会としての対応が求められるわけです。

ところで要保護児童対策地域協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができます。それは積極的に何か調査するというより、関係機関が情報提供に際して守秘義務違反を気にする場合に、協議会名で法律に基づく調査権による情報提供を求めることで、情報共有を円滑にするのが目的だと思います。

そのため今からの話は、市区町村としてどう動くかということを押さえた上で要保護児童対策地域協議会の動き方を考えたいと思います。

受理会議

市区町村としてまず必要なのは受理会議です。もちろん相談があればすぐ対応するのですが、担当者が受理した事例を組織として判断し確認する場として受理会議が必要です。

特に小さい市区町村では担当者がひとりで判断して、ほかの人は全然分からないことが起こりがちです。しかし虐待の通報への対応で失敗があると、担当者の責任ではなく行政自身の責任が問われますので、組織として相談のあった事例の概要と対応を把握しておくことが絶対必要になってきます。

開催頻度は件数にもよりますが、基本的には週に1回がいいと思います。また参加者は、子ども家庭相談窓口だけではなく、教育委員会や母子保健、生活保護、障害福祉など、子どもにかかわる部署が広く集まった方がいいと思いますね。そこが児童相

談所の受理会議と違うところです。市区町村として受けるわけですので、相談窓口だけではなく、関係部署の、できれば係長か実務のリーダーが、週に1回、1時間だけ集まって、「こういう事例が来て、こんなふうに対応した」ということを、実名で情報共有していくことが大事です。

ただ受理会議には2種類あります。一つは、先ほどの役場としての受理会議。もう一つは、相談窓口だけの受理会議です。特に複数の担当者がある市区町村では、後者は相談対応でのバラつきを防止するとか、スーパーバイズの場合になります。

アセスメントとプランニング

その受理会議での判断ですが、次の5つぐらいに分ければいいと思います。

1つ目は、相談があったら「これはこうですよ」と助言をする、情報提供する、1回で終わるレベルです。

2番目は、どこかの機関が継続的に援助をしていくレベル。保健師さんとか、保育所だとかが多いと思うのですが、児童福祉司指導もこれに入ります。継続的に10回とか毎日とかですね。誰かサポートがあればやっていけるレベル。不登校の子どもが適応指導教室に行っているとかもこのレベルです。

それではうまくいかない場合や、いろんな問題が家族にあるとか、複数の機関がかかっているのが3番目です。つまり基本的には保護者と援助者の信頼関係ができていけど、関係機関同士で情報共有とか、足並みをそろえる必要がある時です。場合によっては保護者にも入っていただいて会議をするサポート会議です。家族サポートのためのネットワークですので、保護者に了解を得たり保護者も参加して、みんなで情報を共有し、援助も行うわけです。

4番目が介入です。条件は2つです。1つは、どこの機関ともつながっていないとか拒否をされている。だけれども2つ目として、放置できない状況です。不適切な養育状況があって、なおかつ、サポートがうまく入っていない時には、やっぱり介入的な

援助が必要になります。この介入というのは兄相が行う職権保護だけではなくて、より積極的なかわりです。積極的に声をかけていく、積極的に近寄っていくという意味での介入ですが、それでは間に合わないときには5番目の緊急対応です。

要保護児童対策地域協議会や児童相談所の対象

そこで要保護児童対策地域協議会の対象となるのは主に3番目と4番目です。しかし5番目の緊急対応は、児童相談所に送致したとしてもいずれ地域に戻ってきます。緊急対応というのは救急車で運ぶみたいなもので、根本解決にはなりませんので、いずれ3番、4番となって継続的に家族にかかわっていく必要が出てきます。

ちなみに児童相談所の守備範囲は、基本的に4番と5番です。3番のサポートネットワークに参加を要請される場合もありますが、保護者と信頼関係ができており、課題の整理と関係機関の足並みを揃える目的の会議ですから、児童相談所はせいぜいオプザーバーの感じですか。例えば、保護者の休養のため一時保護があるかもしれませんが、基本的には、3番は地域でやっていただくのがいいと思います。

代表者会議

要保護児童対策地域協議会の話に入ります。要保護児童対策地域協議会に3つの会議があることはご存知だと思いますが、まず代表者会議です。参加されるのは、民生児童委員さんや医師会、弁護士会、教育委員会、警察など、いろいろな機関の代表者です。

そのお勧めの運営方法は、それらの機関の全国レベルでの取り組み、都道府県レベルでの取り組みと、市区町村での参加されている機関自身の取り組みについて、この1年間の状況を、5分間で説明をお願いします。できれば事前にA4判1枚のまとめを提出してもらい、それを冊子に作っておけば、参加者は資料作りが大変かもしれませんが、出来上がった資料はとても役に立ちます。例えば、警察の虐待問題

への対応や、医師会の取り組みが分かる。またそれを説明するので、参加者にも役割ができるし、きちんと勉強して出席されます。

会議の運営としても、たとえば1つの機関が5分間、6つの機関が説明すると、それだけで30分から40分かかります。その後、児童相談所が県全体の虐待の状況を説明し、市区町村が自分の取り組みを紹介すれば、1時間半は、すぐたっってしまう。それで有効な会議、意味のある会議になっていきます。

ただ、これを毎年やっていると、数年委員を続けている人からは、「毎年同じことばかりで、もっと何かやりたい」と言われるかもしれません。しかし代表者会議は、関係する機関のトップの集まりであり、また毎年参加者が入れ替わるので、積み上げは難しいと思います。

実務者会議

要保護児童対策地域協議会の2番目は実務者会議です。

全国的に実務者会議の目的や構成は本当にバラバラです。それでも大きく分けて四つぐらいタイプがあるかなと思います。

一つは少人数の参加者で個別事例を協議する事例検討会に近い会議です。

二つ目は、市区町村の担当者と児童相談所職員、プラスアルファぐらいで、新規相談の紹介と見守り事例の進行管理を兼ねた会議です。

三つ目が代表者会議への参加機関から全部の委員が参加する会議です。開催は年に3〜4回ぐらいで、参加者の啓発や研修も兼ねている実務者会議です。

四つ目が、市区町村をいくつかのブロックに分けて、そのブロックごとに関係機関の代表者に集まってもらう会議です。

それぞれ目的が違うのですが、私が一番必要だと思うのは二番目です。そもそも市区町村と児童相談所では、3カ月ごとの名簿の確認が必要と言われてます。つまり児童相談所と市区町村担当者の定期的な会議として実務者会議を位置付けたいと思

います。

実務者会議の例

実務者会議の例ですが、A町は人口が2万6,000人ぐらいで、保育所が3カ所、地域子育て支援センターが3カ所、主任児童委員さんも3人ぐらいでした。その町では、これらの人と相談窓口の責任者、保健師などが入り、それに児童相談所の児童福祉司と、県の保健師さん、県の福祉事務所の家庭相談員さんなど十数人の大きな会議でした。

この町では、毎月1回この人たちが集まって会議をするのです。困ったケース、心配なケースをこの場を出して話をしていく。このような会議が、1年半たつと、健診で、「ちょっと気になるな」と保健師さんが発見したら、「子育て支援センターに行きませんか」と話をしたり、主任児童委員さんに「ちょっと家庭訪問してください」と要請したり。つまり虐待が起こる前、心配なレベル、ちょっと大丈夫かなと思うレベルでサポートが入っていくと、虐待がほとんどなくなる。「最近、子どもが叩かれたという話を聞かない」と言っていました。

そして、この1年半の間に児童相談所の児童福祉司と町の主査の行政組織の2人は代わったけれども、地域の人には代わらないし毎月1回集まっているので、参加者はお互いの役割が分かっている。新しい児童福祉司が異動して来ると、「あなたの役割はこういうことだからこうしてくださいね」とみんなが役割を期待する。役所の人事異動を考えると、関係者の定期的な会議はとても大事な気がします。

B市というのは、人口7万ぐらいで、児童福祉司と県の保健師、市区町村の窓口担当と保健師の4者での会議を10年以上続けているということでした。

C市は、政令市で4つの区を管轄しています。参加者は児童相談所からは児童福祉司と係長が行き、市の相談窓口の係長と相談員さんという2つの機関、4人です。人口が7万人以下の市は月に1回でしたが人口25万人のところでは月2回行っていました。

実務者会議の開催方法

人口がある程度大きくないと役所内での職員体制が確保できませんが、逆に大きすぎると関係機関と疎遠になったり地域の状況が把握しきれない。経験的には人口6～7万ぐらいが一番効率的な人口規模だと思います。

目的によって、参加機関数は変えた方がいいのですが、内容とすれば、特に名簿の確認と進行管理が大切です。市区町村が抱えているケースで、児童相談所にも知っというてほしいと思うようなケースは全部その会議で確認をしていくのです。もちろん急ぐケースは当然緊急で対応しますし、難しいケースは個別ケース検討会議を開きます。それ以外の気になるケース、ほとんどが見守りなどの継続事例を、この定例実務者会議で状況確認します。

参加機関が会議に持参するのはA4判を横にした名簿です。児童相談所からも、施設から帰そうというケースなどは情報提供します。だいたい1回2時間で、できれば15ケース以内、最大でも20ケースまで。それでも2時間で10ケースだと、1ケース12分ぐらい。20ケースになると、1ケース5分ぐらいです。そのため結局、状況の確認だけになります。

実務者会議の効用

そのため先ほども言いましたが、対応困難事例やもめる事例は個別ケース検討会議にまわす。実務者会議は進行管理を兼ねているので、継続ケースの状況の確認や新規事例の対応方針の確認です。市区町村とすれば、「自分たちもこれでいいのだ」とちょっと自信が持てて、そのまま援助が継続できる、頑張れる。それから、両者の対立がずいぶん減ります。

個別ケース検討会議で「この子、どうする？」という話になってくると、児童相談所と市区町村で、ギスギスしたり、けんかになりがちですが、実務者会議では、「こういうときに児童相談所はこういう判断で、こういう場合は一時保護する。こういう状況で保護したけれども、こんなふうに変ったので帰します」とか。こういうことを毎月1回、

半年やっていくと、チームという感じになってきます。一緒にやっているという感覚が強くなってきます。

児童福祉司も、電話連絡が増えるのですが、市区町村の方がよく動いてくれるようになります。安心して、自信を持って動いてくれるようになってくるので、結果的に児童福祉司の出番は減る。しかしこのことを逆に言えば、重たいケースは児童相談所での担当となります。

調整機関

ところで要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）の役割です。

まず進行管理、名簿管理です。市区町村は多くの事例を継続していますので、見守りとなったケースがそのまま放置されがちです。そのため定期的な進行管理が必要です。それから個別ケース会議の会場設営だとか記録の作成などがあります。

ところで市区町村では、直接援助をする機関（窓口）と、関係機関調整や会議の開催準備を行う調整機関は、本来別の方がいいと思っています。予算獲得や事業の企画、庁内調整、会議の開催準備、記録の整理などは、行政職の方がとても上手です。ケースの進行管理など判断を伴うものや相談、訪問など直接的なサポートは専門職という役割分担が必要になってくるでしょう。ただ現実には、市区町村も職員が豊富にもらえるわけではないので、兼任が多いと思うのですが、どちらも人口5万人を超えたら、専任の職員が1人は絶対必要です。

個別ケース検討会議

最後に個別ケース検討会議です。会議を有効にするポイントは、会議の結果を調整機関がA4、1枚の紙にまとめて参加者に配布する。大事なのは役割分担です。ケース会議で役割分担が決まらないことが多いので、会議の席上で「決まらなかったら事務局からお願いすることになりますがいいますか」と言うておくのです。言質を取っておくというのかな。

事務局がある程度リーダーシップを取って、役割分担を決めないと決まらない。もちろん基本的には自発的にしてもらえますが、参加者は仕事として増えるわけですので、事務局から依頼することが多くなります。

この役割分担は、「次の開催日まで、これを行います」ということです。次期開催日と役割分担、この2つは大事です。1回決まった役割をずっとするのではなくて、次の会議までこの役割をして、また集まって、「これが必要なのか、妥当だったのか、もっと頻度が必要なのか、もう要らないのか」を決めましょう。取りあえず、この1カ月だったり、半年だったり、こういう役割をしてください、という有期限の役割分担ですね。期限を決めた役割分担をした方が、少し抵抗感が減り、決まりやすいです。

ケース会議の特殊性

先ほどの官僚制の話と一緒にすけれども、役所のほとんどの会議は、事務局が方針を決めて、参加者にパチパチと承認をもらうような会議がほとんどです。役所の内部では予算を取るとか、プロジェクトをどうするかなど、結構ケンケンガクガクすることが多いのですが、外部の機関と一緒にあって会議をする時は、承認のための会議が多いと思います。

少なくとも原案だとか方向性を持っていかない会議というのはほとんどないと思うのですが、個別ケース検討会議は、「役所とすれば、どうしていいかわかりません、困っています。助けてください」という会議です。「みんなの助けが必要なのです。一緒になって頑張っていきましょう」という会議と考えてください。繰り返しますが、役所が全部おぜん立てをして、役割分担を決めて、参加者に割り振る会議ではない。

これは役所の中ではとても珍しい会議だろうと思いますし、だからこそケース会議をしぶるのかなと思います。特に担当の部課長さんが担当者に「うちはどうするんだ」と言って、なかなか会議が開けないこともあるのかなと思ったりします。

実務的に関係機関と日程調整をすると、だいたい

2、3週間先になります。そのため緊急事態に対応できない面もありますが、もう一方で、こういう要因もあるかなと思います。

ケース会議の開催時期

個別ケース検討会議の開催時期ですが、要するに援助者が困った時。援助者というのは、市区町村の事務局だけではなくて、保育所や学校の先生や保健師さん、民生児童委員さんなど、子どもと家族に関わる援助者が困っている時に、みんなで集まって話をしましょうというのが個別ケース検討会議です。

その中で、お勧めは2つです。1つは子どもが施設に行ったときです。地域で援助をして、最終的に分離、施設入所となったら、今まで頑張っていた人たちが施設に集まって、施設に引き継ぎをするのです。もちろん児童相談所から家族状況や児童票はいきませんが、どういう性格のお母さんで、今までどんな生活をしてきたのか、子どもの良いところと配慮が必要な面などを直接引き継いだ方がいいと思いますし、地域の人たちも、「あの子はここに行けるんだから」と、とても安心します。地域の人たちに施設を知ってもらうことにもなります。

施設の側からすると、親御さんや子どもの詳しい情報が得られるだけでなく、いずれ子どもは家に帰りたいわけですので、今まで一生懸命かかわってきた人たちというのは、これから先もこの家族に関わり続ける可能性があるわけです。帰せるように家族を援助するためにも、地域の関係機関と施設が、連携を取れば良いなと思います。

2つ目は引き取りの前です。これは虐待だけではなくて、親御さんの入院などを含め、ある程度長期に分離していた場合には、実の親子であっても、なかなかなじみにくい。大学生のころ下宿していた人は分かると思うのですが、実家に戻ると、だんだん居場所がなくなるというか、居心地が悪くなってしまいます。自分の生まれ育った家ですが、何となく違和感というか、何かすき間があるような感じがしてくる経験はないでしょうか。

大学生でもそうですから、別々に暮らしていた親

子と一緒にいる。親子だからといってもなかなかうまくいかないことが多いですので、引き取りの前にぜひ、市区町村役場で保護者を含めたケース会議をしてください。

ところで個別ケース会議は、待っていても開催されません。必要と思う人は自分から関係機関に「会議をしましょう」と声を挙げてください。各市区町村の調整機関に開催をお願いすることも必要になると思います。

調整機関（事務局）の役割

ケース会議での調整機関の役割は、まず児童相談所への開催への打診と出席依頼、それから出席メンバーの日程調整です。会議の司会もあるでしょう。それから、アセスメントと役割分担の決定の補助です。役割分担の決定については、先にも言いましたが、自分からの申し出はない場合も多いですので、この人はこんなことができるぞということはある程度知っておかないと、逆に振れないわけです。そういう意味で、日ごろからこういう人たちはどんなことができるのかを調整機関としては知っておく必要があります。

それに記録の整理と送付、緊急情報の取りまとめとサポートなどもあります。

調整機関のコツとして、まず大事なのが連絡をまめにする。そして、相手を立てて、褒めて、おだてて、すぎる。「すぎる」がいいでしょうか。「先生しかいませんから、何とかやってもらえませんか」みたいな感じで、とにかく頭を下げながら、「すみません。助けてください」と言ってすぎる。もちろんすがったときには、バックアップが重要で、「大丈夫ですか」とか、「どんな様子ですか」と言って声をかける。うまくいったら、手柄は相手のものです。逆に失敗したら、それを責めるのではなくて、「こういうことは気を付けましょう」と教訓に生かす。手柄は相手、失敗は責めない。そして、みんなが嫌がる仕事は引き受ける。さらに、何かあったらすぐ現場に飛んで行って話を聞くのです。

でも基本は、できるだけ関係機関の人に動いても

らうことです。立てて、褒めて、おだてて、すがるとは、要するに『してください』ということですよ。でも、これってどの仕事もほとんど一緒だと思いませんか？ たえば組織の庶務って、みんながよい仕事をするためにバックアップするのが仕事。窓口だったり、生活保護のケースワーカーさんだったり、それぞれ担当者が、みんながうまく仕事をするのを援助するのが仕事だと思います。

援助者は、みんな同じじゃないかと思えます。自分が親に代わって子育てをするわけではない。調整機関が、見守りをするのではなくて、それぞれの人にきちんと仕事をしてもらう。それぞれの機関が役割をきちんと果たしてもらうようにするためには、結局、庶務と同じような感じですね。相手の立場を理解しながら、褒めながら、認めながら、声かけながらですね。そのためにフットワークよく、できるだけ足を運んで話をしていく。嫌な仕事は、最後は自分が引き受ける。最後は自分が引き受けるけれども、最初から自分がするのではなくて、できるだけ関係機関の皆さんにってもらうようにするというのは、役所も、それからネットワークの調整機関も、いろんなスーパーバイズも全部一緒かなと思います。

ただ内部が固まると7割はうまくいくような感じがする。外の人のほうが、とても協力的で、「やりましょう」とか言ってくれますが、同じ組織の人は「あんたがしたら？」とか、ものすごく反発する。組織内のネットワークづくりがとても大変ですね。

児童相談所の関与

先ほど児童相談所の話もあったのですが、市区町村の人員配置や力量に合わせて児童相談所の役割や関与の程度も変わります。

まず小さな市区町村は独自で動ける人員配置がないので、どうしても児童相談所が積極的に動かざるを得ない。受付は市区町村ですが、家庭訪問や個別ケース検討会議なども、できるだけ市区町村の職員も一緒に動いてもらって、いずれは自前でできるように、でも当分の間は児童相談所が関わらざるを得

ないということです。

逆に自立的な判断と動きをしている市区町村もあります。受付から、調査、日常的な支援まで市区町村でやって、児童相談所は介入などの場合だけ登場する。そして児童相談所を上手に使っている市区町村がだいぶ出てきたと感じています。「児童相談所に助けてもらっています」と言いますが、児童相談所と対等に仕事をしているように見えます。

私は、日常的なサポートは市区町村で、介入的な、それから憎まれ役は児童相談所という、この役割分担は悪くない仕組みだと思います。理念とすれば悪くない。ただ、実際に人がいない、お金がないのでうまくいかないのです。例えば専門家の雇用や業務の専任ですね、人数に余裕があれば本当にうまくいくシステムと思います。

基本的には、自発的に市区町村が動いてもらって、児童相談所は必要な時だけ出ていくというのが理想のやり方です。でも現実的には、全国の市区町村に一律にやってくださいと言ってもできないでしょうから、レベルを分ける。それを表だって言うか言わないかは別にして、児童相談所の方も、この市区町村は今、こういう人員配置だから児童相談所が積極的に出ましよう。ここはもうそろそろ自分でやれるはずだから、もう少し頑張ってくださいと押し返すという判断をしていいと思います。

虐待防止ネットワークと子育て支援ネットワーク

これから援助の工夫や留意点の話します。

まず虐待防止のネットワークと、子育て支援のネットワークの違いの話をしたと思います。考え方はいろいろあるかもしれませんが、私はこんなふうに理解しています。

まず子育て支援ですが、0歳から3歳ぐらまで、子どもを育てるのは結構ストレスがあり、いろいろな面で負担も大きく、みんな大変です。ですから、どの家庭でも、子育て支援のサービスは広く必要です。しかし自分たちで子育てサークルを作ったり、自分からサービスを求めるなど、自主的な活動をする人も多い。それから、民生児童委員さんや子育て

ボランティアさんを含めて多くの人たちがスタッフとして参加する。「みんな大変なので、みんなで助け合いましょう」というのが子育て支援の考え方です。必要な時にいろんなサービスを提供する。それで結果的には虐待の発生予防になっていくと思います。

ところが虐待防止ネットワークの対象は、すでに虐待をしてしまった人やハイリスクの人。例えば双子であるとか、若年であるとか、それでもいろんなサービスを利用できる人は子育て支援の一般的な施策でいいのですが、ハイリスクで孤立している人、なかなかサービスを受けない人、かかわるのが難しい人などが対象です。つまり、特定の個人とか、特定の家族に対して、かかわっていくのが虐待防止のネットワークです。

そういう人は、だいたい人と安定した関係を持つのが難しい。攻撃的な人や援助を拒否する人です。そうするとスタッフも、きめの細かい配慮ができる人の長期的なかかわりが必要になってくる。子育て支援のネットワークはレディーメイドみたいで、広くいろんなメニューを持っていけばいいのですが、児童虐待援助のネットワークはオーダーメイドのように、ていねいにかかわっていかなければいけない。ということで、個別ケース検討会議が中心になっていきます。このように両者は全然違います。

もちろん小さな市区町村の場合は、この二つを一緒にしてもいい。メンバーはほとんど重なってくるのですが、そもそもネットワークの質が違うというか、支援にオーダーメイドとレディーメイドの違いがあるということは、知っておいた方がいいと思います。

温度差

2番目は、温度差です。特に個別ケース検討会議での温度差がよく言われます。

たとえば、「今日は叩かれてきました」とか、「今日もご飯食べていません」と、毎日ハラハラ・ドキドキしている現場と、いっぱいそういう子どもがいるから、「まだまだこれぐらいじゃ一時保護はできませんよ」と言う児童相談所ですね。このギャップ

はよく聞きます。

市区町村や地域の場合は、いま目の前にいるこの子どもにハラハラ・ドキドキしていますが、児童相談所で年間何十ケースも虐待事例を担当していると、「これぐらいは大したことない」とつい思ってしまいます。実際に私もそう思っていました。

それから対応方法の差です。児童相談所はいろいろな援助メニューを考え、できれば親と子を一緒にサポートしたいと思っていますが、地域の方々は、子どもだけを見て「こんな状況で子どもがかわいそう。施設に早く入れた方が子どもは幸せ」と思ってしまう。このように温度差はどうしても生まれてくると思います。これは構造的なものと考えた方がいい。

その対応策としては、一つは一緒にアセスメントシートをつける。物差しを同じにして、判断を統一するという。二つ目は、子どもの状態、家族の状態、保護者の生育歴など、アセスメントシートなどで確認しながら、幅広い視野で再検討してみることが大事です。

そして三つ目に、いろいろな援助方法を考えていく。「分離しかない、早く保護して」と言われるのですが、その前に出来ることはもっといっぱいあると思います。逆にいえば、児童相談所は、「このような援助はできますか」と提案することが必要だと思います。具体的な役割分担とか、具体的な援助方法を提案していくことで、お互いの溝が埋まる。

ただ最終的に一時保護をするのは児童相談所の権限です。そのためには定例実務者会議で、いろんなケースの、いろんな判断をしていくことで、その温度差を埋めることができると思います。個別ケース検討会議で「この子、どうする？」となると、どうしても、せめぎ合いになりがちですけれども、児童相談所の判断基準や立場、それから、いろいろなケースの中での相対的な位置付けは実務者会議の積み重ねで分かってきます。

役割分担

3番目は、前に少し言いましたが役割分担です。ケース検討会議で役割分担がなかなか決まらない理

由は、みんなが不安だからです。みんなが不安で、「いやあ、ちょっと」と、引いてしまう。その結果、どうしても、市区町村の保健師さんや家庭相談員さん、児童相談所などに期待をして、結局これらの人はどんどんケースが増えてパンクしてしまう。

こう考えると、地域の人たちの不安をどう取り除くかということがテーマ。役割分担を具体的に提案する前に、不安を取り除くことを考えないと役割分担は決まらない。その不安の解消には、やっぱり日頃のバックアップが重要だと思います。

虐待援助には長期的なかかわりが必要です。今日の話の最初に、要保護児童対策協議会の対象は、長期的な援助が必要で、ある程度安全と言いました。つまり、長期で日常的なサポートは、児童相談所だけではできませんので、地域のいろいろな機関に参加してもらう必要がある。そのためには、みんなの不安を、できるだけ減らすことが必要です。

そのためには、1つの機関とか1人の担当者にしわ寄せがいかないような配慮が必要ですが、一方で相反することですが、無理しないと届かない。

ですから、みんなができる範囲+ a （プラスアルファ）で少しずつ頑張ることが必要になってくる。できる範囲+ a 、ちょっと頑張っていますので、その分のバックアップも必要になってくる。そういう意味で、調整機関の「大丈夫ですか」とか、「どんな様子ですか」という声かけは大切です。「もうお手上げです」と言われる前に、「どうですか」と声をかけていくことで、現場の人たちって本当に頑張ってもらえる気がします。バックアップといいますか、日常的な声かけが、とても大事だと思います。

ネグレクトへの対応

ところでネグレクトの場合です。ネグレクトについては劇的な改善を目指すよりも、少し今よりもいい状態、もしくは、これ以上悪くならないことを目標にすることが大切。「こんなひどい状態なのに」と思われるかもしれませんが、せめて現状が継続できるように、劇的な改善は期待しないことの、一種の諦めが援助する皆さんの認識として必要だと思います。

ます。

地域の限界

地域の方から「援助の限界です」とよく言われます。その「限界です」と言われる人たちは、本当に頑張って、アップアップしている状況ですね。保育所や保健師さん、民生児童委員さんなど、みなさん本当に一生懸命やっているから、余計に、「もう大変」と思ってしまうのです。そのためバックアップが必要です。その時にはぜひ定例的な個別ケース検討会議、ケース会議を開きましょう。つまり関係者の慰労や愚痴の発散を目的とした会議の開催です。

愚痴って大事ですよ。愚痴を言わないで一生懸命に取り組んでいると、燃え尽きるかうつになります。ですので大いに愚痴りましょう。ただし安全な場所で。「あのお母さんに腹が立つ」など、みんなで悪口を言っても、みんなで愚痴ってもいい。愚痴を言わなくなると、本当に燃え尽きるか、それともうつになってしまいますので、どんどん愚痴を言う、悪口を言う。だけれども安全な場所で。なおかつ、最後は「それでもやっぱり仕方がないよね。あの子のために頑張ろう」となっていければいいわけです。

ネグレクトへの支援は本当に長くかかり、かかわっても状態はあまり変わらない。そうすると関係者は息切れします。その時にはみんなで集まって、「みんなで頑張っているのだから、もうちょっと頑張ろう」とか「状態が前よりも少しよくなったので、よかったよね」みたいな感じになればいいかな。繰り返しますが、愚痴はとても大事です。そのためには役割分担ですね。関係者がつぶれない配慮が必要になります。

ネグレクトのタイプ1 知的な遅れ

ところでネグレクトとひと口で言いますが、大きく分ければ3つタイプがあると思います。

1番目はできない人です。ネグレクトの保護者には高い割合で、知的能力に障害がある方がいると思います。子どもは知能指数が70ぐらいなら、児童養

護施設に措置をします。60台になると、知的障害児施設とどっちかなと迷うのですが、70ぐらいだったら児童養護施設に措置しますね。このように知的能力に遅れがあるにもかかわらず普通児集団でずっと育てて来た人の中には、人との関わりなどの社会性は結構いいし、会話も十分できて、一見普通に見えるけれど、実はよく分かっていない人がいます。

その人たちの中には、自分が能力的にできないということを言いたくないので、「しません」って言っている人もいます。自分の意思として「しない」と言えば、出来ないになりません。

逆に、人から何か言われた時に、「はいはい、分かりました。します」と言いながら全然やらない人もネグレクトに多いわけです。その時に、もしかすると『やらない人ではなくて、やれない人ではないか』と、知的能力の考慮が必要だと思えます。

能力的にハンディのある人には、「しなさい」と指示しても出来ないわけですから、援助の基本はサポートです。援助する中で、少しずつ出来ることを増やしていく。これは知的障害児通園施設の先生とか、特別支援学校の先生は上手だと思います。

たとえば、ご飯の炊き方や掃除の仕方を、一つ一つ丁寧に、褒めながら、親御さんのプライドを認めながら、少しずつ教えていく。たとえば「お母さんも出来るでしょうけど、別にこういう方法もありますよ」という形で教えていくわけです。

もう一つは、子どもが自分で自分の身の回りのことをできるようにする。親に期待するより、少なくとも子どもは自分のことを自分で出来るように援助していく。たとえば食事を作るとか、部屋を片付けるとか、自分の服を洗うとか、自分の体を洗うとかですね。そういうことは、子どもにはさせたい。それを、できれば親御さんにも覚えてほしいわけですが、援助者は「してくださいと言ってもしない」と腹を立てるのではなくて、「してくださいと言ってもできないのではないか」という視点も持っていたいただきたいと思えます。

ネグレクトのタイプ2 エネルギー切れ

2番目は、エネルギー切れで出来ない人です。保護者にうつや借金、DVなどがあり、子どもどころではない、自分のことで精いっぱいの人です。1番目との違いは、2番目の人は元々は日常生活ができていたけど、DVや借金、うつ病などの理由で今はできない。「今はできない」ということは1番の人と同じでサポートが必要ですが、その問題が解決すれば、また出来るようになるわけです。

たとえば、うつの場合は、治療を受けながら、ゆっくり休んでもらう。借金は、自己破産などいろいろな手がありますので、そういうこともしながらエネルギーが回復するのをサポートしていく。エネルギーが回復してくると、またできるようになっていきます。それまでの間はサポートが要るということですね。

ネグレクトのタイプ3 依存症

3番目の人は、アルコール依存、ギャンブル依存などの依存症の人です。依存症というのは病気です。本人の努力だとか、周りの愛情などで変わらない。このタイプの人への援助方法は本人が困るまで待つしかないのです。底つき体験と言いますか、本当に本人が困って「このままじゃ駄目になる。もう立ち直るしかない」と自覚しないと変わりません。

1番目、2番目はサポートが原則で、3番目は助けられないのが原則ですね。対応が全然違うので、見極めのアセスメントが大切になります。

しかし周囲の援助者は「本人が困ってもいいが、子どもと一緒にいるとほっておけない」という話になります。そのときには職権保護です。子どもは児童相談所で保護して、親御さんには、「子どもは今の状況では不適切なので預かります。子どもを家で育てるためには、今の状況を変えてください」と言うことが大事です。

もちろん職権保護する前に、こんなやり方もあります。事例を紹介します。

ある親御さんは、もともとアルコール依存だった

のですが、今はギャンブル依存です。朝から晩までギャンブルへ行って、子どもはほったらかしです。

ある日、児童相談所が来ました。ご両親を呼び出して、「児童相談所としては、今の状況は不適切だと判断しています。この状況が変わらなければ子どもさんを預かることになっていきますがいいですか」と聞くのです。そして「子どもを取られたくないなら、ご両親の生活を変えてください。でもご両親だけで変わるの難しいでしょうから、この人たちが応援してくれます」と言って、市区町村役場の人や主任児童委員さん、地域子育て支援センターの人などを紹介して、「この人たちと一緒に、家庭を立て直してください。できてなければ、子どもさんを預かりますが、そうならないように頑張ってください」と言ってさっさと帰っちゃう。ある意味これが底つき体験だと思うのですが、その後、親御さんはずいぶん変わってきました。

物理的に保護するだけじゃなくて、こういう援助の枠組みを作るのも児童相談所の大きな役割だと思います。

全国で今、児童養護施設は結構いっぱいになってきていますので、一時保護して、どんどん施設に入所させると、施設はそれでなくても足りないのに、これ以上措置できないと思うかもしれませんが、施設措置が目的ではなくて、枠組みを作るのが目的の一時保護です。

切れる保護者への対応法

次に切れる保護者への対応の話をしたと思います。

以前福岡市と北九州市の保育園から40ぐらいの園を選んでアンケートを送付して、23園から回答がありました。そうすると2,400人の子どもに対して125人の保護者が切れているという結果でした。そうすると保護者の5%、20人に1人は切れる保護者がいることになる。比較ができないので増えているかどうかは分かりませんが、かなり多いと思います。そして125人の保護者の子どもの様子は、感情の起伏が激しいというのは8割ぐらいです。やっぱり親御

さんがキレてると、子どもは情緒不安定になるのは当たり前ですね。

そういうキレてしまう親御さんは、多くの場合「ぶっ殺すぞ」とか「マスコミに言うぞ」、「市長を出せ」、「訴えるぞ」とか、いろいろなことを言います。とにかく感情を爆発して暴言を吐いて相手を脅す、というのがだいたいのパターンです。

そういう人に対応していると、援助者もイライラしてきます。その時には、相手の怒りが伝染してくると思ってください。相手の怒りが、こちら側の怒りを呼び出すのです。そして、こちらがイライラした対応をすると、余計相手方は、感情的になってきます。そして怒りのやりとりみたいな、言葉がつけんどんになったり、冷たい言い方になって、「その言い方は何か」とまた怒りが爆発しがちですね。

そこで対応法です。まず『冷静になる』。これは冷静にさせるのではないのです。相手の感情はコントロールできません。自分の感情を、自分の気持ちを落ち着かせる。「落ち着いて、落ち着いて」と自分の気持ちを落ち着かせる。感情は伝染すると言いましたが、逆も真なりで、こちらが落ち着いて対応すると、相手も落ち着きが早いです。こちらがイライラしながら対応していると、ますます感情的なやりとりになりますので、まず落ち着いた対応です。

実は私は、こういうキレる人って嫌いじゃないのです。みんなから変ってると言われますけど。私は、切れる人の多くは過去に被害体験があると思っているので、相手が言っていることを聞きながら、「この言葉ってどこでこの人、言われたんだろう」とか「きっかけは別なのに、何でこれにこだわるのだろう」とか考えながら聞いています。話を聞きながら、何となくかわいそうな気がしてくるのです。わーっと怒ってますけど、「この怒りって、本当は誰にぶつきたい怒りだろうか」とか。「この言い方は誰から言われたのかな」とか思いながら聞いてると、あまり私は怒りが出てきませんでした。

2番目は『駄目は駄目』ということ。子どもを返せとか言っても、「それは駄目ですよ」と言うのです。その時に必ず「気持ちはわかりますよ」という言葉を付けます。気持ちを受容するということ

です。たとえば「親だったら、児童相談所に急に子どもを取られたら、それは怒るのは分かりますよ。だけど、ごめんなさい。今日は子どもさんを帰すことができません。」「いろんな情報があるので、子どもさんは預かりました。ですから、お父さん、お母さんの話もゆっくり聞きたいので、そんなふうに怒らないで、ゆっくり話を聞かせてください。でも、ごめんなさい、今日は子どもさんを帰せません」というふうに。また「気持ちは分かります。親とすれば、それは腹が立ちますよね。立場は分かります、気持ちは分かります。でも、ごめんなさい、それはできません」ということを、言っていました。

その時に大切なのは、援助者の落ち着きです。親御さんは「ぎゃーっ」と怒ってますけども、こちらは「ごめんなさい、それはできません」というふうに感情的にならずに言うことです。

同時に『ルールの明示』です。児童相談所が判断した理由ですね。親御さんは「叩いてない」と言われるかもしれないけれども、「登園した時に傷が頻繁にあるということは、私たちは心配しています。ですので、いろいろことを調べたいので、今日はごめんなさい、帰せません」と親に説明する。もしかすると今後は児童福祉法第28条の審判申し立てもあるかもしれませんが、その時に記載する判断理由を念頭に、分かりやすく説明する。

繰り返しますが、保護者の立場や気持ちは尊重する、人格は尊重する。けれども、行動は駄目ですと、落ち着いて説明することが大切です。

子どもに会えない場合

もう一つ、子どもに会えない場合です。こんな事例がありました。

ある産婦人科からある市の保健師さんに電話がありました。10代で出産をしたお母さんが、子どもの世話の仕方がとても下手ということです。「危なっかしいのでとても心配」というのです。それで退院した後、保健師さんが家庭訪問しました。

そうすると、お母さんには会えるのです。お母さんは茶髪でしたが、保健師さんと結構話はできるの

ですが、「赤ちゃん、どんな様子？」と聞くと、「大丈夫、大丈夫。ちょっと今寝てるから」とか「家の中散らかってるから」と言って、子どもには会えなかったのです。何回か家庭訪問したけど、お母さんには会えるけど子どもには会えない。

どうでしょう。皆さんならどうします？ ハイリスクという情報があり、保護者には会えるけど、子どもには会えない。この状態で児童相談所に言われても、この段階で立ち入り調査は難しいと思います。つまり、ハイリスクではあるが、虐待とは言えないですね。

その時に保健師さんは、まず児童相談所と協議して、その後に保健師さんにぜひ言ってほしいフレーズがあります。『今の状態が続けば、つまり、子どもに会えない状態が続けば、私は児童相談所に通告する義務があります。そんなことはしたくないので、子どもに会わせて』ということです。『立ち入り調査だとか、そんなことはしたくないので、子どもさんがどんな様子かちょっと見せて』と言って、子どもに会えればOKですね。会えれば援助を継続、会えなければ立ち入り調査。

このとき児童相談所の職員と一緒に行って言うというやり方もあるかもしれませんが、ともかくこういうフレーズです。覚えておいた方がいいかなと思います。法律が改正されたので、出頭命令や臨検という方法もあります。でも、保健師さんは親の味方として、このフレーズを覚えておいていただきたいと思います。

庁内連携

仲間割れってよくあります。価値観とか立場が違うので、援助者同士が必ずしも連携できない場合があります。

個人的に私が経験したのは、たとえばお母さんに精神障害や情緒的に不安定、うつなどがあって、子どもは叩かれたり、ほったらかしにされている。児童相談所の立場からすると、子どもは暴力を受け、放置されているので、一時保護や親子分離が必要だと思います。

ところが母親の主治医や、お母さんの担当の保健師さんは、「今子どもを取られたら、お母さんの状況がもっと悪くなる。お母さんのために分離しない方がいい」と言うのです。

このように、子どもの福祉を中心に考える児童相談所と、親の支援を中心に考える立場の機関との間で、結構もめました。

生活保護もそうですね。いま生活保護を受給できたら、親子分離して子どもは施設に行かなくてもいいのに、生活保護が適応にならないというのも、よくありました。

そんなふう仲間うちで、価値観だとか立場で連携できない場合がある。そして下手をすると感情的な対立とか、恨みまでなってくる。その時には、お互いの価値観や役割の確認が大事です。児童相談所は子どもの立場で、お母さんのサポーターの人はやっぱりお母さんの立場で考えますから、それはある意味相いれない。だから「相いれないですよ」ということは確認する。つまり感情的な対立ではなくて、立場が違う、価値観が違うのだ、という前提を明確にすることが必要です。

そして必要に応じてアセスメントシートをつけるなどで情報を共有化していく。ただし、同じ組織であれば、上司に判断を求める場合もあります。

しかし最初に言いましたネットワークとピラミッド組織の話のように、例えば一時保護などその権限を行使するかどうかは、その機関の責任で判断するわけですから、外部の機関や関係者は、仕方がない面もあります。

児童福祉司との連携

個別ケース検討会議に児童相談所の児童福祉司も参加して、検討の末、一時保護が決まったけれど、児童相談所の援助方針会議で「一時保護すべきではない」と決まり、児童相談所が一時保護しないということも時々あります。

児童相談所では、ケース会議の関係者の合意というのは当然尊重するのですが、児童相談所の持っている権限まで縛ることは出来ません。そのため児童

相談所の決定として一時保護しないと決まれば、こちらの方が優先です。ケース会議の決定というのは、参加機関の合意であっても、それぞれの機関が持っている権限を行使するかどうかは、それぞれの機関が、責任と判断で決めていくのです。

ついでに言うと、その時に児童相談所は、よく『裏切り者』と言われる。私は「ぜひ児童福祉司を責めないでほしい」と思います。援助方針会議は組織としての決定ですので、児童福祉司がいくら説明したとしても、同じ結論にならないことがあります。そこで地域の方が児童福祉司を責めると、せっかくのチームが壊れてしまいますので、一緒になって、どうやったら援助方針会議の参加者が納得するかを考えることが大事だと思います。

本当に困っている人

ところで今、市区町村は児童相談所と同じような立場になりつつあります。つまり、住民や関係機関から、「何とかしてくれ」と言われるのです。

周囲の人や関係機関からは、「何とかしろ」と言われる。保護者からは「関係ないからほっといてくれ」と拒否される。児童相談所は、特にネグレクトなんかは、「日常的なサポートは市区町村の仕事で、児童相談所の仕事ではありません」と突き放される。結果的に市区町村の職員が追い詰められるということも結構出てきているようです。

そういう時には、先ほども言いました「どうしていいか分からないからみんな集まって」と言い、個別ケース検討会を開催するのがいいでしょう。

ただその時に大事なものは、「本当に困っているのは誰？」ということ。多くの場合、本当に困っているのは、不安な気持ちを持つ住民だったりします。「あの子がかわいそう」とか「心配」とか、子ども自身よりも、周りの方が困っているような感じですね。「援助が必要なのは誰？」ということですが、このように考えると、必要なのは不安の解消ですね。

住民の方が、「何とかしろ」とか「かわいそう」と言うときに、本当に何とかしなければいけないレベルなのか、それとも不安や排除なのか。学校の先

■ 研修講演より ■

生からも、「この状態では施設にやった方がいいのではないか」とよく言われますが、不安とか排除もあるかもしれません。

ですので、本当に、親子分離や施設入所が最善の利益かどうか。問題なのは、今の状態が不適切というのは共通認識できると思います。しかし、それをどうしたらいいかですね。

「何とかしろ」と言われて、何とかするのが市区町村の仕事ではなくて、「どうしたらいいかを一緒に考えましょう」というふうに、その考える場面を設定することが必要になります。

児童相談所に異動してくる一般行政職の人を見ると、今までの職場では、「何とかしろ」と言われて、何とかするのがいい公務員なのです。ですから「何とかしろ」と言われて、追い詰められ、不安になり、すぐ一時保護や子どもの施設入所に結び付きがちです。

ところが、相談とか援助は、基本的には本人が自分でできるように援助するのが大切です。援助者が何とかするのではなくて、相談に来たその人たち自身が、何とか自分でできるように援助するのが社会福祉です。今の状況がどれぐらい心配なのか、そして、いろんな援助方法はないのか、それぞれできることはないのかを考えていくために、この「何とかして」と言われたら、「ケース会議を開きましょう」と言うのが大事だと思います。

役割分担

そろそろ時間になりますが、本題の児童相談所と市区町村の役割分担についてです。

基本的に言えば、市区町村は予防と長期的な支援、サポートが役割ですし、児童相談所は職権介入とか、専門的な援助、対立的な役割というのが役割と思います。

そして今は、児童相談所と市区町村がそれぞれケースを持っている状況ですが、本来的というか将来は、市区町村がケースを全部管理していいのではないかと思います。その中で、専門的な相談や職権介入、一時保護、心理判定などは、専門病院みたい

な感じで、児童相談所がケースを一時的には引き受ける。けれども、市区町村に全ての情報を戻し、市区町村が地域の子どもたちや家族の状況を把握し、進行管理をするのが本来の姿と思います。

まとめ

今日のまとめですが、まず個別ケース検討会で一緒にかかわること。そしてそれを積み重ね、お互いの価値観だとか、動ける範囲を広げていくということ。それから、もっと大事なのは実務者会議です。そこで顔を見て話をする、そして、お互いの立場だとか背景を理解していくこと、継続的にかかわることで信頼感が出てくる。一緒に取り組むことで仲間意識が出てくる、チームという感じが出てきます。

そうすると、援助がスムーズに流れていくのですが、でも、やっぱり大事なものは、危険性は見逃さない。職権保護もためらわないけれども、保護者とできるだけ協力し合うことでしょう。

今日は、要保護児童対策地域協議会の運営について概略的なお話しをさせていただきました。どうもありがとうございました。

「児童福祉施設での親子を考える」

金 井 剛

(横浜市中心児童相談所)

* 平成20年度「児童福祉施設指導者合同研修」での講演をまとめたものです。

1、はじめに

私は、子どもに精神症状あるいは問題行動があったりすると、相談を受けたり、カンファレンスをして年間10何回かは施設へ伺ったり、多分年間30回ちょっとは施設職員と話しをする機会があります。横浜市の場合、医者は3人いるんですけども、みんな基本的にはワーカーと一緒に動き回るようにしているものですから、それなりに施設はいろんなところを見てきたなという気はしています。

児童相談所は職員が度々代わりますよね。横浜も3カ所の見相が4カ所にふえまして、ワーカーさんが急激にふえてきて、経験年数が3年未満の人が半分くらいになっちゃったでしょうかね。それまで横浜市は専考職で優秀な方がたくさんいらっやって、その人たちがほとんど定年になっちゃいまして、最近では施設の職員から、横浜市のワーカーは力が落ちたと何度か聞かされたものですから、今年度から、月1回なんですけど、支援係という地区担当のワーカーと事例検討会というのを始めました。

今日午前中は1年目の職員が事例を出したんですけども、生育歴の意味、とり方とか、まず相手を知る作業のあり方とか、そんなので90分ぐらい一方的に熱弁を振るってきちゃったものですから、元気が出るまで少し時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願いします。前置きばかりで申しわけありません。

2、子どもが施設に入ることの意味

まず、子どもが施設に入るということは、ものすごく大きな変化なんだということを決して忘れてはいけないと思います。僕の師匠の一人が、小学校に入るとか幼稚園に入るとか、そういう集団に入っていくことの大変さを大人は忘れていたということを持っているんですが、子どもが施設に入るといのはものすごいことですね。例えば両親が交通事故で死にましたなんてことになったときに、見てくれる親戚はいるけれども、自分の子どもが万一そういうところに入ったらこの子はどうなるんだろうと思ったりするわけですけども——施設が悪いという意味じゃないですよ、人生がものすごく大きく変わっちゃうということなんですね。

施設に入る、施設措置をするということは、ある意味で子どもの権利を制限するということなんですね。一時保護もそうですけれども。すなわち、子どもは父母の意思に反して分離されない権利を持っているし、自分の意思表示が尊重される権利を本来持っているんですね。

虐待を受けた子どもが多くなってきて施設は大変なんだろうと思います。先日伺った施設でも園長先生が演説を始めてくれまして、発達障害みたいな子どもがたくさん増えて、施設はもうパンクするんだ、だからそういうケースはもうとらないというふうに思っているという話でした。僕は、そうなる多分、施設に入れなくちゃならない子どもの半分以上はそういう子どもだから、入れる子どもがいなくなってしまうから、なるべく選んで入れますのでよろしく

お願いしと言ってきました。

施設側もちろん大変だと思いますが、施設に入る子どもたちにしてみればある意味でもっと大変なわけですし、親も虐待の場合は分離を強制されることが多い訳で、これもまた大変です。子どもは、自分の意思が定まったものでないうちに、あれよあれよという間に施設に入れられるということが非常に多い。ましてや赤ちゃんなんかは、意思表示すらできないでそういうことが起きるということですね。

子どもが施設に入るというのは、その子どもの生活が全て奪われるということですよ。子どもが家庭の中で守られている姿というのを考えたときに、子どもは親に守られているというだけじゃないですよ。子どもは、例えば玄関に入ったときのその臭いとか、自分の家の臭いってあるんですね、それで帰ってきたという感じがする。あるいは自分のベッドがある、布団がある。自分の枕がある。そこには自分の臭いがついているわけです。がらくたみたいなものをたくさん集めてあるかもしれません。そういう宝物を時々出して眺めたりして自分を楽しませるなんていうこともしています。おもちゃ、ゲーム、みんなそうですね。

当然、家族もだし、ペットがいるかもしれません。友達や気に入った先生もいるかもしれない。学校の校庭とかそういったもの、塾もそう、遊び場もそう。子どもは、人だけじゃなくて、そういういろんなものに守られて自分の安定を果たしているわけだけでも、そういったものがすべて奪い去られるということでもあるわけですよ。そうやってすべて奪われて施設に入ってくるということです。さらに「ひとりで別な社会に飛び込む」という意味もあったりするわけですし、ここにはものすごい覚悟が要ると思います。

「子どもの意思と無関係な場合も多い」というのは、子どもが、例えば家にいられない、怖いからおうちに帰りたくないと言ったとしても、それで僕たちは子どもの意思確認を済ませたとして施設にお願いしたりすることがあるわけだけれども、実は子どもにしてみればそういうのは決して本音ではない場合も多いんですよ。例えば、お母さんがこんなふ

うになってくれたら自分は家に帰れるのにと考えているわけです。あるいは、本当はこう言いたいんだけども大人に囲まれたときに言えなかった、というふうなこともあったりするかもしれません。ここでは「意思」と書きましたけれども、子どもが表出した「意思」は子どもの本音とか欲求するものとは実は相反していたり関係なかったりして、子どもは施設に入っていることが多いような気がします。

そういう意味では、子どもが施設に入るということは、子どもにとってみればものすごく受動的なんですよ。親が離婚したから自分を見られなくなったのかもしれないし、そういう親の都合とか、児童相談所がこういうケースだったら家に置けないというふうに判断して子どもを説得したのかもしれない。そういう親の因果みたいなものを、真っ向から子どもが一番影響を受けての結果であるということですよ。そういう意味では、虐待そのものがものすごく受動的なことであると同時に、施設に入るということも、子どもにとってはものすごく受動的なものなんだということも理解しておかなくてはいけないのかなと思います。子どもの能動性をどう取り戻していくかというのは、また後で話をしなくてはならないわけですけども。そんな意味があるということです。

3、子どもが施設に入るときの気持ち

子どもが施設に入るときに、どんな気持ちで入っていくんだろうということも想像してあげなくちゃいけないことなのかなというふうに思います。

一番多いのは親から捨てられたということですよ。性虐待を受けて、例えば母親が加害者である内縁の夫とそのまま暮らすような場合だってあるわけですし、そうすると親は自分よりも、その相手を選んでるわけですね。

今朝やったカンファレンスなんかもそうですね。再婚した養父が（子どもに対して）ものすごい身体的虐待を加えて、心理的虐待ももちろんあるんですが、お母さんは子どもを施設に入れて、だんなと一緒に遠方に引っ越してしまったんですけども、子ども

にしてみれば置いていかれたということですよ。そういう時、子どもは、親から捨てられた、置いていかれたというふうなことを考えて当たり前かもしれない。

親から必要とされなくなったというふうなこともよくあることです。家族というのは本当に微妙なバランスで成り立っています。僕の上司が、何年前かに娘さんが地方の大学に入って下宿を始めたときに、2週間、毎日毎日、朝、僕に向かって、何かうちが変なんだ、何か変なんだと言いました。要するに、子どもが下宿を始めたことで家族の雰囲気が変わるんですね。そのくらい子どもも家族の中にある種の役割を担っています。

例えばあるお母さんが依存症だとします。DVを受けて逃げるんですね。でも、その1年8カ月後にはもう別な男性と再婚している、その男性とも1年ぐらいで別れる、その後アルコールに依存するというふうなお母さんです。多分、長男が父親から暴力の被害に遭っていたんですね。1歳下の妹はその被害に遭っていない。想像すると、暴力を受けているときに、子どもは身がわりなんですね。お母さんは逃げちゃう、そうするとお父さんはそこにいる長男を殴るみたいなことが起きていたんだらうな、なんて思ったりします。あるいは、妹が暴力を受けなかったのはお兄ちゃんがいたからかもしれません。

ところが、そういうところから逃げて暴力を振るわれなくなったときに、子どもが自分をどれだけ守ってくれたかとか、妹をどれだけ守ってくれたかとか、お母さんがそういうことを理解される方ならいいけれども、そうじゃないですから、子どもに対して何ら評価も感謝もしません。子どもは暴力の傘の役割を降りることができたわけですけども、そのときにある意味で必要とされなくなってしまう。こういう形で施設に入る子どももかなりいるんですね。あるいは、それまで母子家庭で子どもがお母さんを助けていたんだけど、再婚した途端にその子は要らなくなっちゃうみたいな形で施設に入っていくような子どももいます。

そういうふうに、家族の病理が深ければ深いほど、子どもはその家庭で何らかの役割を担っていること

が多いんですね。子どもの役割が大きいと言った方がいいでしょうか。だから、そういうところで役割を降ろされたかのように施設に入るという子どもも決して珍しくはないですね。

子どもは年齢が低ければ低いほど、自分の周りで起きたことを自分のせいになります。小児科領域で、自分が病気になったときに、年齢が低ければ低いほど病気と自分を切り離せないというふうに言われます。すなわち、自分が病的な存在というふうな捉え方をしがちだということを言われます。例えば、アルコール依存の親を持った子どもが自分のせいで親がお酒を飲むとか、両親が離婚したときに自分のせいで離婚したとか、年齢が低ければ低いほど客観視できませんから、そういうふうに子どもは自分の周りで起きたことを自分と結びつけて考えてしまう傾向があるんですね。

そうすると、自分が施設に入るということについても、自分がいけないからという理解をしがちです。東京都の調査で、施設入所中の子どもは入所した理由を、確か7割ぐらいが、親のせいにしないで、自分のせいであるとか、仕方がないという整理の仕方をしているというのを何年前に発表されたことがありますけれども、まさにそうなんだらうなと思います。そうやって、自分が悪い子だったから罰を受けているみたいに理解することも決して珍しくはないということですね。

だからこそ、子どもたちは、自分が良い子になれば出られるとか戻れるとか、そんなふうに考えて、「一旦いるところ」というふうな理解をしていることも多いですよ。なかなか施設に定着しない子どもって中にはいますけど、そういう子どもたちは、まだ帰れるんじゃないかとか、まだ引き取ってくれるんじゃないかなどと葛藤している場合もあつたりします。保護所に入っている子どもたちはまさにそうなんですけれども。そんなふうに「仮のところだ」というふうな理解でいようとすることもあつたりします。

もう一つは、大学病院で小児科病棟のコンサルテーションをやっていたころに感じたのですが、子どもたちの不安の一番大きな要因の一つとして、先

の見えなさというのがあるんですね。自分は死んじゃうんじゃないかとか、いつになったら退院できるんだろうかということなどをだれも説明してくれない、そういう不安というのは非常に大きくあるんです。当然、施設に入る子どもたちもそうです。いつになったら家に帰れるのかとか、どういうふうになったら帰れるのかとか、そういうことを、子どもたちはいつも不安に思って当たり前なんだろうと思います。

こういうのは本来、入所前に児童相談所が動機づけをして、見通しを説明して、なぜ施設に入るかというふうなことを説明する作業が行われるべきではあるんですね。ただ、子どもは保護所にいる期間だけでそういうことを整理し切れません。当然、僕も身近にワーカーがいますから、ワーカーにそういうことをきちんとするよということも言いますし、言われないまでもワーカーたちはそれをしようという意識はあるんですが、やっぱり整理をしきれないままに施設に入る子どもがほとんどだろうと思います。そんな短期間に整理しきれないほど問題は浅くも小さくもないですよ。

例えば、お母さん側は拒否しているんですけども、もしかしたらお母さんが自分を引き取ってくれるかもしれない、そう思って思春期になって自分の意思でお母さんに会いに行くんですね。お母さんがだめだったら、おばあさんが引き取ってくれるかもしれないということで、次はおばあさんのところに電話をするんですね。そうやって自分で動ける子どもはまだいいんですね。ある程度の年齢になればそういうこともできますからね。

けれども、例えば小学生で、ましてや低学年の子どもなんかであれば、そういう術もわからないままに事は動いていくわけですね。だから決して整理はつかない。もっと言うならば、そのときには整理がついたような気になっても、また揺らぐことが度々あったりするわけですね。親が面会に来れば揺らぐかもしれないし、「帰らない」と拒否した筈の親から優しい手紙が来れば揺らぐかもしれない。だから、それは施設に入ってからでも繰り返し繰り返し説明をしていかなくちゃならない作業なんだろうと思いま

す。

4、施設に入ることに對する子どもの反応と防衛

そんなふうにして何とか施設までこぎつけて、大変な思いをして施設に入るわけですがけれども、そこで子どもはいろんな反応を示します。反応というよりは、自分を何とか納得させようとか、防衛機制をいろいろと働かせることは当然子どもなりにあるわけですね。

一番多いのは躁的防衛という防衛の仕方のような気がします。これは要するに、不安だったり心配だったりするときに自分をハイテンションにするということですね。例えば、不登校の子どもがたまに学校へ行くとともに元気に過ごしたりするのは、そういうパターンですね。施設に入って、最初あっけらかんとして、周りにいる子どもにすぐ声をかけたりして、何だか元気のいい子どもだな、みたいに思える子どもなんかは、実はこういう防衛機制を働かせていることが多いんだろうと思います。ここで頑張るぞ、みたいな感じですよ。あるいは、周りの子どもに弱いところを見せないぞ、かもしれない。そうやって、まず躁的な防衛をします。

もう一つは、一生懸命考えるということですよ。先ほどもお話ししたように、理性化しようとするときに、年齢が低ければ低いほど自分の問題にしがちであるということですね。自分が悪いからここに入ったんだ、だからここで一生懸命頑張るんだ、みたいに言い聞かせたりする子どももいるかもしれない。過剰適応みたいなことをする子どもですよ。最初のころとても良い子であるという、そんなパターンの子もたちですね。もうちょっと年齢が高ければ、親が悪いというふうに親を恨んだり、兎相に入れられたと言って兎相の担当のワーカーに攻撃的になったり、そんなふうになんかのせいにするみたいなことも当然あり得ることです。

不安や憤りを忘れようとして何かに打ち込んだり、多少乱暴してみたり、いっぱい泣いてみたり、そうやって発散することもあるかもしれません。僕は中学生ぐらいまで、嫌なことがあるとボールとグ

ローブを持って小学校の校庭の的当てに行き、「ちくしょう、ばかやろう、ちくしょう」と言いながら1時間も2時間もボール当てをしていて、ひじも肩も壊してしまったということがありましたけども、僕なんかはこういう発散タイプですね。今も、兎相で何か嫌なことがあると、周りにいる職員にぐちぐちぐちぐち愚痴をこぼすんですけども。僕のようなそういうタイプに近い子どももたくさんいるだろうと思います。

あるいは、ある種の解離。解離があるからといって解離性障害じゃないんですよ。これは間違えないでいただきたいんですけども。例えば、現実を、これは夢かもしれないみたいな気持ちで過ごす子どももいるかもしれません。あるいは、「一時的なもの」という理解で逃げようとするかもしれません。なるべく考えないようにしよう、みたいなことかもしれません。僕たちも、例えば満員電車で人がぎゅうぎゅうのときに意識を飛ばすってことをしますよね。あれだって一つの解離なのであって、それがあからといって解離性障害ではない。もっと重症な子どもだと、勉強しているときにポーッと意識が飛んでいくみたいな子どももいてもおかしくないんですけども。

こういうパターンは子どもによってそれぞれ違います。どういう形で防衛するのが得意な子どもかというのはそれぞれ違うんですが、大体おおむねこんな方法で、子どもたちは入ったばかりの不安を乗り越えていこうと思います。

もう一つは、これまでうまくいった方法を、最初に一生懸命試そうとするかもしれません。例えば嘘をついていた子どもだったら、嘘をつくかもしれません。あるいは、にやにやへらへらすることで周りからの攻撃をかわしていた子どもは、入ったばかりのときに、一日じゅう、にやにやへらへらしている姿を見せるかもしれません。

入ってきたばかりの緊張状態というのは、その子のそういう自分の心身の守り方みたいなものが顕著に出やすいんですね。だから最初のころのそういう様子というのは記憶（記録）しておくことが非常に大事です。その子がやりやすいパターン、防衛のあ

り方みたいなことが非常によく出ます。初診のときに、まず目を合わせたときにその子の防衛パターンがワーッと出てくることがあるんですね。例えば目をそらす子どももいれば、漫画を読みながら入ってくる子どももいれば、この子は緊張するときはこういうふうにして身構えて乗り越えようとするんだなというふうな姿がよく見られるわけです。

入ってきた当時というのは、その子がそれまで培ってきた防衛パターンを駆使しますから、その子が陥りがちな傾向みたいなものがよく見えるんですね。それはその後の指標になっていきます。それが今後も通用するものかどうか、すなわち、その子を援助するための方向性を判断する材料にもなっていくんですね。

例えば、無表情と言えぐらいにこにこしたような子どもがいたとしたら、嫌なことがあったときに嫌な顔をしてくれるようになるかどうかとか、そういう指標になるわけですよ。少し暴力的な、乱暴な守り方をする子どもであれば、そうじゃないやり方に変っていくのが一つの目標になったりします。初期の子どもの示すパターンというのは非常に大事な情報であるということを知っておかなくちゃいけないと思います。

それと、入ってきたばかりのときのいろんな行為あるいは問題点、こういうのは一過性、反応性のものであることがあります。要するに、施設に入ることの重大さがあるわけですから、そこで反応を起こしてもおかしくないですよ。

先日うちの保護所に入ってきたASD（急性ストレス障害）と診断をつけられる子どもですが、母親は躁うつ病で、躁状態になったときに子どもを連れ回してあちこち行っちゃった挙げ句に、子どもの目の前で自殺してしまった。他都市で見つかった子どもですけども、2日間他都市の兎相が保護してくれたんですね、それで身元がわかって横浜の子どもだったのでうちへ移ってきたんですが、最初は眠れないし非常に落ちつきがないし多弁でしたね。

ASDですから一般的に1週間ぐらいでおさまるんですね。それで保護所に下ろしたんですね。保護所は1階にあるんですけども、2階に面会室という

のがあって、入ってきたばかりの子どもの様子を観察するために、そこに布団を敷いて寝かせたりすることもあります。1階ではもちろん個室に入れたんですけれども、個室のドアに背中をもたれて、だれも来ないように一生懸命ガードしていた子どもでした。それが1週間ぐらいたら落ちついてきて、その後は一番わんぱくだったりするんですね。

そういうふうには、何かに対する反応というのは比較的一過性に過ぎていくことがあるので、入ってきたばかりのいろんな問題行動で慌てる必要はないかもしれません。子どもというのは適応力がありますから、1カ月ぐらいうると場に慣れてくることが多いんですね。だから、初期のいろんな心配な行動とかそういうのは、できたら1カ月ぐらいは見てあげていただきたいと思います。

このころに発症しちゃうという子どもはあんまりないと思いますね。子どもがそういうエピソードがあるときというのはやっぱり身構えています。波が来るときに、来るぞといって身構えたときは足元をすくわれないんですけれども、少し油断しているとすくわれるということがよくある。それと同じように、子どもたちが大変な状況で一生懸命防衛手段を機能させているときというのは、まだそんなに表面化しません。症状というのは、むしろ慣れてから安心したときに出てくることが多いですね。精神症状というのはそういう面もありますから、最初のころのことではそんなに慌てる必要はないということだろうと思います。

5、施設に馴染んでから子どもが見せる姿

子どもが施設での生活にだんだん慣れてくると、いろんな初期の問題を出し切った後に、暴れたり甘えたりしながら周りを探っていくわけですが、そういう中で、やっと自分はこれこれの理由で施設に入ったんだな、みたいなことをしみじみと感じるわけです。それでここでやっていこうみたいな覚悟がついてくると、能力の高い子どもであれば、家であったこととか自分が経験してきたこととかを話してくれたりすることもあります。

これは何も面接をしなくちゃいけないわけではなくて、子どもは割と生活の中でいっぱい話してくれるんですね。一緒に何かをしているときとか、お風呂に入っているときでもいいかもしれませんし、食事のときでもいいかもしれません。そういうときにポソポソと話してきたりするんですね。子どももここでやっていくためには相手に自分のことを知ってもらいたいですから、そんなふうにはいろんな自分の境遇とかそういうのを話し出すようになったときというのは、だんだん自分のことを知ってくださいというふうなスタンスになってきたんだろうと考えられると思います。

それと、だんだん慣れてくると、その子がそれまでひどい生活の中で生きるために身につけてきたいろんなものを出してきます。例えば盗み、うそとか、そういうのはまさにそうだと思います。与えられず追い込まれる繰り返しの中で身に付けた術がある。慣れてきたときこそ、そういう自分のそれまで馴染んできたパターンがまた出てきちゃうんですね。甘え方もそうですよね。妙に意地の悪い甘え方とか、そんなのを出してくる子どももいます。少し慣れてきたころに出してきたものというのは、その子が生きるために大いに必要だったパターンが出てきます。これは大概、嫌らしい、下手くそ、かわいくない、そういうふうなものが多いですね。

それは「試し行動」と言われるもので総括されることがありますけれども、僕は「試し行動」という言葉は大嫌いです。そもそも人と人の関係ができていくときに人は絶対誰でも試すんですね。子どもは試すなんて意識しないで、そういうのは本能的なものですよね。親子の関係ができていくとき、赤ちゃんだってそんなことをします。僕は「愛着形成反応、行動」みたいに言えばいいじゃないかなんて思ったりするんですけども。いずれにせよ、そういう自分のパターンが出てきます。

あるいは、背負ってきた家庭の文化や生活パターンとの葛藤が始まったりもします。寝る時間とか、お風呂に入るタイミングとか、食べるものの内容とか、そういった背負ってきた文化や生活パターンってあるんです。ところが、保護所でもそうですけれ

ども、施設でもみんな同じですよ。寝る時間、食事内容、着るものの雰囲気とか、そういうものはどうしても一緒にさせざるを得ない。そうすると子どもが背負ってきた文化とかパターンと違うことがあります。そこには当然葛藤が起こります。

だから、こんな服は嫌だと言うかもしれないし、食べないと言うかもしれないし、こんな時間に寝られないと言うかもしれない。最初のうちは良い子にしていたかもしれませんがね。子どもがいろいろそういうわがままにも似たようなことを出てきたときに、もう一度改めて、子どもがどんな生活パターンで生きてきたのか、文化の中で生きてきたのかというのは、少し考えてあげる必要があるような気がします。それを知った上で、おうちではそうだったかもしれないけれども、申しわけないけど、ここではこういうことだよというふうな説明をしてあげるのと、「だめだよ、ここではそうなんだ」と言うだけでは、子どもが受け取るものが違ってきます。これは子どもにとってかなり大きいことですね。でも、子どもって適応力がかなり強いから、本当によく馴染むなと思います。突然そういう施設の文化に入っていくときに、よくそれに適応できるなと思います。でも実際は、そこには当然葛藤があるということだろうと思います。

そんな子どもたちも当然親は好きです。変な言い方だけど。どんなに虐待されても、子どもって親を求める気持があるよなといつも思われます。例えば虐待してきた親であっても否定をし切れないときがあるんですね。そうすると、自分が経験してきたことを自分とはとんでもない目に遭ったんだと思いたくもない。そういうときに、自分や親を否定しないためにも、自分がされてきたことをそこで出す。そういうことも当然あるんですね。

そのときに、それはだめだと言うことは必要だけれど、それを言っただけで果たして良いんだろうかということですね。あなたはそういうふうな目に遭ってきたけれども、もうここではそういう必要はないんだというメッセージのほうが本当は大事なんだけれども、こういうときには、子どもは、それはいけないと言われてしまいます。だけど、いけない

て、じゃあ自分がされてきたことは何なの、というのはあって当たり前の思いなんだろうと思うんですね。子どもが自分がされてきたことの意味をそういうところで探ろうとしている行為でもあると思います。そこで、単に否定するというだけでは、もしかしたら子どもはかわいそうなのかなというふうにも思ったりします。

それと、だんだんと落ちついてくると周囲との距離や関係を測るようになります。甘えたり、要求したり、ちょっといたずらをしてみたり、ちょっと冒険して心配させてみたり、そんなふうにしなからスタンスをはかっていく。職員に対してそういうことをします。それとだんだん周りの子どもに興味を示してきて、周りの子どもの話なんかも探るようになるかもしれません。

そうやってだんだんと、今度は自分だけではなくて、職員や周りの子どもなどに関心が広がっていきんだらうなと思います。問題の場が施設から学校とかにも移っていく時期でもあるわけですよ。それまで施設の中でいろいろ出すけれども学校では何かやっていたという子どもが、だんだんと学校でもそういう問題を出すようになってきたりすることはよくある話で、それはある意味でその子どもの世界が広がってきたということでもあるんですね。

ただ、施設では何とか職員がサポートしてある程度乗り越えはしたんだけど、学校ではそれがなかなか理解されないしサポートされないということも、残念ながらよくあることではあるわけです。だから学校との連絡というのは非常に大事だし、そういうところで例えば児相の心理の職員を使うなんていうことを工夫してもいいかもしれません。要するに、子どもの特性とか行動の意味とか、そういったものを一緒に説明する訳ですよ。

学校との関係というのはどうでしょうかね。実は、施設の職員は親のように扱われないですよ。多分、親よりも遠慮されないですよ。そうでもないですかね。学校側が親には言えないけど施設の職員には遠慮なく言うみたいなことって、結構あると思うんですよ。その場合、児相の職員とかを連れて行って説明し、話し合うのも一つの方法だと思います。

そうやって学校のほうに働きかけが必要になる時期もあったりします。

6、子どもをより深く理解するために

話の連続性は少し悪いんですが、子どもを観察するときに、ぜひ子どものことをいろいろ知っていただきたいと思います。虐待を受けてきた子どもでも健康的な子どもはいるんですね。一方で、先ほどお話ししたような自分が受けてきたことをほんぽん出しすぎるような子どもや発症してしまう子どもも中にはいたりして、その違いって何だろうなといつも考えます。

僕は児童精神科医ですから、関わりを持てたケースについては子どもの生育歴を聞いたりします。僕のところには大変なケースが回ってくることが多いんですけども、生育歴を考えたときに、良い時期があったかどうかというのは一番大きいですね。

あるケースは、女の子なんですが、生後6カ月で乳児院に預けられて、その後2歳の時にある施設に移ってずっとそこで暮らして、中学生ぐらいのときに相当、暴力とか粗暴行為とか問題行動があって、それで僕もかかわるようになりました。でも、その子は非常にかわいいですよ。要するに、僕たちに対して非常に信頼を寄せてくれるといったら良いでしょうか、関係ができた気がする子なんですね。生育歴自体はものすごく悲惨です。その担当を長くやっていたワーカーさんは、僕は日本一のワーカーだと思っている方なんですが、生育歴をきちんと聞いてくれて、そしたら移った施設の最初の園長さんがものすごくかわいがってくれたということなんですね。その子が何でこんなに健康的なんだろうと考えると、やっぱりそういう人が必ずいるんですよ。今その子は就職にも失敗して、またそのワーカーさんに頼ってきています。そういうことができる健康さが育っているんですね。

兄弟例で、3歳と4歳で保護した子どもで、1歳ぐらいから放置されていた子どもですけども、異食もひどかったし、子どもの精神科病棟にも入院させた子どもでしたが、お兄ちゃんのほうはずっと健康

的なんですね。離婚したのは、その子が1歳、お兄ちゃんが2歳のとき。お兄ちゃんのほうは絶対ある程度良い時期を持っているんですね。親子が安定した時期。そういうのは必ずあります。

僕たちが子どもたちに与えられるのって、こういう良い時期を持たせられるかどうかということではあるんですね。それが基本です。いずれにせよ、生育歴の中でそういうのを持った子どもはいいです。持ち得なかった子どもというのはやっぱり大変ですね。要するにキリがない。一生懸命世話をして、要求がザルのように、また次、また次となっていくような子どもなんかはまさにそうだと思います、大変な子どもなんだろうと思いますけども。そういう子どもというのは、対人関係において安心感とか信頼感とかを持ち得ていないんですね。そういう風に生育歴の中に当然ストーリーはあるわけですから、子どもを理解するためには、生育歴を児童相談所に要求すべきだと思います。

僕はこの間ショックだったのは、児童票って施設に出しますよね。ある施設長から、子どものことをもっときちんと教えてくれという申し出があったんですね。それを文書で出してきて、大げさな施設長だと思ったのですが、試しに僕は施設に入った子どもの児童記録票を10人程アトランダムに引き出してきて見えました。そうしたら、僕の目で見えきちんと書いてあったのは1例だけでしたね。虐待の事例だからか親対応に追われてしまうんですね、だから他の9例は親のことばかりいっぱい書いてあるんです。

確かに子どもの生育歴の聴取というのは実はかなり雑であったりすることがありまして、そういうのは施設側からも少し見相にプッシュすべきことだし、可能であれば施設に入ってから親と生育歴をとりなおすなんていうこともあっていいのかなというふうには思います。ただ、施設では親からそういうのはとりづらいでしょから、見相に、もう一度この子の生育歴についてももう少しきちんと教えてくれ、みたいなことは必要ならば要求したほうがいいですね。

人間というのは連続性を持っているから、生育

歴をとるというのは、この後を予測する作業なんです。こういう大変な生育歴だから今後当然大変なことが起こるだろうと考えるわけだし、この子はこういういい時期を持っているから、多分ある程度我慢して関わっていれば関係性が成り立つだろうとか、この子はこういう場面ではこういう出し方をした子だから、今後もこういう出し方をするだろうとか、そういうふうにこれからを知るために生育歴は大事なんだと思います。だからこそ、いつごろから、どのような虐待とか心理的な負荷を受けたかというのは、知っておかなければその子の面倒を見ようがないと思います。

親が子どもを育てていくと、子どもが聞き訳がないときに、この子は小さいころからかんが強いからとかといって片づけることができるんですよ。反抗期になっても、この子は昔から激しいところがあったから、なんていうふうにして、歴史を知っているからこそそういう処理の仕方ができるわけです。

施設の人たちというのは継父とか継母と同じですよ。突然あるときから大きな子どもが入ってくるんです。それで、さあ、あなたたちがこの子の親になりなさいという作業をさせられるわけです。その子どものそれまでの気質とかパターンとかを知らないで子どもたちに対応しているわけですから、それはぜひ施設側からも知ろうとすべきだし、こんな話、うちの職員がいたらまた先生あんなこと言っているとわれちゃうかもしれないけども、うちの職員も鍛えてほしいから、施設側から、この辺の生育歴、もうちょっときちんとしたものがないのかとぜひプッシュしてほしいと思います。ただ、虐待ケースは生育歴を非常につかみづらい場合があります。語ってくれる人がいないんですね。そういうケースはそもそも大変であるというふうには理解すべきだろうと思います。

あとは、言葉による整理や表現をどの程度してきたかですね。こういうのは、例えばいじめられたときどうしたかとか、けがをしたときどうしたかとかというのを子どもに聞いてみるといいですね。そうすると、そういうときにだれに話したのか、どう話

したのか、どう解決してきたのかなどが分かります。そのときに子どもが十分に話せなかったとしたら、やっぱりその子は言語表現、感情表現が十分ではないんですね。そうすると、その子の支援の方向性として、情緒的な言葉とか表現とか、そういうものが何とか少しずつ出ないだろうかというのが目標になったりするわけです。

言葉による整理とか表現とかができなければ、人間関係はどうしても結びづらいですね。ましてや施設というのは集団を扱うわけですから、アピールがうまい子どもというのは得ですよ。それが下手な子どもというのはどうしても放っておかれてしまう。それを感じ取る力の強い職員がいて関わってくればありがたいけれども、集団の中ではどうしても見落とされがちになって、そういう子どもこそ、場合によっては思春期とかで爆発することがあり得る。だから、そういう言葉による整理や表現というのはどうしても育てていかなくちゃならないことですね。

それと、施設に入ってから行動の意味を考えるためには、その子が施設に入った意味をどう理解しているかということは知らなくちゃいけないんですね。どのように入所を説明されたか、それをどの程度納得して入ってきたかということは、児相と共有されていかなくちゃいけないことなんだろうと思います。あるいは施設でもう一度確認をしてもいいわけですけども。それが不十分であれば不十分なりの問題が出てくるわけですから、これも非常に大切なことだろうと思います。

7、子どもへの対応について

先ほどもお話ししたように、そういうのは一時保護中に整理し尽くされないですから、当然、施設の中でも必要になってきます。簡単な言葉でいいんですね。不安を持って来たのか、悲しかったのか、怒りを持って来たのか、恨んで来ているのか、あきらめて来たのか、そういうことを理解してあげる必要があるかなと思います。

子どもは自分なりに、施設で生活していくために

は徐々にいろんなことを整理していかなくちゃならないわけですが、子どもにとって施設はどんな場か、長くいるのか短いのかも含めて、そういうことによって随分生活が変わってきます。

あるいは、子どもにとって職員はどんな存在かということですね。ある心理司がプレーセラピーをやっているところをマジックミラーで見ていると、子どもが「何歳？」とセラピストに聞いたのに、「内緒」と答えたので、後で何故教えてあげないのかと聞いたら、子どもは自分に対して兄弟を求めているかもしれないし、親を求めているかもしれないし、友達を求めているかもしれないし、それは子どもが決めることだから、年齢を言ってこちらがそれを制限しないためですと答えてくれました。

子どもが何を求めているかというのは、子どもによっても違うし、個々の職員に対しても違ってきますよね。例えば施設で2～3人でひとつのブロックを担当していると、ある職員にはお母さんを求めている、別の職員には遊び相手、お友達みたいなものを求めているなみたいなのが違ってきますよね。子どもも、周りの人に対して、その人に何を求めるか、どのくらい求めるかというのを整理していくわけだし、職員もそのことに気づいていかなくてははいけません。

ただ、子どもが求めているものをすべて与えられるわけじゃありません。今日、支援係とのケースカンファレンスで感じたんですけども、最近の若い人たちは一生懸命なんですね。まじめで優しい。うちの職員は優しい人が入ってきてくれるなどいつも感心するんですけども、そういう職員たちは一生懸命になりすぎて自分をどんどん削っちゃうことがあるんですね。

僕は、このくらいできると思ったら与えられるものはそこまでだよ、それ以上は与えられないよという話をしました。例えば2時間自分に時間があると思ったら1時間と設定しておいたほうがいいよと伝えました。そういうふうに、自分はこれだけできると思ったら、少し余裕が残るくらいのサービスをすべきだよという話をしました。若い人たちはどうしても一生懸命になり過ぎちゃうから、そんなふうに

話しました。僕も、患者さんから電話がかかってきて、今時間はありますかと聞かれると、30分あっても、10分ぐらいで会議が始まるからそれまでいいよ、とか言うんですね。それで15分話すとサービスしたことになるし、お互いそのほうがいいわけですね。

求められているからといって、すべて応えようなんていうのは無理です。その辺は自分の限界（許容範囲）というのをいつも意識したほうがいいです。子どもにしても、絶対いつも求めるものがすべて得られるわけじゃありません。母親役として一生懸命頑張っても理想の母親になれるわけではないですよね。それは仕方のないことで、そういうギャップみたいなものも子どもにとっては現実で、乗り越えていかなくちゃならない、整理しなくちゃならない出来事で、そこには大きな葛藤が生じて、そういうときには担当の人との軋轢も当然出てくるわけです。

そういう時は、周りにいる人たちがそれを指摘してあげることが大事です。巻き込まれた人はなかなか自分ではそれが見えづらいですから、こういうふうに求めているみただけで全部こたえてあげるのは無理だよ、今あなたはこんなになっちゃっているよということを指摘してあげるといいですね。

子どもにとって親はどんな存在かというのも刻々と変わります。怖い親だったのが、頭の中で理想の親に変わっていくかもしれません。イメージになったら人間はどんなふうにも加工ができますから。実際に分離されて親が身近にいないと、子どもにとっては親はイメージの存在になっていきます。面会とかが頻回にあれば別ですけども。そうすると、それは加工されちゃうことが結構あるんですね。例えば、お母さんは自分を叩いてきたけれども、何となくそうじゃないお母さんだったようなイメージを持つとうとすることだってあるかもしれません。関係が大変であればあるほど子どもは一生懸命そういう作業をしますから、そういうのは子どもにしてみればかなり揺れるんですね。

そうすると、子どもが時々で違うことを言っても全然不思議ではないということを理解していただきたいんですね。昨日はお母さん怖いって言って、今

日はお母さんに会いたって言っちゃって、明日は会いたくないって言うとか、そういうことは当然生じることですね。子どもはそういう作業を何度も何度もしているんです。それは、今の気持ちはそうなんだ、昨日の気持ちはそうなんだというふうに理解してあげなくちゃいけない。そういうことをやっているうちにだんだん整理はついていきます。だけどその間揺れる時期というのは必ずあって、そういうときというのは何度も言うことが変わるということがあってもおかしくないということですね。

そしてやがて未来について考えていくわけですが、高校進学、大学や専門学校、職業はどうするか、そういうときに子どもにはモデルが必要です。当然、身近に良いモデルがいることは子どもにとっては幸せですね。ですから絶対、職員がモデルです。話し方とか、担当と似てきたりしますよね。べたべたしたあげくに、だんだん担当としゃべり方とか雰囲気似てきたりするってよくありますよね。そういうのは、端から見ているとよくわかるんです。だから、自分たちがモデルであるんだということはぜひ意識していただきたいですね。学校の先生がジャージを着て授業をするっていけないと僕は思っているんですけどね。施設できれいに着飾って仕事をしたほうが良いなんて言うつもりは全然ないです。だけど、しゃべり方もそうだし、態度もそうだし、自分がモデルだということはぜひ意識していただきたいと思います。そうやって子どもは自分の将来を見定めていきますので。

そしてだんだんと緊密な対人関係は限られていくんです。小学校1年生に「同じクラスになったんだからみんなお友達です、仲良くしなさい」と言うと、みんなが「はい」と手を挙げます。だけど中学生にそんなことを言ったら、「ばかじゃねえの、こいつ」と言われる。だんだんと体験が広がる一方で、自分の属する世界とか居場所とか相手が限られていく。それは自分が固まっていくという作業です。

それと、自分はどこに住むのかということも施設を出るころには考えなくちゃいけません。親や親族の引き取りの意思を確認するけれども、これはぜひ本人にもさせないとだめなんですね。例えば僕たち

が代行して親にそういう意思があるかとか聞きますよね。あるいは施設の職員が聞きますが、実際本人に確かめさせないと固まらないんですね。親は暮らせないとやっていると言えたとしても、子どもはそれだけでは本当は納得しないですよ。自分の耳で聞きたいし、自分の目で確かめたいというのがあります。だから、できるだけ直接本人にも確認させる、それが必要ではあります。

ただ、親によっては、ものすごく子どもを傷つけるだろうということが予測されて、話ができない場合もあります。ある子どもは、親は会わないと言っているんですね。僕たちはそれを取って子どもに伝えませんでした。ただ子どもがどうしてもそれを整理したいという意欲をその後出してきたので、卒園してから僕とワーカーさんと2人でその話はとうとうしました。それでも多分あの子はそのうち母親に会いに行くだろうと思います。そういう作業がどうしても子どもには必要ですね。皆さんだってその立場になれば同じだろうと思うんです。それから「一人で住む」選択もあり得るということを考えるようになるんですね。とにかく揺れ動いて当たり前だということです。

それと、子どもは、自分が生きていくためには、そこで生活していくためには実は大人にいっぱいサービスをしているということも知っておいていただきたいですね。要するに、大人が期待している返事をするということとはよくあることだということです。こっちが一生懸命いろいろ手を尽くして、これしかないんだよと思ったときにそれを伝えると、子どもが「わかった」と言っちゃうことって結構あるんですね。大人が辛そうだなということを察して、大人に対してサービスをしてくれているんですね。そんなことも実は度々あつたりします。だから、こういうときには、いろんな角度の人から聞いてもらうのがいいですよ。生活の場を見ている職員と、少し離れたところにいる兎相の職員に対してでは、子どもが言うことが違ったりもしますし、学校の先生に言うことが違ったりするし、友達に言うことも違ったりするということとはよくあるんですね。そういうときには、その子は気遣ってくれているんだな

ということも意識していただきたいと思います。

8、親が子どもを施設に入れることの意味

子どもの話で終わってしまうと困るので、次は親の話です。親は子どもを施設に入れる側なんです。それにもいろんな意味があります。

親は、子どもを施設に入れちゃったということは、ある意味で自分の養育の挫折ですよ。あるいは児童相談所が入れたとしたら挫折の烙印を押されるわけですね。そんな意味もある。そうすると多くの親は罪悪感とか無力感を持ちます。これは当然のことですが、虐待をしていた親でもそうです。

また、養育を他人に委ねるということでもあります。要するに自分の子どもを他人に渡すんですね。そんな出来事でもあるわけですね。それと、入所は自分のした行為の結果だということですよ。だから、これも当然自分の罪悪感を強めたりします。そうならないように自分でいろんな手を尽くしたけれども、それがうまくいかなかったという挫折感もあるかもしれません。あるいは子ども以外の何かを選んだという意味かもしれません。自分の再婚相手を選んで、子どもを施設に入れたなんていうのは、まさにそうです。

そうするとお母さんがだんだん前面に出なくなります。こちらからの連絡にお母さんが出なくなってしまうんですね。それはそのお母さんが絶対罪悪感にさいなまれているんだというふうに思っています。今日のカンファのお母さんとも3回ぐらいお会いしましたが、お母さんは再婚相手が子どもに対して暴力を振るうのを見ていたし、許容していたんですね。お母さんも少し暴力を振るっていました。それも、カンファで話したんですけども、旦那に合わせているというニュアンスがあるんですね。あるいは、子どもが旦那に叱られないように自分が殴る場合もあったようです。

母親がそんなつもりで暴力をやっていた事例も時々あります。子どもを施設に預けたら母親は身を引いていっちゃう。それはこういうことなんだなと思ったりします。しかも旦那を選んでいるわけですから、

それはもう罪悪感でいっぱいなんですね。だから、どの面下げて見相と対峙できるかという状況ではあるわけですね。

生活を立て直すためだとか、仕事に慣れるためだとか、理由を付けることだってありますよね。そんなふうに分を納得させることもある。そのための一時的なものだというふうには整理する方もいらっしゃる。施設に預けるといのは親の力のなさではあるんですね。だから、自分を立て直すために子どもを預けたはずなのに、なかなかうまくいかないんですね。それもまたある種の挫折感になったりします。そういうのが（問題解決）能力の低い方だと何度も繰り返されるんですね。今度は頑張るぞ、だめだ、今度は頑張るぞ、だめだというのを繰り返したりする方も、施設に子どもを預けた親だと何人も見ることができます。

親が子どもを施設に預けると、預けるまでは、この子なんかいなきゃいいのになどと思ったりするんですね。そんな親も大勢いるけれど、預けちゃうとすぐ取り戻したくなる方もたくさんいるんですね。勝手ですね。虐待というのは依存症に近い特徴があると思っています。そもそも虐待をするというのは自分を保つためのはけ口ですよ。僕たちの調査で、一時保護した後に家に帰って、家にいられる子どもと半年以内にまた虐待されて帰ってきちゃう子どもの違いを調べたときに、親の引き取り要求が強かったり面会要求が強かったりするケースは、ほとんど戻ってきちゃっているんですね。それはなぜかというと、子どもがいなくなったときに自分が立ち行かなくなっているんですね。そういうふうには虐待は依存症心性が背景にあって、だからこそ虐待をする親って依存症患者さんが結構多いですね。非常に近いものがあると思うんですよ。

子どもがいる間は自分は生活力・養育力が低いですから大変でした。大変だから子どもを手離しました。ところが、子どもを手離したら自分を保つための方法がなくなっちゃったものだから慌てるんですね。施設に入れてきて、どんどん介入したがる親っています。そういうのは大概こういうパターンです。子どもがいないと自分が保てない方。僕はあるお母

さんに「とにかく1人で過ごせるのが子どもを施設に預けた間の目標だね」と言って、「1人で過ごせるようになりました」なんて言うようになったのは3年後ぐらいだったお母さんがいます。それならまだいい方ですね。その人も決してまだ何とかなる訳ないんですけれどもね。施設のやり方に一々口を出してくる親とかいますよね。そういう人は実は、誰かがいないとだめみたいな方であることが多いと思います。

あとは強い後悔とか罪悪感がある。当然、子どもを手放してある種安心することもあるんですね。そういう親もいます。でも、それも心から安心はしないですから、ほっとするなんていうことはないですから、結構ハイテンションになって、その後いろんなことをしたがる親なんていうのもいますね。突然ボランティアを始めますなんていう親もいたりして、ボランティアをするぐらいだったら、自分の子どもを育てるよ、なんて本当は言いたいんですけど。あるいは仕事をすぐ始めてみるとか、そんなふうハイテンションで過ごす親もいたりします。自分を否定しないために、ものすごく自由を享受しているかのごとく見える人もいますよね。こういう方って、これもある種罪悪感がさせているなと思います。

挫折して施設に入れたわけですから、挫折後に無力感とか無気力とか、自然にそうなっちゃう方もいます。これは、前にお話しした子どもの防衛機制がいろいろなパターンを示すのと同じように、親にもいろんなパターンがあるわけで、みんな根っこは同じだと思っています。

だから、入所直後の面会とか、就労とか、居所設定とか、内縁の夫と縁を切るとか、預けるときにはものすごく覚悟したかのごとく見えた人が、実際にはなかなかできないんですね。自分に自信があるときって、みんないろいろできますよね。自分に自信がなくなって挫折感があるときは、簡単に前向きになれないわけですし、子どもを取り返すためにこういうことをします、みたいなことを言った人たちというのは、なかなかできないんですね。約束をしても面会に来られない人とか、もちろん元々だらしない人だって中にはいるでしょうが、そういう人で

あっても、ある種の無力感とか罪悪感とか、そういうものが余計にそれを強めているということですね。だから、なかなか約束事が守れないということも発生してくるわけです。

9、親の理解と親への対応

「家族が一人（時に複数）抜ける」というのは大きい変化です。そこで適応するのに親も時間がかかるんですね。だから、うつ状態みたいなことは当然起きてきます。これは兎相の役割であることが多いんですが「お母さんもほんとに大変で、やっと1人になれたと思ったら、子どものことが心配な自分に気づかされちゃうんだよね」みたいなことを、親と面接したりするとき言葉かけをしたとします。そういうときに関係性って一番つきやすいんですね。要するに、その人が一番まいつているときですから。人との接近って、減入っているとき慰めてくれたとか、そういうときに近づきやすいんです。施設の職員も、こういうときの親の心理を共有していくと親に接近しやすいということになります。

ただし、極端に依存されちゃうこともあります。先ほど虐待は依存症心性に近いということをお話ししました。頻繁に担当に電話をかけてきたり、いなくなった依存すべき子どもの代わりに、のしかからんばかりに施設の職員に寄りかかってきたりすることもありますから、こういうときには枠はきちんと設定した方が良いです。こういう気持ちを共有するのは大事だけれども、一方で枠も非常に大事だということなんです。

例えば、いそこからの性虐待でお母さんがそれを知って、よく動いてくれたお母さんでしたけども、僕はちょっとその種の心配をした事例を最近経験しました。そのお母さんは僕に寄りかかってきそうだと感じたから、面接の設定は月1回にしました。向こうが言う前にこちらから、お母さん、こういう機会を月1回ぐらいのペースで作らしましょうかね、というふうに設定しました。相手によっては2週に1回ぐらいの設定をすることもありますが、そのお母さんは、これはちょっと危ないぞと思った

ので月1回ぐらいに間隔を広げました。そういう枠というのは大事です。例えば、勤務の都合でお話が聞けるのは何曜日だけですよという設定の仕方とか、そういうのが大事です。近づくとときというのは、一方で安全弁を確保しながらのほうがいいかなと思います。

施設入所が長くなればなるほど、親であっても子どものいない状況に慣れてしまうということがあり得ます。それに慣れてしまつとなかなか家に帰せませんから、子どもの様子を施設からも児相からも定期的に伝えていくことは非常に大事です。そういう危険性があるとしたら、定期的に面会をさせるという設定が必要になってきます。

この時期、施設に入れた、面会に来ない、などで親を責めることは一番望ましくないことです。実は親が一番まいっていますので。ところが、非常に不器用な人というのは、端から見ても非常識な防衛の仕方をしちゃうんですね。攻撃的であったり、あっけらかんとしている風であったり、そういう出し方をする人というのは不器用なんですね。中には責めなくなっちゃうような親もいるけれども、基本的にこの時期に責めてはいけないということですね。

失敗した人を責めるというのはものすごく簡単なことなんですね。子どもを施設に入れた親というのは事実としてあるわけですから、それを責めるというのはものすごく簡単なことですよね。そういうときって、それは多分、親を責めている人が自分を救いたいときやいじわるな気持ちがあるときです。そういう気分になるときというのは、自分の中に何らかの挫折感はないだろうか、面倒臭さみたいなものはないだろうかと自ら吟味すべきで、この時期に親を責めることは少し卑劣である場合もあると考えられますね。

ある程度関係ができてからならば責めても良いと思います。だってお母さんがこうしたからこの子はここにいるんでしょみたいに、そういう責め方というのは、少し関係ができてから、子どもが施設に定着してからのほうが安全だろうと思います。

あとは、入れる前の心情と入れた後の心情のギャップというのは結構大きい方がいます。寂しい

とか、ちょっと後悔しているんだとか、いざ入れてみたら毎晩寝るときに子どもはどうしているかって考えちゃうんですなんていうことを、話してくれることがありますして、そんなのが聞けたら関係をつくっていく上では非常に良いと思います。

10、親の施設に対する思い

子どもを施設に入れると、親は施設に対してものすごく複雑な感情を持ちます。これはぜひ知っておいていただきたい。児相への思いは施設の方が頻繁に聞けますし、施設への思いは児相の職員の方が結構聞けるんですね。僕は児相の職員ですから施設に対する思いを親から聞くことが多くなります。

そうすると、「あの」自分の子どもが生活している場という表現をするお母さんもいます。そんなところには私は行けませんと言うんですね。いろんな意味があります。あの小憎らしい子どもという意味かもしれないし、あの大事な子どもかもしれませんよね。いずれにせよ、自分の子どもが自分の手を離れてあの施設で暮らしているという思いがまず前提にあります。

やっぱり養育を取られているという心の負担があるんですね。一方で世話になっているとの思いもあって、世話になっているというときは、人間、結構負い目を感じるものですが、そういう方は非常に多いですね。一見そうじゃない方も、そういうふうな心情を持っていることが多いです。

子どもが成長していくというのは、親にとっては自分の手で成長させたいし、自分の目で確認したいんですね。ところが児相の職員が無神経に、ほらお母さん、こんなに大きくなりましたよとか、こんなに成長しましたよと言って写真を見せたりするんですね。あれは親をひどく傷つけることがあります。要するに、自分は何もしていないのに子どもだけは成長していくというのはものすごく悲しいんですね。だから僕はそういうときに、子どもが成長して随分個性が出てきましたねという言い方をします。こんなふうになったけれども、これは、お父さん、お母さん、どっちに似ているんですかという言い方

をします。要するに、子どもの成長が親と何らかの形で結びつけられるように配慮して伝えられたら一番良いですね。写真を見せて、大きくなったというときに、だんだんお父さんに似てきましたね、みたいな言い方ですね。そうやって子どもの成長を刻々と見せられる残酷さというのが親に対してはあるわけですし、だからこそ親も子どもの成長に関与しているというふうな気持ちになってもらうことが大切なことでしょう。例えば性虐待なんかで全然帰すことができない、面会もさせられない、でも母親はそれなりに心配しているなんていうときなんかは、そういうふうに見せたりしなくちゃならない。性虐待に限らず、そういうことってよくありますけれども、そんなときには何かしら親と結びつけて伝えてあげたほうが良いのかなと思っています。

それと、乳児院なんかではよくあるようですが、自分が虐待者として見られているという感覚ですね。被害的な方って割と多くいまして、僕もこの間とんでもないことを言われてしまいました。たまたまばったり出会ったのに僕は待ち伏せしていたというふうにとられたことがありました。いくら僕でもそんなことはしないぞと思うんですけど、やっぱりそういう方は病的なんですね。そういう被害的なニュアンスを持っている方も結構多いですから。自分が見張られているという感じを受けるわけですよね。テストされているとか、そんなふうにもあるようです。

職員は、例えば子どもと面会しているときは、場合によってはなるべく2人にしようと配慮するでしょう。ところが、その職員がたまたま通ったときに中をちょっとのぞいたら、やっぱり見張られているなんて言う人も中にはいたりします。でも、もちろん観察することは大事ですから、そう思われたからといってある程度観察はすべきですけども、そんな風なことに対する配慮もあっていかかもしれません。どういう配慮かという、正直に伝えておくということですね。できるだけ2人で時間をつくってもらいますが時々様子を見に来ますよ、ということ伝えておくようなことが大事かもしれません。何も言われずに観察されるというのが一番嫌な

んですね。例えば自分がマジックミラーの部屋に通されて子どもと遊んでいたとします。その後で、実は見ていたんですよと言われたらものすごく嫌じゃないですか。それよりは、「子どもさんの様子を見るためにこっちで2人で見ていますから、緊張するかもしれませんがよろしく」と言っておいたほうがいいですね。その立場になったら当然そうです。だから、そういうことをちゃんとあらかじめ伝えておくということは必要です。

僕は「そりゃあお母さん、当然観察しますよ」と言っちゃうことがあります。真似しないでくださいね。一応僕は自分のキャラクターでやっているつもりですから、みんなにとって良いやり方だとは思わないですから。ただ、ある程度、こういうふうに見ていますとか、この時間は見ていますとか、あらかじめ言っておくということは大事なことだろうと思います。あるお母さんが話してくれました。施設へ面会に行くときに、その施設は門を入ると少し坂なんですね。坂が曲がっていて、上り切ったあたりから建物が見える施設なんですけど、その坂を上るときはものすごく憂うつなんだそうです。これから施設へ向かうということですよね。そんなことを話してくれたお母さんもいました。

あるいは、見張られているからこっちはこうしてやるみたいに意地を張るタイプの方も結構います。職員はそれに対して、こんなひどい対応じゃ困るからもっとこうしてもらわなくちゃみたいな意地の張り合いみたいになっちゃうこともありまして、素直じゃない人というのはそういうことになりがちですね。親は素直じゃない人も結構いますから。

だから従順な親が親らしいわけじゃないということですね。親が見せるいろんな姿というのは、背景にある自分の罪悪感とか自責とか、そういうものをどんな形で出しているかという表現の形なんだということは考えてあげるべきだと思っています。そういう意味では、一見従順な親の中には実はしたたかな方も結構いますね。今、再統合を進めている母親なんかはそうです。乳児院で従順なんですね。あんまりちゃんとできていないんですけども。だけど、その親が僕たちに話すときの乳児院に対する感情と

たくさん得られますので、そのときの観察というのは大事です。帰ってきたところを誰も見ていなかったということがあってはいけません。例えば2人で外出したときに、何時に帰ってくるというときに、帰ってくる場所を絶対見てほしいんですね、こっそりとでいいですから。というか、本当はこっそりがいいですけどね。そうすると、例えば階段を上ってくるときの親子の様子と、玄関に入ってきたときの様子とで違ったりすることだって時々あるんですね。診察のときに、待合室にピンポンと押して何番にお入りくださいというマイクロホンがあるんですが、僕は絶対使いません。顔を出して何々さんどうぞと呼び入れるんですね。そうすると待っているときの状況を観察できます。呼び入れた人じゃなくて、次の人とかその次の人が待っていればそういう人の様子も観察できますから、僕は必ずドアをあけて呼ぶようにしています。そういうときには自分たちの前とそうじゃないときの違いみたいなものを観察できますから、それはぜひ見ていただかなくちゃいけないですね。

あとは親子関係を評価する指標をいつも意識してほしいですね。子どもの変化は、いつも指標を意識して観察して欲しいですね。例えば食欲がなかったのが最近出てきたというのは一つの指標です。最近随分自分の意見を言うようになったというのも一つの指標かもしれません。子どもの成長発達を見るときに僕たちは指標を無意識に結構持っていますよね。本当は意識して持つべきなんですね。

親子関係でもそうです。例えば、親と会ったときに立ちすくんでいて全然動けなかった子どもがいたとして、それが親が来たときに少し緊張しているけども手を振るようになったとか、そういう親と子どもの距離みたいなもの。乳児院だったら親が子ども抱っこする姿って大事ですよ。抱っこという行為は、実にいろんな情報を与えてくれます。僕の診ていた近々帰す子なんかもそうですけれども、お母さんに抱っこされているとき、もぞもぞしていた、半年ぐらい前はそうだったんですが、この間見たときにはペトーツとなっていました。そういうふうな、抱っここの様子はどうかなんていうのも一つの指標に

なります。親子関係の何を指標にするかということもいつも意識してもらいたいですね。それは児相とも共有していくべきだと思います。

養育者の可能性を一旦は、祖父母とか、他にないかなと広げるんですが、最終的にだんだん絞っていくという手順は必ず踏むべきです。

親を絶対引き離すという判断も必要なときがあって、性虐待のときなんかはそうです。あるいは、子どもがいろいろ整理する時期に親からの様々な刺激を避けるために面会をストップすることもあります。必ずしも面会があるのがいいわけではなくて、いつも子どもにとってどうかということを考えなくちゃいけないということですね。

僕たちの調査で、先ほどお話しした、家庭復帰後家に6カ月以上いられる子どもと、虐待が再発して帰ってきちゃう子どもの中で、子どもの親への不信感が残っているケースってやっぱりだめなんですね。子どもは親に不信感があると観察しちやいます。様子をうかがっちゃいますよね。そうすると親は責められている気がするんです。あるいは見張られている感じがしちゃうんですね。そんな状況で良い関係ができるはずがなくて、子どもの親に対する不信感がぬぐい去られることは、子どもを帰すための絶対条件ですね。それは生活の場面で確認する機会が多いわけですから、ぜひ確認していただきたいと思います。

ここに「強引な面会・引取り要求」とありますが、焦るケースはだめです。あるいは期限設定をしてしまわないほうがいいです。目標はあくまでも目標。もう一つは、中止したり延期したりする条件をきちんと出しておくことというのも非常に大事です。それは本来、児相側がすべきことかもしれませんが、施設側からもあっても良いですね。この間お母さんと外泊に行ったときにこんな様子があって、子どもさんがちょっと疲れちゃっているみたいだから、またそういうのがあったらそのときは一回休みましょうねとか、そういうことは当然あるべきです。中止とか延期だとか、そういう条件というのは、帰ってきたときの子ども様子次第で施設側が投げかけてよい。そこを焦るケースというのはうまくいかない

確率が非常に高いということも知っておかなくちゃいけません。

再統合は子どもや親の基本的な権利です。僕は施設を卒業する子どもに何度か接するわけですが、やっぱり親を求めますね。本当にそう思います。だから一度は再統合の可能性を試してあげなくちゃいけないことだと思いますね。うまくいかないことだって当然あるんですが、帰せるんじゃないかと、一度は何とか努力しなくてはいけないことだと思います。

施設を去る子どもには形のある思い出をたくさん持たせてあげてください。かつて資生堂社会福祉事業財団発行の『世界の児童と母性』の編集委員をやっていたことがあって、施設の子どもの写真がどこかで途切れていたり、そういうことがあるんですという話を編集委員会でしたら、財団が施設卒園児の写真を撮ってくれたんですね。化粧する人が来てくれて、試行的に横浜市だけやってくれたのかな、卒園生の全体写真と、あと一人一人のポートレートを、立派な七五三の写真みたいなのにしてくれました。思い出ってとても大事です。

全部とっておく必要はないけれども、子どもが施設で作ったりもったりしたもの、例えば作品とか、賞状とか、お金はかかりますけれども、賞状をもらったらぜひ額に入れてほしい。子どもというのは、自分の友達が大事にされても、自分の持ち物が大事にされても、自分が大事にされたと感じるんです。お子さんを持っていらっしゃる方だと、よく子どもが描いた絵を飾ったりするじゃないですか。子どもって、ああいうのが大好きなんですね。大学病院時代、外来の壁にかいた絵を張っておくと、子どもが入ってきたときに、僕の顔を見るよりも先に自分の描いたものがまだ張られてあるかということを確認します。

そういうふうに、子どもにとって、自分の持ち物とか作品とかというのは分身なんですね。それもぜひ大事にさせていただいて、卒園するときに、あなたが描いた作品だよと、きれいにとじてあげたり、安いのでいいんです、100円ショップで買ったっていいんですが、賞状を額に入れて渡してあげるみたいな

ことを、ぜひしてあげていただきたいなと思います。

児相の立場ってあります。子ども中心であろうとは思っています。だけれども、どうしても親対応が多くなって、親がモンスターであったりする方もたくさんいますので、どうしても親対応に追われる。あるいは、親を何とかしたいということで親面接をしていると、どうしても距離が親に近くなります。そうすると、施設から見ると児相というのはどうしても親に近くなっちゃうんですね。逆に、児相側からすると、施設側は子どもの普段の生活を見ていますから自分たちの子どもという感じで、子ども中心に偏りがちになります。僕は、実はそれがいいから良いとは思っています。施設は、子どもの立場はこうなんだと主張し、児相は親はこう言っているんだと主張し、そういうのがある程度ぶつかることは当然あって良いことだと思いますので、お互い遠慮がないということが大切だと思います。一方で、共通の指標を常に持って、児相と施設とで子どもを観察していく、親を観察していくということもとても大事だと思っています。

再保護（虐待再発）の可能性ということを調査した結果、次の四つの項目に非常に大きな有意差が出ました。「家事育児負担の偏り」があるケースはやはり大変なんですね。「攻撃性のコントロール」というのは、どこで出すかというのがあるんですね。児相の職員に対して出す人もいれば、施設で出す人もいて、これは情報を共有しなくちゃいけないことですよね。これができていなかったら、当然見落として虐待は再発するわけです。「子どもの親への不信感」は、施設で一番確認できるだろうし、「強引な面接・引き取り要求」では焦る方は大概失敗するということですね。

治療の必要な親もたくさんいます。もう一つの調査で、親に精神障害があるケースでは、家に帰るまでに非常に時間がかかっていて、しかも治療を受けていないケースは平均の4倍近くかかっていたんですね。ところがきちんとした治療を受けている場合は、精神障害があっても平均とそんなに変わらない、平均が700日ぐらいで、たしか900日ぐらいで帰っている。親に精神障害があっても治療をしていない

ケースというのは2700日近くかかっているのにです。だから、精神障害があるなしよりも、治療をきちんと受けているかということのほうが大事です。でも、虐待者は依存症的なところがあるから、僕はそういうタイプの方というのは1人で過ごせる時間を持てるか否かというのが大事だと思っています。面会とかをさんざんやりたがる親というのは危うさを持っています。

あとは、どこかに相談するとか、支援をちゃんと求めてくれるかどうかということが大事です。それは兎相でだめでもいいんですね。施設との関係がよければそれでよかったです。そんなことも施設の役割の中に組み込まれてきていますけれども、どちらか関係が持てればよし、両方持っていたらさらに良いということだと思います。

それと、家に帰る前には子どもの気持ちの整理が必要だということですね。僕は、子どもが施設でどんな思いで過ごしていたかということを、親は理解すべきだと思うんですね。この子はお母さんと離れてとても悲しかったけれどもこんなふうに頑張ってお母さんが面会に来なかったときってこんなふうだったんだとか、そういう子どもの気持ちをどのくらい親が理解したかも大切です。

あとは、冒頭でお話ししたように、発達障害圏みに思えるような子どもがたくさんいます。ちなみに僕は発達障害という診断は大嫌いでして、季刊『児童養護』という雑誌がありますけど、そこに僕も4回シリーズで書かせていただいたときに、少しそのあたりに触れました。

離れていた期間が長いと子どもの個性ってある程度変わっていくわけですがけれども、子どもの特性みたいなことを親に理解してもらわなくちゃいけない。生活場面での子どもの特徴ですよ。特に、子どもの表現の仕方を伝えるというのは大事です。子どもが嫌なことがあるとこういうふうになりがちですとか、この子は最初は聞いてもなかなか答ええないけれども、1時間ぐらい置いてから聞くと結構答える子どもなんですよとか、そういう子どもの表現の特徴みたいなものをぜひ伝えていただきたいと思っています。

子どもと親がコミュニケーションをとるときに、先週も1人診ましたが、アスペルガー障害と診断されてきて、僕はアスペルガー障害とは診断しなかったんですけども、その子は親の前であるパターンを出してくれました。何か聞いても、最初は全然反応してくれません。どうやらこの子は最初にちょっと混乱する子どもだなという感じがしたものですから、それから10分ぐらいして「ところで、さっきこう聞いたけど、もう一度聞いて悪いけど、どう思う」と聞いたら、そのときには答えるんですね。さっきはこういうパターンを見せてくれたでしょと親に話したら、親は「なるほど」と言って帰ってくれました。そういう子どものパターンみたいなものをぜひ家族に伝えていただきたいと思います。

また、親と子が一緒に過ごした共通の時間をもう一度改めて振り返ります。産み落としてすぐ乳児院に預けたなんていうと一緒の時間ってほとんどないわけですが、例えば3歳まで暮らしました、6歳まで暮らしましたということであるならば、そのことをもう一度振り返らせることは大事ですね。そのときの虐待状況次第では、やっぱり思い出してだめだという子どももいるかもしれません。そういうもう一度振り返る作業というのは、ぜひ子どもに（親にも）してあげていただきたいということですね。それと、離れている間にこんなことがあって、この子はこういう経験をしましたというふうな、子どもの歴史みたいなことも親には伝えていただきたいと思っています。引き取りが近い時期には、これも親の負担にはなりませんから。

親が焦るときというのは、その理由があります。あるケースは、転勤で12月に引っ越さなくちゃならないから、それまでに帰してほしいなんていう理由のこともありましたし、子どもがいないと手当が入らないということで早く帰してくれという人もいたりするし、几帳面な方だと区切りが好きですよ。4月、入学のときとか、そのための準備に1週間かかるから、入学式の1週間前に帰してくれとか几帳面に計画する方もいたりして、そういう焦りの背景を知るということは、子どもが帰った後に陥る傾向みたいなものも出てくるわけですから、大切にしてい

いただきたいですね。

依存症心性の強い方というのは、何に依存させるかということをつも念頭に置かなくちゃいけません。施設に依存する親って実は結構いるんですね。そういうのに対して、じゃあ施設がしばらく親を支えようということがあってもいい。あるいは男性に依存しがちだからと言って、家に帰した後に僕の面接を組み込むベテランのワーカーもいたりするんですね。僕もじゃあよしよししてするよと言って、よしよししてするんですけれどもね。依存症心性の人はどこかに少しでもより健康的な依存対象をつくったほうがよくて、そういうものが用意されるということも大事なことです。

焦る人というのは、何をどうしていったら良いかということを理解していないわけですよ。本当はもう少し時間をかけたほうが良いんだということを説明しても、それが理解できない。そういう方というのは現実検討する力が弱かったりするわけだし、問題解決能力が低かったりするということです。具体的なサポーターを入れなくちゃならないですよ。例えば帰った後ヘルパーをつけるんだとか、あるいは心理に担当してもらうほうが物事の理解が進むんだとか、具体的な援助が必要になったりする。いずれにせよ、焦る場合はより慎重な対応が必要だということです。

とにかく子どもに帰る権利はあるということですね。短い期間でも家族に養育されるということには意味があると思っています。それは子どもにとって良い時間じゃなかったとしても意味があると思うんですね。それによって、その子がこれから生きていくために、親をあきらめることができる場合だってあったりしますよね。小さい子どもで生命の危険もあり得る場合なんかはそんな危険な賭けをしてはいけなくても、例えば中学生とか高校生の年齢になった子どもが、どうしても親をあきらめ切れない子どもが中にはいますよね、そういう子どもに、じゃあ現実を見てこいというふうなことがあって良いわけです。短期間でも家族と一緒に暮らすということは、結果が良ければその子にとって一番幸せだけれども、悪い結果だとしても次のステップにつながる

ことがある。その意味でも、僕は、危険さえなければ帰ることに意味があるんじゃないかと思っています。

先ほどお話ししたように、イメージにしちゃうと加工できちゃうんですね。加工したままで親子関係が終わってしまっただめなんですね。今言ったように親をもう一度見てきて親に対する思いや関係性を整理する作業が必要です。何が不幸かという、親や家庭をイメージできない子どもというのは一番辛いんですね。親の記憶が全くないとか。僕は、面接のときに子どもたちに、お母さんってどんな人とか、お父さんってどんな人ということ、最近あんまり聞かないんですけども、よく聞いていました。そのときに、優しいとか怖いとか、単語であっても出てくる子どものほうがやっぱり健康的です。そこで親のイメージを語れない子どもというのは結構重症だったりすることがあります。家庭や親をイメージできないというのはそういう意味でも大変だし、その子が家庭を持つとか恋愛をすることというときに、そういうイメージを持っていない子どもが果たしてどういうものを作っていけるんだろうという思いもあったりするわけです。ネガティブなものであれポジティブなものであれ、そういうものを持ち得るということは大事だと思います。

あるいは、施設を卒園するときに、子どもは親を全然知らない辛さってあります。これから社会に出ていくときに、子どもは、例えば思春期に入る前に、10歳ぐらいからがピークですけれども、親はどうして結婚したかとか、自分はどんな子どもだったか、アルバムを見直すなどの作業をよくやるんですね。それは、これから親から離れていく作業を進めるときに自分の足元をもう一度確かめる作業なんですよ。子どもは施設を出る時にもう一度自分を確かめたいと思います。それはそうですね。これから社会の荒波の中に突入していくわけですから、自分の礎を確かめておきたいわけですよ。

そういうときに、当然子どもは親に会いたくなるわけです。行方不明になっていようが、親が拒否してようが、会いたいんですね。自分で確認したい。あるいは社会に出た後に一縷の望みを語る子ども

ているんですね。例えば、引き取り手がなくて住み込みで卒園していく子どもって結構いますよね。そこで失敗したときに、だれかが自分を支えてくれるんじゃないかと思うときに、まず思い浮かべるのはやっぱり親であることが多いですよね。施設職員を思い浮かべるなんていう子どもの中にはいますけれども、やっぱり親を思い浮かべることが多い。そのくらい子どもにとって親というのは大きな存在なんですね。だから、子どもに対しては、ぜひそういう努力はしてあげてほしいと思います。

もう一つ、子どもが巣立つときに、どうか職員は自分の家庭生活を振り返って、様々なことを子ども達に経験させていただきたいです。僕が関わった子どもではないですけど、最近はそんなことはないでしょうが、結婚が決まって相手の家に行って鍋が出て、食べなさいと言われる。だけど施設で育ったので鍋を囲んだことがなかったんですね。どうやって食べたらいかわからない。食べないでいた。そのとき、ものすごく辛かったそうです。食べる食べると言われても、食べたいんだけど、どうやって食べたらいかわからないわけですね。そんなのを語ってくれた子どもがいたそうです。

家庭で育っていないということ、施設でずっと育った子どもというのはどうしても経験が不足しているところがあると考えていただきたいんですね。皆さんが家庭で育った方であるとしたら、例えば正月はこうしたとか、クリスマスのときはこうだったとか、夕飯のときはこうだったとか、そういう家庭生活を思い出していただいて、この子にはまだこういうことが欠けているとか、そういうのを考えてあげていただきたいんです。

僕は児童相談所にて一時保護所を最初に見たときにショックを受けました。大きな部屋に柵もない畳のベッドが八つ、ドンドンとあるんですね。カーテンも何もない。僕はそのときにすぐ、そこは中学生、高校生、大きい子どもたちの部屋ですから、これでどうやってマスターベーションをするのかと思いました。そのくらいプライバシーのない場所だということを感じたわけです。新しい建物になってもそうなんですね。ところが、だんだんそれを忘れ

ます。こういう機会があるから、自分はそのときにそれがショックだったなというのが思い出せるんですね。ずっと児相にいて保護所を見てると、すごくおかしいことが一杯あることを、ふだんは全然感じなくなります。そういうことはぜひ自戒していただきたいです。

施設で育つということの意味をぜひ考えていただいて、この子が社会で生活する、家庭を持つ、そういうときにこういうことをしてあげたいなというふうなことを、自分の生活と照らし合わせて考えていただきたいということですね。三日里親の利用も大事だと思います。職員が時々自分の実家に連れていくなんていう話も聞きます。それをしてくださいと言うつもりは全然ないですけども、したい人、できる人はしてもいいと僕は思っています。いろんな季節ごとの行事、そんなのもぜひきちっとやっていただきたい。ほとんどやっていらっしゃると思いますけれどもね。その子はその後自分が家庭をつくったりするわけですから、それを想像していただきたいということですね。

児相と施設は少し立場が違って良いということも話しておきます。だからこそ連携に意味があるわけです。同じ色だったら混ぜても同じ色しかできないけれども、違う色が二つあれば3色できるわけですからね。施設と児相がある程度対立して、お互いの立場で意見を言い合うということがあって良いかなと思います。

議論することは結構おもしろいですよね。親子の接点に関してかなり保守的な施設があって、親を面会させたいんだけど施設がだめだと言ったんですね。なぜかということで僕もカンファに行きました。そしたらいろいろ言ってきました。よし、これは面白いと思って「議論しましょう」と言って2時間半ぐらい議論しました。その人たちとはその後、結構関係が良いんですね。ところが、この施設と良い関係ができるぞと思っていたら、その人たちがごっそりとやめちゃって、その次行ったときには一緒に議論した職員は一人もいなかった。施設は大変だからそういうことってよくあるんでしょうけれどもとても悲しかったです。

施設で見せる親の姿というのは、親は施設に対して複雑な思いを抱いています。だからその反応がとにかく出てしまうんだということですね。意地を張ったり、強がったり、攻撃的であったり、反抗的であったり、これはそれぞれのパターンなのであって、根っこにあるものは絶対同じだと思っています。卑下する人もいますね。親に対して表面に出てきたもので判断をしてしまわないでいただきたい。こちらから、背景にあるものを探ったり、共感したり、そういうことなんですかねと投げかけたり、そういうことがあってほしいということですね。

子どもは自分を守ってくれる存在に敏感です。子どもって、適応力がなくて、律儀ですよ。関係が良好だと甘えてくるんですね。僕がコンサルテーション・リエゾン（リエゾン）を小児科病棟でやっていたときに、子どもが攻撃する相手というのは担当の看護師さんが一番多いんですね。それは自分の担当だから出せるという、そんなニュアンスがありました。施設でもそうなんですね。出す対象というのは、子どもにとっては一番期待している存在であることが多い。そういうのも周りが指摘してあげるべきことですよ。当人は被害的になってしまうことが多いです。子どもは一番一生懸命な人に一番出すということだと僕は思っています。

愛着関係というのは難しいですけども、どこかで愛着が成り立つと、ほかでも愛着関係をつくりやすい筈ですね。健康的に育った、良い時期を持った子どもというのは、施設に入っても職員との関係がうまく持てるんですね。残念ながら、今は施設の子どもたちというのはこの辺が曖昧な子どもたちが多いため、これは本当に大変なお願いだということはあるけれども、施設でそれが形成できれば、その子どもたちが社会に出てそれが生かせるんだということだと思っています。

○

オレンジリボンたすきリレーへの思い・3

子どもの虹情報研修センター
増 沢 高

1. 今年もまた目の前が真っ暗に

11月8日、日曜日の朝の空はきれいに晴れていました。この日は第3回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーの日です。青空をながめながら、冷たい雨が降りしきる中で行われた今年のたすきリレーを思い出し、嬉しい気持ちになりました。同時に、こうして第3回のたすきリレーにたどりついたこと、ただそのことに、ホッと胸をなでおろしました。

3年目を迎えた実行委員会は、春先から昨年度以上の飛躍を胸に今回の計画を練っていました。昨年に引き続き、渋谷からの都心コースと小田原からの湘南コースを設定し、ゴールも横浜みなとみらい地区の日本丸メモリアルパークと決まりました。昨年はこの日本丸が工事中で使えず、グランモール公園にゴールを移さざるを得なかった経緯があったため、この会場使用の許可が下りた時は皆で喜びました。そして、コースやキャンペーン会場の充実に向けて様々な意見を交わしました。過去2回の実績ゆえに、それぞれの案に具体的なイメージを重ねることができました。まさに順風満帆の船出のように思えました。ところが4月に入り、昨年度共催として財政面での援助を受けたことも未来財団からの助成が得られないことを突然知らされました。

資金がない。目の前が真っ暗になりました。全てが振り出しに戻ったような錯覚に陥りました。急きょ財政面の協力を求めて様々な機関に訪問あるいは助成申請を行いました。焦りとわらをもすがる気持ちでした。嬉しかったのは訪問先のいずれも子ども虐待防止啓発の必要性を強く認識していただき、熱心に説明を聞いてくださったことです。改めて啓発ということの初心に戻った気がしました。そして、

独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」をはじめ、NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、(財)SBI子ども希望財団、NPO法人エキスパート・チャリティ・アソシエーション、神奈川県厚生文化事業団、東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブといった多くの機関・団体が貴重な助成を約束してくれました。エキスパート・チャリティ・アソシエーションの社員やキワニスクラブのメンバーの方々は、ランナーとしてあるいはボランティアとしてこれまでも参加していただいていた。また、子どもの虹情報研修センターで行われる研修期間中に募金をお願いしたところ多くの方々が協力をしてくださいました。こうしてなんとか昨年度と同様の資金を確保することができたのです。すでに初夏の日が差す暑い季節となっていました。本当に救われた思いと感謝の気持ちで一杯になりました。

実は、目の前が暗くなった出来事はこれだけではありませんでした。11月8日をたすきリレーの日と決め会場確保も終えた後、湘南国際マラソン大会の開催が同日と決まったのです。このマラソン大会は、約2万人のランナーが参加する関東地方で屈指の規模を誇る大会です。問題となるのがそのコースで、大磯をスタートし江ノ島で折り返すというフルマラソンなのですが、我々の設定した湘南コースと重なってしまうのです。すぐにたすきリレーの日程変更を模索しましたが、他の行事の関係もあって無理でした。次にコースを別に設定する案を考えましたが、中継点の関係でうまくいかず途方に暮れることになりました。そんなときある実行委員が「湘南国際マラソンと同じコースを一部走らせてもらえないだろうか」と言ったのです。それが可能であれば2万人のランナーの目にも触れるし、もしランナー

にリボンをつけて走ってもらえたら大きな啓発となるだろうというのです。ただこのときは「そんなことは不可能だろう」と委員のほとんどが思いました。それでもとマラソン大会の事務局であるランナーウェルネスに連絡をとって見たところ、会ってお話を聞いていただけることになったのです。

ランナーウェルネスはマラソン大会などのスポーツイベントの企画運営をしている大きな会社で、24時間チャリティマラソンの企画もされているところですが、数名の実行委員でうかがうことになったのですが、このときでも正直「まず無理だろう。話だけでも聞いていただけるだけでありがたい」という気持ちでした。ところが対応された職員の方は、実に熱心に我々の話を聞いてくださいました。そしてこのように話されたのです。「こうしたスポーツイベントは、単に競争が目的ではないんです。身体と心の両方の健康を目指して行われるもので、子ども虐待防止は心の健康に通ずる重要な意味があり、私たちの目的にも重なります」と。そしてたすきをつけて走ることはもちろんのこと、当日は子ども虐待防止のブースを設置し、ランナーにリボンを配布できるよう検討していただけることになったのです。その後これらの全てが実現されることになったのですが、私たちの主旨を理解してくださるとても貴重な人たちと出会えたことをとても嬉しく思いました。初めからあきらめるものではないことを教えられました。

2. 湘南コースと都心コースの充実

こうして湘南コースは湘南国際マラソンのスタートと共に第1区が始まることとなり、約14km先にある児童養護施設茅ヶ崎ファームからを第2区としました。第2区の終わりは遊行寺に決まりました。遊行寺は一遍上人の踊り念仏で有名な時宗の総本山です。遊行寺の住職の方も、中継点になることを快く了解してくださいました。都心コースの泉岳寺とともに、東西それぞれのコースで寺院が一つずつ中継所となったのです。遊行寺から始まる第3区の終わりは西横浜国際総合病院です。昨年从中継所とし

て協力していただいている唯一の病院です。4区から最終区への中継は、3年目にして初めて小学校のグラウンドが舞台となりました。横浜市の港南区にある永野小学校です。これまでも永野小学校の先生方はランナーとして参加されていましたが、今年の中継所として利用することを快諾してくださったのです。しかも当日はその地域の複数の町内が集まったの運動会ということで、うまく協働できるよう校長先生が町内会に声をかけてくださったのです。我々も永野連合町内会にお邪魔し、趣旨の説明と当日のご協力をお願いしたところ、「それならば」と運動会のプログラムの中に応援の企画を組んでいただけることになったのです。大変ありがたく思いました。同時に、このたすきリレーがようやく地域の方々に届いた実感を抱いた瞬間もありました。

都心コースも充実しました。これまでは渋谷の東京都児童会館から日比谷公園を経て泉岳寺に向かうコースでしたが、休日のこの辺は平日とうって変わって人がほとんどいないコースでもありました。そこで東京都児童会館をスタート後、実行委員会の事務局の1つである日本子ども家庭総合研究所（子ども総研）を第1中継所とし、次の中継所に東京タワーを候補と考えました。ここには多くの人たちが集まります。子ども総研の有村さんを中心に東京タワーにお話にあがったところ、ここでも快諾を得られたのです。しかも数時間にわたるキャンペーン活動も可能とのこと。「あの東京タワーが本当に決まったの?」と、運営委員の多くが耳を疑いましたが、まぎれもない本当のことです。感謝、感謝です。東京タワーの後はおなじみの泉岳寺です。一つの行事も3回目になると、ある種の象徴的な場所、物、営みができてくるものです。その一つが泉岳寺で、もはやたすきリレーにはなくてはならない中継所となりました。泉岳寺から始まる4区の終わりとして品川児童相談所が決まりました。東京都はたすきリレーの1回目から後援となっていたいただきましたが、今回は品川児童相談所を中継所にしていただいたのです。しかも地域の要保護児童対策地域協議会のメンバーの方々や民生委員の方々も応援してくださることになったのです。

3. 5,000個の手作りオレンジリボン

このようにコースも充実し、キャンペーン会場も、日本丸メモリアルパークに湘南国際マラソン大会会場と東京タワーが加わりました。それはとても嬉しいことなのですが、そこで問題になったのが配布するリボンの数です。これまではおおよそ1,000個のリボンを作り配布していました。しかし今回、2万人のランナーが走るマラソン大会ではどれだけ配布できるのか、東京タワーはどうなのか、全く見当が付きませんでした。「走る目的のランナーがそんなに受け取ってくれないだろう。500個作れば充分では」から「いや2,000個は必要だ。みなつけて走ってくれる」と意見は様々でした。結局「数が多くて困ることはない」と多めの予想でマラソン大会会場に2,000個、日本丸メモリアルパークで2,000個、東京タワーに1,000個と見積もりました。合計5,000個です。

さて、見積もりはできても、作るのは大変です。10数名の実行委員だけでは到底作り上げることはできません。そこでリボンの作成についても協力をお願いすることとしました。様々な方々にお声をかけたところ、民生・児童委員や主婦の方、大学・専門学校で学生さんたちなど、実に多くの方々協力していただき、10月中旬までには目標の5,000個に到達したのです。何事にもこつこつとした歩みが必要なこと、こうした草の根の取り組みこそが啓発活動に命を注ぐことであることを、実感しました。作られた方々の思いのこもったリボンです。心こめて配布したいと心底思いました。

4. 大磯ロングビーチからゴールを目指す

当日の朝、湘南国際マラソンのスタート地点である大磯ロングビーチには、7時前にはすでに多くのランナーが詰めかけていました。最寄りの大磯駅と二宮駅からは、ロングビーチに向かう一般ランナーが列となって移動しています。たすきリレーキャンペーンブースは、ロングビーチに入ってすぐの、皆の目に留まるとも良い場所に設置していただきま

した。「ランナーはリボンをつけてくれるだろうか」「2,000個のリボンは配布できるだろうか」これが我々の不安でしたが、始まってみるとランナーが次々と受け取ってくれるのです。「子ども虐待防止」ののぼりを見て、わざわざリボンをとりに来てくれるランナーもおられました。9時のスタートを待たず、ほとんどのリボンがランナーの手に渡りました。「もっと作ってくれば良かった」というのが終わってみての感想です。

9時に一般ランナーとともに8名のたすきを着けたランナーがスタートしました。その周りにはリボンをつけてくださったランナーもたくさん走っています。14km先の中継点では、第2区のランナー役員が「子ども虐待防止」と書かれたオレンジ色ののぼりをもって待ち受けます。リボンをつけた一般ランナーがのぼりを見て「リボンつけてるよー」などと声をかけてくれます。リボンを配布した喜びをかみしめました。

第2区の起点である茅ヶ崎ファームでは、たすきリレーのスタートセレモニーを行いました。そこにマラソンコースからのたすきが運ばれてきました。第1区を走ったランナーは、別のたすきをつけてフルマラソンをそのまま走り続けました。その中には、第1回のたすきリレーで全区を駆け抜けた山下さんや2回目に都心コース全区を走った井上さん、そして、厚生労働省元虐待防止対策室室長の伊原さんの姿もあります。茅ヶ崎ファームでは神奈川県子ども家庭福祉課の芝山課長の挨拶の後、運ばれたたすきをランナーが身につけ、来賓の方や茅ヶ崎ファームの子どもたちの前に整列しました。子どもたちによる元気な応援パフォーマンスを受け、小谷内ランナー代表の掛け声とともに10数名のランナーたちは横浜に向けて走り出しました。この日は七五三の参拝に訪れた家族の方々をたくさん見かけました。第2中継所である遊行寺に向かう途中、こうした方々からも大きな応援を受けました。その声は藤沢から戸塚に続く急坂を上るランナーたちの大きな励みになりました。遊行寺で3区のランナーにたすきが渡りました。秋の日差しが走り終えたランナーの額の汗を輝かせています。境内の前で全員に完走賞が手

渡されました。第3区を担うランナーたちは横浜に入り、国道1号線を進んで戸塚区の西横浜国際総合病院に到着しました。病院では看護師さんたちが迎えてくださり、バナナやケーキでランナーをもてなしてくださいました。病院でたすきを受けた第3区のランナーは、元気に戸塚駅を超え地下鉄沿いに下永谷に向かいます。最後の中継所である永野小学校では200名を超える地域の方々の運動会が盛大に行われています。会場では「後10分でたすきリレーのランナーが到着いたします」と放送され、運動会のプログラムが一旦中断されました。町内会長さんの音頭で最終ランナーの紹介やランナーを迎え入れる練習も始まりました。練習も終り皆がグラウンドの入口を見つめる中、ついに10数名のランナーがグラウンドに入りました。大きな声援です。グラウンドを一周したランナーたちは朝礼台の前で次のランナーにたすきをつなぎました。拍手喝采です。中継所でこれだけ多くの人たちに声援をいただいたのはたすきリレー始まって以来のことです。地域の方々と一つになれた喜びと地域の方々の底力を感じました。最終ランナーは永野小学校を後にしてゴールを目指しました。

5. 渋谷の東京都児童福祉会館からゴールを目指す

都心コースでは昨年同様、スタートセレモニーが東京都児童会館で行われ、第1区のランナーがスタートしました。その中には、今年の平山実行委員長の姿もあります。ランナーたちは麻布の日本子ども家庭総合研究所（子ども総研）を目指します。子ども総研はたすきリレーの事務局を担う機関の一つで、子どもの福祉や医療に関する数多くの研究を行っている機関です。このタスキリレーでは小山研究企画・情報部長をはじめとして、都心コースにおける企画や運営の中心を担っていただきました。また今年からたすきリレーのホームページが公開されましたが、それは有村さんを中心に子ども総研の職員の方々の技術の賜物です。子ども総研からの第2区のランナーは東京タワーを目指します。東京タワーでは、入口に飾られた大きなクリスマスツリー

の前にステージが置かれ、インディーズの方々によるライブ演奏が行われています。観光バスから降りる多くの観光客の皆さんに、オレンジリボンやチラシが配布されました。ランナーが到着し、次のランナーにたすきが渡りました。ランナーの中には海外から参加された方もおられます。観光客の方々の大きな声援を受け、次の中継所、泉岳寺に向かいます。泉岳寺は東京コースの他の中継所と違って静寂な雰囲気醸し出し、訪れるものを凜とさせます。ランナーも心なしか背筋がのびて、たすきをつないだ気がします。ランナーは次の中継所となる品川児童相談所に向かいます。少し道に迷うトラブルもありましたが、すぐに正規のルートに戻ることができました。品川児童相談所が近づくと、驚いたことに消防署の職員の方が交通整理をしてくださっています。安全に走行できるよう配慮してくださったのです。品川児童相談所では、たくさんの地域の方が集まっておられました。職員の方はオレンジのジャンパーを身に着け、リボンやチラシ、そしてリボンが印刷された風船を地域の方々に配っておられます。秋風に子ども虐待防止ののぼりが揺れています。ここで中継されたたすきとランナーたちは、次の川崎市役所へ向かいます。この第5区は都心コースの中で最長の約14kmを走行します。ランナーは多摩川を渡り、川崎市役所に到着しました。ここからはじまる第6区のランナーは、当初川崎駅前を徒歩にて進み、虐待防止を訴える予定でしたが、タイムスケジュールが大幅に遅れていたことで中止とし、急ぎ次の鶴見の中継所であるナイス株式会社に向かうこととなりました。遅れを取り戻そうとランナーのペースが徐々に速くなっていきます。そしていよいよ最終区のランナーにたすきがつながれました。そこにはボクサーの坂本さんの姿もあります。10数名のランナーは、8km先のゴールに向かって走り続けます。

6. 日本丸メモリアルパークのキャンペーンと感動のゴール

メモリアルパークでは、10時からキャンペーンのイベントが始まりました。今年も司会の築地さんと

アシスタントの永井さんがイベントを進行します。ステージでは、ヒップホップダンスチームのBoozerと、ドラムのユニットパフォーマンスが始まりました。軽快な音とリズムに道行く人が引き寄せられます。続いてシンガーソングライター土田聡子さんの歌声がしっとりと会場に流れます。会場内では多くの機関がブースを設置してキャンペーンを盛り上げました。横浜市のブースでは子どものお絵かきコーナーの他、アニメのキャラクターが登場して盛り上げています。関東学院大学の学生たちによる子どもの遊び場コーナーもあります。NPO法人カンガルーOYAMAは、今年もオレンジリボンオブジェ制作を企画し、イベントの後半にはたくさんのオレンジリボンでできたオブジェが完成しました。NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク事務局は、公募によるデザインのチラシなどを配布しました。神奈川県はオレンジリボンがデザインされたエコバック等を配布しました。川崎市あゆみの会は養育里親の啓発を行い、母子生活支援施設協議会は、母子生活支援施設をアピールしました。ブース設置数は今までで一番多く、子ども虐待防止に関係した様々なキャンペーンが会場を盛り上げていました。

昼のステージでは、プロボクシング元東洋チャンピオンの坂本博之さん、シンガーソングライターの成田圭さん、そして大竹佑季さんによる子ども虐待防止についてパネルディスカッションが行われました。進行は子どもの虹情報研修センターの川崎研究部長が務めました。坂本さんは児童養護施設出身者であり、成田さんは児童養護施設の保育士さんでした。坂本さんの子どもたちの幸せへの熱い思いが印象的でした。パネルディスカッションの後、坂本さんは都心コースの最終中継所であるナイス株式会社に向かいました。最後の第7区を走るためです。

会場のエリア周辺では、12名の大道芸の方々がパントマイムや風船オブジェを作って道行く方々の視線を集めました。彼らは「くりちゃんと愉快的仲間たち」のメンバーで、毎年このイベントに駆けつけてくれます。また築地さんと永井さんが、ランナーたちの動向を伝えてくれます。昼過ぎには湘南コースのランナーたちは永野小学校近くに、都心コース

のランナーたちは品川児童相談所に迫っていることが伝えられました。またときどきモニター映像を通してランナーたちの様子が映し出されました。

午後は大竹佑季さんのライブです。ギター演奏とのセッションがとても素敵です。そして成田圭さんのライブです。成田さんの働いていた児童養護施設は神奈川県にあります。成田さんと関わった子どもたちは成田さんの夢を負い続ける姿を目の当たりにし、きっと勇気づけられたに違いありません。ブラインドバードは本当に素晴らしい曲でした。

午後2時を過ぎ、日本丸もいよいよランナーを待つばかりです。2時半を過ぎ、まずは湘南コースのランナーの姿が見えました。大きな歓声の中ランナーたちが走ってきます。そして15名程のランナーが皆一斉にゴールしました。今回のゴールテープはNPO法人虹のリボン事務局による手作りで、全長20メートルのまん中に「子どもに明るい未来を」のロゴが入っています。昨年以上に迫力のあるフィニッシュとなりました。都心コースは予定より遅れているようでした。前回よりも2区多い全7区としたために、中継に時間がかかってしまったようでした。その都心コースのランナーたちも3時半にはゴールを果たしました。坂本選手の姿もあります。感動のフィナーレです。大会長より完走賞が贈られました。そこにフルマラソンを走り終えたランナーも、何人か会場に到着しました。さすがに疲れた表情ですが、足取りは元気そうで驚きました。ステージに上がりねぎらいの拍手を受けました。

たすきをつないだ全てのランナーと実行委員も次々にステージに上がり、皆で万歳三唱。そして3人のシンガーソングライターとともに、皆で「翼をください」を合唱しました。会場の方々も一緒に歌いました。最後に司会者からこのたすきを次につなげていく合言葉、「来年も会いましょう」の掛け声で幕を閉じました。

7. たすきリレーを終えて

子ども虐待の対応には、多くの職種や機関の協働が必要となります。しかし協働は言うが易く、実現

には困難が伴うことも事実です。子どもの幸せに中心軸を置くべき連携が、職種や組織の考え方や価値観に引きずられ、軸がぶれてしまうことが少なくありません。一つの目的を達成するためには、個々の分野の立場や事情はいったん横に置いて、可能な限りできることを模索するという姿勢がそれぞれに求められているような気がします。啓発活動としてこのたすきリレーを実施する意味はここにあります。児童福祉施設を中心に始まったこのたすきリレーは、児童相談所、学校、企業、学生や一般の方々へとその輪は広がってきています。湘南国際マラソン大会、永野小学校、東京タワー、品川児童相談所、そして日本丸メモリアルパークなど、随所でその広がりを実感しました。また子ども虐待防止と子どもの明るい未来を創造することに多くの賛同者がおられることも実感しました。そして、それぞれの立場は違えど、大切にすべき大きな目的のためには、縦

割りや縄張り意識などの垣根を越えて皆が一つになりえることを学びました。子ども虐待防止における多分野協働は、子ども虐待対応の歴史の長いアメリカやイギリスでも難しい課題とされています。しかし、こうしたたすきリレーにこれだけの人たちが立場を超えて集まれる日本は、この課題克服に大きな可能性を秘めた国なのかもしれないと思うのです。オレンジのたすきがランナーからランナーへと引き継がれていく光景を目の当たりにするたびに、そのような思いが湧いてきました。

そして今年も岐阜県と山口県でオレンジリボンたすきリレーが実施されました。2回目となる岐阜県では3コースを設定し300名のランナーが走行したそうです。私たちは、こうやって少しずつたすきの輪が広がっていくことが嬉しく、またそれぞれが励ましあってたすきを来年へとつなぎ、より大きな輪ができることを願っているのです。

謝辞

まず、たすきを身につけて走っていただいたランナーの皆さまとキャンペーン会場で歌やトークをしていただきました皆様に感謝申し上げます。

次の方々には財政面での支援をしていただきました。独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」、NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、(財)SBI子ども希望財団、NPO法人エキスパート・チャリティ・アソシエーション。また次の方々には飲料水や風船などを提供していただきました。サッポロ飲料(株)、カードショップカリントウ。心より感謝申し上げます。また、子どもの虹情報研修センターで行われる研修期間中に募金をお願いしたところ多くの方々協力をしてくださいました。ありがとうございました。

次にあげさせていただく後援の機関、団体の方々からは、大きなご支援をいただきました。

厚生労働省、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県社会福祉協議会、全国児童相談所長会、神奈川県児童福祉施設協議会、神奈川県母子生活支援施設協議会、東京都社会福祉協議会、横浜市ファミリーグループホーム連絡協議会、川崎市あゆみの会、(財)神奈川新聞厚生文化事業団、アン基金プロジェクト、東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブ。大変ありがとうございました。

スタートや中継所等の設定にご協力をいただいた東京都児童会館、ランナーズウェルネス、茅ヶ崎ファーム、東京タワー、泉岳寺、遊行寺、日本子ども家庭総合研究所、西横浜国際総合病院、永野小学校、品川児童相談所、川崎市役所、ナイス株式会社。心から感謝申し上げます。キャンペーン会場でブースを設置していただくなど会場を盛り上げていただきました神奈川県、横浜市、NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク、カンガルーOYAMA、川崎市あゆみの会、関東学院大学、栗原さんをはじめとするパントマイマーの皆様。またご寄付をいただいた方々、ランナーの並走車に乗って緊急時に備えていただいた西横浜総合病院看護師の鶴屋さんと根井さん、その他このイベントにご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

さらに次にあげさせていただく方々には、キャンペーン会場でリボンやチラシを配るなどのボランティア活動をしていただきました。東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブ、永谷連合町内会、戸塚区民生・児童委員、品川区民生・児童委員、目黒区子ども家庭支援センター、関東学院大学、明治学院大学、明治大学、早稲田大学大学院、横浜市立大学、日本大学の皆さま。心から感謝申し上げます。

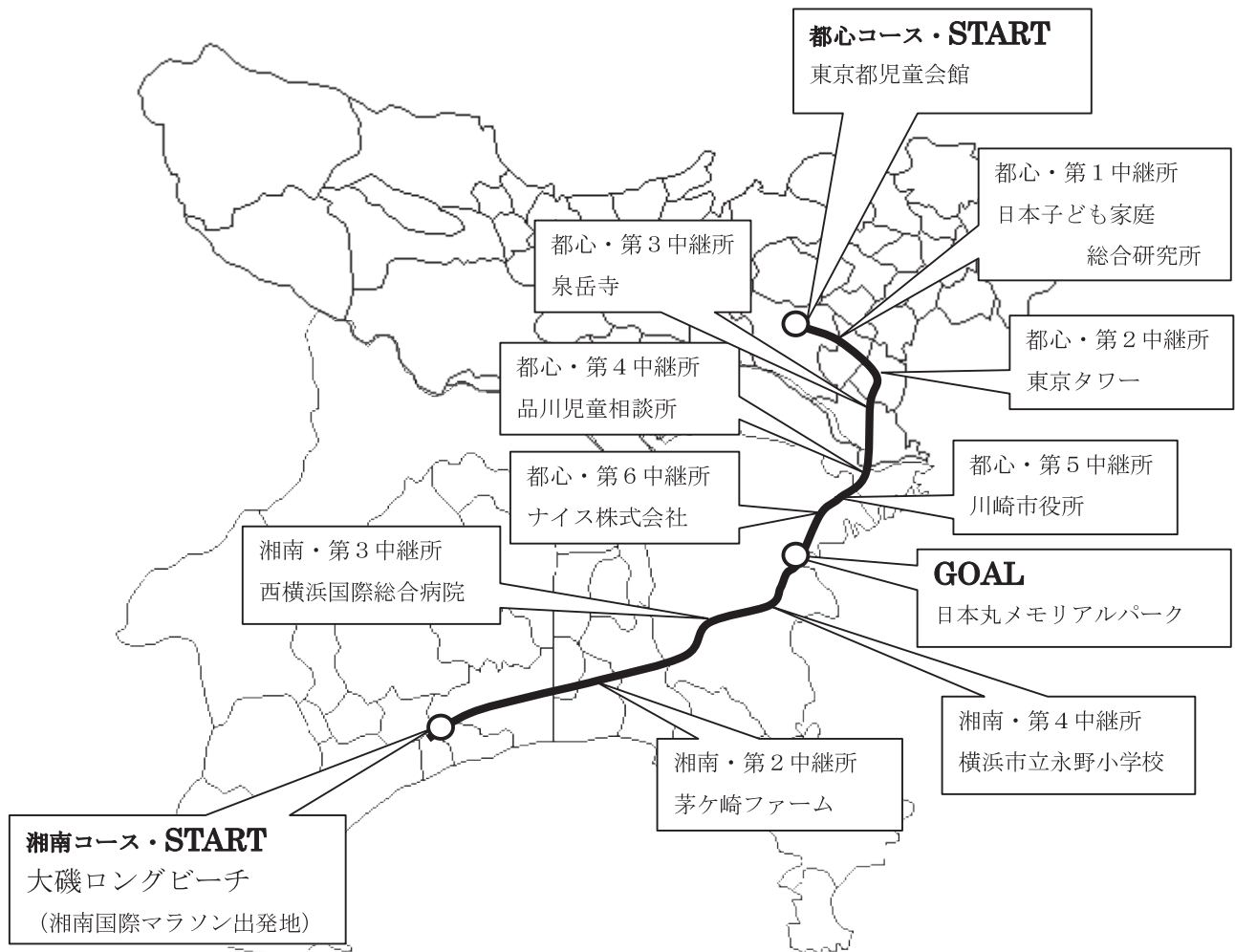
多くの関係者の力により実行委員会が実りあるものとなりました。児童虐待防止全国ネットワークの相良さん、日本子ども家庭総合研究所の小山部長と有村さん、東京都社会福祉協議会児童部会従事者会会長の榊原さん、神奈川県児童福祉施設協議会の草場さん、神奈川県母子生活支援施設協議会の森脇さん、横浜市ファミリーグループホームの斉藤さん、川崎あゆみの会の霜倉さん、幸保愛児園の宇田川さん、鎌倉児童ホームの村岡さん、虹のリボン事務局の佐々木さん、皆さまは実行委員の中核として一緒に動いていただきました。また東京都、神奈川県、横浜市、川崎市には、実行委員会に参加していただくなど、様々なご助言やご協力をいただきました。ありがとうございました。

お詫び

コース上で応援に駆けつけてくださった方が多数おられました。ランナーが予定時間よりも先に通過し、わざわざ来られたにもかかわらず、ランナーを応援することができない方がおられました。この誌面を借りてお詫び申し上げます。来年度からは予定通過タイムを厳守しての走行に努めます。

※ 次ページからは、全コース図、ランナー数や職種、各区のランナー数と通過時間をまとめたものを掲載いたします。

1. 2009 オレンジリボンたすきリレー 全コース図



2. ランナーの職種と人数

職種	ランナー数	職種	ランナー数
児童福祉施設	31	行政	3
児童相談所	25	医療	4
グループホーム・里親	4	サービス	2
福祉一般	3	小売	4
教育	13	運輸	1
学生	22	その他	14
		合計	126

※()内は各区の途中から参加されたランナー数も含む人数

3. 走行タイムと各区のランナー数


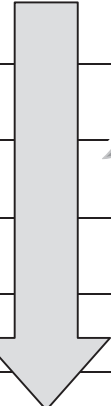
都心コース			
区	ルート	時 間	ランナー数
スタート 第1区	東京都児童会館 ～日本子ども家庭総合研究所（4 k m）	9 : 30	7名
麻布中継点 第2区	日本子ども家庭総合研究所 ～東京タワー（3 k m）	10 : 10	9名
東京タワー中継点 第3区	東京タワー ～泉岳寺（4 k m）	10 : 30	10名
品川第1中継点 第4区	泉岳寺 ～品川児童相談所（2.5 k m）	11 : 00	15名
品川第2中継点 第5区	品川児童相談所 ～川崎市役所（11 k m）	11 : 30	10名
川崎中継点 第6区	川崎市役所 ～ナイス株式会社（6.5 k m）	13 : 50	7名
鶴見中継点 第7区	ナイス株式会社 ～日本丸メモリアルパーク（9 k m）	14 : 40	13名
ゴール	日本丸メモリアルパーク	15 : 30	（計 71名）

湘南コース			
区	ルート	時 間	ランナー数
スタート 第1区	大磯ロングビーチ（湘南国際マラソンスタート） ～浜須賀（14 k m）	9 : 00	9名
茅ヶ崎中継点 第2区	茅ヶ崎ファーム ～遊行寺（6 k m）	10 : 40	11名
藤沢中継点 第3区	遊行寺 ～西横浜国際総合病院（5 k m）	11 : 30	11名
戸塚中継点 第4区	西横浜国際総合病院 ～横浜市立永野小学校（7.5 k m）	12 : 10	11名
上永谷中継点 第5区	横浜市立永野小学校 ～日本丸メモリアルパーク（11 k m）	13 : 10	13名
ゴール	日本丸メモリアルパーク	14 : 30	（計 55名）
総ランナー数			合計 126名

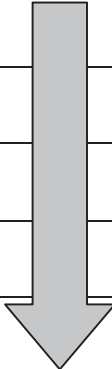
※複数区を走行したランナーはそれぞれ1名としてカウントしました。

4. キャンペーン会場

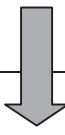
(1) 日本丸メモリアルパーク

時間	内 容 MC：築地 聡、永井美佐江		
10：00	オープニング！	大 道 芸	チラシ &リボン配布
11：00	Hip-Hop ダンスチーム「Boozer」		
11：30	土田聡子さん ライブ☆		
12：00	パネルディスカッション		
12：30	大竹佑季さん ライブ♪		
13：30	成田 圭さん ライブ★		
14：30	ゴールセレモニー！！！！		

(2) 東京タワー

時間	内 容 MC：ぴんぼんず川本	
10：00	オープニング！ ♪ TIME CAFE ～時の喫茶～	チラシ&リボン配布
10：30	ランナー到着（予定） たすき引継ぎ	
10：45	♪ MAI	
11：25	♪ あるがまふいあ	
12：05	♪ 小林美季	
12：45	♪ Kan HAAEM	

(3) 湘南国際マラソン スタート地点

時間	内 容	
7：00	オレンジリボン（2,000個）配布	リボン配布
9：00	湘南国際マラソン フルマラソン出発	
10：15	ランナー 浜須賀の交差点にて たすき引継ぎ	

5. リボンを作成していただいたボランティアの方々

リボン作成者	個数
中央大学 加藤ゼミのみなさん	150
戸塚区民生・児童委員のYさん	950
日本子ども家庭総合研究所	1,000
東京国際福祉専門学校	1,000
横浜キワニスクラブ	500
ノートルダム女子大学Tさん他	500
東京家政大学 Oさん	550
戸塚区 Nさん、Iさん	1,000
当日作成	50
明治大学のみなさん (チラシにリボンをつける作業)	(500)
計	5,700

子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー・名場面の数々



湘南国際マラソンでリボンを配布（湘南コース）



リボンをつけてスタートを待つ一般ランナー



マラソン大会と共にスタートしたたすきランナー（湘南・第1区）



遊行寺までの急坂を駆け上がるランナーたち（湘南・2区）



都心コースのスタートを切ったランナーたち



東京タワーのマスコット・ノッポンとランナー（都心コース）



六郷橋を渡るランナーたち（最長区間の都心5区）



地域の運動会が中継点に（湘南・第4中継所・永野小学校）



品川児童相談所（第4中継所）
で配布した風船



横浜市のブース・子どもたちの楽しい遊び場
ゴールのメイン会場・日本丸メモリアルパーク



ゴール会場でランナーを待つ
とら吉くとモンちゃん



恒例のカンガルーOYAMA・オレンジリボンオブジェ



ステージを盛り上げていただいた、左から大竹さん、
成田さん、築地さん、永井さん、土田さん



チラシとリボンを配布、にぎわう会場内



オレンジの風船オブジェが手渡され、にっこり



感動のゴール

みんなで「翼をください」を大合唱





明治末期から大正初期にかけての児童虐待死亡事例

子どもの虹情報研修センター
川崎 二三彦
(協力) 長尾真理子

児童福祉事業取扱事例集

「この本、しばらく研究室で借りていいですか？」
「あ、いいですよ」

センター図書室で、いつものように司書の宮坂勢津子さんに声をかける。今回借りたのは日本図書センターが発行している「日本児童問題文献選集」第3巻だ。そこには、大正12年(1923年)に発刊された生江孝之著「児童と社会」が再収録されているのである^{*1}。

と、思い出したように宮坂さんが続ける。

「先だって日本図書センターの方が、わざわざ図書室を訪ねて来られたんですよ」

「えっ、またどうして？」

「それが、『児童福祉事業取扱事例集』を見せてほしいということだったんです。あちこち探し、ネットなどでも検索した結果、うちの図書室にあるってわかったらしいんですね」

これを聞いて、私は思わず破顔する。なぜといって、日本図書センターと言えば、たった今手にした「日本児童問題文献選集」(全36巻)や、それに続く「現代日本児童問題文献選集」(全42巻)、さらには「児童福祉基本法制」(全20巻)をはじめ、種々の希少価値ある歴史資料や学術文献を発掘、復刻している出版社。そのスタッフが、本冊子のためにわざわざ足を運んでくれたのだ。

「児童福祉事業取扱事例集」は、厚生省(当時)が戦後直後から毎年1冊ずつ編集し、合計30集まで発行した「児童のケースワーク事例集」の第1集である。標題が「ケースワーク事例集」とは異なっていたため見つけられずにいたところ、宮坂さんが古書店で発見、ただちに購入したことは、紀要No.6

に掲載したエッセイ「センター図書室で棄児を追う」でも触れたとおりだ。

そもそも、子ども虐待に限らず児童福祉にかかわる種々の文献を取りそろえ、センターを訪れた方々に利用してもらうことは、当センター図書室の大切な役割だから、こうして貴重な書籍が少しずつ揃ってくるのは、私たちの大いなる喜びでもある。

というのはさておき、日本図書センターも注目した「児童福祉事業取扱事例集」は、ではどのような内容で、どのような事例が掲載されているのだろうか。昭和24年(1949年)3月発行という点から考えて、具体的な援助活動の大部分は、児童福祉法が初めて施行された昭和23年(1948年)に行われていることは疑いない。戦後すぐに制定された児童福祉法は、その第1条から第3条にかけて児童福祉の理念を高らかに掲げたのだが、本冊子を読めば、当時の児童福祉司や児童相談所の職員、また民生児童委員が、まさにそうした理念を深く胸に刻み、熱意を傾けて業務を行っていたことがひしひしと伝わってくる。



児童福祉法施行直後に厚生省が発行したケースワーク事例集
(子どもの虹情報研修センター所蔵)

厄介者が歸って来た

たとえば、「厄介者が^{かえ}歸って来た」と題された事例。3歳で実母が死亡し、貰われた先の養父が戦災で死亡したため、再び実家に戻された中学生女兒の物語だが、彼女はまさにタイトルどおりの厄介者扱い。他のきょうだいと差別され、食事も極端に制限されている。こうした虐待の深刻化とともに、家のお金を抜き取るなどの行為が出現、祖母からは毎夜「家の面汚し、死んでしまえ」と責め立てられる。

これを知ってやって来た児童福祉司に家族は冷淡で、「虐待など決してしない」と頭から否定する。援助を拒否し、虐待の事実も否認する点など、現代にも通ずる構造ではないだろうか。

この時代に虐待対応マニュアルなどであろうはずもないのだけれど、この女兒を救おうとする児童福祉司の決心に揺るぎはない。本人との面接はもちろんのこと、虐待の有無を確かめるため、近所隣や、同級生、受持の先生、親しい友人などを訪ねて傍証を固める。それこそ、現在の児童虐待防止法第8条の「通告を受けたときは、……必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」という内容を、そっくりそのまま、約60年も先取りして実行しているのである。

さらに、中学校長や児童委員と協議し、一時保護こそ（当時の限界もあって）保護者の不同意により実現できなかったものの、それに代わる援助方針を具体的に示して指導、最後は虐待や差別的待遇も改まり、女兒の問題行動も消失してしまう。

過去に学べ

その他、頑強な盗癖のある子どもへの援助に行き詰まりながら、「今、私があの子を投げ出したら誰が助けるのか」と、夫の励ましも得て気力をふりしぼる民生児童委員の活動や、虐待を受け、極度の栄養失調で歩行さえも困難な5歳の児童を受け入れ、辛抱強くかかわることで回復させていった養護施設

職員の取り組み、あるいは「人気もない畑の中の雪に埋もれた掘っ立て小屋に、80歳ぐらいの老母と母子4人が、飲まず食わずの半死半生の惨めな姿で住んでいる」との知らせを受けた民生児童委員が現地に急行し、住居のこと、母の就労のこと、すでに中学生年齢に達していた姉の就学のこと、生まれたばかりの新生児の取扱いのことなど多くの問題を、町会長や市役所の社会課長、さらには青年団、篤志家に至るまでのさまざまな人たちの協力も得て、みごとに解決していった事例など、頭の下がる相談援助活動が満載されている。

実は私も、長く児童福祉司の任についていたのだが、読めば読むほどに「どうしてもっと早く、こうした先人の活動に関心を寄せなかったのか」と歯噛みし、次の瞬間、果たしてここに登場する先達に恥じないケースワーク活動を、己はなしたのかと自らに問いかけ、身を固くして反省するしかないのであった。

そして思う。我が国では平成2年（1990年）度から児童虐待対応件数の統計を取り始め、平成12年（2000年）に児童虐待防止法を制定したというけれども、実は私たちの先輩は、戦後すぐの時期から、開拓者精神をも発揮しながら、すでに児童虐待をはじめとして種々の相談援助活動に果敢に取り組んで

表1 児童福祉司活動状況調べ

年度	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
孤 児	2,522	2,513	4,468	4,105	4,531
棄 児	312	309	546	659	910
迷 児	275	274	349	374	481
貧 困 家 庭 児	9,146	9,079	42,619	25,548	18,753
不 就 学 児	8,927	8,388	14,387	9,835	7,814
被 虐 待 児	1,088	1,062	2,538	2,360	2,054
いわゆる身売児	367	366	544	675	752
浮 浪 児	3,629	3,628	3,541	2,683	3,558
要 教 護 児	10,085	9,869	37,634	33,052	35,937
精 神 薄 弱 児	1,604	1,713	3,643	3,915	
盲 児		466	561	838	
ろ う あ 児	460		1,069	1,379	
肢体不自由児	583	581	1,226	3,050	
虚 弱 児	1,011	1,001	2,173	1,744	
乳 児	1,720	1,719	3,705	3,816	
妊 産 婦	1,234	1,240	2,224	2,011	
保育所に入所させることを適当とする児童	2,672	2,666	9,315	10,019	
母 子 世 帯	3,232	3,208	4,853	4,686	
そ の 他	3,347	3,561	10,690	13,218	

(厚生省統計より作成)

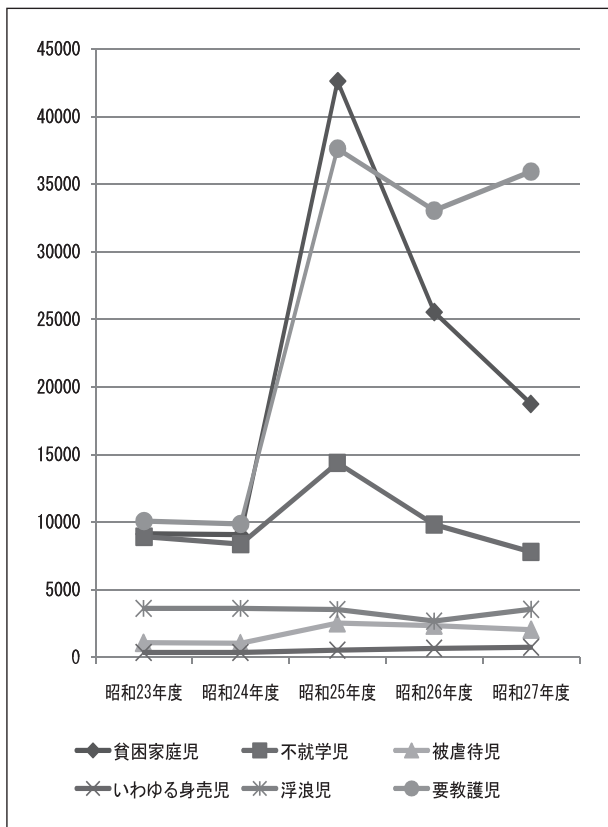


図1 児童福祉司活動状況調べ (抜粋)
(厚生省統計より作成)

いたんでいたのだと。

表1は、児童福祉法施行当時の児童福祉司活動状況を厚生省統計により作成したもので、図1はその中から抜粋してグラフにしたものだが、当時の児童福祉司は、何万という貧困家庭児や非行児などの対応に追われながら、他方では早くも千件から二千件に及ぶ児童虐待相談事例を扱っていたのである。私たちは、こうした過去の実践から、もっと謙虚に学ぶ必要があるのではないだろうか。

家族研究論文資料集成

と、そんなことを考えながらセンター図書室の書架を眺め歩いていて、ふと目に止まった書籍があった。「家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編)」がそれである。本シリーズは、明治、大正、昭和前期 (敗戦まで) に公刊された雑誌記事を中心に、家族関連のものを主題別に分類、年代順に掲載したもので、全27巻に及ぶ膨大な資料になるのだが、

よく見ていくと、児童虐待についての調査研究や論考もいくつか載っている。

大正5年(1916年)の三田谷啓著「児童虐待に就て」、大正8年(1919年)の賀川豊彦著「児童虐待防止論」、昭和10年(1935年)の金子準二著「児童虐待の精神病的考察」及び菊池俊諦著「少年教護より見たる児童虐待」、前田偉男著「虐待に因る少年の不良化に就て」などがそれである。何しろ、戦前の児童虐待防止法が制定されたのでさえ昭和8年(1933年)のこと。こうして大正時代から、早くも児童虐待の問題が論文に取り上げられていたというのだから、興味が湧いてきた。

中でも注意を惹いたのが、救済研究第4巻第8号に掲載されたという三田谷の上記論文である。

「人類の慈愛心を禽獣に及ぼさんとして或は鳥類保護會を造り、或は獸類虐待防止會等のものを起せる傍にありて、尚ほ児童を虐待し、甚だしきは之を死に至らしむるものあり。蓋しその因つて來るところは千態萬狀なるべし。然れども人類が同じ人の兒を虐待し、甚だしきは之を殺すに至るを思へばその悲惨なる状況に對して寒心せざるを得ず」

彼は冒頭このように述べ、児童虐待の実情について調査に乗り出すのである。とはいえ当時のこと、正確な統計などあるはずもなく、東京切抜通信社²に命じ、明治43年(1910年)8月から大正4年(1915年)2月までの4年6ヶ月を対象に、児童虐待事案について「日本全国の新聞中より抄録」する。この間に集められたのは、表2のとおり116例であった。

表2 児童虐待の件数

(明治43年8月～大正4年2月)

児童虐待の件数	件数
實子を虐待せしもの	84
貫子を虐待せしもの	18
孫を虐待せしもの	4
内縁の妻の子を虐待せしもの	2
先夫の子を虐待せしもの	2
子守が子を虐待せしもの	2
先妻の子を虐待せしもの	1
同胞	1
不明	2
計	116

(三田谷啓「児童虐待に就て」より)

ほとんどが死亡事例

「悲惨なる事実が新聞の記事として現はれざるもの多かるべし」「実際の例は尚ほこの外に多数あることは言ふまでもなし」と付け加えられているものの、4年半で116例ならば1年に均して約25、6件。それほど多いわけでもあるまいと思いつつ、読み進めて気づいたのは、本調査に出てくる子どものほとんどが死亡しているということだ。そもそも、虐待の方法として示された区分自体が、絞殺、圧殺、刺殺、投水、栄養不良となし危害を与うもの、轢死せしめしもの、毒殺、棄児、火力による殺害、撲殺、その他の方法による殺害などとされており、注として示された「未遂」とは、どうやら子どもが死亡しなかったものらしいのである。

もちろん、当時であっても虐待すなわち虐待死というわけではなかつただろうが、この調査では、期せずして当時の死亡事例が収集されたことになる。しかも116例すべてについて、簡単なものとはいえ一覧表も作成されており³、虐待死の状況を具体的に知るにはまたとない資料となっている。

「これは明治末期から大正初期にかけての虐待死亡事例の分析ではないのか」

「もしかしたら、我が国で最初の子どもの虐待による死亡事例の検証報告かも知れないぞ」

などと考えているうちに、もう少し丹念に読んでみようという気持ちになった。

三田谷啓とは

ところで、本論文の執筆者である三田谷啓とはどのような人物だったのか。寡聞にして、私は今までこの人の存在すら知らず、恥ずかしいことに名前の呼び方さえもわからなかったの、急ぎインターネットで調べてみた。そして見つけたのが、駒松仁子著「シリーズ福祉に生きる(40)三田谷啓」である。一知半解の知識を弄するのは甚だ恐縮だが、本書などをもとに簡単に紹介してみよう。

彼はもともと兵庫県の寒村の農家の生まれ。簡易小学校を4年で卒業すると、田畑で働く母の乳もら

うため、空腹で泣き叫ぶ末弟を背負って山道を往復し、朝から晩まで子守に明け暮れたという。ところが向学心を抑えきれず、18歳のある日、書き置きを残して家出、先の見通しもないまま大阪に出て街をさまよい歩く。そうしてたまたま見つけた府立中学に飛び込み、校長に会いたいと申し出るのである。今でも家出する少年は珍しくないが、学問のため先のことも考えずに家出する者は、おそらくいない。まことに驚かされるエピソードである。

それはともかく、彼は知的障害施設や知的障害者入所更生施設、通所授産施設などを運営する社会福祉法人三田谷治療教育院(兵庫県芦屋市)の創設者。というだけでなく大正4年(1915年)、東京市に日本で最初の「児童教養相談所」が開設される際にも大きな役割を担い、その後は大阪市役所の医員として、今度は我が国最初の公立児童相談所である「大阪市立児童相談所」設置にも尽力する(大正8年、1919年)。さらには大正12年(1923年)、「阪神児童相談所」も設立しており、いわば、我が国における児童相談所の創設者、少なくともその重要人物の一人と言える存在なのであった。30年以上も児童相談所に勤務していながら彼の名前さえ知らなかった私は、おのが不明を改めて恥じるのであった。

さて、三田谷は明治38年(1905年)に大阪府立高等医学校を卒業し、精神病理学や治療教育学を学んだ後、明治44年(1911年)ドイツに留学してゲッチンゲン大学で治療教育学、心理学を学び、ドクトルの称号を与えられる。そして大正3年(1914年)に帰国後は、医者として児童教育に終生を捧げている。彼が児童虐待について行った調査は帰国後すぐのことだが、ドイツでは、造花を販売してその収益を貧民児童や貧民病者等に寄付する「花の日」の行事などを目の当たりにしており、それらが児童虐待への関心を抱く動機の一つになったのかも知れない。なお彼は、医学校時代に洗礼を受けたということも付け加えておこう。

ついでながら、この時代に児童虐待について論文を書いた賀川豊彦は、大正・昭和期のキリスト教社会運動家であり、彼も大正3年(1914年)に渡米し、プリンストン神学校などで学んでいる。また金子準

二は警視庁で勤務する精神科医。犯罪精神医学の先がけと言われた人物だったようで、先に示した論文も、保護者による身体的虐待に限定して、「犯罪精神病學的考察」を行ったものだ。さらに菊池俊諦は、浄土宗の住職の子として生まれ、哲学を学び、後に国立武蔵野学院の初代院長となった大正末期から昭和にかけての少年教護事業の指導者として知られる人物。その立場から、早くも非行と虐待の関係を論じている点は、注目に値すると言えよう。また前田偉男については、家庭教育等にかかわる種々の著作があるようだが、残念ながら浅学非才の身、十分な情報を収集することができなかつた。いずれにせよ、我が国においてはこうした多彩な人々が、児童虐待という困難な問題に先駆的に取り組んでいたのである。

貰い子殺し

さて表3は、三田谷論文が「虐待の方法及び虐待者の種類別」として掲げたものの中から、「未遂」を除いて、つまり死亡事例と思われるもののみを取り出して作成し直したものである。本表によれば、事例数116に対して死亡した子どもの人数は248人となり、事例数の倍以上の子どもが死亡していることがわかる。「即ち一人の虐待者が同時に数人を虐待せし等の例あればなり」というのであるが、その極端な例は、「貰い子殺し」であろう。

表3 虐待の方法及び虐待者の種類別死亡数

	父	母	族 又は他人	父母以外 の親	養父 母	義父	義母	不明	計
絞殺	12	15	-	-	1	-	1	-	29
壓殺（窒息死を含む）	-	8	2	2	-	-	-	-	12
刺殺	14	6	-	-	-	-	-	-	20
栄養不良となし、又身体に危害を與ふ	-	2	1	134	1	2	-	-	140
投水（海水、河水、井水等に児童を投ぜしもの）	1	11	-	-	-	-	1	-	13
轢死せしめしもの	-	8	-	-	-	-	-	1	9
毒殺	1	2	1	-	-	-	-	-	4
棄兒	-	-	-	-	-	-	-	1	1
火力にて殺せしもの	-	2	1	-	-	-	-	-	3
撲殺	5	-	-	-	-	-	-	-	5
其他の方法にて殺せしもの	6	2	-	3	-	1	-	-	12
計	39	56	5	140	1	5	2	-	248

(三田谷啓「児童虐待に就て」より作成)

「貰ひ子殺しの状態につきは材料を調査するに際し予は著しく驚愕せり。愆のために可憐の児童を虐待して死に至らしむるの殘忍酷情を見れば誰か鬼の如き悪性に驚かざるものあらむや」

三田谷はこのように述べ、「貰ひ子虐待件数は一八なるに貰ひ子の数は二百九人に達せり。其中百三十五人（六四・五%）が虐待によりて死亡せる」としている。確かに大変な人数であることは間違いない。以下、本論文で紹介された事例をいくつか示してみよう。

- 東京本所區に住みし夫婦（共に四四才）（車夫を業とす）一人につき十圓乃至三十五圓の養育費を添えて貰ひ子をなし一乃至二週間にして児童を栄養不良に陥らしめ、死に至らしめ、又は絞殺し、或は放棄す。他の地方に行きし時は車夫又は他人に使用の間預りくるとて兒を托し置き其儘逃亡するなり。斯かる手段によりて児童を貰ひ受けしもの四十餘名（表中には四十名として算せり）に及べりと云ふ。
- 東京本所の某夫婦、私生女兒（二歳）を貰ひ受け（金二拾圓の養育料を添えて）栄養不良に陥れて死に至らしめ屍体を白木綿に包み隅田川へ投じたり。同じ方法にて既に九名の貰ひ子を殺せりと云ふ。
- 名古屋市に三悪婆（四五才、六二才、四五才）あり。明治四十三年以來大正二年六月十一日に至るまで百二十名の貰ひ子をなし、内七十名は養育料の上前をはねて他に養子としてやり、五十名は絞殺して市の塵埃捨場に埋没し置けり。其後十四個の屍体發掘せられたり。右三鬼女は養育料を以て情夫を造り酒色に耽りて日を過ごしたり。

貰ひ子の流行

4年半という期間だけで18件もの「貰ひ子殺し」が発生し、大量の子どもが奪われているのである。この時代、事件がそれだけで終わるはずはあるまいと考えて他の文献も当たってみると、やはり多くの事件が発生していた⁴。

先に紹介した賀川豊彦著「児童虐待防止論」は、著者自ら神戸のスラムに住み込み、貧しい人たちと

直に接する中で生まれた論文というところが大きな特徴だが、

「今日の日本の社会組織に於て、児童の保護さる可き諸點は一つや二つでは無い。然し私が特に貧民窟で気附いた點を挙げると次の様なものである」

と述べて、まず最初に嬰兒虐待を挙げ、その第一に貰ひ子殺しを取り上げる。

「私は貰ひ子殺しを實に多く見た。多くは栄養不良の名で闇から闇に葬られるのであるが、實に恐ろしいことで有った」

「(貰ひ子殺しという) 嬰兒虐待法も社会經濟の壓迫から來るので有って、もしも貰ひ子殺しをする男女に金融が善ければ、彼等は決して貰ひ子をする事は無からうと思ふ」

賀川は、問題の根本にあるのは貧困であると主張し、自らが直接見聞きした事実を物語る。

「私の見た多くの實例は、金五圓か六圓が欲しさに、貰ひ子をする。そして、ミルク代が無いので、米の煮き汁を食はせて段々衰弱させて居た。必しも衰弱し無ければ幸だが、衰弱すれば、貰ったものも大弱りに弱って、貰ひ子殺しの汚名を蒙りたく無い爲めに、私の方へ訴へて來るものがある。貧民窟では貰ひ子が流行すると、裏も貰った、兩隣も貰ったと云ふ風に貰ひ子が流行するものである」

そして次のように考察する。

「然しこの場合、貰ふ人計りを責めてもならぬ。貰ってもらひたい人がある。それは、多く私生兒だとか、不義の兒とかで有って、これは犯罪を構成せざる限り早く亡くしてしまはねばならぬ運命を持って居るものなのである」

まさに洗うが如き赤貧の中で、或いは「私生兒だとか、不義の子」という出自が原因となって子どもの権利がないがしろにされ、幼い命が売られ、また買われ、そしていとも簡単に潰えていったのである。

貧困ゆえの虐待

賀川の論文は大正8年(1919年)に発表されているのだが、昭和13年(1938年)に刊行された「母性及児童保護」(西野陸夫著)も、「児童に對しての各

種の虐待事實は新聞の三面を賑はすと同時に社會の耳目を聳動せしむるもの今日に於いて尚ほ其の跡を絶たない状態にある。私生子其の他の不遇兒の貰ひ子殺の如きは嘗て世人の膚を寒からしめたものであった」と述べ、次の事件を例示する。すなわち、

「東京市板橋區岩の坂に於いて行はれた貰ひ子殺の被害乳幼兒二五名の中二四名までは私生兒であつて……」

これは昭和5年(1930年)に發覚した「岩の坂もらい子殺し事件」と呼ばれるものだ⁵。「(生後1ヶ月の)息子に乳を飲ませていたら誤って窒息死した」と、近くの医院に女が駆け込んだものの、死因に不自然さを感じた医師が警察署に届け出る。その結果、彼女自身が手で口、鼻をふさいで窒息させた疑いが強まり、逮捕される。そして判明したのは、養育料といっしょに引きとった子どもを次々に殺害していたという事実。一説ではこの女性に殺された赤ん坊は40人以上に達するとも言われているのだが、岩の坂は当時の東京のスラム街でもあり、金目当てに子どもを周旋したのもその住人であったという。これもやはり、極貧が生み出した事件とすべきであろう。

さらに、昭和8年(1933年)には「川俣初太郎貰ひ子殺人事件」が發覚する。貰ひ子殺しで服役していた川俣某が、出所後再び同様の事件を起こし、20数人を絞殺、屍体を遺棄したというのである。

寿産院赤ちゃん大量殺人事件

このように見ていくと、戦後すぐに發覚した寿産院事件も、突然勃発したのではなく、これら一連の貰ひ子殺しの歴史に位置づけられるものといって差し支えあるまい。

児童福祉法が施行された直後の昭和23年(1948年)1月、貰ひ子を次々に死亡させた疑いで助産婦の寿産院長と元警官の夫らが逮捕された。昭和19年(1944年)からの4年間に、二百人以上の赤ちゃんを養育費を取って預かり、子どもが欲しい人には、逆に謝礼を取って渡し、貰ひ手のない子どもには食事と与えず、百人以上が餓死や凍死したという事件である⁶。夫

婦は、配給されるミルクや砂糖もヤミで売って大儲けしていたという。

ただ、本事件以後、現在に至るまでこうしたおおがかりな貰い子殺し事件は報道されていない。おそらくは、新しく制定された憲法が基本的人権の尊重を掲げ、児童福祉法も施行されたこと、戦後の経済成長がめざましかったこと、あるいは避妊や中絶によって望まぬ妊娠が減少していったことなどが積み重なって、貰い子殺しの社会的な基盤を突き崩したのではないだろうか。

とはいえ、深刻な貧困がこうした悲惨な事件の根本的な要因であったことは、現在の児童虐待を考える上でも忘れてはならないと、私は思うのである。

嬰兒殺

ところで賀川は、貰い子の理由について、「私の見た多くの事例は、金五圓か六圓が欲しさに、貰い子をする」と述べていた。では、そうした支払いに要するいくばくかの金銭⁷さえも持たない者が、「私生児だとか、不義の児とかで……早く亡くしてはねばならぬ運命を持って居る」子どもをもうけ、困り果てた場合はどうするのか。思うに、許されざる選択肢の一つが嬰兒殺であろう。そう考えて三田谷の示した一覧表を見ていくと、新生児、もしくは0歳児の殺害と思われる事例がいくつも登場する。数例を示しておこう。

○母（17歳）、結婚前の懐妊、(嬰兒を) 便所に投ぜり。

○祖母（47歳）、兒（初生兒）を腰巻きにつゝみて肥料溜^{こえだめ}に投じたり。

○母（42歳）内縁、家計難。（4ヶ月實子）川に投ぜり。

○兒の母（28歳）は他人と相通じ兒（嬰兒）が邪魔になるとして吸乳時窒息せしめたり。

○母（41歳）、(嬰兒)

壓死。従来三兒を壓殺して埋めたりと云ふ。

○私通妊娠（7ヵ月胎児）、轢死。

三田谷は死亡した子どもの年齢別の表を作成しておらず、一覧表中にも年齢が記載されていないものが多いため正確な数値は把握できないものの、0歳で死亡した児童は少なくとも10数例にのぼると推測できる。

戦後の嬰兒殺

すでに百年ほども前の事件とはいえ、肥料溜^{こえだめ}に投げ入れるなどと聞かされれば身が震えるし、“私通妊娠”というだけで自ら轢死するというのは、いかに時代の制約があったとはいえ、何ということかと慨嘆せざるを得ない。

しかしふり返って考えると、0歳の死亡事例、中でも出産直後の虐待死は、戦後も依然として大きな問題であり続けたのである。

昭和49年（1974年）に当時の厚生省が、3歳未満児を対象にして実施した「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」を見てみよう。表4にデータの一つを掲載したが、それによると、出産後1日以内に殺害され、もしくは殺害遺棄された新生児は、昭和48年（1973年）度1年間の間に実に131人にのぼるのである。本調査は、当時世間を騒がせたコインロッカーベビー事件などを背景として行われたものと思われるが、貰い子殺しが消滅したはずの戦後にも、実は深刻な嬰兒殺が残されていたことが明るみに出されたわけで、暗澹たる気持ちにさせられる。

表4 被害児の年齢

	総数		出産直後(1日以内)		0ヶ月		1～6ヶ月		7～12ヶ月		1～2歳未満		2歳以上		不明		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
虐待	24	100%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.2%	3	12.5%	6	25.0%	14	58.3%	0	0.0%	
遺棄	126	100%	22	17.5%	34	27.0%	28	22.2%	12	9.5%	17	13.5%	12	9.5%	1	0.8%	
殺害事件	殺害遺棄	135	100%	117	86.7%	7	5.2%	6	4.4%	5	3.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	殺害	51	100%	14	27.5%	5	9.8%	9	17.6%	4	7.8%	11	21.6%	8	15.7%	0	0.0%
	心中	65	100%	0	0.0%	0	0.0%	9	13.8%	16	24.6%	20	30.8%	20	30.8%	0	0.0%
合計	401	100%	153	38.2%	46	11.5%	53	13.2%	40	10.0%	54	13.5%	54	13.5%	1	0.2%	

*調査対象は3歳未満。

*7～12ヶ月の合計割合は、原文では9.9%とされていたが、訂正している。

(厚生省児童家庭局育成課「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果」より)

現在の嬰兒殺

しかしこの問題は、決して30年以上前の過去の話ではない。現在も引き続き大きな課題として、私たちの前に立ち現れている。

平成21年（2009年）7月に発表された「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）」によれば、平成19年（2007年）1月から平成20年（2008年）3月までの間で、心中を除く虐待による死亡事例78人のうち37人、47%が0歳の子どものようになっており、0歳の中でも生後1ヶ月未満の子どものは、やはり17人と、46%を占めている（図2、図3参照のこと）。

昭和49年（1974年）の厚生省調査時点と比較すると、確かに現在の0歳児の死亡事例数は減少していると見ていいだろう。それは、この間の母子保健を

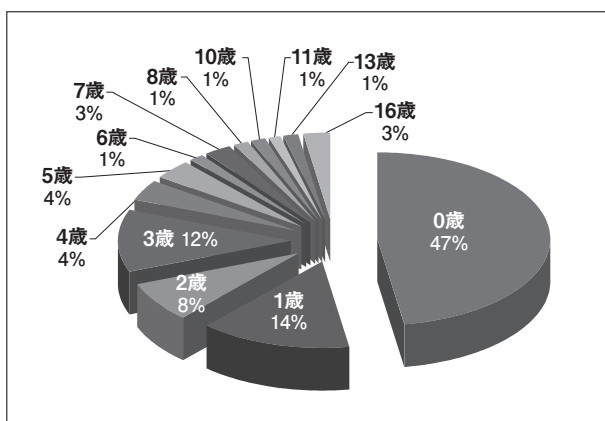


図2 子ども虐待による死亡事例（心中を除く）年齢別内訳

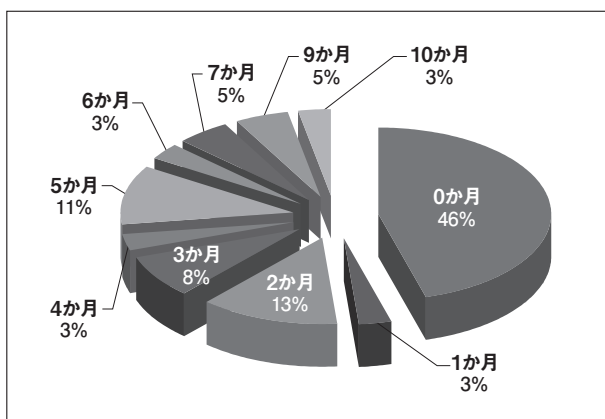


図3 子ども虐待による死亡事例（心中を除く）0歳児の内訳
（子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第5次報告）より作成）

はじめとする諸施策、あるいは特別養子縁組制度の創設等が一定の成果を挙げていることの証だとは思いうのだけれど、一方では、現時点においても虐待死に占める0歳児の比重は極めて高い。

本年（2009年）4月から改正児童福祉法が施行され、特定妊婦、すなわち「出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦」に対する養育支援訪問事業や、乳児家庭全戸訪問事業などが法定化されているが、それはある意味では、三田谷が本論文を著した約百年前、というよりそれをもっと遡る遠い過去から連続として続いてきた嬰兒殺が、現代社会における子どもの虐待死という視点であらためて取り上げられ、今日的な状況をふまえて打ち出された施策、法改正なのではないだろうか。

棄児

さて、「早く亡くしてはねばならぬ運命を持って居る」子どもに対しては、直接的に殺害する方法だけでなく、“棄ててしまう”という誘惑も働かずだ。ところが三田谷論文では、棄児は1件しか出てこない。なぜか。三田谷は次のように述べる。

「予が蒐集せしは専ら新聞記事に據るが故に實際數に比すれば到底其萬一に過ぎず。又新聞の性質上『ゼンザチオ子ル⁸』のこをととりて割合人目を曳かざるが如きものは之を掲げざる傾あり。故に予が材料にありては棄児の如きもの太^{はなは}だ少なし。實際上の棄児は決して少からざるなり」

この指摘は正しい、と私も思う。というのは昨年、エッセイ「センター図書室で棄児を追う」執筆のために文献を追いかける中で見つけた資料が、それを証拠立てるからである。すなわち、警察庁による統計では、三田谷が調査の対象とした明治43年（1910年）から大正4年（1915年）までの期間に発見されたとと思われる棄児が例年ほぼ200件を超えており、その中で「死亡シアリシ者」は、多い年で90人、少ない年でも40人、この5年間を合計すると棄児によって死亡した者の人数は合計385人にのぼるのである（図4参照のこと）。だとすると、それだけで三田谷が収集した児童虐待による死亡数の全部を遙

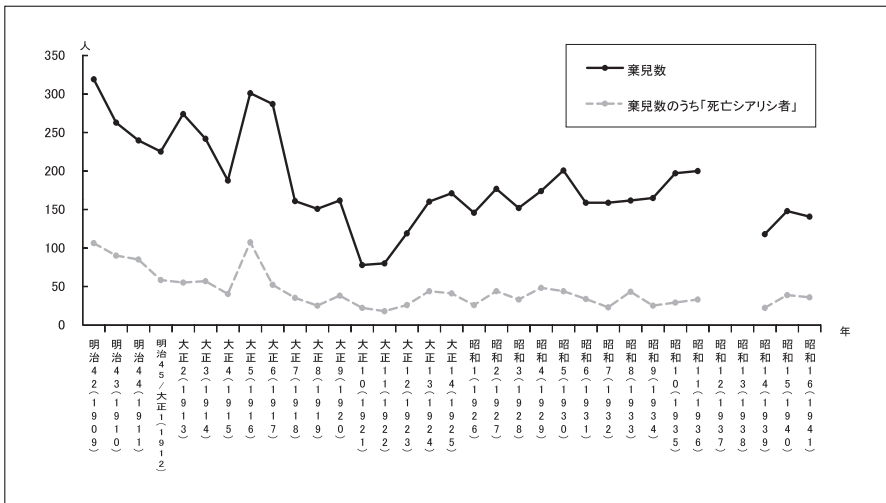


図4 警察による棄児統計
〔センター図書室で棄児を追う〕より作成

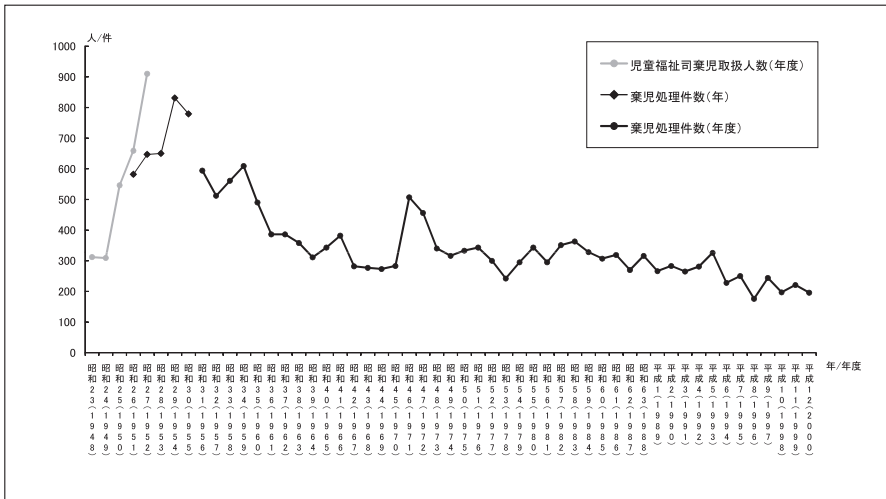


図5 戦後における児童福祉司取扱棄児人数および児童相談所棄児処理件数
〔センター図書室で棄児を追う〕より

かに超えてしまう。

これだけの棄児があり、これだけの死亡を数えているというのに、三田谷がたった1件の新聞報道しか発見できなかったのは一体どういうことか。当時は、棄児など当たり前すぎてほとんど関心を払うこともなかったということだろうか……。

と記したものの、目を現代に転じると、決して過去を批判してばかりはいられないことに気づかされる。死亡こそかなり減少しているとはいうものの、図5を見れば明らかなように、棄児は戦後も面々と続いているのである。早い話、熊本市の慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」を設置したという一事を以てしても、現時点で棄児の問題が解決していない

ことが象徴的に示されていると言えよう*9。

平成13年（2001年）度以降、棄児は児童虐待件数の中に含めてカウントされることとなったため、厚生労働省による棄児独自の統計は途絶えているのだけれど、私たちは改めてこの問題に着目し、統計数値も明らかにしながら、必要な施策を打ち立てていかなければならない、私にはそのように思えるのである。

親子心中

さて、三田谷が注目したのは、これらの問題だけではない。彼が特に関心を払ったのは、「親子心中」である。すなわち、「児童を虐待して次に自ら死亡するもの多し」「予の調査材料の中虐待者が生命を捨てんとせしもの（自殺者及び自殺未遂者）は實に五十五名に上る。其中自殺未遂者

二十一名及び生死不明二名を減じたる残り三十二名は自殺の目的を果したるものなり」というのである。

自殺の経過については、「行爲の發覺を恐れて自殺するものもあるべし。或は自殺を斷行するに方り先づ子女を殺し置くものもあらむ」「或は嫉妬の如き原因にありてはアテツケ即ち面當に暴行を敢てるものあり」などと述べている。以下、一覧表から抜粋していくつか紹介してみよう。最初は加害者実母の例。

- 夫死亡し家計不如意のため、長男（11歳）の咽喉を刺して殺せり。後自己も自殺を企つ。
- 家計不如意、實子（5歳と2歳）を毒殺（モルヒ

ネ?)し、後自己も毒殺せり。

- 生活難。長男（6歳）を沼に投げ、次男（2歳）を負ふて投身。
- 夫の梅毒をはかなみ、母子（長男7歳）共に轢死。
- 夫が情婦を造りたりとて、絞殺（女兒9歳、7歳、3歳）。次で自ら縊死を遂ぐ。
- 夫と離縁し、先夫は後妻をとりしたため、精神異常となり。長女（12歳）と共に帯にて結び合ひ、瀧壺に入り投身母子共に死す。
- 夫は情婦の處へ行きしならむと思ひ憤怒の情を起し同夜我家にて兒童（連れ子10歳・7歳、夫の先妻の遺児13歳・12歳・5歳）を火あぶりにせり。兒童は驚き火中より逃げんとせしも妻は皆諸共にやけ死ぬのだと云ひ12歳の兒を抱きて火中に投げ黒焦となれり。他の兒は死力を盡して逃れ出たり。次いで実父による心中事例を紹介する。
- 商業の失敗。短刀にて（3歳男、7歳女）刺殺（二人共）。後自殺す。
- 家計難。毒殺。（長男8歳）親子3人共毒を呑んで死す。
- 實子（男）が白痴なるを不憫として刺傷殺。次で、自らも刺して死せんとし發見せらる。
- これらの子（6歳男、2歳男、10歳女）は妻が他人と情を通じて出来たる子なりとて喧嘩の果て、三人の子を殺し、妻を殺し後自ら井戸に投身せり。
- 長男病氣（肺病）のため刺傷死。次で自己も自殺す。

なお、「兒童を虐待して死に至らしむるものは父母其主をなす」「養子殺し（貫子殺し）の場合にありては其目的只兒童を緩徐に死殺するにあるが故に殆ど虐待者の自殺を圖りたるものなし」との指摘があった。事実、一覧表を見ても、貫子殺しの事例において養父母等が自殺もしくは自殺未遂したものは1例もみられない。また、明らかに非血縁の関係で心中をしているものも、以下の1例だけであった。

- 内縁の妻の連れ子（17歳女）、夫婦不和となり、洋刀にて頬、指、腕を切り重傷を負はす。後自殺を謀る（未遂）。

心中の増大

ところで、三田谷が早くも着目していた親子心中は、実はこれに続く時代と比べれば、まだ決して多いとは言えないのである。たとえば、昭和に入ってから執筆された生江孝之の以下の論述。

「世界に比類のない所謂親子心中が近來我が國に頻發するは其の原因の如何に不拘まことに憂慮すべき社會現象である。然るに此の病的現象に對し世間は未だ之を重大視せず、唯僅かに抽象的に之を論議し批判するの程度に止どまって居たことは遺憾であつたが、此の度の原胤昭氏が幾多の困難を排して蒐輯したる資料の發表は幸ひ大いに人の注意を喚起するやうになって來たのである」（「所謂親子心中の實相」昭和2年 社会事業第11巻第9号）

ここで述べられている原胤昭の資料とは、おそらく、上記論文と同じ「社会事業第11巻第9号」に掲載された「近時の流行親子心中の慘事」であろう。原は大正13年（1924年）以降の新聞記事から心中事件を抜き出し、「一ヶ年約百五十件」という数値を割り出すのだが、そこで次のように述べる。

「我々の眼の前へ毎朝のやうに見せつけられる親子心中の新聞記事、誰か眉をひそめないで之を讀むものがあろうか」「斯んなことは昔からあつたのか私は知らない。が、只一つ私の記憶を去らない一事實があつた。距今四十年明治二十年頃、京都の眞宋寺で生活難から一層のこと現生を捨て、後生を優しき佛に頼んで、老母と妻と四五人の子供を絞殺して、己れは死にをくれてうろうろしてゐた老僧が捉つて徒刑に處せられた聞くも痛ましい慘事があつた。私の生涯には再び斯んなことは聞くまいと思ふたのに、想像は裏切られ、今日の現状はどうであらう。十四五年このかた殊に近年に於ける斯種事件の増加は實に夥だしいものがある。見逃してはをかれなくなった」

こうした心中の急増、社会的な関心の高まりを背景にして世に出されたのが、昭和12年（1937年）に發刊された小峰研究所紀要邦文第5巻「明治大正昭和年間に於ける親子心中の醫學的考察」であろう。筆者の小峰茂之は、明治初年（1868年）から昭和9

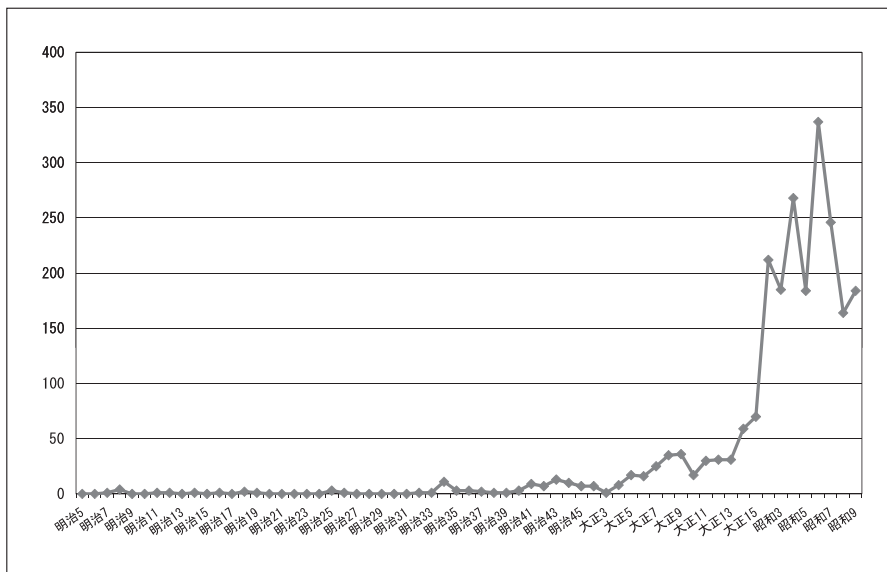


図6 明治5年より昭和9年に至る親子心中者の既遂年別表 (子の部)
 (「小峰研究所紀要邦文第5巻」より)

年(1934年)に至るまでの新聞記事を丹念に調べ上げ、親子心中に関する詳細な分析と考察を行う。まさに我が国における親子心中に関する最初の本格的な論文とっていいだろう。そこで、ここに示された多くの資料の一つ、「明治5年より昭和9年に至る親子心中者の既遂未遂年別表(子の部)」から、既遂のみを取り出してグラフ化したものを示すこととする(図6)。

図を見ればわかるように、親子心中による子どもの死亡は明治時代にはほとんど見られず、明治の末期から大正時代にかけて次第に増加し、大正末期から昭和にかけて爆発的に急増する。したがって三田谷が調査した明治末期から大正初期というのは、親子心中が少しずつ目立ちはじめ、漸く社会の耳目を集めるようになってきた時期とっていい。図6は親子心中によって実際に死亡した子どもの数を示しており、先に引用した原胤昭の数値とは必ずしも一致していないようだが、大正13年(1924年)には31人だったものが、大正14年(1925年)には59人、大正15年(1926年)すなわち昭和元年になると70人、そして昭和2年(1927年)の死亡数は一挙に212人となり、昭和3年(1928年)が185人、昭和4年(1929年)268人、昭和5年(1930年)184人となっており、昭和6年(1931年)には、実に337人の子どもが親子心中によって命を落としているのである。

米価の変動と心中

こうした親子心中の急増について、小峰は次のように分析する。

「……大正の末葉に激増してゐるのは注目すべき現象である。思ふに、此の社会的な原因としては大正の末年は欧州大戦後世界的に襲来した経済界不況の影響を受けて漸次に醸成せられた失業状態が愈々深刻の度を加へた時で、……斯かる状態の下に生活難は必然的に招来され、之が悲惨なる親子心中を誘發激増せしめたる一因をなすものと推測されるのである」

小峰は、こうした点を具体的に示すために、「米価の変動表と親子心中の統計表とを對象し」て図に示す試みも行っている。考えてみると、米価の高騰を背景にしたいわゆる米騒動は、大正7年(1918年)のことであった。それはさておき、小峰はこうした比較もふまえて、「米価の高低と親子心中の増減とは大體に於て一致している様であるのは、米が生活の必需品であるので米価の高き時は生活難の爲に親子心中も多いのである」「親子心中と経済關係の不離不即なる立場にあることは明かに肯定せられる」と結論づける。

なお、この点については三田谷もほぼ同じ見解だ。「児童虐待の原因が予の材料にありて生活困難に因するもの多きは社會上大に注目を要すべきことなり。而して此等の場合にありて虐待者も被虐待者も共に生命を失ふを普通とす」

これらの論にしたがえば、貧困が虐待の根本原因であり、その場合、多くは親も子も死亡してしまうということになる。それが当時の児童虐待、親子心中の実態だったということであろう。

現代の親子心中

ところで、では現代はどうか。私の努力不足かも知れないが、実は親子心中のまとまった統計数値すら未だに発見できていない。確かにその時代時代に、さまざまな人が、あるときは「全国に収容されている女子受刑者中、被害者が学童以下のいわゆる“子殺し受刑者”」を選び出し、あるときは「警察庁保有の自殺統計原票に基づいて」心中の有無を調べて研究する、あるいは「監察医が検案の現場で作成した死体検案調書」をローデータとして利用する、新聞報道に基づいて件数を調べる等々の方法によって実態把握に努めてはいるものの、多くは調査期間や地域などが限定的なものにとどまっており、戦後の60年余を通じて、一体どれだけの親子心中が発生し、どのような推移を辿っているのか、基本的な数値が分からないのである。

「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」は、これまで5次に渡って報告を出しているが、そこでは心中事例にも目を向け、件数も示している。したがって、現時点では恐らくこの報告がもっとも実情を反映しているのではないかと考えられるのだが、それとて専門委員会が立ち上げられたのは平成16年（2004年）10月に過ぎず、検証の対象とされた時期も、平成15年（2003年）7月からとなっている。しかも、第1次報告では心中事例の報告はなく、第2次報告では5事例8人、第3次報告は19事例30人、第4次報告が48事例65人、そして最も新しい第5次報告は42事例64人と、かなりの変動がある¹⁰。専門委員会「第4次報告」は、1次から4次に至る心中事例の増加傾向について、「なお心中事例の増加は、実際の事例数そのものが増加しているとは言いきれず、地方公共団体において、検証対象事例として国に報告すべきものとの認識が高まり、報告されるようになったためとも考えられる」と述べ、これまでの把握が必ずしも全部の事例を網羅していたとは言えないことを示唆している。

これらをふまえると、現代における親子心中についての研究は、子どもの虐待死を検証する上でも今後の大きな課題と言えるのではないだろうか。

“しつけ”

さて、ここまでを見てきて、あらためて気づいたことがある。それは三田谷の発見した児童虐待事例の多くは、確かに児童虐待の死亡事例であることに変わりはないが、それは保護者の子どもに対する「意図的な殺害事例」だということだ。

ひるがえって現在の子どもの虐待死亡事例を眺めると、未だに当時と同じ親子心中や嬰兒殺など（意図的殺害事例）を抱えつつ、他方では「言うことを聞かないので、いらいらして殴った」など、“しつけのはずみで死なせた傷害致死”^{たぐい}の類が少なくないということだ。

そう考えて、もう一度三田谷の一覧表を見てみると、（望まぬ妊娠であるとか子ども自身が障害を持っているといった事例は除き）子どもに何らかの問題があって、それを咎めるための暴行というものもないわけではない。以下、それらを列挙してみよう。

- 父、實子の放蕩するにより撲殺。
- 父、寝中にて大便をもらしたりとて、……^{まき}薪にて叩き、踏みつけて殺せり。
- 父、娘（次女22歳、三女13歳）の放蕩（により）、撲傷。次で自ら縊死す。
- 父の放蕩を子が意見せしたため、父、（手斧^{ちような}にて）殴打殺。次で自ら縊死せり。

子ども自身の行動がきっかけになっていると思われるものは、以上4件を数えるのみであった。また、これらの事例にしても、「しつけのための行為が行き過ぎたもの」と言えるかどうかはよくわからない。もちろん新聞記事による調査研究であり、全てが報道されているとは限らないのだが、この時代に、今日見られる“しつけ”が高じた虐待死があったのかどうか確証が得られないのである。ただし、情報不足を承知の上で、検討してもいいのではないかと思えることがないわけではない。それは児童虐待の要因にかかることだ。

平成12年（2000年）11月に出された「健やか親子21」検討会報告書は、次のように説明する。

「児童虐待の研究から、虐待では、①多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこ

と、②生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担など）が積み重なって危機的状況にあること、③社会的に孤立し、援助者がいないこと、④親にとって意に添わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子など）であること、の4つの要素が揃っていることが指摘されている」

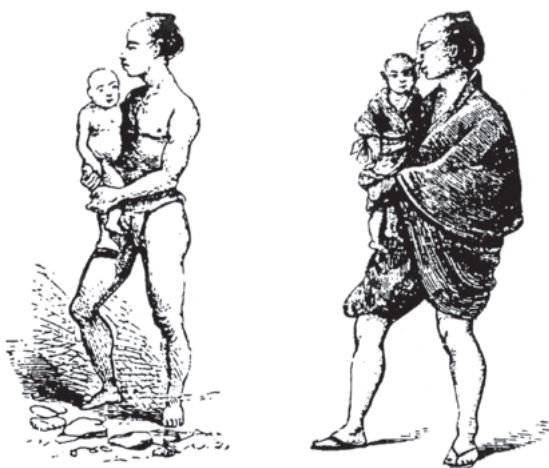
この指摘も念頭に、我が国社会の過去と現在を旅してみよう。

消え去った文明

名著と云われた渡辺京二著「逝きし世の面影」は冒頭を次の一節で始めている。

「私はいま、日本近代を主人公とする長い物語の発端に立っている。物語はまず、ひとつの文明の滅亡から始まる」

本書は、19世紀に我が国にやって来た欧米人が見た日本の姿を詳述し、彼らが一様に日本を「子どもの楽園 (a very paradise of babies)」と呼んだことを紹介する¹¹。その上で、たとえば英国領事の娘に出会った役人の態度について、「(彼は) はるばる海を越えて来たこの異人の少女がいとしくてならないだけのことであった。このいとしがり可愛がるというのはひとつの能力である。しかしそれは個人の能力ではなく、いまは消え去ったひとつの文明が培った万人の能力であった」と書く。そして、中勘助の「銀の匙」を引き、そこに登場する「伯母さん」を



父親の子守り（夏、冬）¹²

例に、「ふたたび言う。子どもを可愛がるのは能力である。だがその能力はこの女人だけが授かっていたのではない。それはこの国の滅び去った文明が、濃淡の差はあれ万人に授けた能力だった」と繰り返すのである。

「万人の能力」「滅び去った文明が、濃淡の差はあれ万人に授けた能力」とは一体何か、何を意味するのか。

遠回りを続けることをお許しいただきたい。つい最近、子どもの虹情報研修センターの研修で講師をお願いしたのは遠藤利彦氏¹³。アタッチメントについての講義は中身が濃く、テンポは軽快で大変すばらしいものだったのだけれど、ソーシャルワーカーたる私は、主要なテーマとは少し離れたところに関心が向いてしまった。そこで講義終了後、急ぎセンター図書室に入りこんで、氏の著作「アタッチメントと臨床領域」を拾い読みする。

「ヒトの親子におけるアタッチメントは、子どもの側からすると基本的に受け身的なもの、すなわち、親の側からくっついてもらわなければ、また手厚くケアしてもらわなければ、いかなる意味でも成り立たないものであり、その意味で、親にかかる比重が、多くの他生物種に比して圧倒的に大きくなっている」

そして、ヒトの乳児の体重が他の類人猿などと比してかなり重いこと、また自律的に生活するまでに長期間のケアを要する種であることなどと絡め、氏は次のように述べる。

「ヒトにおいては、例えばチンパンジーのように、母親であるメスだけが、単独で自活しながら、子育てを実践することが実質的に不可能になったのだと考える研究者は多い。ヒトの進化のプロセスの中で、まず子どもの父親であるオスが母子の扶助および時に養育そのものに参入する必要性が生じ」

「母親のメスと血縁関係にある姉妹、おば、祖母あるいは集団内の非血縁の他のメスを巻き込んでの共同子育てこそが、生物種としてのヒトに元来、備わって在る養育の形態ではないかと考える向きもある」

「ヒトの子育ては、近しい他者から社会的サポー

トを付与されるということを前提に仕組まれている節があり……」

なるほど、と私は考える。ならば「子どもの樂園」と言われた時代こそ、まさしく「父親であるオスが母子の扶助および時に養育そのものに参入」し、子育てする者は誰でも、血縁の有無にかかわらず「近しい他者から社会的サポートを付与され」ていた時代だったのではないのかと。

そして渡辺が言う「個人の能力ではなく、いまは消え去ったひとつの文明が培った万人の能力」とは、個人の意思よりも文明そのもの、換言すれば時代の醸し出す空気、さらに強く言えば社会の掟おきてが隔々まで貫かれていたため、個々人はその能力如何にかかわらずそれに守られていた、逆に言えば社会の習慣に縛られていたということを指すのではないかと。

だから、この時代を生きる父や母に、当時としては避けがたい貧困が襲いかかり、また“私通妊娠”などの掟破りに容赦ない非難が浴びせかけられることはあっても、子育ての孤立化やそれに伴う養育不安、あるいはしつけをめぐる混乱、逸脱などが目立つことはなかったのではあるまいかと¹⁴。

豊かさゆえの虐待

では、現在の私たちの社会はどうか。我が田に水を引くようで恐縮だが、ここで拙著「児童虐待－現場からの提言」を引用させてもらう。

「子ども時代の私は強固な地域社会に組み込まれ、組み敷かれ、少し煩わしくとも近所の世話を受け、お節介もされ、意識することもなく地域社会の支えを享受して育っていった。ところが、地域社会の庇護は、大気にオゾンホールが生じるかのごとくいつのまにか失われ、紫外線の直射を受けるがごとく、知らず知らずのうちに家族はむき出しの状態です。社会の矛盾に対峙しているのである」

「結婚して核家族となり、何度かの転居も経験した私たち夫婦も、近隣との関係が密とはいえなかった。だからこそ誰はばかることなく自由で思いどおりの、あるいは身勝手な子育てができたともいえるが、他方、かつてのような地域に根を張った生活は

ない。束縛もないかわりに、決められたルールも敷かれていない……」

現代の社会で暮らす家族は、「近しい他者からの社会的サポート」－実はそれこそヒトが本質的に必要としているもの－と引き替えに“自由”を謳歌しているのではないだろうか。

私ども子どもの虹情報研修センターの小林登センター長は、次のように述べる。

「今われわれが直面している、豊かな社会での『子ども虐待』はなぜ起こるのでしょうか。十分な調査の結果ではありませんが、この50年余の『子ども虐待』を小児科医として見てきた経験から、私見として次のように申し上げたいと思います。感覚的な考えかもしれませんが、豊かな社会では、他人との人間関係が弱くてもなんとか生きていけます。まさにそのことが原因として大きいと思うのです」

「豊かな社会では、やさしさとか思いやりなどなくてもなんとか食べていけるということは、どなたも理解されると思います。筆者が子どもの頃、すなわち昭和ひと桁の時代は、わが家で御馳走を作れば小皿にのせてひと口隣の家に持っていく、というような心遣いがありました。考えて見れば、それが地域の絆を作る力になっていたと思うのです。しかし、物質的に豊かな時代になるとともにそれが消え、人間関係が薄くなってしまったのです」（「いっしょに考える子ども虐待」から）

小林センター長の発言を嘸みしめながら考えるのは、児童虐待の要因の一つとされている「社会的に孤立し、援助者がいない」ということについてだ。

私たちは豊かさを獲得するにつれ、その代償として過去の文明によって授けられていたはずの「万人の能力」を失い、今や「個人の能力」だけに頼って子育てせざるを得なくなったのではないだろうか。つまり「人間関係が薄くなってしまった」社会、孤立した人間関係の中では、子どもへのあらゆるかわりが、すべて「個人の能力」に委ねられてしまうのである、能力の有無にかかわらず。

そうだとしたら、「まさにそのことが原因として」児童虐待のリスクは高まる……。

未踏の道

さて渡辺は、消え去った文明について、「それはいつ死滅したのか」と自らに問い、次のように自答する。

「むろんそれは年代を特定できるような問題ではないし、またする必要もない。しかし、その余映は昭和前期においてさえまだかすかに認められたにせよ、明治末期にその滅亡がほぼ確認されていたことは確実である」

だとしたら、三田谷が「児童虐待に就て」を書き上げた大正5年(1916年)というのは、滅亡した文明の余映が漂っていた時代なのかも知れない。

それからまた百年近くが経った。が、私たちは今なお貧困による虐待に苦しみ、なおかつ豊かさゆえの、つまり人間関係の希薄さゆえの虐待をも抱え込む、新たな、そしてより複雑な児童虐待時代に突入

したのである。

それゆえ児童虐待の克服には、私たちが失ったかつての文明を超える叡智が必要だろう。それは未踏の道であり、かつ現代社会に生きる私たちが避けて通ることのできない大なるテーマなのではあるまいか。ここまで三田谷の論文を読んできて、私はその感を禁じ得ない。

*

以上で、冗長に流れた本稿の筆を擱く。今回もまた、十分な調査、吟味、検討をなし得ないまま見切り発車で書き連ねたことがたくさんある。間違いや誤解も多々あると思うので、お気づきの点は、是非とも率直にご批判願いたい。

なお執筆するに当たっては、当センター研究員の長尾真理子さんに資料の収集や整理等々さまざまな協力を仰いだ。謝して記しておきたい。

P.100 *1 本原稿では戦前の論文をしばしば引用するが、旧漢字なども度々登場することをふまえ、原文にはないルビを適宜加え、読者の便に供することとする。かえって煩わしいと感じる向きもあるかも知れないが、ご容赦願いたい。

P.102 *2 解釈と鑑賞別冊『情報の未来学2』には、次のような箇所がある。「マスコミからの情報整理は、新聞の切り抜きに尽きるといっても過言ではない。戦前には東京に切抜通信社というものがあった。知りたい専門分野を指定して通信を申し込むと、朝日、東日、時事、読売、報知、都、国民、中外といった、当時東京にはたくさんあった新聞のなかで、その専門分野に関する記事を切り抜いて配信した」(殿木圭一著「マスコミからの整理法」より抜粋)

P.103 *3 一覧表は以下のとおり。

番号	虐待者	被虐待者	虐待の原因	虐待の方法	其他注意事項
1	母(44歳)(内縁)	連れ子(10歳と7歳)2人。内縁の夫の先妻の遺児3人(13歳、12歳及5歳)	妻は夫に向い情婦が出来たと云えり。夫は怒りて拳にて妻の頬を打てり。妻は多分夫は情婦の所へ行きしならむと思ひ憤怒の情を起し同夜我家にて児童を火あぶりにせり	5人の子を寝かせ炬燵の槽に薬屑を詰め石油を注ぎ蚊帳の傍に置き点火せり	兄らは驚き火中より逃げんとせしも妻は皆諸共にやけ死ぬのたと云い12歳の兄を抱きて火中に投じ黒焦となれり。他の兄は死力を尽して逃れ出でたり
2	狂女(40歳?)	幼児		幼児を病院前にて捨てんとす	
3	子を貰い受けし夫婦	他人の子(貰子)7ヶ月女児		栄養を与えずして殺した	この夫婦は3人の子あり。然るに上記の子に80円を付けて貰えり
4	母	9歳の女児		母は子を負い鞭死、子は重傷	
5	父母	次男(2歳)		子の咽喉を細紐にて絞殺す	母は縊死をはかりしも果さず。剃刀にて舌を切り苦しむ所を他人に見つけらる
6	母親(父の内縁の妻)36歳	1歳の幼女	父は児を置いて死亡し生活難となれり	幼女を抱きて投身せんとし石を拾い袂に入れる所をみつげらる	
7	母(19歳)	長男(3歳)	姑と折合悪しく	鞭死を企て	母は即死、子は重傷
8	父(30歳)	実子(男)	悲境に苦しみ	出刃包丁にて児の咽喉を突き殺す	自己も同方法にて自殺を企つ
9	母(24歳)	長女(3歳)	離縁	長女と2人で鞭死す	
10	父(42歳)	嬰兒(2人)	養女と私通し養女が出産せしゆえ(2回)	利根川へ捨てる	
11	母(38歳)	女(5歳)連子、男(17歳)連子	夫が先妻より癩病を伝染したるゆえ	絞殺	次で自分も縊死
12	父(26歳)	長男(10歳)次男(4歳)	家内不和	乱打して殺す	次で自ら縊死を企て他人に見えらる
13	母(26歳)	実子(2歳男)	子の病を気遣い精神異常となり	鞭死(親子共)	
14	母(44歳)	実子3人		絞殺	

番号	虐待者	被虐待者	虐待の原因	虐待の方法	其他注意事項
15	父 (42歳)	長女 (22歳)	長女が癩癩となりしゆえ	絞殺	次で父親縊死す
16	父 (34歳)	長女 (8歳) 次女 (6歳) 長男 (4歳) 三女 (2歳)	妻入院して伝染病とわかり、消毒のため商売ができぬ	4児を絞殺	次で父親縊死す
17	父 (33歳) 巡査	実子	厭世	刺し殺す	自ら毒薬にて死亡せんと企て、他人に発見さる
18	母 (24歳)	実子 (5歳・2歳) 女兒	商売の失敗	海岸にて2児を絞殺し、兩人を抱き投身自殺せり	
19	母 (41歳)	実子 (10ヶ月) 女兒	女子は家のため利益なく陛下のためにならぬ故殺害せりと裁判所にて申立てたり	圧殺	
20	母 (32歳)	長女 (12歳)	夫と離縁し、先夫は後妻をとりしため、精神異常となり	長女と共に帯にて結び合い滝壺に入り投身母子共に死す	
21	母	私生児2人及3歳の女兒	金のため	2人は不明 (死に至らしめ) 1人は圧殺	養育料を受く
22	父	貫子 (4歳男)		睡眠中絞殺	
23	母	貫子3人		2人は不明 (死に至らしめ) 1人は絞殺	養育料を受く
24	母	実子 (生後間もなく)	私生児	絞殺	
25	父	実子 (長男)	長男病氣 (肺病) のため	刺傷死	次で自己も自殺す
26	母	実子 (長男7歳)	夫の梅毒をはかなみ	母子共に轢死	
27	母	次女 (3歳)	精神異常	母子共に投身	命は救げらる
28	母	次女 (5歳)	精神異常	刺傷	
29	祖母	孫		栄養不十分身体損傷	
30	父	実子2人	妻が実子2人を連れて他に縁づき、再び未練を起したるも従わざりしたため	刺殺 (2人共)	妻を殺せり
31	父	実子 (14歳)	放蕩 (父)	殴打し、次で繩にてくくり放置し悶死	
32	父	実子 (7歳)	妻が他人と共に失踪せしゆえ	絞殺	
33	母	実子	私生児のため	圧殺	
34	父	実子	父の放蕩が子が意見せしたため	殴打殺 (手斧にて)	次で自ら縊死せり
35	父母	貫子 (2歳男児)		栄養不十分	養育料20円を受く実子3人あり
36	母	実子 (3歳男)	夫と離婚せしも子が邪魔になって	列車内にて絞殺を企つ	
37	母	実子	生活難	圧殺	
38	母	私生児 (貫子)		虐待 (方法不明) 致死	養育料20円を受く
39	母	初生児	妊娠7ヶ月の時脹満と詐りて結婚し分娩せしゆえ	圧殺	
40	祖母	孫 (6歳女)	嫁との仲悪くして	金盥にて孫を殴殺す	
41	母	托子 (12歳女)		身体に創傷を起して (18ヶ所)	
42	母	実子女児 (9歳、7歳、3歳)	夫が情婦を造りたりとて	絞殺	次で自ら縊死を遂ぐ
43	父	実子 (5歳女児)		利根川に投じたり	先妻の子
44	母	実子 (1歳女児)		絞殺	次で自ら剃刀にて乳の下を切り自殺を謀れり
45	父	実子 (6歳男、2歳男、10歳女)	これらの子は妻が他人と情を通じて出来たる子なりとて暗喩の果て	3人の子を殺し	妻を殺し後自ら井戸に投身せり
46	父	貫子 (私生児2歳の女)		栄養不良として殺し屍体を川に投ず	養育料20円を受く其他9名を同じ方法にて殺せり
47	母**	実子 (女)	娘は白痴なるが、私生児を生みしとして	方法不明、娘及び孫を殺害す	
48	父	実子 (男)	実子が白痴なるを不憫として	刺傷殺	次で自らも刺して死せんとし発見せらる
49	母	貫子 (7ヶ月男私生)		栄養不良	養育料25円を受く
50	父	実子	実子の放蕩するにより	撲殺	
51	父	次男 (5歳)	生活難	絞殺	
52	父	内縁の妻の連子 (17歳女)	嫉妬のため	傷害を加えたり	内縁の妻は同居の男と通じ、これに我連子を通ぜしめて我罪を被わんとせり
53	父	次女 (22歳)、三女 (13歳)	娘の放蕩	撲傷	次で自ら縊死す
54	母	長男 (6歳)、次男 (2歳)	生活難	長男を沼に投じ、次男を負うて投身	
55	母	胎児 (7ヶ月)	私通妊娠	轢死	
56	母	胎児	私通妊娠	墮胎	
57	母 (30歳)	実子3人 (10歳、7歳、2歳)	夫の失踪	刺殺	2人死亡、1人重傷、母も後に咽喉を突きて自殺
58	母 (34歳)	男 (7歳) (先夫の子)	夫と離縁したるも子あるため再縁不能を嘆き	絞殺 (睡眠中)	母は咽喉を剃刀にて切り自殺を謀れり
59	母 (32歳)	実子3人 (11歳、5歳、2歳)	夫は酒客にして借金せよと強ゆるも他人に断られ	轢死を企つ (未遂)	
60	父 (54歳)	内縁の妻の連子 (女17歳)	夫婦不和となり	洋刀にて頬・指・腕を切り重傷を負わす	後自殺を謀る (未遂)
61	父 (52歳)	実子 (男3歳、女7歳)	商業の失敗	短刀にて刺殺 (2人共)	後自殺す
62	父 (47歳)	実子 (女10歳)	妻死し、生活難	短刀にて刺殺す	後自殺を企つ (未遂)

■ 小論・エッセイ ■

番号	虐待者	被虐待者	虐待の原因	虐待の方法	其他注意事項
63	女子 (40歳)	7歳位の男児		轢死	
64	母 (28歳)	長男 (7歳)、長女 (5歳)、次男 (1歳)	家庭不和	3子を井戸に投ず	後自己也投水 (生命危篤)
65	母 (23歳)	実子 (私生) 女 (生後1週)	私生児	窒息死	
66	父・母 (44歳)	実子 (私生) 2歳		川に投ず	
67	父 (内縁)、母	貰児		栄養物を与えず盥に水を入れて数時間間尿を投げ置き、打撲、死に至らしむ	検屍の結果、児の身体には百余の創傷あり
68	祖母 (47歳)	私生児 (初生児)		児を腰巻につつまて肥料溜に投じたり	
69	母 (25歳)	私生児 (初生児)	私通	フトンにて児を圧殺し川に投じたり	
70	母 (38歳)	長男 (11歳)	夫死亡し家計不如意のため	咽喉を刺して殺せり	後自己也自殺を企つ
71	父 (43歳)・母 (内縁) (34歳)	貰児 (14人)	養育料をとるため	栄養不十分	
72	母 (28歳)	貰児 (5歳)		栄養不十分、打撲	
73	父 (31歳)	実子 (6歳)		児を殺し、	後自宅に放火す
74	母 (28歳)	実子 (4歳と2歳)	夫入獄し悲観して	2児と共に轢死	
75	父 (55歳)	実子 (6歳)	寝中にて大便をもらしたりとて	栄養不十分、薪にて叩き、踏みつけて殺せり	
76	父 (47歳)、母 (43歳)	貰児 (2人)	養育料を取るため	1人は栄養不良に陥らしめて死に至らしめ他の1人は圧殺せり	実子5人あり
77	子守 (13歳)	男 (3歳)	子守がいやになりて	児を海中に投じて死に至らしめたり	
78	父 (32歳)	実子 (4歳)	実子が病に罹り嘔となりしたため	絞殺	後自己也自殺を企つ
79	母 (30歳) (内縁)	実子 (5歳と2歳)	家計不如意	2子を毒殺 (モルヒネ?) し	後自己也毒殺せり
80	母 (22歳)	長女 (3歳)		絞殺	後自己也自殺を企つ
81	母 (28歳)	長男	母が肺病となりしたため	絞殺	後自己是縊死せり
82	母 (30歳)	先妻の子3人	先妻の子ありては実子が家をつげぬため	4歳の子を傷つけて死に至らしめたり	
83	父 (60歳)	実子 (6歳と4歳)	児の重症、家貧	2子を絞殺	後自己是投身 (未遂)
84	子守 (20歳)	男 (1歳)		炬燵に児を入れて焼き殺せり	
85	父 (44歳)、母 (44歳)	40余人 (貰子)	哺育料をとるため	栄養不十分又は殺害又は棄てる	
86	母 (33歳)	長男 (11歳)	児の父が私通せしため	鑿にて刺殺を企て発見せらる	後自己是縊死を謀れり (未遂)
87	父 (45歳)、母 (40歳)	貰児 (生後2週)	養育料をとるため	乳を与えず、遂に児を死に至らしむ	後更に3人の貰児をなし悉く死に至らしめたり
88	母 (17歳) (内縁)	嬰兒 (実子)	結婚前の懐妊	便所に投ぜり	
89	父 (35歳)	実子 (2歳)	放蕩、精神乱れて	絞殺	後自己是縊死せり
90	父 (65歳)、母 (55歳)	長男	家庭不和	大鉞にて殺さんとせり	
91	母 (28歳)	先夫の子 (8歳)	現夫が放蕩し家計不如意のため、	絞殺 (後蘇生せり)	
92	父 (46歳)、母 (33歳)	貰児 (1歳、1歳、7歳、皆私生児)	養育料をとるため	栄養不良、3人とも死に至らしむ	
93	母 (32歳)	実子 (8歳、2歳)	精神異常	絞殺 (2児とも)	後自己是縊死せり
94	母 (21歳)	実子	双子を生み	1児を殺し海中に投ぜり	
95	父 (39歳)	長男 (9歳)	不和	刺殺 (咽喉部)	後自己是刺殺せり
96	母 (25歳)	長女及び三女		咽喉を刺す (死に至らず)	後自己是自殺を企つ (未遂)
97	父 (30歳)	実子 (5ヶ月)	実子の母は実家に帰りしため児の養育に困り	殺さんとせり	
98	母 (84歳) ***	次男 (4歳)	姑と仲悪しく	絞殺	後自ら刺して絶命せり
99	父 (48歳)	三男 (6歳)		打撲、陽根の皮を切断****	
100	母 (28歳) (内縁)	実子 (嬰兒)	児の母は他人と相通じ児が邪魔になるとて	吸乳時窒息せしめたり	
101	母 (41歳)	実子 (嬰兒)		圧死	従来3児を圧殺して埋めたりと云う
102	母 (42歳) (内縁)	実子 (4ヶ月)	家計難	川に投ぜり	
103	父 (36歳)	長男 (8歳)	家計難	毒殺	親子3人共毒を呑んで死す
104	父 (38歳)	実子 (11歳、7歳、5歳)	妻死亡し家計難	刺殺	
105	母 (45歳) (内縁)	貰児 (3歳)		虐待して死に至らしむ	
106	父 (33歳)	実子 (9歳、6歳)		絞殺	
107	三婦人 (45歳、62歳、45歳)	貰児 (120名)	養育料をとらんため	内50名は絞殺し市塵埃捨場に埋めたり	貰児120名中70名は養育料の上前をはねて他人にやりたり
108	兄 (21歳)	妹 (18歳)、弟 (9歳)	癩病に罹り妹に伝染せり、弟も亦伝染するならむと思ひ	妹と弟に毒を吞ます。弟は死亡す	後自ら縊死せり
109	祖母 (69歳)	孫 (3歳)	生活難	窒息死	
110	母 (44歳)	実子 (私生)	生活難	圧殺、石油をかけ、焼きて川に投ぜり	
111	父 (22歳)	長女 (3歳)		打撲死	
112	母 (37歳)	実子	家庭不和	絞殺	後自殺を企て発見さる
113	母 (23歳)	長男 (3歳)	家庭不和	轢死 (母子共)	
114	母 (42歳)	実子 (9ヶ月)	生活難	投身 (母子共)	

番号	虐待者	被虐待者	虐待の原因	虐待の方法	其他注意事項
115	父 (55歳)	実子 (13歳)	生活難	絞殺	後自殺を企て発見さる
116	父 (27歳)	長女 (4歳)	病と生活難	絞殺	後自己は毒殺を企てたり

* 原文は縦書き。旧仮名遣いは現代仮名遣いに、旧字体は新字体に、漢数字はアラビア数字に改めている。

** No.47虐待者「母」となっているが、本事例は、祖母が、障害のある母の出産を知り母子を殺害したと思われるので、「祖母」とすべきかも知れない。

*** No.98虐待者「母」となっているが、84歳の母に4歳の次男がいるとは考えにくく、「祖母」と考えるのが至当か？

**** No.99陽根とは性器のことと思われる。

P.104 *4 「近代子ども史年表」(1868-1926 明治・大正編)及び「近代子ども史年表」(1926-2000 昭和・平成編)から抜粋した主な貰い子殺し事件、あるいはそれに関連する出来事を、以下に掲載する。●明治4年8月/東京・深川で養育費目当てに2人の赤ん坊をもらい受け、投げ殺したり圧殺した女(40歳)が斬罪に処せられる。また荏原郡では3人のもらい子を殺した女(39歳)が絞罪(絞首刑)に処せられる。●明治18年8月/大阪の貧民の間で養育費目当てに赤ん坊をもらい受け、お金を使い果たすと難癖をつけて親元へ返す「商法」が流行。●明治28年10.6/徳島県、里子・貰い子の虐待防止に関する取締規則を定める。以後、京都・神奈川・新潟・奈良・三重・愛知・静岡・福井・鹿児島などの17府県で規則ができる。●明治33年3月/大阪・天王寺で事情のある子を生んだ家を尋ね歩き、1カ月2円の日割り計算で乳児を預かっていた女(42歳)が拘引される。乳のたくさん出る女を同道させて安心させ、実際にはかゆの上湯しか与えていなかった。●明治38年/富山県下のもらい子は537人、うち養育料付きが400人。その中で死亡した赤ん坊は48人で、死亡率は一般の4倍。●明治41年3月/長崎県飛鳥で養女のスエ(15歳)を納屋の梁につり下げ、こん棒で殴って死なせた夫婦が逮捕される。夫婦は4年前スエをもらい受け、炭鉱で鉱内労働をさせて、嫌がると虐待を加えていた。●明治42年5月/佐賀市で1人10~25円で乳児をもらい、首を絞めたり生き理めにして殺していた百武栄一(49歳)と妻のタカが逮捕される。殺した赤ん坊は60人以上。●明治42年/山形市内に住む塗師の夫婦、養子3人を殺す。当時の養子は養育料を添えて引き渡す習慣だったが、養育費ほしさに赤ん坊をもらい受けては次々と殺していた。●大正2年5.24/明41から6年間でもらい子110数人を殺していた女3人(45歳2人、62歳)が愛知県警に逮捕される。逮捕後2週間で13人の遺体を確認。9月、さらに仲間の男女4人を逮捕、山林などから二十数人の遺体を発掘。●大正2年6.30/滋賀県豊岡村で私生児4人をもらい受けた夫婦が逮捕される。9年前から十数人の赤ん坊をもらっては殺していた。●大正2年12月/東京・深川で養育費目当てに二十数人の赤ん坊をもらい、15人を殺した女(44歳)が逮捕される。殺したのち遺体は川に投げ込んだり、床下に埋めていた。●大正3年6.3/横浜で、もらい子5人を殺した女(42歳)が逮捕される。●大正5年4.7/東京・本所で養育費目当てに、乳児6人を栄養失調やのどに異物を詰めて殺した夫婦が逮捕される。●大正5年6.23/3年間にもらい子13人を殺した夫婦が横浜・戸部署に逮捕される。●大正6年5.31/東京・日暮里町で乳児6人を1人10円の養育費でもらい受け、食事を与えず餓死させたり絞殺して、どぶや田んぼに捨てていた4人が逮捕される。●大正11年7月/もらい子のお初(10歳)を虐待して殺害、首と手足を切断し、胴体をトランクに入れて隅田川に投げ捨てた夫婦が逮捕される。お初殺し。●大正13年6.29/東京・八王子で養育料目的の嬰児10人殺害事件が発覚。●昭和3年1.21/名古屋で子どもの養育費として100~200円をとって12人を栄養失調で死なせていた事件が発覚。●昭和3年12月/静岡県小山町で8人のもらい子と、9人の妻を殺した男(48歳)が逮捕される。●昭和5年4.13/東京・板橋の岩の坂で、養育費目当てのもらい子殺しが発覚。大正時代から41人の乳幼児を殺していた。●昭和7年11.6/埼玉県所沢署、養育費目当てのもらい子6人を虐待死させた夫婦を検挙。●昭和8年3.10/5年前にもらい子殺しで有罪を宣告された川俣初太郎(33歳)が、再びもらい子殺しで逮捕される。昭7.11頃から主人が女中に生ませた子や、職業婦人の赤ん坊を産婆から1人数十円でもらい受け、25人を殺していたもの。昭9.9.23死刑判決。●昭和10年9.24/大阪府、わが国初の「もらい子・里子取締条例」の制定に乗り出す。岸和田市でもらい子殺しが発覚、産院が新聞広告を出して赤ん坊を商品のように回していた事実が判明したため。●昭和11年1月/大阪・天王寺署が養育費(100~250円)目当てに幼児25人をもらい、そのうち12人を栄養失調で殺した夫婦(42、34歳)を逮捕。警察が手入れた時、さらに4人の幼児が死に瀕していた。●昭和23年1.15/昭19以来、東京・牛込でもらい子の乳児103人を殺害、養育費・配給品を着服した夫婦が逮捕される。寿産院事件。

P.105 *5 「母性及児童保護」では、「昭和7年」とされているが、インターネット「誰か昭和を想わざる~昭和史と流行歌のサイト~」には次の記載があった。「以前は東京最大のスラムは下谷の万年町とされていたが、昭和あたには板橋の岩ノ坂がそれにあたりとされた。昭和5年4/13午前6時にその岩ノ坂を舞台にしたいわゆる『板橋もらい子殺し』事件は幕を開ける」。また他の資料も「昭和5年」とされているので、こちらを採用した。

P.105 *6 子どもの虹情報研修センター企画、保坂亨著「日本の子ども虐待」には、本事件の被害児の数について「数年間に169人の赤ちゃんを預かって死なせ……」との記載がある。ただし「誰か昭和を想わざる~昭和史と流行歌のサイト~」によると、当時の朝日新聞(1月17日付け)は、警察発表として、「夫婦がこれまでに199人の赤ん坊をもらい、うち169人を死なせていた」と報道した後、翌1月18日には、もらい子の数は204人で死亡したのは103人、前日報じた数字は誤りであったと訂正しているという。また先に引用した「近代子ども史年表」においても、「乳児103人を殺害」との記載があり、今回はこれらの数値を念頭に記載している。

■ 小論・エッセイ ■

- P.106 *7 三田谷の一覧表を見ると、「金二拾圓の養育料」「一人につき十圓乃至三十五圓の養育費」といった記載が出てくる。ではこれらの金額が、現在の価値に換算してどの程度にあたるのか。よくわからないが、澤地久枝著「家計簿の中の昭和」には、三田谷が児童虐待に就いて調査した期間に属する明治44年の東京市電の片道運賃が1銭だった記されている。また昭和初期に幼年期を過ごした彼女はお小遣いに1銭を貰い、時として5厘を加えて貰ったとも書いている。だとすると、当時の20円だとか30円というのは決して少額ではなかったと思われる。
- P.107 *8 残念ながら、いろいろ調べてみても「ゼンザチオ子ル」の意味は不明であった（どなたかご教示いただけないでしょうか）。
- P.108 *9 熊本県が設置した「このとりのゆりかご検証会議」が平成21年（2009年）11月26日に出した「『このとりのゆりかご』が問いかけるもの～このとりのゆりかご検証会議・最終報告～」によると、検証の対象とした平成19年（2007年）5月10日から平成21年（2009年）9月30日までの約2年5ヶ月の間に、51人の子どもが預け入れられたという。
- P.111 *10 なお検証報告は、対象とする期間が少しずつ違っている。すなわち、第1次報告は平成15年（2003年）7月から12月までの半年間、第2次報告は平成16年（2004年）、第3次報告は平成17年（2005年）、第4次報告は平成18年（2006年）のそれぞれ1年間、第5次報告は平成19年（2007年）1月から平成20年（2008年）3月までの1年3ヶ月間である。
- P.112 *11 本書には、欧米人が日本を「子どもの楽園」だと考えた証拠が、文字どおり無数に示されている。以下は本書からの抜粋である。
「子どもが馬や乗物をよけないのは、ネットーによれば『大人からだいにされることに慣れていない』からである。彼は言う。『日本ほど子供が、下層社会の子供さえ、注意深く取り扱われている国は少なく、ここでは小さな、ませた、小鬚をつけた子供たちが結構家族全体の暴君になっている』『イザベラ・バードは明治十一年の日光での見聞として次のように書いている。『私はこれほど自分の子どもに喜びをおぼえる人々を見たことがない。……毎朝六時ごろ、十二人か十四人の男たちが低い扉に腰を下して、それぞれ自分の腕に二歳にもならぬ子どもを抱いて、かわいがったり、一緒に遊んだり、自分の子どもの体格と知恵を見せびらかしているのを見てると大変面白い。その様子から判断すると、この朝の集りでは、子どもが主な話題となっているらしい』。彼女の眼には、日本人の子どもへの愛はほとんど『子ども崇拜』の域に達しているように見えた』『男たちが子どもを腕の中に抱いている光景にはオールコックも注意をひかれた。『江戸の街頭や店内で、はだかのキューピッドが、これまたはだかに近い頑丈そうな父親の腕にだかされているのを見かけるが、これはごくありふれた光景である。父親はこの小さな荷物をだいて、見るからになれた手つきでやさしく器用にあやしながら、あちこち歩きまわる。このくだりにはワーグマンのスケッチがついている』
- P.112 *12 本図はオールコック著「大君の都 上 -幕末日本滞在記-」（岩波文庫）からの引用。スケッチはワーグマンによるものと思われる。この図は渡辺の「逝きし世の面影」にも載せられている。
- P.112 *13 遠藤利彦氏は東京大学大学院教育学研究科准教授。子どもの虹情報研修センター平成21年度治療機関・施設専門研修において「乳幼児期の発達について」と題して講義をお願いした。
- P.113 *14 「子育ての孤立化やそれに伴う養育不安、あるいはしつけをめぐる混乱、逸脱などが目立つことはなかったのではあるまいか」というのは、もちろん私の想像でしかない。ただし渡辺は、「子どもの楽園」論に対する日本人からの反論を取り上げ、それを手厳しく批判している。たとえば氏家幹人の次の主張。「これだけは繰り返し断言できるだろう。〈江戸〉は、少なくとも心優しい異邦人たちが東の間の滞在、限られた体験の中から織り出したような意味での〈子供の天国〉ではなかったと。それは、豊かで多彩な児童虐待の例を提供してくれる、十分に成熟した社会だったのである」
これに対して渡辺は、「異邦人観察者のすべてが心優しくなかったかどうか」と皮肉り、「彼らの滞りがすべて東の間であったわけでもない」と前置きした上で、次のように反論する。「徳川期に様ざまな児童虐待の例がみられるというのは、われわれが承知しておいてよいことである。だが、そのことをもって日本は子どもの天国などではなかったというのは、『天国』という修辞にとらわれすぎた議論だろう。この地上にそもそも天国などありやうがない以上、修辞をとらえて日本は天国ではなかったと証明してみせてもむなしき労苦でしかないし、さらにまた、外国人観察者がそのような修辞で表現しようとしたある事実の存在に対する反証にもなりえない。氏家が挙げている事例はことごとく児童を対象とする犯罪である。犯罪の起らぬ国がどこにあらう。観察者がたとえば、日本人が子どもを打たないというとき、それは一般的事実について述べているのであって、そういう例が皆無だと述べているわけではなく、ましてや児童に対する犯罪が起らないと言っているのではない。彼らが述べているのは、日本では子育てがいちじるしく寛容な方法で行われるということ、社会全体に子どもを愛護し尊重する気風があるという二点にすぎない」云々。
渡辺のこの反論は説得力があるが、今回私が取り上げたのは、子育ての中では例外的なはずの虐待死である。したがって「しつけが高じての虐待死」のような事例が、江戸や明治の時代に、あるいは大正、昭和初期にあったのか、あったとすればそれはどのようなものか、さらに調査、検証することが必要だろう。だが、今の私には手に余る。今後の課題としておきたい。

【引用・参考文献】

- 網野武博 他 (2005) 『児童福祉基本法制 (第4巻)』日本図書センター
- 原胤昭 (1927) 「近時の流行親子心中の惨事」社会事業 11 (9) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第26巻 家族の問題 (1)』クレス出版に再収録)
- 保坂亨編著 (2007) 『日本の子ども虐待』福村出版
- 生江孝之 (1927) 「所謂親子心中の實相」社会事業 11 (9) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第26巻 家族の問題 (1)』クレス出版に再収録)
- 石原慶子 (1984) 「子殺し女子受刑者の研究」犯罪心理学研究 21 (1・2)
- 賀川豊彦 (1919) 「児童虐待防止論」救済研究 7 (9・10) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第24巻 隠居、分家、親子』クレス出版に再収録)
- 金子準二 (1935) 「児童虐待の精神病學的考察」社会事業 19 (6) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第27巻 家族の問題 (2)』クレス出版に再収録)
- 川崎二三彦 (2006) 『児童虐待－現場からの提言』岩波新書
- 川崎二三彦 (2008) 「センター図書室で棄児を追う」子どもの虹情報研修センター紀要No. 6
- 数井みゆき・遠藤利彦 (2007) 『アタッチメントと臨床領域』ミネルヴァ書房
- 菊池俊諦 (1935) 「少年教護より見たる児童虐待」社会事業 19 (6) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第27巻 家族の問題 (2)』クレス出版に再収録)
- 首藤美香子 (2004) 『近代的教育観への転換－啓蒙家三田谷啓と1920年代』勁草書房
- 小林登 監修、川崎二三彦・増沢高 編著 (2008) 『いっしょに考える子ども虐待』明石書店
- こうのとりのゆりかご検証会議 (2009) 『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』
- 厚生省 (1949) 『児童福祉事業取扱事例集』
- 厚生省児童局 (1950) 『児童のケースワーク事例集 昭和二十五年』
- 厚生省児童局 (1952-1953) 『児童のケースワーク事例集 昭和二十七年－昭和二十八年』
- 厚生省児童家庭局育成課 (1974) 「児童の虐待 遺棄 殺害事件に関する調査結果」厚生29
- 厚生省大臣官房統計調査部 (1953-1957) 『昭和26年－昭和30年 社会福祉統計年報』
- 厚生省大臣官房統計調査部 (1958-1961) 『昭和31年度－昭和34年度 社会福祉統計年報』
- 厚生省大臣官房統計調査部 (1962-1974) 『昭和35年度－昭和47年度 社会福祉行政業務報告 (厚生省報告例)』
- 厚生省大臣官房統計情報部 (1975-2000) 『昭和48年度－平成11年度 社会福祉行政業務報告 (厚生省報告例)』
- 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2001) 『平成12年度 社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)』
- 駒松仁子 (2001) 『シリーズ福祉に生きる (40) 三田谷啓』大空社
- 小峰茂之 (1937) 『小峰研究所紀要邦文第5巻』財団法人小峰研究所
- 越永重四郎 他 (1975) 「戦後における親子心中の実態」厚生指標22 (13)
- 熊本県立大学 (2009) 『「こうのとりのゆりかご」を見つめて』熊本日日新聞社
- 前田偉男 (1935) 「虐待に因る少年の不良化に就て」社会事業 19 (6) (老川寛 (監修) (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第27巻 家族の問題 (2)』クレス出版に再収録)
- 三田谷啓 (1916) 「児童虐待に就て」救済研究 4 (8) (老川寛監修 (2001) 『家族研究論文資料集成 (明治大正・昭和前期編) 第24巻 隠居、分家、親子』クレス出版に再収録)
- 内閣統計局 (編) (1882-1967) 『日本帝国統計年鑑 第1回－第59回』東京統計協会
- 内務大臣官房文書課 (1910-1939) 『内務省統計報告 第24回－第50回』
- 内務省警保局 (編) (1940-1942) 『第十六回－第十八回 警察統計報告』
- 中勘助 (1935) 『銀の匙』岩波文庫
- 西野陸夫 (1938) 『母性及児童保護 (産業衛生講座 第8巻)』保健衛生協會版 (網野武博他 (編) 『児童福祉文献ライブラリー・シリーズ2 児童養護 第5巻』日本図書センターに再収録)
- ラザフォード・オールコック (Rutherford Alcock) (1962) 『^{タイクーン}大君の都 上－幕末日本滞在記－』岩波文庫
- 澤地久枝 (2007) 『家計簿の中の昭和』文藝春秋
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2005) 「児童虐待による死亡事例の検証結果等について 第1次報告」

■ 小論・エッセイ ■

- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2006）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第2次報告」
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2007）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第3次報告」
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2008）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第4次報告」
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2008）「第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2009）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第5次報告」
- 下川耿史編（2002）『近代子ども史年表（1868-1926 明治・大正編）』河出書房新社
- 下川耿史編（2002）『近代子ども史年表（1926-2000 昭和・平成編）』河出書房新社
- 健やか親子21検討会（2000）「健やか親子21検討会報告書－母子保健の2010年までの国民運動計画－」
- 滝内大三（1973）「最近の親子心中をとおして見た日本人の子ども観について」教育23（6）
- 殿木圭一（1977）「マスコミからの整理法」解釈と鑑賞別冊 情報の未来学2
- 津曲裕次編（2005）『「日本児童問題文献」解説』学術出版界
- 渡辺京二（2005）『逝きし世の面影』平凡社ライブラリー
- 米里誠司 他（1994）「最近10年間の心中自殺の特徴」科学警察研究所報告・防犯少年編 35（1）

虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年代） 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期（2000年6月から2004年4月まで）

研究代表者	保坂	亨	（千葉大学教育学部教育実践総合センター）
	吉田	恒雄	（駿河台大学法学部）
共同研究者	鈴木	博人	（中央大学法学部）
	田澤	薫	（尚絅学院大学）
	加藤	洋子	（洗足学園短期大学）
	阿部	純一	（中央大学法学研究科博士課程）
	近藤	由香	（中央大学法学研究科博士課程）

はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究（第3報：1990年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究（第2期：1990年4月から2000年5月まで）」に続く研究である。この時期は児童虐待防止法が成立し、児童相談所等関係機関が、より明確な法的枠組みにより児童虐待に対応できるようになった時期である。社会の関心も高まり、児童相談所を中心に児童虐待に積極的に対応するよう求められてきた時期でもある。

しかし、成立した児童虐待防止法には、機関連携や親への指導、さらには強制的手段による介入など、残された課題も少なくなかった。また、警察が徐々に対応を始めてはいるものの、児童相談所等との連携も手探りであり、学校や裁判所はようやく児童虐待問題に着手し始めたにすぎなかった。こうした中で、機関連携のあり方が模索され、より組織的な連携のあり方が検討されはじめた。各地では、都道府県のみならず、市町村においても先進的な取り組みが見られるようになり、それらの事例をモデルに法制化の検討がなされるようになった。

このように第3期は、児童虐待に対する本格的な対応がなされてきたとはいえ、まだ実務的にも法的にも残された課題は多く、次の2004年法改正に大きな期待が寄せられていた時期でもあった。そうした中で、福祉関係者をはじめとしてさまざまな分野からの提言が寄せられ、それらは以後の改正で徐々に結実していくことになる。そうした意味では、この時期は、次の大きなステップのための準備期間ともいえよう。

本報告書では、法律学や社会福祉学に留まらず、多くの分野で虐待された子どもを保護し、支援するための法的枠組みに向けた多様な考え方を示している。本報告書が児童虐待防止関係者にとって児童虐待問題研究の一助となれば幸いである。

2009年3月 児童虐待法学文献研究会を代表して
吉田恒雄（駿河台大学）

（※報告書の紀要への掲載は主なものとしておりますので、詳細は研究報告書をご覧ください）

I 序論

1 研究の目的

本研究は、2000年6月から2004年4月までの、すなわち児童虐待防止法成立から2004年の児童虐待防止法改正までの児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法等）文献、判例（民事、児童福祉法関連）および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後に与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

3 研究の時期区分

第3期は、児童虐待防止法が成立後の2000年6月から2004年4月の児童虐待防止法改正までを対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法等の施行に関する法改正や通知、成立した児童虐待防止法の課題や次回改正に向けた提言、その前提としての施行状況などの調査研究である。なお、内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。

第4期は2004年の児童虐待防止法改正から2007年の再改正までの時期を対象に作業を進める予定である。

<略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

II 法令・判例および法学研究の動向

1 法令の動向

(1) 法律改正

第3期の最重要な法律として、2000年5月24日に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法 法律第82号）が制定された。児童虐待防止法は、児童福祉法の特別法として児童虐待の定義、虐待の禁止、国・地方公共団体の責務、児童虐待の通告、被虐待児の保護（立入調査、警察官の援助）、面会通信の制限等を定めた。これまで、1997年の434号通知等により、主として行政解釈により児童虐待への対応がとられてきたが、解釈上の疑義もあったところから、明文をもって都道府県知事の権限等を定めることにより、明確な法的根拠をもつ

て対応できるようになった。これとあわせて、児童相談所長及び児童福祉司の資格、一時保護の期間を原則として2か月に限定する等児童福祉法の一部も改正された。

児童福祉法については、2001年11月30日に、認可外児童福祉施設に対する監督の強化、保育士資格の法定化、児童委員の職務の明確化等を定める法改正がなされた（法律第135号）。2004年3月31日の改正（法律第21号）では、都道府県及び市町村が設置する保育所の保育の実施に要する費用を国庫負担の対象外とすること、市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用を都道府県の負担の対象外とすること等が定められた。

2004年12月3日の児童福祉法改正（法律第153号）では、市町村の相談体制の充実、都道府県・児童相談所による市町村に対する援助、児童相談所長が受けるべき研修、児童福祉司の資格、地方公共団体における要保護児童対策地域協議会の設置、児童福祉施設のあり方（乳児院及び児童養護施設における児童の年齢要件の柔軟化、児童自立生活支援事業の目的として対象者への就職支援の付加）、里親の権限の強化、要保護児童に対する司法関与の強化（強制入所措置の有期限化、家裁から児相への勧告等）を定める等、児童虐待対策について抜本的な改正が図られた。

次世代育成・子育て支援分野では、2003年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され（法律第120号）、市町村・都道府県、事業主による行動計画等の策定及びその指針、次世代育成支援対策推進センター、次世代育成支援対策地域協議会等について定められた。また、2003年7月16日の児童福祉法改正では（法律第121号）、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等が定められた。

（2）通知

①児童虐待防止法施行関連

2000年5月に成立した児童虐待防止法施行に向けて、「児童虐待防止法の施行について」（平成12年11月20日児発第875号）が発出された。また、同法の施行に鑑み、被虐待児の適切な保護に資することを目的に、一時保護所に心理職員、個別指導担当職員を配置するものとする通知「一時保護児童処遇促進事業の実施について」（平成13年4月2日雇児発第248号）が発出された。

②里親関係

この時期、被虐待児保護の受け皿としての施設、里親分野の充実を図る通知が数多く出されている。里親については、「里親の認定等に関する通知」（平成14年9月5日厚生労働省令第115号）、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年9月5日厚生労働省令第116号）、「里親の認定等に関する省令第19条第2項の厚生労働大臣が定める研修」（平成14年9月5日厚生労働省告示第290号）、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号）、「専門里親研修の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905503号）、「里親支援事業の実施について」（平成14年9月5日雇児発第0905005号）、里親に関連して「養子制度等の活用について」（平成14年9月5日雇児発第0905004号）が相次いで発出された。とくに新たに創設された専門里親制度は、要保護児童のうち被虐待児を養育する里親として位置付けられ、一定の研修の受講が義務付けられた。また、里親に関する最低基準では、里子に対する虐待の禁止も盛り込まれた。

③施設関係

施設関係では、被虐待児入所の増加に鑑み、小規模施設による養護を目指す通知が出されている。「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成16年5月6日雇児発第0506002号）は、被虐待児の特性に応じてできる限り家庭的環境のなかでの養護の実現に必要な体制の整備を図ることを目的とする通知であり、「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」（平成16年5月6日雇児発第0506001号）は、その具体的事項を定める指針である。「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児に対する適切な処遇体制の確保について」（平成13年8月2日雇児発第508号）は、母子生活支

■ 研究報告 ■

援施設におけるDV被害を受けた母子、被虐待児の増加に対応するため、カウンセリング等によるケアのための心理療法担当職員の資格や運営基準等を定める通知である。

④家庭引き取り

被虐待児の早期家庭引き取りについては、「自立促進等事業の実施について」（平成16年5月11日雇児発第0511002号）、「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」（平成16年4月28日雇児発第0428005号）が出された。後者については、「家庭支援専門相談員」を乳児院等に配置するなど、被虐待児の入所増加に対する体制の整備が図られた。また、家庭引き取り後の支援に関連して、「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（平成16年8月13日雇児発第0813003号）は、児童虐待防止法13条の2第1項により保育所入所の必要性が高いケースについて、優先的に入所できるように扱うこととする通知である。

⑤岸和田事件——学校・教育委員会との連携

2004年1月の報道により明らかにされた中学生のネグレクトケース（いわゆる岸和田事件）は、ネグレクトケースの対応、とくに学校・教育委員会と児童相談所との連携のあり方や強制立入制度の要否について大きな議論を巻き起こした。また、学校における不登校問題とも関連するところから、社会的な関心事となり、国会における児童虐待防止法改正に大きな影響を及ぼした。厚労省からは、「児童虐待防止対策における適切な対応について」（平成16年1月30日雇児総発第0130001号）が出されるとともに、文部科学省との連名通知として「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日初児生第2号）が出された。前者の通知では、児童相談所における情報の共有、学校、警察との連携のほか、養育力不足の家庭の早期発見・対応が求められた。後者の通知では、長期の欠席の背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるとの認識のもとに、学校での対応や関係機関との連携に努めるものとされた。また、この通知を踏まえて、「『現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査』結果を踏まえた対応について」（平成16年4月15日雇児総発第0415001号）が厚労省から発出された。文部科学省通知としての「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（平成16年1月30日初児生第18号）は、都道府県教育委員会から市町村教育委員会に対して、教職員による児童虐待の早期発見・対応、不登校児童の状況の把握、虐待通告など関係機関との連携を求める通知である。

⑥早期発見・対応

早期発見・対応について、「民生委員・児童委員の研修について」（平成14年5月22日雇児発第0522001号・社援発第0522001号）は、児童虐待相談件数の増加に伴い、児童委員については児童・妊産婦からの相談対応を、主任児童委員については児童虐待の早期発見・対応等を研修内容に含めるものとした。「地域保健における児童虐待防止対策の取り組みの推進について」（平成14年6月19日健発第0619001号）は、保健分野における発生予防のためのハイリスク要因の発見、保健師による訪問指導、ネットワーク会議での役割など、予防に対する組織的取り組みや児童相談所との連携強化を求める通知である。「地域における保健師の保健活動について」（平成15年10月10日健総発第1010001号）及び「地域における保健師の保健活動指針について」（平成15年10月10日事務連絡）は、活動上の留意事項を定めるとともに、児童虐待予防対策において専門的な保健サービスを提供するものとした。後者の指針では、児童虐待に関連する保健師の活動内容として、児童虐待状況の把握、支援の必要性の判断、機関連携、ネットワークの構築等が定められた。

⑦介入

介入面では、児童虐待通告の増加に伴う児童相談所業務の増加に対応して、「児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて」（平成14年6月19日雇児福発第0619001号）は、「児童家庭支援センター」を強化するため、その設置要件を緩和した。また、「児童家庭支援センター運営モデル事業の実施について」（平成14年7月17日

雇児発第0717003号)は、中核市における児童家庭支援センターの整備を図るモデル事業の実施に関する通知である。

⑧子育て支援

子育て支援については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日雇児総発第0310001号)が、医療機関から「養育支援を必要とする家庭」の診療情報の提供が行われるようにするための体制整備等について定めている。「育児支援家庭訪問事業の実施について」(平成16年3月31日雇児発第0331032号)は、家庭や地域における養育力の低下に鑑み、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭、施設退所後のアフターケアが必要な家庭等に対して、安定した養育を可能にするために、家庭内での育児に関する具体的な援助や養育相談・育児相談等、訪問による支援を実施すること求める通知である。「『家庭の養育力』に着目した母子保健対策の推進について」(平成16年3月31日雇児母発第0331001号)は、児童虐待死亡事例の検証により指摘された家庭の「養育力不足」について、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期及び乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化、専門的・広域的対応の強化を求めている。「つどいの広場事業の実施について」(平成14年4月30日雇児発第0430005号)は、家庭や地域における子育て支援機能の低下状況の中で、子育て中の親の孤立感、閉塞感等から虐待に至るケースにもつながりかねないところから、子育ての負担感の軽減を目的に、子育て親子の交流、相談援助、情報提供等を行う事業実施に関する通知である。

(吉田恒雄)

2 判例の動向

(1) 児童福祉法

前期において着実な増加を見せていた児童福祉法28条事件の申立件数は、平成12年を境に更なる増加を見せる。今期公表された裁判例は全13件であり、うち2件は抗告審決定である。この他に、最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情(平成12年11月20日～平成13年11月19日)」家裁月報54巻7号132頁において、5件の28条事件が紹介されている。

① 代理によるミュンヒハウゼン症候群が疑われた事例

これまでは見られなかった虐待公表事例として、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた2事例がある(宮崎家裁都城支部平成12年11月15日審判【判例1】家裁月報54巻4号74頁、札幌高裁平成15年1月22日決定(原審 釧路家裁北見支部平成14年5月31日審判)家裁月報55巻7号68頁)。宮崎家裁都城支部は、母親がほぼ常に子の下痢量を過大に申告していたこと、虐待告知後に両親が養育態度を改める姿勢を示していないこと等を理由に児童養護施設への入所措置を承認した。札幌高裁は、児童に対する父母の監護養育方法が少なくとも客観的には適切さに欠けていたこと等を理由として児童養護施設への入所措置を承認した原審を支持し、父母の抗告を棄却した。しかし、いずれの事例においても、親子分離後に児童の症状改善が認められるとしながらも、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は疑いとどまる、あるいは、その認定は困難であるとされている。

② 児童福祉法28条にいう「親権者の意に反するとき」の意義

次に、千葉家裁市川出張所平成14年12月6日審判【判例2】は、親権者が児童の性非行を理由とする施設入所措置には同意しているものの、虐待を理由とする施設入所措置には同意しない場合には、「親権者の意に反するとき」に該当するとされた事件である。同意に関してはこれまでも、申立て時には同意をしていないが申立て後に同意をした場合のように、同意の必要な時期を中心として問題とされてきた。本審判は、同意の内容自体について言及した初めての審判例として注目される。裁判所は、「母が虐待を理由とする施設の入所措置に同意しないということは、結局本件措置が親権者の意に反するとき該当することになると解すべきであり、

■ 研究報告 ■

事件本人の性非行を理由とする施設入所の同意をもって児童福祉法28条による同意と見ることはできない」として、児童を児童自立支援施設に入所させることを承認した。

③ 虐待概念の明確化

なお、今期の傾向としては、裁判所による事実認定において虐待の概念がより明確になってきたことを指摘することができる。これまでの審判例においても、「虐待」「体罰」「監護懈怠」等の言葉は散見されたが、特に今期以降は「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」のように、より明確な言葉が用いられるようになってきている。虐待問題への一般的な関心の高まり及び2000年11月20日施行の児童虐待防止法が、裁判例に少なからぬ影響を及ぼしていると言うことができるだろう。

(阿部純一)

3 法学研究の動向

(1) 児童福祉法分野

① 児童虐待防止法の成立

第3期の最大の特徴は、児童虐待防止法が成立し、施行されたことである。同法は、児童福祉法の特別法と位置付けられ、児童虐待の特徴に鑑みて機関連携や虐待通告における守秘義務免除の法定化などが規定された。児童虐待防止法の内容は、そのうちいくつかは厚生省児童家庭局長による1997年の434号通知ですでに行政解釈として示されていたが、同法により法定化されたことで、その後の児童虐待対応の効果的な手段とされた。また、虐待対応には多くの機関が関与するため、同法の施行に関わる関係省庁から通知や解説がなされ(時の動き・2000、厚生・2000、時の法令・2000、岩井・2000)、立法に携わった国会議員による解説等も出版されている(太田他・2001【文献15】、石田・2005【文献14】)。

② 改正法運用上の課題

児童虐待防止法は制定されたものの、現実にはさまざまな課題が残された。とくに次の改正に向けた大きな論点は、①司法関与のあり方 ②強制的立入調査制度 ③児童家庭相談の市町村への移譲であった。

司法関与については、立入調査や一時保護など、行政権限の行使に対する司法からの監視機能が想定される。この点については、平湯論文(平湯・2003)や津崎論文(津崎・2003)があるが、岩佐論文は、弁護士として児童虐待事件を扱った経験をもとに、司法関与による強制開錠の制度化、児童相談所の申立による子の監護内容を変更する裁判の仕組み、親権の一部停止等を提案している(岩佐・2001【文献3】)。また強制立入制度の実現には、児童相談所における保護者等からのリアクションの実情把握が不可欠である。才村報告では、保護者からの物理的・法的リアクションが深刻になっていることが示されており、その後の法改正の議論に重要な資料が提供されている(才村他・2001、西本・2001)。なお、強制的立入調査は、2007年の児童虐待防止法改正により、児童相談所による臨検・搜索制度として実現した。

児童相談所における虐待対応件数増加により、児童相談所の機能不全が強調されるようになってきた。他方で、社会福祉基礎構造改革の延長線上の問題として、従来、都道府県が主として担ってきた児童家庭相談の市町村移譲問題が浮上してきた。日本子ども家庭総合研究所による調査が進められ、市町村における児童家庭相談体制のあり方が検討された(柏女他・2001、加藤他・2001)。この点については、2004年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされ、同時に主に虐待問題に対応する「要保護児童対策地域協議会」が設置されることになった。

③ 裁判所の取り組み

虐待問題の重度化、深刻化に対応して、児童相談所から家庭裁判所への児童福祉法28条事件申立件数も増加し、裁判所もその対応に追われることになった。

家庭裁判所の体制として、とくに家庭裁判所調査官の役割や児童相談所との連携等、新たな課題が生じてきた。これらの問題についての調査研究が進められ（家庭裁判所調査官研修所監修・2003【文献8】）、児童虐待問題に家庭裁判所が組織的に対応する状況となった。

最高裁は、2002年以降、家庭裁判所が受理した28条事件について定期的にその傾向を報告し、家庭裁判所に現れる事案の特徴を公表している（最高裁判所事務総局・2002）。また、家庭裁判所に現れた非行事件の背景に虐待問題が潜んでいることに注目し、虐待が生じる家族の特性や虐待が非行に転化するメカニズムを明らかにする研究も行われた（橋本・2004【文献6】）。

④ 改正に向けての提言等

児童虐待防止法が成立したものの、児童相談所や施設等の現状はますます厳しくなり、同時に介入的ケースワークの必要性が強調されるにつれて、裁判所対応も児童相談所や施設の重要な課題となった。さらに、児童相談所等に対する保護者からの反発も強くなり、被虐待児保護のために、保護者の権利制限や強制権限行使が必要とされる場面が増えてきた。

他方で、子どもの権利条約の視点から家族再統合の視点が強調され、再統合に向けた親指導の重要性が認識されるようになった。しかし、児童相談所等からの働きかけにもかかわらず保護者がその指導に応ずることなく、強行に被虐待児の引き取りを強要するケースも目立つようになった。加えて、保護者の意に反する28条審判にもとづく入所措置に対する保護者の引き取り請求権や子どもの権利の問題が指摘され、それに対する司法関与の必要性が指摘されるようになった。

こうした諸状況から、今回の改正に向けてさまざまな分野から改正の提言が行われたのも第3期の特徴である。たとえば、日本子ども虐待防止学会は、その機関誌で特集を組み、医師や弁護士などからも改正のための意見が述べられた（日本子ども虐待防止学会・2003【文献2】）。法律家からの提言としては、磯谷論文が親子分離中の親の権利制限に言及し（磯谷・2000）、平湯論文が日本子ども虐待防止学会理事会の改正提言を解説している（平湯・2002）。また、国や研究者による立法論的研究（筒井・2002、吉田・2003【文献4】）、比較法的観点からの研究（土屋・2004、松井・2003、才村・2004）、多面的な検討がなされ、次回法改正に向けて大きな関心が寄せられた。

家庭に対する国家の積極的介入は、憲法13条その他人権問題に密接にかかわる問題であり、国による家庭への介入のあり方も憲法上の観点から積極的に議論されるようになった（特別企画・2000【文献7】）。

こうした流れを受けて、国は児童虐待防止法・児童福祉法の改正作業に着手し、社会保障審議会において大幅な見直しに向けて動き出すことになった（厚生労働省社会保障審議会児童部会における児童虐待防止法制度改正の方向に関する議論については23頁以下を参照とされたい）。

【参考文献】

- 橋本和明『虐待と非行臨床』（創元社、2004年）【文献6】
- 林陽子「児童虐待防止法を検討する——フェミニズムの視点から——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2000年）219-224頁【文献13】
- 平湯真人「虐待問題への司法関与：議論状況と理論的実際的問題点」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）308-313頁
- 平湯真人「児童虐待防止法・児童福祉法改正への提言および意見——JaSPCAN理事会案（平成14年11月28日）」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2002年）204-209頁
- 石田勝之『子どもたちの悲鳴が聞こえる——児童虐待防止法ができるまで』（中央公論事業出版、2005年）【文献14】
- 磯谷文明「親の権利主張をめぐる」松原康雄、山本保編『児童虐待——その援助と法制度——』（エデュケーション、2000年）
- 岩井宜子「『児童虐待の防止等に関する法律』制定と今後の課題」警察学論集53巻10号（2000年）97-111頁
- 岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件」家庭裁判所月報53巻4号（2001年）1-32頁【文献3】
- 柏女霊峰他「子ども家庭相談体制のあり方に関する研究（2）市町村保健センターの運営及び子育て相談活動分析」日本子ども

■ 研究報告 ■

総合研究所紀要38号（2001年）49-64頁

家庭裁判所調査官研修所監修『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究——深刻化のメカニズムを探る——』（司法協会、2003年）【文献8】

加藤曜子他「市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について——市町村ネットワーク事例から——」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）297-306頁

厚生労働省雇用均等・児童家庭局『児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について』の取りまとめについて」厚生労働59巻1号（2004年）28-30頁

森菫治他「児童虐待に関連する家事事件の調査方法及び関係機関との連携」家庭裁判月報52巻10号（2000年）123-207頁【文献12】

松井一郎「児童虐待の国際比較」子どもの虹情報研修センター紀要創刊号（2003年）77-81頁

西本美保他「立入調査とケースワークについて考える」子どもの虐待とネグレクト3巻2号（2001年）320-324頁

太田誠一・田中甲・池坊保子・石井郁子・保坂展人『きこえますか子どもからのSOS』（ぎょうせい、2001年）【文献15】

最高裁判所事務総局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実状<資料>」家裁月報54巻7号（2002年）132-152頁

斎藤学「児童虐待に対する加害者治療モデル——精神医学の立場から——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号229-233頁（2000年）

才村純「資料解説 子ども虐待へのとりくみ——子ども虐待対応資料集——」別冊発達26号（2001年）2-9頁

才村純他「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）

才村純「ドイツ・フランスの児童虐待防止制度——視察結果の報告——」子どもの虹情報研修センター紀要2号（2004年）107-113頁

坂井聖二『児童虐待防止の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか？——小児科医の感想的メモ——」子どもの虐待とネグレクト2巻2号（2000年）225-228頁

塩見准一「児童虐待が問題となる家事事件における家庭裁判所と児童相談所との連携の実状及びその在り方」調研紀要75号（2003年）47-66頁

高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究（子ども虐待に関する研究）」日本子ども総合研究所紀要38号（2001年）7-26頁

津崎哲郎「親権の制限・回復、立入調査・性的虐待裁判をめぐって」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）301-307頁

土屋恵司「児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革 - 『2003年児童及び家族の安全保持法』による改正後の合衆国法典第42編〔保健及び福祉〕第67章〔児童虐待防止及び対処措置並びに養子縁組改革〕の規定（アメリカ合衆国における児童虐待の防止及び対処措置に関する法律）外国の立法219号（2004年）10-66頁

筒井隆志「現代家族の危機——児童虐待・DVへの政策的対応——」立法と調査号2002年230号52-55頁

富山 豊「家庭裁判所における児童虐待の取扱いについて」ケース研究270号（2002年）165-174頁【文献9】

吉田恒雄編著『児童虐待防止法制度——改正の課題と方向性』（尚学社、2003年）【文献4】

（特集）「児童虐待を防ぐ」時の動き44巻8号（2000年）50-83頁

「法制定の経緯と概要」（特集 児童虐待の防止等に関する法律の概要）厚生55巻9号（2000年）14-17頁

時の法令1625号（2000年）43-54頁

特別企画「検証・『民事不介入』の揺らぎ」法学セミナー550号（2000年）【文献7】

日本子ども虐待防止学会 特集2「児童虐待防止法をめぐって」子どもの虐待とネグレクト2巻2号219-233頁（2000年）【文献2】

日本子ども虐待防止学会「特集 児童福祉に果たす司法の役割」子どもの虐待とネグレクト5巻2号（2003年）

（吉田恒雄）

（2）民法分野

① 民法学の動向

第3期になると、民法学の領域でも児童虐待に関しての議論がようやく活発になってくる。福祉分野や医療分野のように他の領域に比べると、児童虐待をテーマにした論考は少ない。しかし、民法学分野のなかでの議論として見ると、これまでの時期より論文数は増加してきており、また日本における児童虐待対応の法的問題

点も明らかにされてきた時期だといえる。

民法学の動向という項目での整理であるが、公表された文献を見ていくと次の点に気づく。すなわち、まず第一に、民法学とはいっても、直接民法の条文に関する議論がなされているとはかぎらないという点である。民法上の制度で児童虐待に関わるのは、親権制度である。民法の親権法条文を直接考察の対象にするものは少なくとも、親子分離のように親の権利制限を伴うときには、親権との関連を論じなければならないことになる。こうしたことから、児童虐待防止法や児童福祉法28条の問題ではあるが、本節で取り上げなければならないものもある。児童福祉法28条審判事件の判例研究や判例紹介は、そのほとんどが民法学者により行われているということにも上の事情は現れている。

第二に、今期は、民法上の問題であるが、「しつけ」や「懲戒」というテーマをめぐって、法律学専攻者ではない、教育学や福祉学専攻者による論考がいくつか見られる。

日本家族<社会と法>学会第17回学術大会が、2000年11月11日に「児童虐待の法的対応」をテーマにして立命館大学で開催された。学術大会開催自体は、本研究の第2期になるが、機関誌である『家族<社会と法>』第17号の刊行が今期に含まれる。家族法に関する学会が研究大会のテーマとしてはじめて児童虐待問題を取り上げた意義は大きい。このことと並んで、今期は関連するテーマで、いくつかの雑誌特集が組まれている。年代順にあげると、2000年に「児童虐待の実態と法的対応」【文献16】、2001年に上記学会の「児童虐待の法的対応」【文献17】、2003年に「子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を基軸に」【文献22】【文献23】である。このように特集が複数回組まれるということは、法律問題としての児童虐待問題という認識が共有されるに至った表れであるといえる。

また、今期も上記特集等に含まれるものも含めて、外国法に関する研究が引続き行われている。主要文献として解説されているもののほかにも、佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号（2003年 179-189頁）、岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法」全訳（1）（2）（3・完）」『比較法学』（1）36巻1号（2002年 303-317頁）、（2）37巻1号（2003年 219-231頁）、（3）39巻1号（2006年 267-294頁）を挙げることができる。佐藤の論考は、家裁調査官として平成10年にドイツ連邦共和国・ハンブルクでの実務をレポートしたものである。岩志らのドイツの児童ならびに少年援助法の全訳の意義は、ドイツ民法・福祉法を学ぶ者にとって大きい。ただし、その後の大規模改正により現在では内容が大きく変わっている部分もあり、2007年3月に全面改定訳が公表されている（研究代表者 岩志和一郎『平成17年度-18年度科学研究費補助金（基盤研究（C）一般）研究成果報告書 子の権利保護のためのシステムの研究—実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方—』）。これらの研究の成果として、日本法に足りないものは何かということがほぼ明らかになってきたのが今期の特色といえる。

まず、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法と比較して、児童虐待への法的介入に際して、日本法は親の権利保障、適正手続保障（デュー・プロセス）を欠いているという点である。親権への介入の仕方や法的措置をとった後の親権制限、最終的には親権剥奪の効果は、諸外国は迅速かつ強力であるが、他面親の権利を保障する十分な手続的保障を講じている。時として、日本では親権が強すぎるとか、子の保護にあたって親権の壁を乗り越えるのは容易なことではないと主張される。しかし、外国法比較の結果、このような主張はかなり特殊な主張であることが浮き彫りになったのがこの時期であるといえる。

外国法との比較では、親権という名称の変更も含めた親権概念の転換がいわれるなか、子に対する義務性が強調されつつも親の権利性の保障は各国法とも確固たるものがあるという側面が明らかになった。イギリス法の親責任しかり（例えば、【文献17】の家族<社会と法>での鈴木氏の論考や、荒川【文献20】、和田【文献25】

■ 研究報告 ■

によるドイツの状況、許の論考や小泉【文献19】によるイギリスの状況、山口【文献21】や野瀬【文献24】によるアメリカ法の状況等を見ると、日本法の親の権利制限に対する手続的保障が非常に甘いのがはっきりする。また、荒川と和田は、ドイツの親権概念の転換と懲戒権やしつけの問題を論じるが、ドイツ法では懲戒権が否定されたことはないということ、一度懲戒権規定がなくなったのは、父しか懲戒権をもたなかったことから男女同権法の制定に伴い懲戒権規定が姿を消したのであって、懲戒権そのものが否定されたかのような議論は誤りであることを明らかにした。

第二の点は、外国法はパーマネンシーの保障、もしくは同じことだがパーマネンシープランニングという考え方の採用が各国で行われ、児童虐待への法的対応もこの援助計画に基づいてなされていることが明らかになった。これに対して、日本では援助計画の策定は見相まかせで法的な規整の対象にさえなっていない。パーマネンシーの保障という考え方は、未だ日本法には採用されていないといえる。最も鮮明な法改正を行ったのは、マーク・ハーディンや山口によるとアメリカ連邦法のASF A（養子縁組ならびに安全家庭法）であろう。さらに、ASF Aに限らず、永続的な家庭の保障ということになると、実親の家庭への復帰を目指す場合の里親制度の利用問題と、家庭復帰が不可能になったときには養子縁組へとつないでいくシステム（たとえば後見制度の充実も含めて）が日本法では決定的に欠けている。この原因は、繰り返しになるが、パーマネンシーの保障という考え方が法律上受容されていないことにある。これは、虐待防止法という法律が制定されていても、民法と児童福祉法といういわば虐待問題に対応するための基本法の連携が依然としてうまく行われていないということでもある。

外国法比較が明らかにした三つ目は、親の権利保障についても子のパーマネンシーの保障についても司法（裁判所）の関与が少なくということである。外国法では、ケースの全体的進行を裁判所が把握し、判断を下すのに、対して、日本の司法関与は部分的であり、パーマネンシーの保障に至っては、そもそも日本法には子にとってのパーマネンシーの保障という視点は組み込まれていない。司法関与は、児童福祉法28条に規定されているように、児童相談所が、親の意志に反して子を保護して里親委託や施設入所させたい場合と、この措置を2年を超えて更新するときに、家庭裁判所の承認を要するという形で登場する。この2年ごとの家庭裁判所による承認という手続きは、次期の冒頭に位置づけられるべき2004年12月の児童福祉法改正によって導入されたものである。この制度の導入により、裁判所が見相の判断の正当性をチェックするという機能は果たされることになる。しかし、ケースの進行全体について裁判所が関与して、見相の判断をチェックすることはない（例えば、一時保護が行われても、それを裁判所が審査する仕組みにはなっていない）。

以上のような仕組みは、ケースの節目ごとに裁判所が関与するようにして、子の福祉の確保と福祉機関の監督を行う欧米諸国の制度とは大きく異なる。

以上のように、第3期は、民法学では、今後日本法が克服していかなければならない非常に大きな問題点が鮮明にされた時期であるといえる。

（鈴木博人）

【参考文献】

荒川麻里「ドイツにおける親の懲戒権の明確化—「民法1631条2項の改正に関する法律案」（虐待禁止法案）（1993年）の検討を通して—」『教育制度研究紀要』第2号（筑波大学教育制度研究室）（2001年）45-56頁【文献20】

岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「ドイツ「児童ならびに少年援助法全訳（1）（2）（3・完）」

（1）2002年『比較法学』36巻1号 303-317頁

（2）2003年『比較法学』37巻1号 219-231頁

（3・完）2007年『比較法学』39巻1号 267-294頁

岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子『子の権利保護のためのシステムの研究—実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方—』（平

- 成17年度—18年度科学研究費補助金（基盤研究（C）一般）研究成果報告書（2007年）1-141頁
- 小泉広子「イギリス1989年子ども法における子どもの緊急保護制度」『長崎国際大学論集』第1巻（創刊号）（2001年）357-367頁【文献19】
- 「特集 児童虐待の実態と法的対応」『ジュリスト』1188号（2000年11月1日号）（2000年）2-47頁【文献16】
- 佐藤和英「ドイツにおける「児童虐待」に関わる家庭裁判所の手続及び少年局の活動について」『ケース研究』277号（2003年）179-189頁
- 「特集 子どもの権利擁護と自己決定—子ども観の転換を軸に」『法律時報』75巻9号（2003年）4-65頁【文献22】【文献23】
- 日本家族（社会と法）学会「児童虐待の法的対応」『家族（社会と法）』17号（2001年）19-198頁【文献17】
- 野瀬綾子「児童虐待当事者の権利擁護と福祉サービスの管理—アメリカの児童保護システムからの示唆—（一）、（二・完）」
- （一）『民商法雑誌』128巻4・5号（2003年）161-199頁
- （二・完）『民商法雑誌』128巻6号（2003年）30-62頁【文献24】
- マーク・ハーディン 桐野由美子訳「アメリカ合衆国のAdoption and Safe Families Act of 1997（養子縁組および安全家庭法—養子縁組、里親養育を中心とした児童保護システム）『新しい家族』39号養子と里親を考える会（2001年）36-55頁【文献18】
- 山口亮子「児童虐待法制度をめぐる日米の状況」『山梨大学人間科学部紀要』4巻1号（2002年）206-220頁【文献21】
- 和田美智代「「しつけ」と児童虐待—改正ドイツ民法1631条を手がかりに—」『古橋エツ子先生還暦記念論文集 二一世紀における社会保障とその周辺領域』法律文化社（2003年）229-242頁【文献25】

（3）児童福祉分野

① 子育て支援との関連

特殊性を否認しない「児童虐待」という概念から、「マルトリートメント（不適切な養育）」にまで広げて捉えようとする動きがこの期には顕著である。問題意識を全ての子育て家族に共通するものと位置づけることで、児童虐待・マルトリートメントの課題を子育て支援策の一環としやすくする意図もうかがわれる。広く子育て支援の範疇に置いたことで、虐待原因を虐待者の人格の外に求める視点も生まれ、虐待の背景として「わが国経済の歪み」（「第56回全国児童養護施設長研究協議会開催要項・趣旨」・2002）が指摘されるなど、児童虐待が児童福祉の枠を超えた包括的な社会問題であるという理解も広まった。「やめて、きづいて、たすけて。」と訴えた厚生労働省の啓発ポスター（2001年）にも、虐待を当該家族だけでなく、周囲の関心をも巻き込んだ問題として認識しようという姿勢が表れている。広く福祉関係者の読者をもつ月刊福祉は2002年11月に「児童虐待」の特集を組んだが、専門各職からも幅広い実践事例のほか、社会福祉協議会と保健機関による予防活動、児童と家族への支援の項目を目次立てしており、ここにも第3期の虐待理解の特色が読み取れる。

経済の歪みにまで言及するなど、虐待を当該家族内だけの問題として見ない姿勢は、自ずと視野の広がりを生じさせた。児童虐待と非行、児童虐待と家庭内暴力、児童虐待と親の失業、児童虐待とひきこもりなど、従来は別個に取り組みされてきた課題が関連性を重視されるようになってきた。その一例として、2001年のDV法の成立前後から、DVを目撃した児童への影響が取り沙汰されるようになり、DVの目撃は心理的虐待にあたるという問題提起がなされはじめた（河合他・2001、二宮・2001）。

第3期には、児童虐待対応のなかでも、児童の保護を目指す従来の考え方から一歩進んで、家族の再統合がゴールに据えられるようになった。いったん虐待が起こった家族に対しても、子育て支援の枠で援助プログラムの可能性が探られる。家族の再統合のモデルを描きやすくなった背景には、いうまでもなく、児童虐待防止法が第11条で虐待を行った保護者の「指導を受ける義務」を明文化したことにある。虐待親の「指導を受ける義務」は、裏返せば、児童福祉行政が虐待親を切り捨てずに「行政指導」によってその子育てを支援していくと約束したことを意味する。この法制化を契機として、具体的な保護者指導の方法が模索されるようになった。こうした流れを汲んで、愛知県で2003年に編まれた『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』は特筆に価する。

一方で、国による児童虐待予防に関する方向性がはっきりと見えてきたのも、第3期の特徴である。まず、

■ 研究報告 ■

2000年に策定された「健やか親子21検討会報告書—母子保健の2010年までの国民運動計画」において、21世紀にさらに深刻化すると予想される課題として「育児不安と子どもの心の発達問題、児童虐待」が取り上げられている。この視点は、2002年6月に出された厚生労働省健康局長・雇用均等児童家庭局長通知「地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」（添付資料として「子どもの虐待予防のための保健師活動マニュアル」2001年度厚生科学研究）、ついで2003年5月の厚生労働省健康局長通知「地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について」で、児童虐待を含めた親子の心の健康問題への取組強化を21世紀の母子保健の主要課題の一つとして位置づけることで確認された。

また、2003年6月の厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会報告書」で、児童虐待の予防のためには、一般的な子育て支援の充実に加えて、支援を必要とする人にきめ細かな専門的な支援の重点化を図る必要があることが指摘された。これらの鍵となるのは、母子保健活動であるために、母子保健領域に児童虐待防止の役割を負わせたマニュアルが散見される。（一例として、母子保健マニュアル（児童虐待予防編）作成委員会・2004）

児童虐待の予防を視野に入れながら、子育て支援ネットワークの充実に模索する自治体も多い。縦割り行政のあり方が批判対象となってきた日本の福祉行政現場で、従来、ネットワークは有効な機能を果たしてこなかった。そのため、地方自治体現場ではネットワークの必要性の認識が薄く、先駆的な取組の調査から開始する自治体も少なくない。（一例として、広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室・2004、：なお先駆的な取組の市町村としては、神奈川県藤沢市・静岡県沼津市・同浜岡町・大阪府泉大津市・同門真市・同和泉市・同堺市・福岡県中間市・同水巻市があげられている／加藤他・2002）

児童虐待の予防と広く一般家庭への子育て支援をねらいとして、児童相談の枠組みを主任児童委員からさらに大きく広げた「地域協力員」制度が各地で見られるようになって来たのも、今期の特色である。自治体ごとに規定はさまざまであるが、主任児童委員や保育士・教師等の児童に関する有資格者を対象に一定の研修を経て認定し、地域での児童虐待事例の掘り起こしと児童相談所への通告、児童相談所から委託された事例の支援・援助活動と、より地域に根ざした組織として活動することが期待されている。地域社会の崩壊が指摘されて久しいが、以前の日本社会にあった地域共同体の子育てネットワークを人為的に再生させようという試みであろう。しかしながら、人為的なネットワークの有機機能が困難なことは、「地域協力員」マニュアルが各地で多く作られていることから容易に想像される。専門知識・専門職資格を典拠に行政から認定された「地域協力員」はマニュアルに手がかりを求めながら、本来プライベートな領域である近所の子育てに関わっていくのが今日の限界である。その構造的な矛盾を物語るかのように、マニュアル自体が、地域協力員には児童相談所への通告を第一に求めながら、一方で弁護士会や警察の虐待対応機能を紹介しこれらに連絡をとることを勧めるなどスタンスが判然としない例も少なくない（一例として、札幌市児童福祉総合センター相談判定課・2001）。

こうした地方自治体ごとの取り組みが活発化するなかで、改めて自治体行政の限界が浮かび上がってきたのも今期の特色の一つであろう。森望はこの期に見られた各領域の取り組みに広く目配りしながら、課題を列挙している（森・2001【文献27】）。

加えて指摘しておかねばならないのが、この期にみられた、児童養護施設恩寵園の事件への取組みである。児童虐待をうけた児童の親子分離後の受け皿として主要な役割を担うべき児童福祉施設の現場で長年にわたり施設長や職員による児童への虐待が行われていた事実は、施設が次の児童虐待の現場ともなりうる構造的な危険性を改めて示すものである。その現実をどう乗り越えていくかが、児童福祉施設現場の今後への課題であろう。

児童の健全な育成を保障する児童福祉の観点からは、これまでに概観したとおり児童虐待の防止と対策が展

開されていく一方、同じく児童の健全な育成を支援する教育の領域が、こと児童虐待対策に対しては後ろ手にまわっていることを露呈させたのが岸和田事件であった。大阪府岸和田市で不登校児童が自宅で保護者からの虐待を受けていたことが発覚したこの事件では、不登校の事実を学校がつかんでおり、家庭訪問をしながら虐待の事実には気がつかなかった。学校が、児童本人に直接会って安否を確認する等の初歩的な対応も果せず、時間を経過させたことが虐待の重篤化を招いた。福祉的視点に立ったアセスメントが出来ていれば早期に救済できた可能性が高いと考えられ、教育分野の生徒指導の領域に福祉分野の対人援助の方法論が全く生かされていないことが悔やまれた。

その背景としては、「これまで学校は虐待の切り口で子どもの問題行動に取り組んだ経験がない」という教育現場の実態が指摘されている（兼田・2004：332頁）。児童虐待が社会問題として広く関心を引いた後にも、児童虐待防止法が編まれ教育関係者が早期発見の努力を求められる者として掲げられた後でも、「虐待問題に関して学校関係者の関心は薄い」現実が変わらず、「その実態として2000年に愛知県で行われた日本子どもの虐待防止研究会学術集会（あいち大会）当時、会員名簿で小・中・高校・養護学校の関係者を拾い上げたが、1000名の会員中にたったの10名程度であった」（兼田・2004：334頁）という報告もある。教育の領域で主要な雑誌の一つである『教育』（教育科学研究会編、国土社）は、2002年10月号で「児童虐待と支援・援助の諸相」という特集を組んだ。教育現場からの実践報告、被虐待体験者の報告等、虐待問題に向き合う教育分野の姿勢を模索するうえで貴重な論考が集められている。しかしながら、論文表題に「虐待」の用語を含まないためにキーワード検索の対象から外れるなど、虐待対応の経験や学びを専門領域をこえて広く共有しようという共通認識が確立しているとはいいがたい。

社会的には既に児童福祉の領域を中心に、児童虐待の専門家でなくとも子どもと向き合う職業の人が児童虐待を発見し、専門機関につなぐ方法論が具体的に構築され、啓蒙活動が展開されはじめている。こうした現状に鑑みて、教育領域の意識の変換が求められよう。教護・非行の領域が、後述のように、非行原因としての虐待という視点をもつことで、児童理解が深まり問題の本質に近づき得るようになったのと同様に、教育もまた児童福祉の成果を取り入れることで、児童の問題行動の原因としての虐待という視点をもち児童・生徒指導の質的向上が望めると期待される。

【参考文献】

- 愛知県『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』（2003年）愛知県【文献32】
- 母子保健マニュアル（児童虐待予防編）作成委員会編『母子保健マニュアル—児童虐待予防編—（乳幼児健康診査マニュアル別冊）』（北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室、2004年3月）
- 広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室『児童家庭地域相談システム開発事業 調査研究プロジェクト（市町村育成）報告書～子どもや家庭へのネットワーク型支援～』（広島県福祉保健部福祉保健総務室児童支援室、2004年3月）
- 兼田智彦「岸和田事件をめぐって」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年12月）332頁
- 加藤曜子ほか『市町村児童虐待防止ネットワーク調査研究報告書』（平成13年度児童環境づくり調査研究事業、2002年）
- 河合容子ほか「ドメスティック・バイオレンスと子ども」『子どもの虐待とネグレクト』3巻1号（2001年7月）138-140頁
- 教育科学研究会編「特集 児童虐待と支援・援助の諸相」『教育』2002年10月号（国土社、2002年10月）
- 森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82号（2001年10月）27-35頁【文献27】
- 二宮恒夫「ドメスティック・バイオレンスの目撃による心的外傷の2例」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年12号）313-319頁
- 札幌市児童福祉総合センター相談判定課『児童虐待予防地域協力員活動ハンドブック』（札幌市児童福祉総合センター相談判定課、2001年1月）

② 児童虐待防止のための「マニュアル」

第3期には、市町村レベルでのマニュアル作成が相次いだ。それぞれの自治体で、目的別・対象者別に何種類かのマニュアルを作成しているのが特徴であり、通常、幼稚園・保育所職員向け、学校教職員向け、民生委員・児童委員向け、児童福祉施設・機関向け等の区分がなされている。いずれの場合も、既存の各領域の行政サービスをいかに駆使して児童虐待の予防と対応に向き合うかを主題としており、必ずしも法的手段の周知・活用に積極的ではない。よく工夫された虐待チェックリストが整備されているものが多い点に象徴されるように、関係職員一人一人の対応能力を養成するというよりは、経験や能力によらず誰しものが虐待事例に出会った際に業務を果たせるようにという、差し迫った必要に応じることをねらいとした「広く・浅い」マニュアルであるといえる。

新潟県福祉保健部・新潟県医師会で編集した『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』（新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会・2002）は、表紙の表題の下に「疾病の早期発見・健康の保持増進とともに 児童虐待の早期発見と子育て支援の充実に向けて」と添え書きされており、内容にも「児童虐待の予防と早期発見の視点」の章を設けるなど、乳幼児健診マニュアルが児童虐待マニュアルの側面を明確に持たされている一例である。本手引きには、「虐待の重症度判断基準」「虐待の重症度の判断のための評価指標」などの資料も掲載されており、健診現場での視点に加えて、虐待が疑われる事例に接した際に、健診直後からの事後フォローの具体的方法についても言及されている。フォローの中にはもちろん児童相談所への通告に始まる法的対応も位置づけられてはいるが、保健師や医療者のネットワークを駆使した育児支援で乗り切る方法が主体と考えられている。巻末に参考文献が掲げられ、2001年までに刊行された他県等のマニュアルもリストアップされている。

【参考文献】

新潟県福祉保健部・新潟県医師会編『乳幼児健康診査の手引 改訂第4版』（新潟県福祉保健部健康対策課・新潟県医師会、2002年3月）

（田澤薫）

③ 行政と民間組織におけるネットワークの整備

（協定書・相談援助に関する覚書について）

児童虐待防止対策からすると、第3期は、虐待対応の要となる「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年11月）が施行された時であり、虐待に関する相談件数が大幅に増え、それに伴い関係機関との具体的な連携が重要視され、整備が進められた時期でもあった。そして、その連携は、民間機関と行政機関（児童相談所等）による虐待防止活動を目的とした「協定書の締結」という形で残されていく。協定書が交わされるようになったのは、この期からであり、全国で最初に協定書を締結したのは、子どもの虐待防止センター（東京）と東京都児童相談センターであった。第3期以前に、協定書という名称ではないが、北海道児童相談所と北海道子どもの虐待防止協会との間で、1997年に交わされた「被虐待児童の相談援助に関する覚書」がある。

協定書・覚書の目的は、時期により違いがあり、様々な段階を経ていく。第1段階は、通告とその受理に関する取り決めを目的としており、第2段階は、連携をする上での個人情報の扱い（主に守秘義務）について、第3段階は保護に関する取り決めが目的とされていた。また、第4段階に入ると、ネットワーク作り・ケース検討会への出席に関する取り決めが目的の中に記載されていく。第4段階の時期は、この第3期には含まれておらず、2005年に締結した、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間の「児童虐待の相談援助に関する協定書」から確認することができる。このように協定書・覚書は、その時に生じている虐待防止に関する問題の解決や、制定された法制度の影響を受けながら変遷する。

そこで、ここでは、第3期の2000年から2004年にかけて交わされた5つの協定書について、その特徴と概要を確認する。この時期は、目的の変遷においては、第2段階と第3段階にあたり、(1) 機関同士の情報共有と個人情報の適切な取り扱いが、協定書の主な目的とされ、(2) 保護についての取り決めも確認することができる。以下が具体的な内容である。

A. 東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」（東京都福祉局 平成12年11月7日）によると、協定は「児童虐待の防止等に関する法律」（第4条）の「国及び地方公共団体と民間団体との連携の強化」が規定されたことを機に、2000年11月6日に締結したと述べられている。上記の法律規定は協定書締結のきっかけとなっはいるが、以前から、行政機関と民間機関との間の個人情報の扱い（守秘義務）に関する様々な課題が存在していたことも締結の契機となっている。今回の協定書締結の目的は、個別具体的な児童虐待ケースの解決のためには、児童相談所（以下「児相」という）と社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下「防止センター」という）との相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、積極的に連携を進めていくこととされている。協定書には、連携に関しては相互の情報交換が不可欠であるため、相談者との信頼関係やプライバシー保護に配慮した上で、ケースへの援助のために相互に情報提供を図っていくことが記されている。そして「情報提供及び人の秘密の取り扱い」についての規定は7項目にも及んでいた。また、具体的な連携について以下の3点を示していた。

(1) 虐待する親からの相談の受け止め（児相では虐待する親本人からの相談は少なく、近隣や関係機関からの通告に基づいて強制的に介入することが多い。他方、防止センターには親からの相談を中心に年間約4,000件の相談が寄せられているため、児相が関わるのが適当なケースについては児相へつなげてもらい、両者が連携して家族への援助に当たる。）(2) 治療プログラムの一つとしてのMCG（虐待する母親のための治療グループ）との連携（虐待する親への援助については、児相としても取り組むべき課題であるが、児相に拒否的な親の場合には、子どものケアは児相が行い、親のケアはMCGが受け持つという役割分担を期待している。）(3) 専門スタッフによる助言（児相が強制的な介入機能を果たすことにより、親と対立関係になることが多く、弁護士や医師など専門的な立場からの判断は欠かせない。防止センターの医師、弁護士、大学教員等専門スタッフの助言を必要とするケースは多い。）このように、協定書を締結することで、お互いの機関の役割・活動の範囲を明確にし、親・子への支援の具体的な資源を有効に活用すること、その上で協働し児童虐待防止に関わることを明らかにした点が、この協定書の特徴といえよう。防止センターは2000年に協定書を締結したことを受け、2001年6月6日に、児相に情報提供を求められることができる防止センターの構成員の範囲を定め、彼らが守るべき守秘義務について「守秘義務誓約書」を東京都児童相談センター所長宛に提出した。また、『CAPニューズ号外2002年』には、東京都の虐待対策課が、防止センターのケースカンファレンスに毎月参加し、連携が以前より多く行われている状況が記載されていた。

B. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）は、1995年10月設立のNPO（特定非営利活動法人）〔法人格取得2000年3月〕であり、協定書については2000年12月25日に、愛知県所管の児童・障害者相談センターと締結している。協定書には、「児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取り扱いならびに技術援助等の強力について次のとおり合意する」と記載され、8項目について取り決めを行っている。その内容は、1.連携 2.個人情報の提供 3.第三者への個人情報開示の禁止等 4.情報提供先に対する措置請求 5.個人情報を請求できるCAPNA会員の範囲と情報の取扱い 6.技術的援助等の相互協力 7.手続き 8.その他の事項から構成されている。2000年度に入ってから協定書締結としては2番目となり、この協定書の特徴は、子ども及びその家庭に関する情報についての扱い方に関して、詳細にわたり規定されている点にある。

C. 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）と名古屋

■ 研究報告 ■

屋市児童相談所は、お互いの機関が連携し、情報交換や連絡調整を行うことによって、児童虐待の早期発見・早期対応を図ることを目的として、2002年3月に「子どもたちを虐待から守るための覚書」を締結している。そして、その翌年の2003年1月22日に「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」を交わした。協定書では、「子どもたちを虐待から守るための覚書」3(2)で定める情報提供及び情報の守秘義務に関する取り扱いについて、個人情報の提供や第三者への個人情報開示の禁止等、7項目について合意している。これらから、名古屋市児童相談所と子どもの虐待防止ネットワーク・あいちの間では、機関同士の連携について徐々に整備されていった過程が読み取れる。

D. 「“あい”と県内3児童相談所がケース取扱いの協定」締結 『ニューズレター 第8号』(いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”2003)によると、いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”(以下「“あい”」という)は、茨城県内の3つの児相と、2003年8月4日にケースの取り扱いについての協定を締結したと記されている。“あい”は、2000年10月に設立された茨城県内初の子どもの虐待防止のための民間団体である。設立後、ケース対応の際には、児相に通告し連携していたが、児相側には守秘義務があるため民間団体に情報を出せないという制約があり、一方“あい”には相談者や通報者から多くの情報が入ってくるという事態が生じていた。上述した通り、児童虐待防止法第4条は、民間団体と児相との連携の必要性を謳っており、それを機に茨城県と“あい”は、2002年11月より協議を重ね、具体的な個別ケース解決のために協定を締結した。茨城県福祉相談センター、土浦児童相談所及び下館児童相談所は、“あい”との情報の提供と秘密保持の取り扱い並びに技術援助等の協力に関して、以下の内容について合意している。その内容は、第1条(連携)、第2条(個人情報の請求及び提供)、第3条(第三者への個人情報の開示の禁止等)、第4条(情報提供先に対する措置請求)、第5条(個人情報を請求、また提供を受けることができる“あい”会員の範囲と情報の取り扱い)、第6条(技術的援助等の相互協力)、第7条(連絡会議の開催)、第8条(手続き)、第9条(その他の事項)、附則となる。このように、当協定書の特徴は、条文の中で機関同士の連携の規定を細かく定めているところにある。

E. 東京都は、カリヨン子どもセンターとも連携のための協定書締結を2004年6月11日に実施している。「福祉局報道発表(カリヨン子どもセンターとの協定締結)2004年6月掲載 東京都児童相談センター事業部」によると、東京都の児相では、児童虐待や非行などへの対応強化の一環として、その問題に取り組んでいるNPO・民間団体との連携・強化に努めており、全国初の子どものためのシェルター「カリヨン子どもの家」を運営するNPOカリヨン子どもセンターと協定を結び、密接に連携・協力していることを表明した。カリヨン子どもセンターは2004年2月に設立され、虐待を受けて家庭で暮らせない子ども、児童養護施設を退所して自立したものの、困難に直面し帰る場所がない、あるいは少年犯罪を起こし少年院に入る必要はないのに、引き取る保護者等がないために行き場所が見つからない子ども等を弁護士の支援の元に保護する機関である。この協定書の概要は、(1)カリヨン子どもセンターへの一時保護委託。これはNPO法人では全国初の試みである。(2)多人数での集団生活に馴染めないなど、児相の一時保護所での一時保護が難しい子どもをカリヨン子どもの家に一時保護委託する。(3)児相への一時保護の要請(児童福祉施設への入所などの法的対応が予想される子どもをカリヨン子どもの家からの要請により、児相が一時保護する。(4)相互の情報提供・秘密保持を義務化する。この締結の意義と特徴は、NPO法人への一時保護委託の取り決めが協定書という形で交わされている点にあり、また、この取り組み自体、近年の首都圏の一時保護所が満杯で深刻な過密状態であり(西日本新聞 2006年12月16日掲載)、また非行少年と幼児との共同保護という状況の悪さを打破するための策を規定したという点にもあるといえよう。

以上のように、第3期は行政と民間機関の協力が具体的に進み、協定書という形で残され始めていった時期である。その切っ掛けとなったのが、前述した通り2000年の児童虐待防止法第4条であった。そして、この流

れは、個々の職員同士のやり取りでの連携という形から一歩進んで、虐待防止のネットワークが各自治体（行政）と民間機関という組織同士で整備されていく過程に入ったことを示している。

最後に、これらの動向の先駆けとなった北海道児童相談所と北海道子ども虐待防止協会との「被虐待児童の相談援助に関する覚書」について述べる。この覚書は、1997年1月14日に交わされたもので、被虐待児童の相談援助について、以下の4事項に基づいて連携することを明らかにしている。第1条（通告）、第2条（通知）、第3条（相互協力）、第4条（プライバシー保護）。そして、この覚書は1990年代後半、虐待への社会的関心が高まる中、交わされたものであり、関係機関・団体等からなるネットワークの有効性が認識されはじめたという初期段階で締結された点に着目する必要がある。

その当時の行政の動向を確認すると、1996年にネットワークの活動を促進する通知「児童虐待ケースマネージメントモデル事業の実施について」（平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号・厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）が出され、そして、翌年の1997年には「児童福祉法の積極的な運用による児童虐待への対応－児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日厚生省児童家庭局長通知児発第434号）が発出されている。

当時としては、児相に対して、通告義務の周知や、児相における即応体制の整備、組織的対応、立入調査および家庭裁判所への申立等の積極的対応が求められ、虐待という問題について、児童に関わる行政機関が本腰を入れて取り組まざるを得ない状況下であったこと、また一方で、連携を促進する流れが徐々に構築され、虐待防止に関係する機関全てがネットワークを組み、虐待対応を行う必要が出てきたことが挙げられる。そして、その取り組みが8年の歳月を経て、2004年の児童虐待防止法第4条（連携の強化）、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）（要保護児童対策地域協議会設置）の規定に繋がっていった点にも注目しなければならない。

そして、その翌年の2005年7月に、ながの子どもを虐待から守る会と長野県中央児童相談所との間で、交わされた「児童虐待の相談援助に関する協定書」では、2004年児童福祉法改正での要保護児童対策地域協議会設置規定の影響を受けてか、ながの子どもを虐待から守る会による児相に対しての「ケース検討会等への出席要求」が条文の中に盛り込まれ、その逆側からの支援要求として、児相は、ながの子どもの虐待から守る会へ「会員の専門知識の提供やネットワークづくりなどへの支援要請をすることができる」旨が記載されていた。このように連携に関する協定書・覚書は、時代により規定される内容や目的が変遷してきたという特徴がある。

【参考文献】

- 愛知県所管の児童・障害者相談センター及び児童相談センター 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「協定書」（2000年12月25日）
- 北海道児童相談所 北海道子ども虐待防止協会 「被虐待児童の相談援助に関する覚書」（1997年1月14日）
- いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい” 「“あい”と県内3児童相談所がケース取扱いの協定」締結『ニューズレター 第8号』（2003年）
- 茨城県福祉相談センター 土浦児童相談所 下館児童相談所 いばらき子どもの虐待防止ネットワーク“あい”「協定書」（2003年8月4日）
- 子どもの虐待防止センター『CAPニューズ号外2002年』（2002年）
- ながの子どもを虐待から守る会 「会報第24号 2005年7月」（2005年）
- 長野県中央児童相談所・ながの子どもを虐待から守る会 「児童虐待の相談援助に関する協定書」（2005年7月1日）
- 名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「子どもたちを虐待から守るための覚書」（2002年3月）
- 名古屋市児童相談所 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA：Child Abuse Prevention Network Aichi）「情報提供及び情報の守秘義務に関する協定書」（2003年1月22日）

■ 研究報告 ■

西日本新聞「一時保護所－東京、神奈川など都市部でパンク状態が続いている。2005年度に一時保護した件数は過去最高の9043件で、前年度より約600件増。」(2006年12月16日掲載)

東京都福祉局「児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について」(平成12年11月7日)(東京都福祉局、2000年)

東京都福祉局「福祉局報道発表(カリヨン子どもセンターとの協定締結)2004年6月掲載 東京都児童相談センター事業部」(平成16年6月)(東京都福祉局、2004年)

東京都児童相談センター カリヨン子どもセンター「協定書」(2004年6月11日)

東京都児童相談センター 子どもの虐待防止センター「協定書」(2000年11月6日)

(加藤洋子)

④ ネットワーク整備強化の中での学校との連携

第3期は、ネットワーク構築について活発な議論が進められ、各機関がネットワーク構築上で、具体的に何が問題であり、何を必要とし、何を改善すべきかを検討する時期に入っていく。その一例が、学校関係者の虐待に関する研究といえよう。玉井他による『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』(平成14年～平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他)は、全国規模で実施された学校現場に対する児童虐待への認識・現状を明らかにした初めての調査報告書(2004年)であり、文部科学省が行った虐待に関しての包括的な報告としては初期のものである。

この調査報告書によると、「学校現場では、すでに教員の5人に1人は、虐待事例に対応した経験があり、教育現場での虐待防止対応は、特殊な課題ではなくなっている。そのための取組の1つとして、教師ができることとしては、子どもが発する信号を鋭敏に感知するとともに、虐待の子どもは、『自分の学校や学級にも存在している可能性がある』という危機感を持って対応することが必要である。」(玉井・2007:7頁)

また、教育行政の虐待防止対応については、「児童虐待防止法の施行以降、法の趣旨の周知活動という形で実施され、その成果は、都道府県や政令指定都市では98パーセント、市町村では75パーセントが、学校等への周知を行っており、その結果、約9割近くの教員が児童虐待の早期発見努力義務や通告義務があることを承知している」(玉井・2007:7頁)という。

しかし、「学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向があることが示された。」(玉井・2007:7頁)その理由として、「学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい」ことが挙げられている(玉井・2007:7頁)。それを踏まえて、今後の日本の虐待対策として、「学校は、地域において一定の年齢の子どもに対して網羅的に対応できる唯一のシステムであり、『学校』というシステムが持っている特性を活かせるような対応システムが構築されるべきである」と提言している(玉井・2007:7頁)。

一方で、学校の児童虐待防止に向けた取り組みの課題として、以下の内容も挙げている。「ア:教師向け指導資料・啓発資料の作成状況を見れば、都道府県等での作成は進んでいるものの、市町村の作成は進んでいないこと、イ:同啓発資料を『読んでいない』又は『存在を知らない』教師が約5割もいること、ウ:教員研修は、都道府県で約4割、市町村で約1割が実施されているに過ぎないこと、エ:被虐待児童生徒の在籍校に対する特別な人的措置を行っている市町村は4パーセントに過ぎないこと、など、児童虐待防止に向けた行政の取組は、『周知徹底』の段階ではかなり進む反面、『具体的な学校現場への支援』の段階ではまだまだ取組が緒についたばかりの状態にある。また、学校等への児童虐待防止法の趣旨等の周知徹底はかなり進んでいるが、肝心の家庭(保護者)に対する広報は十分であるとは言えない状況にあり、この部分についての行政の充実が必要となっている」と記している(玉井・2007:7頁)。

この報告書を踏まえて、玉井他は2006年に『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』を出している。この報告書は、具体的な学校の対応に踏み込む目的で作られたものであり、2004年の児童福祉法・児童

虐待防止法の改正についてもそれに合わせて学校側がどのように対応すべきかについて言及している。そして、これらの報告書は、第4期に入ると2007年に発刊された玉井による『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き』や文部科学省による『養護教諭のための児童虐待対応の手引』の作成に繋がっていく。

2003年に起こった岸和田事件を契機に、学校と児童相談所、その他機関との連携の重要性に関する議論は喫緊のものとなり、文部科学省からは、2004年の1月に「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」（平成16年1月30日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知15初児生第18号）と同年4月に「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知16初児生第2号）が発行された。16初児生第2号通知では「当該児童生徒に会うことができず保護者から協力が得られないなど、学校関係者のみでは当該児童生徒の状況把握が困難である場合には、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会への連絡、相談を行うとともに、地域の民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所、警察署、少年サポートセンター、少年補導センターなどの関係機関等の協力を得て状況把握に努めること」という文言が記載されている。

また、岸和田事件に関する特集が学会誌に生まれ、学校の対応に関して様々な分野から提言がなされている（兼田・2004、峯本・2004）。兼田は「これまで我が国の学校には、虐待を受けている子どもたちがいなかったことになっている。そんなことはあり得ないのだが、多くの教師達は虐待に気づくことは少なかった。運よく気づいてもどのように対処してよいかわからず、1人で抱え込んで悩んでいた教員もいたはずだ」と述べている（兼田・2004：332頁）。そして、子どもの安否確認の重要性について、岸和田事件以前に発生していた1996年の名古屋市内で6年生の女兒がネグレクトにより死亡した事件を例にして論じている。「半ばゴミの中に埋もれた劣悪な環境の中で医療を受けられずに寝たきりで死亡」（兼田・2004：333頁）した女兒の事件は、岸和田事件同様に、教師は何度も家庭訪問を実施していたが、母親に面会を拒否され本児に会うことはできなかった。児童相談所（児童福祉センター）の職員の状況も同様であり、唯一、本児の様子を見ることができたのは警察官であったが、「病院に連れていったほうがいい」（兼田・2004：333頁）と母親に言い残したのみで、結果的に、保護者が養育に関して適切な対応が出来ないまま女兒は死亡する。事前に何らかの情報を得ながらも、岸和田事件と同様にネットワークが上手く機能せず、介入が効果的に行われなかった事例である。兼田は「岸和田事件を契機にして、学校での虐待の発見と対応についての認識はかなり高まってきている。」（兼田・2004：336頁）そして、文部科学省が毎年実施している学校基本調査の中に、「虐待の認知件数」「虐待の種類」「措置の状況」等についての調査項目を入れ、そのことにより学校における虐待実態を把握し、予算措置が取れるように働きかけることが必要であると提案している。また、このことは、改正された児童虐待防止法の第4条第2項の措置（児童の福祉に職務上関係のあるものが児童虐待を早期に発見して、虐待防止に寄与できるよう研修等必要な措置を講ずるもの）にあたることも論じている（兼田・2004）。

このように、今期はネットワーク構築上の様々な課題が緊急なものとなり、また、子どもを虐待から守る上で、学校・教職員においても虐待対応に積極的に関与すべきとする議論が実務者レベルで展開されるようになった。しかし、学校現場での子ども達からのSOSのサインがどのようなタイミングでキャッチできるかは、それぞれの担当者や、学校側の判断に委ねられるケースが多く、虐待の専門機関に通告しないことによる罰則規定がない上での防止活動には限界がある。岸和田事件のように重篤な事例後に調査が行われ、虐待対応の通知が発行されることにより、以前よりは実務的に動き易くなっているものの、乳幼児とは違い、言葉による説明、また虐待場面からおそらく逃げるということが可能であろうと思われる学童期に入った子ども達の声や、どこまで拾い上げられるかという部分においては疑問が残った。具体的には、子ども・保護者の状況について「様子を見る」という言葉の影に、虐待の実態が隠れることによる判断の遅れが発生するというリスクを抱えていることが周知されなかったということである。そして、残念ながら、その課題があることを、この期では十分に

■ 研究報告 ■

議論されるには至らなかった。

【参考文献】

- 兼田智彦「岸和田事件をめぐって・・・学校関係者として」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年）332-336頁
- 峯本耕治「岸和田児童虐待事件が学校・教育委員会に問いかけたもの」『子どもの虐待とネグレクト』6巻3号（2004年）337-341頁
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（平成16年4月15日16初児生第2号）（2004年）
- 文部科学省スポーツ・青年局『養護教諭のための児童虐待対応の手引』（2007年）
- 玉井邦夫他『児童虐待に関する学校の対応についての調査研究』（平成14年度～平成15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫他）（2004年）
- 玉井邦夫他『学校等における児童虐待防止に向けた取組について』（平成17年度～18年度文部科学省委託研究）（2006年）
- 玉井邦夫『学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き 子どもと親への対応から専門機関との連携まで』（明石書店、2007年）
(加藤洋子)

⑤ 児童虐待対策の動向

児童虐待防止対応では、「欧米の例を見ると大きく時計の振り子が揺れるように変化しており、ある時には非常に介入的な政策が取られ、それに対する社会的な反動があり、また今度は抑制的な方向に走るという振り子の中で、制度が揺れてきている」（社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」第1回議事録 吉田委員）とあるように、防止対策をどのような方向で整備していくかは、その時の虐待発生状況、また死亡事例など重篤な虐待事例の分析などにより変化している。日本においては、児童虐待防止法が2000年11月に施行され、その後2004年の改正に向けてどのような動きがあったのか3つの報告書から、その動向を確認してみたい。

児童虐待防止法の附則において、法律の施行後3年を目途とした見直しの検討を求めていることを契機として、社会保障審議会児童部会（以下「児童部会」という）の下に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が2002年12月設置され、2003年6月18日に報告書の1つ目を取りまとめた。そして、「児童虐待の防止等に関する専門委員会」において、「児童相談所のあり方や市町村の役割」、「児童福祉施設の体系や里親のあり方」などについて、児童虐待への対応という観点のみならず、広く要保護児童および要支援家庭に対する支援も含めた観点から検討を深めることが必要であるとの結論に至ったことから、児童部会の下に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が2003年5月に設置され、同年10月27日に「児童福祉施設の体系や里親のあり方」について、報告書が取りまとめられた。それが2つ目の報告書となる。また、児童部会は、それぞれの委員会での結論を踏まえながら、「児童相談所のあり方や市町村の役割」について議論を重ね、3つ目の報告書を発行している。これらの報告書は、2004年の児童虐待防止法・児童福祉法の改正内容の基盤となるものであり、それ以降のわが国の虐待対策の方向性を定めたものとなった。

(i) 社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書

(2003年6月)

本報告書は、児童虐待の対応が①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援の3段階に整理されることから、段階ごとに3つの検討チームに分かれて議論を重ね、検討チームにおける9回の会合を含め、14回にわたる検討を経て、当面早急に取り組むべき課題を中心に、取り組みの具体的な方向性についてまとめている。出席した委員は、社会福祉、医療、保健、心理、司法（家庭裁判所含む）、報道など、虐待に関わるあらゆる分野から、研究者や第一線で活躍している現場の職員が参加している。以下が報告書の主な内容である。

1. はじめに（3段階について ①発生予防 ②早期発見・早期対応 ③保護・支援）
2. 児童虐待防止制度の見直しの基本的な視点「子どもの最善の利益」の重視
3. 具体的な取り組みの方向性

I.発生予防における取り組み

- ① 一般の子育て支援の充実（子育て支援サービスの情報提供、ボランティアによる育児支援等）
- ② 虐待リスクのある家庭の把握（母子保健事業、積極的なアプローチ、虐待リスクの把握等）
- ③ 虐待リスクのある家庭のリスク低減（市町村の相談機能の強化、保健師、助産師、看護師、保育士等の虐待予防に関する研修による資質の向上等）
- ④ 連携による支援体制の確保（市町村における虐待防止ネットワーク体制の充実等）
- ⑤ 虐待を認めない社会づくり（子ども人権擁護の理念の明確化、子どもへの暴力防止プログラム、ペアレンティング「親業・親になること」の体験的な学び等）

II.早期発見・早期対応における取り組み

- ① 対応機関の機能、システム
- ② 虐待の早期発見・通告・早期対応のシステム（自治体とNPO、民間団体との連携等）
- ③ 児童相談所の行政権限、裁判所の関与（立入調査、一時保護、保護者の意に反する施設入所等の措置、保護者への指導、親権喪失等）

III.保護・支援等における取り組み

- ① 児童福祉施設、里親等の機能、システム
- ② 児童福祉施設職員、里親等の資質向上、資格要件、人材確保、メンタルヘルス
- ③ 在宅支援の強化
- ④ 子どもに対する治療・援助法の確立（福祉・医療・保健機関等）
- ⑤ 保護者に対する治療・指導法の確立（福祉・医療・保健機関等）
- ⑥ 医療機関の機能、システム

IV.その他（全体を通じた指摘事項等）

4. さいごに（取り組み全体の考え方）

I.発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援

II.「待ちの支援」から要支援家庭への「積極的なアプローチによる支援」

III.家族再統合や家族養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援

IV.虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化

(ii) 社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書

(2003年10月)

社会的養護のあり方に関する専門委員会は8回の検討会の開催を経て、主な検討課題7項目を発表した。

社会的養護のあり方の取り組みの方向性として、「社会的養護については、子どもの権利擁護を基本とし、今後とも国、地方公共団体、保護者、関係団体などの関係する主体が、それぞれの責任を適切に果たしていくことが必要である。・・・(中略)・・・現在の仕組みのもので何ができるかということではなく、制度や意識を転換し、ケア形態の小規模化、親や年長児童に対する支援、さらにはケアに関する児童福祉施設の創意工夫を促す仕組みの導入など、子どもの視点に立って、子どもや家族の要請に応じていくことが必要である。・・・(中略)・・・これまでの社会的養護は、保護を要する児童を対象とするものとして、いわゆる子育て支援とは別個のものとして進められてきたが、今後は両者を連続的なものとして捉え、一体的な施策の推

■ 研究報告 ■

進を図ることにより、より効果的な子どもの健全育成や児童虐待の防止等につなげていくことが必要である」とし、子どもの権利擁護の観点の重視と従来の施策からの意識転換（要保護児童から子育て支援の一体的な施策）を示した。以下が、主な検討課題（7項目）である。

1. 社会的養護のあり方について

- 社会的養護の目的
- 施設養護と家庭的養護の果たすべき機能と協働等
- 多様なニーズに応えるサービスのあり方
- その他

2. 家庭的養護（里親・里親によるグループホーム等）のあり方について

- 里親制度の普及・啓発
- 専門性の確保
- 里親機能の拡充
- 里親支援の強化 等

3. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について

- ケア形態の小規模化（子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化）とその支援のあり方
- 施設サービス体系のサポートのあり方
- 生活機能、治療機能及び教育機能などのケア機能強化
- 子どもに対する連続的なケアの提供
- ケア担当職員の質的・量的な確保
- 地域支援機能などの在宅支援機能強化
- 一時保護機能のあり方 等

4. 家族関係調整及び地域支援について

- 家族への支援や親権者との関係調整
- 関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 等

5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について

- 年長の子どもや青年に対する支援（自立生活・住居・就労・進学等）のあり方
- 自立援助ホームの機能や役割の強化 等

6. 社会的養護の質の向上

- 子どもの権利擁護の強化
- 施設入退所等に関するアセスメントの策定
- 支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の策定等）
- サービス評価の実施
- 社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充 等

7. 学校教育など関連分野との連携

- 学校教育との連携 等

(iii) 社会保障審議会児童部会報告書

「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(2003年11月)

前記の2つの委員会と児童部会における議論を踏まえ、児童虐待への対応と要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方について、2004年の改正(児童虐待防止法・児童福祉法)に向けて報告書をまとめている。主な内容は以下の通りである。

1. はじめに
2. 今後の児童虐待防止対策のあり方について
 - (1) 基本的考え方
 - ① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない支援
 - ② 待ちの支援から要支援家庭への積極的なアプローチによる支援へ
 - ③ 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援
 - ④ 虐待防止ネットワークの形成など市町村における取り組みの強化
 - (2) 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至る具体的な取り組みの方向性
 - ① 発生予防における取り組み
 - ② 早期発見・早期対応における取り組み
 - ③ 保護・自立支援における取り組み
3. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する「都道府県・市町村の役割、児童相談所のあり方」等について
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 今後の児童相談所、市町村が果たすべき役割、あり方
 - (3) 児童相談所および関係機関に関する個別の論点についての方向性
 - ① 児童相談所の必置規定
 - ② 中核市による児童相談所の設置
 - ③ 障害相談、障害判定、障害児施設入所措置
 - ④ 非行児、不登校児等への対応
 - ⑤ 児童福祉施設や里親との連携、協働
 - ⑥ 児童相談所職員の配置の充実、専門性の確保・向上
 - ⑦ 児童福祉司の必置規制、任用資格のあり方
 - ⑧ 心理判定員の業務および名称の見直し
 - ⑨ 一時保護所のあり方、混合処遇緩和のためのシェルター機能の分散
 - ⑩その他関係機関の役割、あり方
4. 今後の要保護児童および要支援家庭に対する社会的養護のあり方について
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 家庭的養護、施設養護、年長の子どもや青年に対する自立支援などのあり方についての方向性
 - ① 家庭的養護(里親・里親によるグループホーム等)のあり方
 - ② 施設養護のあり方(施設サービス体系のあり方等)
 - ③ 家族関係調整及び地域支援
 - ④ 年長の子どもや青年に対する自立支援

■ 研究報告 ■

- ⑤ 社会的養護の質の向上
 - ⑥ 学校教育など関連分野との連携
5. 今後に向けて

【参考文献】

- 社会保障審議会児童部会「第1回児童虐待の防止等に関する専門委員会 議事録」(2002年12月3日)
社会保障審議会児童部会 報告書「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」(2003年11月)
社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書(2003年6月18日)
社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書(2003年10月27日)

(加藤洋子)

(4) 医療・保健・心理分野

① 被虐待児への治療に関する事例研究

医療・保健・心理分野では、第3期においても第2期で関心の高かった治療に関する研究が継続して行われるが、その中でも顕著に現れてくるのは、現場において実践されるようになった治療に関する事例研究である。『子どもの虐待とネグレクト』(3巻2号・2001)では、「虐待を受けた子どもの治療を考える」という特集が組まれ、5つの事例研究が記載されている。以下にその5つの研究を紹介する。田中・横湯による「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生」では、心理療法家と児童精神科医がそれぞれのスタッフとともに5年余かかわったケースについて、その家庭への危機介入の経過を報告している。西澤の「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー」では、慢性的なネグレクトと深刻な身体的虐待を受けて、入院を経て施設への入所となった児童のトラウマ・プレイセラピーのあり方(西澤のモデル)が検討されている。大黒・安部の「虐待を受けた子どもの治療」では、児童養護施設における心理士の実践を通して、心理士と施設職員相互の役割を検討している。心理士自身が心理療法を直接行うだけでなく、被虐待児の担当職員が、その児童にとっての愛着対象になるように働きかけること、施設職員が治療的養育者として関わることの重要性を主張している。

太田・斎藤の論文「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」では、「虐待をする母親」とはどのような人々であるかについて検討され、その事実に基づいて行われた「加害者母と被虐待児」に対する介入と治療の実際を紹介している。「虐待する母」(虐待する母たちのうち、精神科クリニックを受診するもの)の特徴として、第1に母たちの多くが虐待された子ども時代を送っていたこと、第2に成育家族に顕著な問題(混乱)が見られたこと、第3に母たちの中には、かなりの割合でバタード・ウーマン(配偶者からの虐待被害者)が含まれていた。また、家族内外の性的虐待を受けていた者が多かった点も注目すべき点として指摘されている。結論として、児童虐待の加害者と被害者が適切な治療の関係の中では大きな変化を遂げることができ、親子関係の修復もあり得ることを提示していた。そして、治療・介入パラダイムに欠かせぬ要素としての加害者母たちによる自助グループの存在も重要であると示唆している。

池田による「虐待を受けた子どもの経過と予後」は、3歳5か月の男児に対して、実父による身体的虐待があり、それに対して実母がネグレクト的な態度をとったが、約2年間の治療により虐待は止まり、その後再発せず、虐待された子どもたちも問題なく成長した事例が記されている。本児と妹、そして母親・父親への治療・援助の経過を知ることができる。

このように、特集「虐待を受けた子どもの治療を考える」が組まれたことにより、様々な事例から専門機関・専門職(医療・保健・心理分野)が、困難なケースに対して、諦めず地道な取り組み・研究をしていることが理解でき、さらに、その治療・援助の内容を見ると、虐待を受けることの精神的なダメージの深刻さを再認識

することとなった。被虐待児の治療を中心に置きながら、その保護者への治療・介入が如何に重要であるか、それに対する関心の高さも同時に窺えた。確かに、家族の再統合が虐待解決の最終目的の一つであるが、一方で、再統合が困難なケースの場合は、親子分離をした上で、子どもの自立支援を目標にして援助する。しかし、どちらのケースにしても、心に傷を負った子ども、そして何らかの精神的な援助が必要な保護者について治療という行為がないままに、その解決は望めない。第3期における児童虐待防止法改正（2004）において、児童虐待を受けた児童等に対する支援（第13条の2）、児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条）規定が盛り込まれたのは、まさしくこれらの議論と研究・実践を踏まえた結果ともいえよう。

【参考文献】

- 池田由子「虐待を受けた子どもの経過と予後」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）263-271頁
 西澤哲「虐待を受けたある幼児のプレイセラピー -トラウマ・プレイセラピーのあり方の模索-」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）234-242頁
 大黒剛・安部計彦「虐待を受けた子どもの治療 -愛着対象としての施設職員のかかわり-」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）243-249頁
 太田真弓・斎藤学「虐待する母親と虐待される児童への治療的介入の2例」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）250-262頁
 田中哲・横湯園子「登校拒否・家庭内暴力の背後に虐待があった小学生 -関係領域の専門家の協同による危機介入を含めたかかわり-」『子どもの虐待とネグレクト』3巻2号（2001年）224-233頁

（加藤洋子）

② 親への治療命令（治療に対する司法介入についての議論）

第3期は、上述したように被虐待児への治療に関する事例研究の特集が生まれ、治療方法・治療経過が議論されてきた。その一方で、3年後の改正に向けて、「家族再統合」というキーワードの元に、親への治療に注目が集まった時期でもある。

研究動向を確認すると、児童虐待防止法が施行された2000年や翌年に、様々な分野において、児童虐待防止に関する特集が生まれ、新しい法律について議論が交わされたことが分かる（平湯・2000、斎藤・2000、田中・2000、前橋・2001、吉田・2001）。そして、3年後の見直しの時点で改善されるべき内容に早くも的を絞り、論述されている著書・論文が、制定後すぐに散見されたのも第3期の特徴といえよう。その中から、親への治療に焦点を絞ったものを以下に述べる。

斎藤は、2000年の児童虐待防止法を「精神科医の立場から評価する際には、通告義務に関する問題（第5条）と加害者の指導の問題（第11条）とが焦点になると思われる」（斎藤・2000：229頁）と指摘する。家族再統合に向けて、如何に保護者を支援していくかという観点からの議論は、現実には虐待の加害者でもある保護者に、どのような指導をしていくかという問題になる。

当時の議論を確認すると、専門家・研究者の多くがその壁に突き当たっており、第11条に関して、「『加害者に対してどのような“治療”があり得るか』という視点が現在のところまったく欠けている」（斎藤・2000：229頁）と、斎藤が田中と岩佐の第11条に関する意見（JaSPCAN News Letter No.9、2000年）を取り上げて賛同し、具体的なサービスの整備や指導への強制力が殆どなく、様々な課題が残ったままの法施行となった難しさを指摘したように、多くの論考が同様な内容を示している。そして斎藤は「これでは3年後の見直しといっても、どう見直すかという議論さえできない。ここでは専ら、あり得る加害者治療モデルについて検討」（斎藤・2000：229頁）するとして、虐待の加害者へのアプローチについて議論を展開している。

斎藤は田中の説を例に挙げ、加害者への対応として第11条に関しては、「児童福祉法27条1項2号の指導と

して、具体的にどのようなことができるのか明確にする必要がある」(田中・2000:6頁)、そして「児童相談所への通所の義務づけ、関係機関の援助を受けることの義務づけくカウンセリングを受講する、保育所に児童を入所させる等>が可能か、さらに同号の指導内容として、保護者の同意を得て児童を施設措置する場合に保護者の面会等を制限できるか(制限できるとすると第12条による制限との関係はどのようなようになるのか)について明確にする必要がある」(田中・2000:6頁)と記している。

斎藤によると「カウンセリングの受講」とは、加害者の強制治療を含むものと考えられ、「ただし加害者の強制治療は、加害者の処罰規定を前提として発生する。まず児童を虐待した成人についての罰金、刑務所への収容、そして強制治療の指示が法廷でなされる必要がある」とする。そして、「第14条(親権の行使に関する配慮等)には『児童の親権を行う者は児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。2. 児童の親権を行う者は児童虐待に係る暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない』と記されているので、その『責め』の一部に治療的処遇があり得ることを何らかの形で明記する必要がある」(斎藤・2000:229-230頁)とも指摘する。

さらに斎藤は、岩佐が「児童虐待防止法第11条(指導を受ける義務)及び第12条(面会または通信の制限)はこれまでにない新たな権限を設けた規定といえます。第11条は児童福祉司等による児福法27条1項の児童措置に強制力を持たせることを可能にしました。必要と認める場合に保護者にカウンセリングを受けることを義務づけること等を念頭に置いているようですが、カウンセリングできる十分な体制がない上、行政が『義務』だといったところで、保護者に対する援助が功を奏するとは考えにくいです」(岩佐・2000:7-8頁)と示したことについて、「確かにその通りであるが、『カウンセリングできる十分な体制がない』ことを現状でどのように補完していくかが考えられなければならない。岩佐のこの文言はおそらく現在の児童相談所の能力をさしているものと思われるが、この問題の全てを公的機関に委ねようとする自体に無理がある。」(斎藤・2000:230頁)また、「現代のところ、虐待する親を治療対象にしている機関は極めて乏しいが、これは需要が拡大すれば解消可能な問題である。治療を求める加害者の来院が増えれば、それに対応する技術の発達も進み、治療後の受け皿となる自助グループの動きも活性化するであろう」(斎藤・2000:230頁)とも述べている。

民間の医療機関での加害者の治療は、費用の問題、また彼らに治療への動機づけをどのように行うかが、現在の法律の規定では十分ではない。斎藤は、「致命的な傷を子どもに与えるような親たちの全てにクリニックへの自発的な来所を促すのは困難である。特に暴力的な父親のほとんどは、我が子にふるう暴力に躰という美名を与えていて、これが治療に値する行為であると説得することさえ難しい」(斎藤・2000:230頁)。そして、家族再統合への期待が男たちを治療に動機づけることもあるとした上で、妻子が同居を拒んだ場合に、父親が治療場面からドロップアウトしてしまうことにも危惧している。「こうした父親たちを治療に参加させるためには、加害者としての刑の執行の中に専門治療機関への受診というオプションを織り込む必要がある。法廷は加害者に家族への接近禁止を命じるとともに、刑務収容と外来治療とを選択させる。・・・(中略)・・・刑務収容の免除ないし短縮という動機づけがない限り、加害者(特に男性)は治療の場に登場しない」(斎藤・2000:230頁)と示唆した。

そして、当時議論されたこの内容は、2004年の改正「司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)、2007年の児童虐待防止法改正・児童福祉法改正(保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等)において、徐々にではあるが段階的に整備されていく。しかし、治療への強制参加に関しては、2007年の改正でも十分な規定は盛り込めなかった。そして、自助グループ・行政における治療プログラムの実行・民間医療機関での治療の充実も地域格差が出ており、全国どこでも同様な治療が受けられるという現状ではないことが今後の課題として残っている。

【参考文献】

- 平湯真人「『児童虐待の防止等に関する法律』の概要と残された問題点」『母子保健情報』第42号（2000年）51-54頁
 岩佐嘉彦「児童虐待防止等に関する法律（『児童虐待防止法』）について」『JaSPCAN ニューズレター 2000年9月No.9』（2000年）7-8頁
 前橋信和「子ども虐待に対する取り組み」『臨床心理学』1巻6号（2001年）718-724頁
 斎藤学「児童虐待に関する加害者治療モデル - 精神医学の現場から-」『子どもの虐待とネグレクト』2巻2号（2000年）229-233頁
 田中幹夫「『児童虐待の防止等に関する法律』制定に伴う運用についての要望」『JaSPCAN ニューズレター 2000年9月No.9』（2000年）5-6頁
 吉田恒雄「児童虐待に関する法制度」『臨床心理学』1巻6号（2001年）725-730頁

（加藤洋子）

（5）非行・教護分野

第3期には、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設・児童養護施設等で、非行傾向のある児童に向き合う際に、その児童の被虐待経験が非行との関連で捉えられ、被虐待経験を考慮した実践が図られている事例報告がいくつか見られた。非行原因としての虐待という視点が明確化したのが、第3期の特色である。一例では、2000年7月に法務省法務総合研究所が全国の少年院在院者2530人を対象に行った調査によれば、50.3%が保護者から虐待を受けた経験があるという（森・2001：35頁）。埼玉県立児童自立支援施設である埼玉学園では、2001年現在の在籍児童73名のうち56%が虐待を受けた経験があるというデータがあり、加えて、虐待親も幼少期の被虐待経験がある場合が多いなど、これまでの児童虐待研究で指摘されてきた課題が凝縮されている旨の報告もなされている（羽柴・2001：21-24頁）。「虐待という視点を持つことによって、より深く少年の心情を理解し、適切に少年にかかわれるようになるのではないか」（籠田・2001：1-17頁）という実践者の気づきもみられた。

非行児童の実践現場が、児童虐待と非行の関連に目を向け、とくに「被虐待児への対応」としての矯正教育実践を模索しはじめた様子がかかわれる。「非行は虐待を受けた子どもの示す行動化の一つである」（森・2000：87頁【文献42】）という発見が第3期の成果の一つといえる。

児童福祉や矯正教育の施設現場は、児童虐待に対して法的対応で臨もうとする姿勢をもち、過去に被虐待経験のある児童の受け皿として機能している。この現状から、施設現場では、すでに起こった虐待に対して治療的態度で臨む姿勢が顕著である。児童自立支援施設にしても、「虐待を受けた子どもたちのうち行動化が顕著で他の施設では適切な援助ができない子どもたちのための施設」（森・2000：87頁【文献42】）という位置づけが改めてなされるようになった。全国児童自立支援施設協議会が発刊する『非行問題』は、2001年の号（207号）で「非行の背景にあるもの・虐待」を特集テーマとして組んだ。関係者の問題関心の高さが示されている。

【参考文献】

- 羽柴継之助「児童自立支援施設での児童虐待児童への取組」『更生保護』（2001年9月）21-24頁
 籠田篤子「被虐待経験を持つ非行少年についての一考察」『調研紀要』72号（2001年11月）1-17頁
 森望「虐待された子どもたちの自立支援」『母子保健情報』42号（2000年12月）87-90頁【文献42】
 森望「子ども家庭福祉と自治体行政—子育ての社会化と地方分権パラダイム—」『社会福祉研究』82号（2001年10月）27-35頁
 全国児童自立支援施設協議会「特集 非行の背景にあるもの・虐待」『非行問題』207号（2001年）【文献43】

（田澤薫）

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京・大阪府・大阪市の動向
	4	改正少年法施行			東京都 児童虐待防止対策「児童養護施設における被虐待児個別対応職員
	5	東京都町田市で4歳男児が母親の交際相手の男に殴られ死亡。保育園から虐待の疑いが児童相談所に通報されていた。			の配置」開始
	5	厚生労働省の調査で、6割の世帯が子育てに悩み、10年前に比べて10ポイント増			東京都 児童虐待防止対策「児童養護施設等<母子生活支援施設>における
	6	民生委員・児童委員の定数基準について」厚生労働省通知（雇発第433号・社採第1145号）			心理療法医担当職員の配置」開始、「児童養護施設は平成11年度開始」
	6	児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク設立シンポジウム開催 東京飯田橋			東京都 「TOKYO子育て情報サービス」開始
	6	大阪教育大学附属池田小学校に男性が侵入して児童8名を殺害し、児童13名、教諭2名に傷害を負わす。			大阪府 子ども家庭センター「子どもの虐待防止ハンドブック」改訂版作成
	8	母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」厚生労働省通知（雇発第508号）			大阪府 子ども家庭センター「かわもりメンタルケア強化事業」の実施
	8	母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」厚生労働省通知（雇発第509号）			大阪府 子ども家庭センター 虐待対応課の創設
	9	児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」第2回シンポジウム開催 東京			大阪府 子ども家庭センター 次長兼虐待対応課長の配置
	9	（児童虐待防止協会）第53回保健文化賞受賞			大阪府 大阪市中央児童相談所に児童虐待対策班、通称「な」にわっ子支援
	10	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）施行			大阪府 行政、児童虐待に係る諸団体が参画し、大阪市児童虐待防止連絡
	12	児童生徒が児童福祉施設に入所している場合等の出席停止の手続について」文部科学省初等中等教育局児童局児童生徒課通知			会議を設置
	12	児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」第1回ハレド実施 東京（子どもの虐待死を悔み、命を讀える市民集会・ハレド）			大阪府 児童家庭支援センター・博愛社（淀川区）を設置
		（子どもの虐待防止センター）CGAPブックズNo.2 『ある性的虐待の記録 一障害児への虐待を考える』発行			
		（子どもの虐待防止センター）CGAPブックズNo.3 『児童虐待防止法』発行			
2002	4	新潟地裁、9年におよぶ女性監禁事件で佐藤宣行被告に懲役14年の判決。	2002	4	東京都 児童虐待防止対策「虐待対策班の設置」開始
(平成14)	2	ヨットスクール体罰事件の最高裁判決で、戸塚宏被告の懲役6年実刑が確定。	(平成14)	4	東京都 児童虐待防止対策「児童虐待防止区市町村ネットワーク事業」開始
	2	児童虐待に係る通告先の拡大」及び「通告を受けた場合の措置」について」厚生労働省通知（雇発第0214001号）			東京都 児童虐待防止対策「家族再統合のための治療助事業」開始
	3	山形地裁、中学生マツト死事件で元生徒7人の関与を否定し、遺族の賠償請求を棄却する判決。			東京都 「開業医小児医療研修」開始
	3	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第38号）			大阪府 子ども家庭センター「大阪府子ども家庭センター危機管理マニュアル」作成
	4	厚生労働省、親族里親制度の創設を決定。			大阪府 子ども家庭センター 施設と子ども家庭センター共同で「虐待を受け
	4	最高裁判所家庭局が虐待を理由として昨年度の家庭裁判所への申し立て件数は過去最多の169件、10年前の8			た施設入所児童の治療プログラム」作成に着手
		倍。うち子どもを親から引き離すことを認めた123件について、虐待していたのは母親49%、父親36%、ネグレクト44%が最も多い。			大阪府 子ども家庭センター 各センターにDVセンターの機能を新たに追加
	5	民生委員・児童委員の研修について」厚生労働省通知（雇発第0522001号・社採第0522001号）			（母子相談課）専任主査の配置
	5	児童虐待防止協会の特定非営利活動法人 児童虐待防止協会として再出発			大阪府 子ども家庭センター 保健師4名配置（中央2名、東大阪1名、堺1名）
	6	児童家庭支援センター運営事業の取扱いについて」厚生労働省通知（雇発第0619001号）			大阪府 「子育てってどんなの？」（母子健康手帳とともに配布する啓発冊子）
	6	児童福祉法に基づき指定居宅支援事業者等の人員、設備および運営に関する基準を定める省令（厚生労働省令第82号）			作成
	6	地域保健における児童虐待防止対策の取組の推進について」厚生労働省通知（健発第0619001号・雇発第0619001号）			大阪府 「母子家庭等自立支援センター事業」の実施
	6	厚生労働省、2000年の児童虐待防止法施行後62人の子どもが虐待死と報告。			大阪市 24区に児童虐待防止連絡会議を設置
	7	児童福祉法施行規則および児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第96号）			大阪市 24区の保健福祉センターに、児童虐待に関する相談・通報等に対する
	7	児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第255号）			担当係長を配置。
	7	児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第256号）			大阪市 24区の保健福祉センターに42名の「子ども家庭支援員」を配置し、軽
	7	児童福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第256号）			度な虐待経験のある家庭への派遣及び育児相談・支援等を開始。
	8	厚生労働省、2001年度無認可保育施設状況調査発表。無認可施設は2000年度よりも5%増の6,111ヶ所、そのうちベビーホテルの約8割が			
	8	指導基準に不適合。			
	8	厚生労働省、2001年国民生活基準調査発表。一世帯平均所得1.5%減の616万円。「生活が苦しい」は4年連続、特に子育て世帯は6割、			
	9	母子家庭は8割増に達する。			
	9	里親の認定等に関する省令第十九条第二号の厚生労働大臣が定める研修（厚生労働省告示第290号）			
	9	少年養育施設規則（国家公安委員会省令第20号）制定			
	9	里親が行う養育に関する最低基準（厚生労働省令第116号）			
	9	里親制度の運営について」厚生労働省通知（雇発第0905002号）			
	9	里親支援事業の実施について」厚生労働省通知（雇発第0905005号）			
	12	児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第168号）			
	12	文部科学省、「学校への不審者侵入の危機管理マニュアル」発表。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
		6 厚生労働省全国児童相談所長会議「全国の児童相談所が2003年度に処理した児童虐待件数、過去最高の2万6,573件」			
		7 児童虐待、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成16年法律第64号)施行			
		7 全国児童虐待連絡協議会調査、児童虐待の施設数1万4,678ヶ所(前年比6%増)過去最高、需要に追いつかず			
		7 厚生労働省調査、児童虐待者に「虐待の認識なし」4割			
		7 豊和県議会「子どもの権利や家庭の役割などを盛り込んだ「子ども条例」回決。都道府県レベルでは初めて(8月施行)」			
		8 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について(厚労省通知(雇児発第0813003号))			
		8 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(厚労省通知(雇児発第0813002号))			
		8 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(文部科学省通知(文科生第313号))			
		8 大阪府児童市、19歳の少年が餓死しているのが発見される。発見時身長182cm、体重32kg。			
		8 文部科学省、臨床心理士らが幼稚園を巡回し、幼稚園教諭や保護者の子育て相談に応じる「保育カウンセラー制度」を創設する方針を決定、2005年度予算の概算要求に盛り込む(2005年5月に決定)			
		8 文部科学省調査、全国の公立小中学校高校の児童生徒が2003年度に起こした構内暴力は3万1,278件(前年比6.2%増)で3年ぶりに増加。いじめも2万3,351件(前年比5.2%増)に			
		9 栃木県小山市、父子家庭の幼い兄弟が同居していた父の友人によって誘拐殺害される。(虐待事件)			
		9 2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて死亡する事件が起き、その事件を機に子ども虐待防止を目指す小山町の「カンガル-OYAMA」が、2005年にオンゼルサポートセンターを始め、「カンガル-OYAMA」、「NPO法人里親支援のアン基金プロジェクト」、「児童虐待防止全国ネットワーク」は、3者間独自に相互協力する場として「オンゼルサポートセンター」を設立、2006年からは「児童虐待防止全国ネットワーク」が総合窓口を担い、厚生労働省との協働により全国的に活動を広げる。			
		9 厚生労働省調査、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を訪問し養育支援を行う、家庭訪問事業不振。125市町村の実施で国の規定数139%にとどまる			
		9 警察庁「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(警察庁内少発第34号等(通達))			
		11 「児童委員の活動要領の改正について」(厚労省通知(雇児発第1108001号))			
		12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第64号)施行			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第402号)			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第412号)			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行について(厚労省通知(雇児発第1203001号))			
		12 児童福祉法の一部を改正する法律の施行について(厚労省通知(雇児発第1203001号))			
		12 厚生労働省「子ども子育て応援プラン」を発表。2005年度から5年間取り組む少子化対策(新新エンゼルプランから改称)。特に働き方の見直し、子育て支援、若者の自立支援の3点に重点。			
		12 養育費支拂法成立			
		厚生労働省「虐待や親の離婚等、家族間の調整が必要な家庭が多いことから、児童相談所をはじめとする関係機関や児童を直接ケアする職員等と連携を図りながら、施設の入所前から退所後に至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を児童相談所に配置			
2005 (平成17)		1 「児童虐待防止協会」大阪府からの委託事業「大阪府児童虐待問題市町村職員研修事業」実施 2005年1月-3月	2005 (平成17)	4	東京都 「家庭的養護推進モデル事業」開始 大阪府 子ども家庭センター「児童相談業務IT化の推進-新児童相談システム」の構築に向けて検討(19年度開始予定)
		2 「市町村児童家庭相談援助指針について」(厚労省通知(雇児発第0214002号))			大阪府 市町村が行う児童相談業務の支援をため、大阪府市町村児童家庭相談援助指針の配布を行うとともに、市町村児童相談担当職員への研修を実施する。
		2 「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」(厚労省通知(雇児発第0225003号))			大阪府 大阪市中心児童相談所の児童虐待対策班を「児童虐待対策室」として発展的に改組
		2 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(厚労省通知(雇児発第0225001号))			大阪府 児童虐待の発見、通報、啓発等に協力していただくことを目的とする「大阪府児童虐待予防地域協力員」の養成を開始。対象は、主任児童委員及び市民ボランティア。
		3 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(厚労省通知(雇児発第0330008号))		7	大阪府 「エンゼルサポート」派遣事業を開始。出産後も多くの家庭に対する家事援助とともに、虐待のおそれがある家庭等に対する相談・援助も行う。
		3 「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」(厚労省通知(雇児発第0330001号))		7	大阪府 「専門的家族訪問支援事業」を開始。育児不安や孤立感等をもつ、虐待のおそれのある出産後間もない養育者に対して、保健師及び助産師が一定期間、定期的に訪問型着居支援を行う。
		3 「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について(厚労省通知(雇児発第0318001号))		7	大阪府 「育児支援家庭訪問事業実施要綱」制定
		3 厚生労働省「乳幼児突然死(SIDS)に関するガイドライン」発表 厚生労働省研究班		7	大阪府 「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定
		4 養護費支拂法施行		7	大阪府 「専門的家族訪問支援事業実施要領」制定
		5 「児童虐待防止対策支援事業の委託について」(厚労省通知(雇児発第0502001号))		7	大阪府 「エンゼルサポート」派遣事業実施要領」制定
		6 (児童虐待防止協会)大阪府からの委託事業「大阪府市町村児童相談担当者研修事業」実施 2005年6月-12月			
		9 厚生労働省、子どもの虐待を防ぐため、虐待を繰り返す親に対する心理療法の取り組みを2006年度から開始することを決定(児童福祉法「家族療法」を施す)			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向
		参考文献			
		「児童虐待防止法等 関係法令通知集」中央法規、2007年			
		警察庁編「警察白書 平成12年版～平成17年版」大阪府 大阪府印刷局			
		厚生省編「厚生白書 平成12年版～平成17年版」財団法人厚生問題研究会			
		厚生省児童家庭局企画課監修「児童相談所運営指針」財団法人日本児童福祉協会、1998年			
		厚生省児童家庭局母子保健課「健やか親子21検討会報告書」2000年			
		大阪府子ども家庭センター「大阪子ども家庭白書」平成19年版（平成18年度事業概要）、2007年			
		大阪府「大阪府における児童虐待防止にかかわる主な取り組み」平成19年度			
		大阪市「首長支援家庭訪問事業実施要領」制定、平成17年7月1日 最近改正、平成19年4月1日			
		大阪市「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定、平成17年7月1日			
		大阪市「専門的家族訪問支援事業実施要領」制定、平成17年7月1日 最近改正、平成20年4月1日			
		大阪市「エンゼルサポートセンター派遣事業実施要領」制定、平成17年7月1日 改正、平成19年4月1日			
		才村 純「子ども虐待ソーシャルワークの制度的枠組み」子ども虐待ソーシャルワーク論、有斐閣、2005年			
		才村 純「児童虐待問題に対する厚生労働省の取り組み」母子保健情報』第50号、2005年			
		子どもと保育総合研究所 代表/森上安朗編「最新保育資料集」2007 ミネルヴァ書房、2007年			
		子どもの虐待防止センター「10年のあゆみ」2003年			
		児童虐待防止協会「10周年記念誌 支えられて10年ー児童虐待防止協会の歩み」2000年			
		児童虐待防止協会 協会概要、活動のあゆみ http://www.apca.jp/ 2007.4.29掲載内容			
		高橋重宏・細野武博・相次薫編著 「戦後の児童福祉の歩み」ハヤライト「家庭白書」川島書店、1986年			
		高橋重宏監修「日本の子ども家庭福祉ー児童福祉法制定60年の歩み」明石書店、2007年			
		「子どもと家庭・女性福祉 母子保健、小児医療施策概要」東京都福祉保健局少年社会対策部計画課、2005年			
		日本子どもを守る会編「子ども白書」2000年版～2005年版、草土文化			
		「福祉保健局事業概要」平成16年版、東京都福祉保健局総務部総務課、2004年			
		村田典子「90年代を振り返る」『世界の児童と母性』Vol.48、2000年			

平成20年度専門研修を振り返って

1. 平成20年度実施の研修の概要

(1) 平成20年度研修の基本方針

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」という）は、平成14年度から子ども虐待対応等に関わる援助者の専門研修事業を行っています。平成20年度研修は、以下の点を基本方針として企画・運営しました。

① 「参加型」研修の継続・充実

センター研修では、開設以来、参加者が問題意識を持って議論しながら、子ども虐待対応への専門性の向上をめざす「参加型研修」を基本においています。研修内容も、グループ討議やパネルディスカッション、ケースカンファレンス等、討論型プログラムの時間配分を多くとることを意識しております。事例検討については、少人数でのケースカンファレンスを可能な限り組み入れていきます。経験年数の少ない参加者が多い研修では、グループ討議の際、進行と助言を兼ね、経験年数が多い「先輩」がグループ討議に参加するように設定し、経験の少ない参加者のグループ討議がより意味のあるものになるように工夫しました。

② 地域研修の拡充

センターでは、市区町村と児童相談所等の機関連携も重要であると考え、平成20年度は「地域虐待対応等アドバンス研修（「地域虐待対応等合同研修」から再編）」を開催しました。本研修は、従来実施してきた研修のステップアップ研修の位置づけとして、参加者には事例概要の提出を求め、プログラムも市区町村と児童相談所等関係機関との共同発表による事例検討を行いました。また、児童虐待防止の研修を地域で中心に企画・実施する担当者を養成するための「地域虐待対応研修指導者養成研修」を新設しました。センターとしては、これらの研修を通して、市区町村の対応力向上に少しでも役立つことができると考えております。

③ 現場のニーズに即した研修内容

センター研修は、現場が役に立つ内容や現場のニーズをできるだけ反映した研修内容にすることを心がけています。特に、参加者からのアンケートで希望の多い内容については、「テーマ別研修」などに反映しています。「テーマ別研修」は毎年参加者数が定員数を上回るなど、好評です。平成20年度は参加者からのニーズが非常に多い「家族への支援」を取り上げました。また、子ども虐待を中心に子どもと家族を取り巻く問題がマスコミ等にも取り上げられることが多い現状を踏まえ、児童虐待に関する今日的課題を取り上げるテーマ別研修「児童虐待に関する諸問題」を行いました。この研修では、性的被害を受けた子どもへの事実確認に対するニーズが高まっていることから、「子どもの記憶」に関する講義や、最近雑誌の特集や出版物が相次いでいる「子どもの貧困」に関する講義などを組み入れた研修を企画しました。

他にも、既存の研修の見直しや再編を現場のニーズに即して行いました。児童心理司の研修については、平成19年度に児童福祉司との合同研修の形に再編しましたが、児童心理司スーパーバイザーが新設されたこと、児童心理司単独の研修を求める声もあり、「児童心理司スーパーバイザー研修」として再編することとしました。

④ 研修評価の検討 ～研修後アンケート・「研修1年後」アンケート～

センターでは、本年度も継続して、研修参加者の声を次年度以降の研修にできる限り反映できるよう、研修終了後にアンケート調査を実施するとともに、研修1年後も、参加者及び所属長に対して「研修1年後」アンケート調査を行い、研修効果の測定に役立てております。特に、「センター研修で今後望む研修内容」

■ 事業報告 ■

の聴取はテーマ別研修を策定する際にも参考にするなど、研修後アンケート結果は次年度研修の立案にも大きく反映させています。また、研修評価に関する研究ともリンクしながら、効果的な研修内容・方法の構築を目指していきます。

(2) 平成20年度に新設／再編した研修

平成20年度は以下の6つの研修を新設／再編しました。

- ① 地域虐待対応研修指導者養成研修（新設）
- ② 地域虐待対応等アドバンス研修（「地域虐待対応等合同研修」より再編）
- ③ 情緒障害児短期治療施設指導者研修（「新設情緒障害児短期治療施設研修」より再編）
- ④ 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修（「児童相談所スーパーバイザー研修」を改称・再編）
- ⑤ 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修（「児童相談所心理職員指導者研修」を改称・再編）
- ⑥ テーマ別研修「家族への支援」「児童虐待に関する諸問題」

それぞれの研修の内容・詳細については、次節「3. 各研修を振り返って」にて、説明します。

(3) 平成20年度研修で中心においた研修テーマ ～「アセスメント（見立て）」「家族への支援」

平成20年度研修は、以下の内容を取り入れました。児童虐待相談の増加に伴い、市区町村を含め、児童虐待事例に関わる機会が増えてきています。その際に、重要となるのは「アセスメント（見立て）」です。子どもを保護するか否か、市区町村では児童相談所に通告するか否かなど、リスクアセスメントを含めた「見立て」は非常に重要です。そこで、平成19年度からは、「アセスメント」に関する内容を各研修で組み入れ、特に、「リスクアセスメント」については、「地域虐待対応等アドバンス研修」「地域虐待対応研修指導者養成研修」でも取り上げました。「地域虐待対応研修指導者養成研修」については、講義を聴いた上で、実際にアセスメントシートに記入を行うなど、参加者が地域で研修を行う際に、参考にできる演習形式のプログラムとしました。

また、参加者からのニーズの高い「家族への支援」については、テーマ別研修で取り上げるだけでなく、「地域虐待対応等アドバンス研修」等様々な研修で取り上げました。各研修で行う事例検討等でも、事例を通して、保護者支援に関する議論が多く行われるなど、様々な研修の場を通して家族への支援を考えることとなりました。

2. 参加状況

平成20年度に実施した研修と参加者数は表1の通りです。

全研修で1,469名の参加がありました。前年度の1,660名に比べ191名減少となりました（表1）。

表1 子どもの虹情報研修センターで実施した研修一覧と参加者数

研 修 名	期 日	平成20年度 参加者数	平成19年度 参加者数	平成18年度 参加者数
児童相談所長研修	平成20年4月24日(木)～4月25日(金) 平成20年10月22日(水)～10月24日(金)	76 (78)	71 (74)	58 (60)
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・ 医療機関等医師専門研修	平成20年5月21日(水)～5月22日(木)	23	22	25
地域虐待対応研修指導者養成研修(グループA)	平成20年6月3日(火)～6月6日(金)	38		
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	平成20年7月1日(火)～7月4日(金)	74	79	82/67

地域虐待対応研修指導者養成研修（グループB）	平成20年7月15日（火）～7月18日（金）	38		
大学生・大学院生MDT（多分野横断チーム）研修	平成20年7月29日（火）～7月30日（水）	63	80	50
児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	平成20年8月26日（火）～8月29日（金）	51		62
地域虐待対応等アドバンス研修（秋田）	平成20年9月18日（木）～9月19日（金）	33	52（福島）	97（センター）
情緒障害児短期治療施設指導職員研修	平成20年9月24日（水）～9月26日（金）	24	28	22
児童養護施設職員指導者研修	平成20年10月7日（火）～10月10日（金）	84	96	96
治療機関・施設専門研修	平成20年11月11日（火）～11月14日（金）	67	85	66
地域虐待対応等アドバンス研修（岐阜）	平成20年11月27日（木）～11月28日（金）	79	79（松本）	99（高松）
地域虐待対応等アドバンス研修（茨城）	平成20年12月4日（木）～12月5日（金）	75	97（奈良）	73（新潟）
児童福祉施設指導者合同研修	平成20年12月17日（水）～12月19日（金）	85	89	67
地域虐待対応等アドバンス研修（宮崎）	平成21年1月15日（木）～1月16日（金）	52	62（山口） 62（長崎）	82（名古屋）
乳児院職員指導者研修	平成21年1月27日（火）～1月30日（金）	43	49	50
児相中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	平成21年2月3日（火）～2月6日（金）	87	97	
児童福祉施設心理担当職員合同研修	平成21年2月18日（水）～2月20日（金）	87	89	92
テーマ別研修「親への支援」	平成21年3月4日（水）～3月6日（金）	141	97 ※1	86 ※2
テーマ別研修「児童虐待に関する諸問題」	平成21年3月11日（水）～3月13日（金）	99	99 ※3	103 ※4
参加者計		1,319	1,520	1,277
児童福祉施設職員地域研修（大阪）	平成20年12月9日（火）	46	52（宮城）	71（群馬）
児童福祉施設職員地域研修（山梨）	平成21年3月2日（月）	104	41（埼玉）	42（岩手）
			47（茨城）	31（三重）
参加者合計		1,469	1,660	1,421

テーマ別研修のうち、※1「性的虐待」※3「非行と児童虐待」、
※2は「発生予防」※4「親への支援」を示す。

今年度は、地域虐待対応等アドバンス研修（昨年度5ヶ所→今年度4ヶ所）、児童福祉施設職員地域研修の開催が1ヶ所少なかったこと（例年3ヶ所程度→今年度2ヶ所）や、地域虐待対応研修指導者養成研修の参加者が予定より少なかったこと等が参加者減の要因として考えられます。

3. 各研修を振り返って

各研修のプログラム、講師名、時間配分等を表2～18に示しました。

センターでは、研修終了時に、アンケートを実施し、研修に対する評価、今後の研修への要望を聴取していますが、その一部も加えてそれぞれの研修ごとに振り返ることとします。

（1）児童相談所長研修（表2-1、2-2）

本研修は平成16年度の児童福祉法改正により義務化された研修で、対象は、4月から新しく着任された児童相談所長です。厚生労働大臣が告示した基準に合致するように＜前期＞＜後期＞に分けた研修プログラムを組みました。＜前期＞研修は所長として必要な基本的事項を中心に構成したプログラムに、＜後期＞研修は半年間の実務経験を踏まえ、事例検討やグループ討議により児童虐待や非行問題への具体的対応のあり方について学ぶ内容としました。

表 2-1 児童相談所長研修<前期>：宿泊研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	討議	グループ交流	参加者<グループ討議>	1.0
	講義	児童家庭福祉の動向と課題	杉上 春彦（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.0
	講義	保護者指導ガイドラインについて	太田 和男（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.0
	講義	児童相談所の運営 —児童虐待への対応と危機管理—	加藤 芳明（神奈川県中央児童相談所）	1.5
	討議	意見交換会	参加者<グループ討議>	2.5
2	講義	要保護児童対策地域協議等 関係機関との連携のあり方	加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部）	2.5
	講義	児童相談所の運営 —適切な法的対応—	磯谷 文明（くれたけ法律事務所）	2.0

表 2-2 児童相談所長研修<後期>

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	マスコミからみた児童相談所	大久保 真紀（朝日新聞社）	1.0
	討議	児童相談所の運営について （関係機関との連携を含む）	助言：加藤 芳明（神奈川県中央児童相談所）	3.0
2	討議	提出事例に関する討議	参加者<グループ討議>	2.0
	演習	事例検討「児童虐待の初期対応」	助言：津崎 哲郎（花園大学社会福祉学部）	2.5
	演習	事例検討「適切な法的対応」	助言：磯谷 文明（くれたけ法律事務所）	2.0
3	演習	グループ討議「子どもの権利擁護」	助言：伊達 直利（旭児童ホーム）	3.0
	演習	事例検討「少年非行への対応」	助言：橋本 和明（花園大学社会福祉学部）	2.0

本年度は、計76名の参加がありました。<前期>研修では、宿泊研修の形をとり、夜の時間まで意見交換会を実施しました。<後期>研修は、3日間のプログラムとし、参加者から提出された事例の検討や、演習を中心に行いました。例年通り、グループ編成は<前期><後期>と同一メンバーとして、参加者相互の情報交換や交流が進むように配慮しました。参加者は、<前期>研修の後に開催された、全国児童相談所長会議（6月）や<後期>研修で定期的に顔を合わせる機会が多いため、相互の交流・情報交換が進んでいるようです。センターとしても、引き続き児童相談所長間の交流やネットワークが整備されるよう工夫していきたいと思えます。宿泊型の研修に関しては、交流が深まったという声のある一方で、夜の意見交換の時間は研修に含まれないため、告示された時間数の確保などからも再考することとします。

（2）児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修（表3）

本研修は児童相談所や情緒障害児短期治療施設、医療機関等に勤務する医師を対象とした専門研修です。

平成20年度は、23名の参加がありました。内訳は児童相談所医師12名、情緒障害児短期治療施設医師6名、児童自立支援施設医師1名、医療機関・施設・大学等4名です。例年参加者数は大きく変わりませんが、大学の法医学教室、発達障害者支援センター等の医師の参加もあり、参加機関の幅が広がってきております。

表 3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修：宿泊研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	解離について	田中 究（神戸大学大学院医学系研究科）	2.0
	見学	施設見学	多田 幸雄（兵庫県こころのケアセンター） 水野 美枝子（同上）	1.0
	討議	現場の課題	参加者＜グループ討議＞	1.5
2	事例検討	被虐待児と家族への援助と医師の役割 （児童相談所における法的対応のケース）	助言：岩佐 嘉彦（いぶき法律事務所）	2.5
		被虐待児と家族への援助と医師の役割 （情緒障害児短期治療施設のケース）	助言：小野 善郎（宮城県子ども総合センター）	2.5

今年度は、本研修に何度も参加されている参加者（リピーター参加者）からの強い希望もあり、宿泊型研修として行いました。そして、単に宿泊型に研修を変更したのではなく、機関・施設見学を含めて引き受けていただける研修会場を探しました。本年度は「兵庫県こころのケアセンター」との共催という形での研修開催となりました。

講義は、虐待問題にも外傷後ストレス障害にも関係の深い「解離」について行いました。講師は、兵庫県こころのケアセンターにも研修・研究で深く関わっておられる田中先生にお願いしました。

2日目午前の事例検討では、初めて助言者に弁護士をお招きし、児童相談所に勤務する医師からの法的対応に絡む事例を検討しました。午後の事例は、性的虐待対応に関する情緒障害児短期治療施設の実例検討を行いました。法的対応、性的虐待への対応ともに、タイムリーな内容であったため、活発な意見交換となりました。

この研修は、リピーター参加者が多いのが1つの特徴です。平成14年度から7年間継続して参加された方もおられます。また、初めてこの研修に参加した医師からは「初めてのことでまだまだ全て理解出来るまでには至らないが、勉強になった（2名）」という感想があります。研修が宿泊型の研修となり、横浜のセンターから会場を移して研修を実施したことについては、「今回のように会場を変えていただけると新鮮で有難い」等好評ですので、来年度も地域に向向って行う宿泊型研修の形態、そして、弁護士の助言を含めた事例検討は継続して実施する予定です。

（3）地域虐待対応研修指導者養成研修（2グループ実施）（表4-1、4-2）

本研修は、市区町村等地域で研修を行う際の指導者を養成することを目的とした研修です。市区町村が児童家庭相談を行うことに伴い、都道府県は市区町村への研修を含めたバックアップを担当することとなりました。そのような実情を踏まえ、センターでは市区町村への研修を企画・実施する担当者の研修を本年度から新設しました。対象は、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員及びこれらの機関を所管する本庁の職員で、都道府県・政令市から研修講師、企画立案担当予定者として推薦を受けることを参加の要件としました。

表 4-1 地域虐待対応研修指導者養成研修（グループA）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待関連諸制度の理解	太田 和男（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	2.0
	討議	情報交換	参加者＜グループ討議＞	2.5

■ 事業報告 ■

2	講義	要保護児童対策地域協議会の運営	菅野 道英（滋賀県中央子ども家庭相談センター）	2.0
	演習	リスクアセスメントのあり方（グループ討議含む）	佐藤 拓代（東大阪市保健所）	4.5
3	講義	虐待を受けた子どもと家族・ハイリスク家庭の支援	窪田 和子（千葉市保健所）	2.5
	演習	個別ケース検討会議の運営（グループ討議含む）	加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部）	4.0
4	講義	児童虐待のこころの発達に及ぼす影響	清家 洋二（神奈川県立子ども医療センター）	2.5

表4-2 地域虐待対応研修指導者養成研修（グループB）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待関連諸制度の理解	藤田 智夫（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.5
2	講義	要保護児童対策地域協議会の運営	安部 計彦（西南学院大学人間科学部）	2.0
	演習	リスクアセスメントのあり方（グループ討議含む）	佐藤 拓代（東大阪市保健所）	4.5
3	講義	虐待を受けた子どもと家族・ハイリスク家庭の支援	窪田 和子（千葉市保健所）	2.5
	演習	個別ケース検討会議の運営（グループ討議含む）	加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部）	4.0
4	講義	児童虐待のこころの発達に及ぼす影響	清家 洋二（神奈川県立子ども医療センター）	2.5

各グループとも38名ずつ（計76名）の参加がありました。2グループ併せての参加者内訳は、児童相談所職員が54名（71.0%）、市区町村担当者が17名（22.4%）、本庁職員5名（6.6%）でした。

研修は、行政説明等の最新情報から、児童精神科医師による児童虐待が子どものこころに及ぼす影響、要保護児童対策地域協議会の運営といった基本的内容の講義、そして2つの演習から構成しました。演習に関しては、前半1時間程度の基本的内容の講義を聞いた後、グループ単位で演習を行いました。演習に関しては、参加者が地域に戻って研修を実施する際に参考になることを意識して構成しました。

この研修の参加者は、今後、地域に戻ってから実際に研修を企画する必要があります。参加者には、1年後を目安に、地域でどのような研修を実施したのか、研修実施の際の困難点などを聴取する予定です。また、センターでは、参加者に対して研修実施に向けてのさまざまなサポートを考えております。ただ、今回の研修は参加者が予定より少なかったことが課題であり、研修告知の方法も含めて、検討が必要です。

（4）児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修（表5）

本研修は、児童相談所で中心的・指導的立場にある児童福祉司（スーパーバイザー）を対象とした研修です。本年度は74名の参加がありました。

児童相談所運営指針によると、児童相談所児童福祉司スーパーバイザーは、少なくとも10年程度の相談援助活動経験が求められますが、経験10年以上の児童福祉司となると該当する参加者が少ないため、センターでは、児童相談所経験5年以上を参加条件として設定して研修を実施しております。本年度の参加者の平均経験年数は8.6年でした。

表5 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	ケースの見立てについて	近藤 直司（山梨県立精神保健福祉センター）	1.5
	討議	児童相談所の抱える現状と課題	参加者<グループ討議>	2.0

2	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	高橋 温 (新横浜法律事務所)	2.5
	事例検討	虐待事例の検討 (職権一時保護・立入調査)	助言: 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
	事例検討	虐待事例の検討 (28条関連事例)	助言: 同 上	2.0
3	討議	虐待相談 - 在宅指導の実際と課題 -	参加者 <グループ討議 >	2.5
	事例検討	虐待事例の検討 (在宅ケースの事例)	助言: 佐藤 隆司 (神奈川県厚木児童相談所)	2.0
			助言: 渡辺 忍 (名古屋市児童福祉センター)	
	事例検討	虐待事例の検討 (在宅ケースの事例)	助言: 佐藤 隆司	2.0
助言: 渡辺 忍				
4	講義	児童相談所におけるスーパービジョンについて	川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.5

本研修は、「児童相談所経験5年以上」の参加者が対象ということで、研修内容は応用編として位置づけました。例年好評である「法的対応」に関する講義では、参加者から事前に提出された質問事項に講師（弁護士）が応えるQ&A方式を継続するなど、参加者の悩みやニーズに直接対応できる内容としました。事例検討も「職権一時保護・立入調査」「法的対応（法28条事例）」「在宅指導（家族再統合を含む）」「非行」など広範にわたり、複数の事例を検討できるようにしました。

前述のように、本研修は「児童相談所経験5年以上」という参加要件を設定した関係で、経験年数は満たないものの、児童福祉司を指導する立場にある職員を研修に参加させたいという問い合わせが多くありました。そのため、児童相談所経験の少ない児童福祉司のための指導者研修（「児童相談所児童福祉司指導者基礎研修」平成21年度実施予定）を実施することで、もう一方の参加者のニーズに応える研修を別途企画する予定です。

（5）児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修（表6）

本研修は、従来「児童相談所心理職員指導者研修」として実施してきたものですが、法改正に伴い、児童心理司スーパーバイザーが明確に打ち出されたことを機に、「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」として再編したものです。この研修も、児童相談所経験年数を「5年以上」として、参加者の質をある程度揃えて実施しました。

今年度は51名の参加がありました。参加者の児童相談所経験の平均経験年数は11.2年でした。

表6 児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待と児童相談所の課題	太田 和男 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	1.0
	討議	児童虐待対応における児童相談所児童心理司の役割	参加者 <グループ討議 >	2.0
2	講義	児童虐待と生命の危機 - 救急医療の現場から -	市川 光太郎 (北九州市立八幡病院小児救急センター)	2.5
	講義	アセスメント	川畑 隆 (京都学園大学人間文化学部)	2.0
	講義	親への支援	金井 剛 (横浜市中央児童相談所)	2.0
3	事例検討	(大グループ)	助言: 川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター)	2.0
		(小グループ)	進行: 佐々木 宏二 (子どもの虹情報研修センター) 増沢 高 (同 上) 大川 浩明 (同 上)	

■ 事業報告 ■

	事例検討	(大グループ)	助言：川崎 二三彦	2.0
		(小グループ)	進行：佐々木 宏二 増沢 高 大川 浩明	
	討議	市区町村等関係機関への支援における 児童相談所児童心理司の役割	参加者<グループ討議>	2.0
4	講義	子ども虐待相談における 児童心理司スーパービジョンの実際	山本 恒雄（日本子ども家庭総合研究所）	2.5

内容については、児童心理司も理解しておくことが望ましい「行政説明」「市区町村支援（グループ討議）」を組み入れました。また、深刻な虐待事例に触れることで、子ども虐待の影響の大きさを実感してほしいと考え、小児救急医療現場からの講義を組み込みました。

カンファレンスは、30人のグループと、10人のグループを3つという小グループでの事例検討を、午前と午後に交互に行いました。小グループでの事例検討では積極的な意見交換が行われました。今回は、児童心理司のスーパービジョンの実際について、児童相談所で長年指導的立場におられた講師から学びました。スーパービジョンに関する内容の充実を求める声が多く寄せられている現状を踏まえ、今後も研修内容として検討していきたいと思います。

(6) 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修（表7）

本研修は児童相談所において中核的役割を担う児童福祉司と児童心理司の合同研修として再編したもので、今年度で2年めの実施です。本年度は87名の参加（児童福祉司53名、児童心理司32名、保健師1名、児童相談員1名）を得て行われました。

表7 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待と児童相談所の課題	太田 和男（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）	1.0
	討議	児童相談所における専門職の連携と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童虐待と生命の危機 —救急医療の現場から—	鍋木 陽一（国立病院機構横浜医療センター）	2.5
	講義	児童虐待対応における市区町村との連携	志村 浩二（三重県亀山市子ども総合支援室）	2.0
	講義	性的虐待の心身に及ぼす影響	小西 聖子（武蔵野大学人間関係学部）	2.0
3	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	和田 彰（横浜家庭裁判所）	2.0
	討議	児童虐待対応における児童福祉司と児童心理司との協働について	助言：川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）	3.0
4	講義	ケースの「見立て」について	近藤 直司（山梨県立精神保健福祉センター）	2.0
	事例検討	(大グループ)	助言：近藤 直司	2.0
		(小グループ)	助言：才村 純（関西学院大学人間福祉学部） 小出 太美夫（横浜市西部児童相談所） 川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター） 佐々木 宏二（同上）	

	事例検討	(大グループ)	助言：近藤 直司	2.0
		(小グループ)	助言：才村 純 小出 太美夫 川崎 二三彦 佐々木 宏二	

研修内容については、職種間の相互理解と協働が推進されるプログラムとしました。児童心理司も理解しておくことが望ましい「市区町村との連携」「家庭裁判所との連携」の内容も組み入れました。児童福祉司・児童心理司ともに非常に重要な「見立て」については、「見立てる」ことと、その「見立て」をどのように伝えるかというプレゼンテーションのあり方に関する講義と、その講義を踏まえて事例検討へと進みました。事例検討では、1つの事例を、2職種と一緒に報告する形となり、まさに「協働」の事例検討が行われました。今後も、このような事例発表の形態を継続していきたいと考えております。上述のような「協働」も影響してか、昨年度より本年度は「連携」ということに対して参加者が非常に積極的であり、研修からは相互理解に基づく連携を深めようという雰囲気を感じました。

(7) 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修 (表8)

本研修は、平成15年度から、新設もしくは開設予定の情緒障害児短期治療施設職員、既存施設の新任職員を対象とした研修として実施していましたが、今年度からは、指導者研修として再編しました。(なお、新施設(及び新人)対象の研修は、全国情緒障害児短期治療施設協議会で別途企画・実施しております。)本年度は、24名の参加がありました。

プログラムは、「情緒障害児短期治療施設における治療的援助の本質」「ファミリー・ソーシャル・ワーク」に関する講義、事例検討2本、そして、2回のグループ討議で構成しました。

表 8 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	施設における ファミリー・ソーシャル・ワークについて	坂口 繁治 (ことりさわ学園)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	事例検討	子どもの育ちの実際	助言：四方 耀子 (子どもの虹情報研修センター)	2.5
	事例検討	子どもの育ちの実際	助言：小倉 清 (クリニックおぐら)	2.5
	討議	被虐待児への治療的援助について	参加者<グループ討議>	1.5
3	講義	情短施設における治療的援助の本質	滝川 一廣 (大正大学大学院人間学研究科)	2.5

平成20年度は28名という人数だったこともあり、比較的参加者相互の情報交換も活発に行われました。グループ討議は4人で情報交換を行いました。4人のグループ討議というのは、センターでも初めての試みです。メンバーの質や構成がグループ討議に大きく影響するので、グループ討議が活発に行われるかの懸念もありましたが、参加者からは「グループ討議は少人数の構成だったので、話し合いやすかった」等の声が届いています。グループ討議が充実していたので、「2回目は、メンバーを変えてグループ討議を行いたかった」という意見もありました。

事例検討で提供された事例は、施設内での性的問題への対応や、長期にわたる困難事例への対応など、学ぶ

■ 事業報告 ■

べきさまざまな視点が提供された貴重な事例でした。参加者からも「非常に勉強になった」という意見、「貴重な事例検討だったので、もう少しディスカッションを行う工夫があるとよかった」という声もありました。少人数ならではの研修内容、研修方法を模索しながら、今後も進めていきたいと考えております。

(8) 児童養護施設職員指導者研修 (表9)

この研修は、児童養護施設において指導的立場にある職員を対象としたものです。児童福祉施設職員指導者合同研修 ((9) 参照) の実施を機に、平成18年度からは年1回開催しております。

今回は84名の参加がありました。児童養護施設は564ヶ所 (平成19年10月1日現在) ありますが、7年間で研修に参加された施設は382施設 (67.7% : 平成20年度末現在) となりました。

表9 児童養護施設職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	桑原 教修 (舞鶴学園)	2.0
	討議	児童養護施設の現状と課題の共有	参加者<グループ討議>	2.25
2	講義	職員チームのあり方	増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	2.5
	討議	現場の苦労を分かち合う	参加者<グループ討議>	2.0
3	講義	施設における家族への援助	島川 丈夫 (同仁学院)	2.25
	事例検討	事例検討1-①	助言：村瀬 嘉代子 (北翔大学大学院)	1.75
		事例検討1-②	進行：齋藤 新二 (齋藤ホーム) 橘川 英和 (共生会伊豆長岡学園) 瀧井 有美子 (横浜いずみ学園) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	
	事例検討	事例検討2-①	助言：村瀬 嘉代子	1.75
事例検討2-② (小グループ)		進行：事例検討1-②に同じ		
4	講義	子どもの発達と虐待	青木 紀久代 (お茶の水女子大学大学院)	2.5
	演習	生活の中での支援のあり方	助言：青木 紀久代	2.5

今回も、各施設において共有されるであろう「家族支援」「職員間のチームワーク」等の講義や事例検討など、日々の実践に結びつく内容で構成しました。

事例検討は、毎年好評である大グループによる検討 (約40名) と、小グループによる検討 (約10名) という構成としました。小グループでは、活発な意見交換が、大グループでは、経過の長い事例を丁寧に振り返りながら、助言者から毎日のケアの重要性とその子どもに添った丁寧な関わりについて学びました。

4日目は、日々の生活を通しての支援を改めて考え直す演習を行いました。グループ討議を通して、ありふれた日常のひとつひとつの場面を振り返りながら、そこでの子どもの思いや職員の思いを改めて捉えなおす作業を繰り返しました。また、事前課題として取り上げた事例について、少人数のグループで支援計画を検討し、新たな支援計画を持ち帰るという演習を行いました。参加者は、演習を通して作成した支援計画をもとに、施設に戻って子どもたちや家族と対応していくこととなります。支援計画の妥当性等に関しては、参加者に対する「1年後アンケート」での報告を求める予定です。

また、新たな取り組みとして、4日間の研修のうち、各日の研修終了時に、研修に対する「振り返りシート」の記入を求めました。研修で学んだことや印象に残っていることなどを自由記述の形で振り返りました。今回

の研修で行った演習や振り返りの方法は、研修評価に関する研究として位置づけ、報告書としてまとめ直す予定です。

(9) 児童福祉施設指導者合同研修 (表10)

本研修は、児童養護施設職員指導者研修、乳児院職員指導者研修の発展形として、平成17年度より実施している研修です。平成18年度から、母子生活支援施設、児童自立支援施設を、平成19年度から情緒障害児短期治療施設にも参加を呼びかけ、多施設合同の研修となりました。本年度は、乳児院19名、児童養護施設53名、母子生活支援施設9名、児童自立支援施設1名、情緒障害児短期治療施設3名、計85名の参加がありました。

表10 児童福祉施設指導者合同研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童福祉施設での親子を考える	金井 剛 (横浜市中央児童相談所)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	施設における ファミリー・ソーシャル・ワークについて	坂口 繁治 (ことりさわ学園)	2.5
	シンポジウム	子どもの未来像を描く	田口 郁子 (米子聖園ベビーホーム) 山澤 重美 (鳥取県米子児童相談所) 金野 祐樹 (大洋学園)	1.75
	討議	関係機関との連携	参加者<グループ討議>	1.75
3	事例検討	子どもと親への援助 (1)	助言者：西田 寿美 (三重県立小児心療センターあすなる学園)	2.5
		小グループ (1)	進行：国分 美希 (至誠学園) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター) 大川 浩明 (同 上) 南山 今日子 (同 上)	
	事例検討	子どもと親への援助 (2)	助言者：西田 寿美	2.5
		小グループ (2)	小グループ (1) の進行に同じ	

研修初日には、児童精神科医による「児童福祉施設での親子を考える」という講義を行いました。これは、児童相談所で関わる児童精神科医から、施設に入所する際の子どもの気持ちや、子どもと分離することとなる家族の気持ちについて、豊富な事例を交えて講義していただきました。(この講義は本紀要に講演記録として掲載しております。)

2日目午後には「シンポジウム (実践報告)」を行いました。この「シンポジウム」は、2つのテーマ(「困難事例から学ぶ」「子どもの未来を考える」)を隔年で設定しています。本年度は「子どもの未来像を描く」というテーマで行いました。シンポジストの1人からは、長期間関わった子どもが少しずつ変化していった経緯を報告していただきました。発表者の人柄がにじみ出た報告に、本当に子どもと付き合ってきているという印象を参加者も感じました。もう1人のシンポジストからは、乳児院での事例について、児童相談所の担当者とともに、家族を含めて丁寧に支援していった経過が語られました。いずれの事例も、難しい子どもや家族に支援者が丁寧にあきらめずにつきあった結果、「未来」が開けていったという実践報告でした。

事例検討は、8グループ構成(4グループは合同、残りの4グループは少人数で行い、前半後半で両方を体験できる)で行われました。今年度は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院

■ 事業報告 ■

の混合グループ（6グループ）と、母子生活支援施設職員が半数以上で、そこに児童養護施設職員が加わるグループ（2グループ）という編成としました。同種施設が比較的多く集まったの小グループ単位での事例検討は、ある程度の共通理解の上で、情報交換やディスカッションが行われるため、参加者からは好評でした。本研修は、多施設での情報交換のメリットが大きいと思われませんが、今後は同施設単位での情報交換の場のメリットとのバランスを見ながら、プログラム編成を考えていきたいと思えます。

(10) 治療機関・施設専門研修（表11）

本研修は、情緒障害児短期治療施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等で治療に携わる職員を対象に、治療施設関係諸機関合同研修として実施しております。平成20年度は、情緒障害児短期治療施設14名、児童相談所（一時保護所職員を含む）49名、医療機関・施設2名、児童自立支援施設1名、市区町村1名と各方面からの参加がありました。参加者の職種も、児童心理司、セラピスト、児童福祉司、児童指導員、保育士等、多職種によって構成されております。

表11 治療機関・施設専門研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	いやされない傷 ―児童虐待と傷ついていく脳―	友田 明美（熊本大学大学院医学薬学研究科）	2.0
	討議	被虐待児への治療的援助	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	乳幼児母子関係について	青木 紀久代（お茶の水女子大学大学院）	2.0
	講義	産後うつと養育者への支援	山下 洋（九州大学病院精神科神経科）	2.0
	講義	なぜ子育て支援か ―発達と家族の心理学から―	柏木 恵子（東京女子大学）	2.0
3	事例検討	子どもと親への治療的援助 ①	進行：平岡 篤武（静岡県立吉原林間学園） 塩見 守（兵庫県立清水が丘学園） 山喜 高秀（志学館大学） 田崎 美佐子（東京都北児童相談所） 志村 浩二（亀山市子ども総合支援室） 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.5
		子どもと親への治療的援助 ②	助言：村瀬 嘉代子（北翔大学大学院）	2.5
4	公開講座	子どもの心に届く子守唄	西館 好子（NPO法人日本子守唄協会）	2.0
		赤ちゃんは何を伝えようとしているの？	篠原 一之（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科）	2.0

治療機関・施設からの参加者ということ意識して事例検討を中心に据え、最近のトピックス「脳科学」「乳幼児母子関係」「産後うつ病」「子育て支援」等の講義を組み込みました。事例検討は、他の研修でも好評である小グループでの事例検討を取り入れました。3日目の午前中は、10人単位での小グループの事例検討を行い、午後は、参加者全員が一堂に会し、職員への暴力など、困難を感じている経過の長い事例について検討しました。小グループでの事例検討は、やはり意見交換が活発にできることから、好評でした。後半の事例検討における助言者からの助言は、発表者だけでなく、参加者を含めて治療に関わる者としてのメッセージでもあり、もっとじっくり話を聞きたかった等の感想が多く寄せられました。経過の長い事例のため、経過説明に時間を要するのは仕方ないという前提のもと、事例検討の進め方を再考してはどうかという意見もありました。この研修に限らない課題でもあるので、今後改善策を考えていきたいと思えます。

本研修は11月に開催されることから、児童虐待防止推進月間事業でもある「公開講座」を4日目に併せて実施しております。3日間の研修内容とは少し違った角度からの講演となったため、参加者にとっても新鮮だっ

たようです。(公開講座については(18)を参照ください。)

(11) 乳児院職員指導者研修(表12)

平成18年度から内容を大幅にリニューアル、事例検討などを取り入れた研修として実施しています。本年度の参加者は43名でした。7年間を通して、約8割以上(86.1%)の乳児院が研修に参加されています。

表12 乳児院職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	乳幼児母子関係と虐待の心身の発達に及ぼす影響	渡辺 久子(慶應義塾大学医学部小児科学教室)	3.5
2	講義	乳児院の現状と課題	長井 晶子(久良岐乳児院)	2.5
	講義	カウンセリングの基本	光元 和憲(ちば心理教育研究所)	2.5
	講義	乳児院から家庭復帰する子ども(親・家族・地域)のアセスメント	犬塚 峰子(東京都児童相談センター)	2.0
3	事例検討	事例検討1-① 子どもと親への援助(1)	助言:青木 紀久代(お茶の水女子大学大学院)	2.0
		事例検討1-②(小グループ)	進行:芝 太郎(ドルカスベビーホーム) 大川 浩明(子どもの虹情報研修センター) 南山 今日子(同上)	
	事例検討	事例検討2-① 子どもと親への援助(2)	助言:青木 紀久代	2.5
		事例検討2-②(小グループ)	進行:事例検討1-②に同じ	
4	講義	乳児院におけるソーシャルワーク	潮谷 恵美(久留米大学文学部)	2.5

乳児院研修でも、少人数での事例検討と全体会での事例検討とが組み合わされたプログラムを取り入れていますが、参加者の声は大変好評です。特に、小グループでの事例検討での意見交換が参考になるという声が多くありました。講義も、「乳児院の現状と課題」「乳幼児母子関係と虐待が及ぼす影響」「ソーシャルワーク」「カウンセリング」「家庭復帰のアセスメント」など、現場のニーズに即していたため、好評でした。その一方で、「座っている時間が多く、疲れた」という声もあり、プログラム構成にもう一工夫が必要とも考えております。

(12) 児童福祉施設心理担当職員合同研修(表13)

本研修は、児童福祉施設に勤務する心理担当職員を対象に、平成15年度より実施しております。現場のニーズは高く、毎年定員を超える参加希望があります。平成20年度は87名の参加がありました。また、平成18年度からは児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理職にも参加対象を拡大しております。今年度は児童養護施設64名、母子生活支援施設10名、乳児院7名、情緒障害児短期治療施設5名、児童自立支援施設1名の参加がありました。

表13 児童福祉施設心理担当職員合同研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	日本における児童虐待の現状と課題	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	1.75
	討議	施設における心理職の役割と課題	参加者<グループ討議>	1.75

■ 事業報告 ■

2	事例検討	事例検討1-①「子どもの援助について」	助言：青木 紀久代（お茶の水女子大学大学院）	2.5
		事例検討1-②（小グループ） 「子どもの援助について」	進行：瀧井 有美子（横浜いずみ学園） 内海 新祐（旭児童ホーム） 古谷 みどり（光の子どもの家） 吉野 りえ（同仁学院） 南山 今日子（子どもの虹情報研修センター）	
	事例検討	事例検討2-①「子どもの援助について」	助言：青木 紀久代	2.5
		事例検討2-②（小グループ） 「子どもの援助について」	進行：瀧井 有美子 内海 新祐 古谷 みどり 吉野 りえ 増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	
3	講義	施設退所児へのアフターフォロー	犬塚 峰子（東京都児童相談センター）	2.5

今年度は敢えて、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設中心のグループと、乳児院中心のグループ、母子生活支援施設中心のグループという、施設単位でのグループ編成としました。心理担当職員は、各施設で1人職種であることが多く、研修機会も少ないため、同種施設が集まったのグループ討議や事例検討は、ある程度の共通理解のもとに、情報交換やディスカッションが行われることとなり、参加者から好評でした。

この研修は、毎年申込期限の前に定員に達してしまうため、参加申し込みをお断りする場合があります。本研修を複数回開催することは現時点では困難であり、参加定員を増やすと研修効果が薄くなってしまいます。また、長く施設心理職として勤務されている方と、経験0～2年の新しい方と、参加者の層も2分してきているので、経験年数の扱いも今後の課題です。

(13) テーマ別研修「親への支援」(表14)

センターでは、合同研修の一形態として「テーマ別研修」を実施しております。選定されるテーマはアンケートで要望の多いものやその時に関心の高い問題など、時宜に適ったものを設定しています。機関・職種を問わず参加が可能なおも、テーマによりますが、定員を大幅に超えることも少なくありません。過去のテーマは「発達障害と児童虐待」「介入の意義と方法」(平成17年度)、「発生予防」「親への支援」(平成18年度)、「性的虐待」「非行と児童虐待」(平成19年度)を取り上げました。平成20年度は、参加者からのニーズの高い「親への支援」について、再度取り上げることとしました。

「親への支援」には、定員を大幅に上回る142名の参加がありました。内訳は、児童相談所49名、児童養護施設37名、乳児院16名、市区町村担当者16名、母子生活支援施設13名、情緒障害児短期治療施設4名、医療関係2名、その他4名でした。さまざまな機関・施設において、対応が困難な事例が増えており、非常に関心の高いテーマであることがうかがわれます。

表14 テーマ別研修「親への支援」

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	家族について ―歴史と現状―	保坂 亨（千葉大学教育実践総合センター）	2.0
	講義	子育て支援の現状と課題	徳永 雅子（徳永家族問題相談室）	2.0
2	講義	世代間連鎖について	渡辺 久子（慶應義塾大学医学部）	2.5

	講義	児童虐待 —精神障害の理解とその家族への援助—	高瀬 利男（横浜いずみ学園）	2.0
	講義	保護者の理解と対応	秋山 邦久（文教大学人間科学部）	2.0
3	実践報告		報告：竹内 真理子（鳥取県境港市市民生活部） 衣斐 哲臣 （和歌山県子ども・障害者相談センター） 島川 丈夫（同仁学院）	2.5
	事例検討		助言：金井 剛（横浜市中央児童相談所）	2.5

プログラムは、難しい保護者への対応に終始するのではなく、「家族」に関する歴史も踏まえての心理社会的考察から、一般の子育て支援に関する現状と課題、精神疾患や虐待の世代間連鎖の問題など虐待をしてしまう保護者のさまざまなリスクについて学ぶという流れで進みました。3日目は、さまざまな機関・施設で行われている保護者支援の実践報告と、事例検討を行いました。

参加者からは「児童相談所・市区町村・児童福祉施設など、立場が変われば違う見方や方法があり、異なる視点や見解で対応できるものがあるのだと参考になった」「今までは施設入所する子どもばかり考慮していたが、研修に参加して、地域の関係機関がいかに苦労しながら在宅支援を行っているのかがわかった」等の声がありました。参加者の満足度も高い研修となりました。ただし、定員を大幅に超えて受け入れたため、交流会やグループ討議といった参加者相互の意見交換の場が極端に少なくなってしまい、残念だったという感想を残される参加者も少なくありませんでした。

テーマ別研修「親への支援」は、参加者のニーズも多く、深刻かつ重大な課題ですので、平成21年度も引き続き実施する予定です。

(14) テーマ別研修「児童虐待に関する諸問題」(表15)

もう1本のテーマ別研修は「児童虐待に関する諸問題」としました。従来、テーマ別研修は上記の「親への支援」のように、1つのテーマをさまざまな角度から検討して深めるといったスタイルをとってきましたが、このテーマ別研修では、敢えて児童虐待に関するさまざまな課題や問題を改めて整理し、現時点での状況と課題を改めて捉えなおすこととしました。そのため、年度当初には確定しているプログラムや講師も柔軟に変更しながら企画を考えました。

参加者は、児童相談所を中心に、児童養護施設、市区町村担当者、母子生活支援施設等から、99名の参加がありました。年度末の人事異動や施設入所児童の卒業、卒園という多忙な時期にもかかわらず、非常に多くの方々の参加をいただきました。

今回のテーマ別研修では、まず、児童虐待対応施策の現状と課題についてさまざまなデータを踏まえて講義していただいた後、子どもと家族への援助に関する課題や、児童虐待対応には必須とされる多分野協働に関する講義とグループ討議を行いました。現在の子どもの虐待をめぐってのトピックスとしては、虐待について子どもから事実確認を行うことを「子どもの記憶」といった側面から検討した講義、最近特に話題になることが多く、多くの関連書籍も出版されている「子どもの貧困」に関する講義を取り上げました。3日目には、事例検討と研修全体のまとめとしてのグループ討議を行いました。

表15 テーマ別研修「児童虐待に関する諸問題」

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待防止施策の現状と課題	才村 純（関西学院大学人間福祉学部）	2.0
	講義	虐待を受けた子どもと家族への援助における課題	滝川 一廣（大正大学人間学部）	2.0
2	討議	多分野協働の現状と課題	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.5
	講義	児童虐待対応における現状と課題① 「子どもの記憶」～事実確認をめぐって～	仲 真紀子（北海道大学大学院文学研究科）	1.5
	講義	児童虐待対応における現状と課題② 「子どもの貧困」～虐待問題との関連から～	松本 伊智朗（札幌学院大学人文学部）	1.5
3	事例検討		助言：小倉 清（クリニックおぐら）	2.5
	討議	児童虐待対応における課題を乗り越えるために	参加者<グループ討議>	2.5

本研修も多分野からの参加者が集まったこともあり、「自施設が他機関にどう映っているのかを知る良い機会となった。機関・職種による考え方のズレを少しでも近づけ、互いに歩み寄りながら理解するように努めることが協働の第一歩だと感じた。『知る』ことで関係性もかなり変わってくると実感した。」等の意見もあり、機関連携の重要性を感じ取った方が少なくありませんでした。研修内容も多岐にわたっていたこともあり「言葉で聞いたことはあるが、深い意味までは知らないということを感じた」等の声もありました。本研修は、今までとは違った構成のテーマ別研修となりましたが、参加者からの感想は好評でした。

(15) 地域虐待対応等アドバンス研修（表16-1～16-4）

「市町村虐待対応等セミナー」から「地域虐待対応等合同研修」に再編した本研修ですが、本年度は「地域虐待対応等アドバンス研修」というステップアップ研修として再々編しました。研修会場は、今までの開催場所等を考慮して、秋田、岐阜、茨城、宮崎の4ヶ所としました。

研修は、児童相談所と市区町村との連携を軸に、「リスクアセスメント」「保護者支援」の講義を組み入れました。また、従来行ってきた実践報告は、市区町村と児童相談所からの共同発表の形で、事例検討と変更しました。事例検討をプログラムに加えたことに伴い、参加者には自身が関わった事例をA4用紙1枚にまとめて提出する「ケース概要」を事前課題として課しています。事例をまとめることで、参加者は自身のケースとの関わりを振り返る機会にもなり、研修参加への動機づけも高くなっていると思われます。

表16-1 地域虐待対応等アドバンス研修（秋田）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部）	1.5
	講義	リスクアセスメント	同上	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者の対応と支援	菅野 道英（滋賀県中央子ども家庭相談センター）	2.0
	事例検討	子どもを守る地域ネットワークの連携	助言：菅野 道英	2.5

表16-2 地域虐待対応等アドバンス研修（岐阜）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	加藤 曜子（流通科学大学サービス産業学部）	1.5

	講義	リスクアセスメント	三上 邦彦（岩手県立大学社会福祉学部）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者の対応と支援	秋山 邦久（文教大学人間科学部）	2.0
	事例検討	子どもを守る地域ネットワークの連携	助言：白山 真知子（大阪府摂津市家庭児童相談室）	2.5

表16-3 地域虐待対応等アドバンス研修（茨城）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	九鬼 隆（泉大津市立保健センター）	1.5
	講義	リスクアセスメント	内谷 早苗（千葉市保健所）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者の対応と支援	秋山 邦久（文教大学人間科学部）	2.0
	事例検討	子どもを守る地域ネットワークの連携	助言：秋山 邦久	2.5

表16-4 地域虐待対応等アドバンス研修（宮崎）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	子どもを守る地域ネットワーク活動のあり方	安部 計彦（西南学院大学人間科学部）	1.5
	講義	リスクアセスメント	神田 真知子（大阪府健康福祉部児童家庭室）	2.0
	討議	児童虐待対応における機関連携の課題と解決の方向	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	保護者の対応と支援	赤井 兼太（九州保健福祉大学）	2.0
	事例検討	子どもを守る地域ネットワークの連携	助言：赤井 兼太	2.5

本研修の参加者は、秋田33名、岐阜79名、茨城75名、宮崎52名で、地域差が大きいのが現状です。事例検討の事例報告を通して、対応における地域差が大きいことを実感しました。今後、この格差をどう小さくしていくのか、は大きな課題とされます。

このような各地域に出向く形の研修開催は、特に市区町村職員にとっては旅費等も抑えられ、研修に参加しやすいなどのメリットが多く、実施希望の多い研修の1つです。しかし、センターが全ての地域に出向いて行うことは困難です。今後は、都道府県・政令市における研修実施体制の整備状況を勘案しながら、(3)の地域虐待対応研修指導者養成研修の状況も踏まえて、方向性を考えていきたいと思えます。

(16) 児童福祉施設職員地域研修（表17-1～17-2）

本研修は、石川県、鹿児島県（平成16年度：試行実施）、鳥取県、千葉県、神奈川県（平成17年度）、群馬県、岩手県、三重県（平成18年度）、宮城県、埼玉県、茨城県（平成19年度）に続き、大阪府、山梨県にて実施しました。

午前中は講義、午後は事例検討という基本構成は残しつつも、開催地域の事務局と協議の上、各地域のニーズに合わせたプログラムにより実施しました。大阪府では、大阪府北部の児童福祉施設協議会（北摂会）が事務局となり、児童相談所や児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等、多機関が集まったの研修となりました。山梨県では、児童相談所と山梨県社会福祉協議会が事務局となったこともあり、児童福祉施設だけでなく、児童相談所職員や里親をされている方の出席も多くありました。山梨では、参加者も多く、事例検討はグループでの話し合いを含めて行ったため、多機関・多職種での意見交換が活発に行われました。

■ 事業報告 ■

表17-1 児童福祉施設職員地域研修（大阪）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	日本における児童虐待の現状と施設の役割	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	事例検討	ケースカンファレンス	助言：増沢 高	3.5

表17-2 児童福祉施設職員地域研修（山梨）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	子どもと家族を理解するために	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	2.0
	事例検討	ケースカンファレンス	助言：増沢 高	3.5

この研修は、センターにとっても、その地域特有の現場の苦労や優れた取り組み、工夫を知り、学ぶ機会となることもあり、開催の意義は非常に大きいと感じています。平成20年度に関しては、地域研修を希望されても、日程等の調整が整わず、実現に至らなかった地域もありました。センターで実施する研修との関係もあり、日程等事務局との調整が難しいこともあります。今後も続けていきたいと考えております。

(17) 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修（表18）

センターでは、大学生・大学院生を対象とした研修を開催しております。学生の時に児童虐待対応には多分野協働がいかに重要か、ということ学ぶことで、就職後の多機関間連携がより推進されることを期待して、平成18年度から開催している研修です。平成20年度は、参加者が昨年度より減少し、63名となりました。平成20年度は、大学生に「はしか」が流行したため、休講になった大学が多くありました。加えて、日程を7月末にしたこともあり、大学の夏季休暇前の補講等と重なってしまい、参加できなかった方もいるようでした。

参加者の内訳は、臨床心理学関係の学生が多く、ついで、社会福祉、医学、看護などの順となっています。

表18 大学生・大学院生児童虐待MDT（多分野横断チーム）研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待とは	川崎 二三彦（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	講義	児童虐待と生命の危機	市川 光太郎（北九州市立八幡病院小児救急センター）	1.5
	講義	虐待を受けた子どもの理解と援助	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議> 進行：子どもの虹情報研修センタースタッフ	1.5
2	討議	事例検討	秋山 邦久（文教大学人間科学部）	2.5
	討議	児童虐待における啓発活動について	参加者<グループ討議>	2.0

研修内容は、事例検討や児童虐待防止に関する啓発活動に関するグループ討議など、グループ討議の時間を多く設定しました。専攻分野の異なる学生が意見交換することにより、多様な見方、考え方に触れることとなり、刺激を受けたという感想がありました。また、専攻している分野の言葉が他の領域の参加者には伝わらないということを経験することで、連携の難しさと重要性が認識されたようです。

また、一昨年度、昨年度の研修参加者を中心に自主研修が企画されています。今年度は、それらの取り組みを日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）ひろしま大会にて発表するなど、本研修を契機として、学生が自主

的に児童虐待に関する学習に取り組むという展開がありました。センターとしても喜ばしいことと考えております。

(18) 公開講座

センターでは、毎年「児童虐待防止推進月間」と定められた11月に公開講座を開催しています。本年度の公開講座では、2つの講演を行いました。1つは「子どものところに届く子守唄」(NPO法人日本子守唄協会 理事長 西館好子先生)、もう1つは、「赤ちゃんは何を伝えようとしているの?」(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授 篠原一之先生)です。今年は、児童虐待に関連する周辺領域からの講義をお願いいたしました。

西館先生からは、日本に古くからある子守唄のいくつかをCDで聞かせていただきながら、子守唄の持つ意味、子守唄は赤ちゃんのためではなく子守をする年長児が自分のためにうたった唄であったことなどを教えていただきました。よく知っている子守唄から、地域によって歌詞や内容が異なる子守唄、アイヌ地方に伝わる子守唄まで、数々の美しい子守唄を聞かせていただき、私たちのところにさまざまなものが届いた貴重な時間となりました。

篠原先生は、「赤ちゃんは何を伝えようとしているの?」というタイトルでの講演でしたが、赤ちゃんのもつ知られざる能力を、タイトルの通り、やさしくわかりやすく伝えていただきました。「かみつき」のある子どもへの対応を参加者とともに考えながら、子どもの行動を通して「伝えようとしているもの」について解説していただきました。また、生まれる前の胎児との、そして生後まもない赤ちゃんとお母さんとの豊かなコミュニケーションについても、さまざまな研究データを通してわかりやすく紹介していただきました。(西館先生、篠原先生の講演記録は、本紀要に掲載されております。)

4. 研修の課題と平成21年度研修の方向

法改正に伴い、児童家庭相談や児童虐待の通報窓口としての職務を担うこととなった市区町村と、職権保護や施設入所等の行政指導としての権限を有する児童相談所、そして子どもと家族の生活する地域レベルで児童虐待対応等の中心的役割を担う要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)と、子ども虐待防止に関わる機関が整備されつつありますが、今後は、要保護児童対策地域協議会構成機関、市区町村と児童相談所など関係機関相互の連携強化がますます重要になっていくと思われまます。このため、センター研修も子ども虐待防止に関わる多様な機関・職種の連携促進と職員の専門性向上をどのように図っていくかという点を重要視し、ここ数年研修の中心に置いてきております。

平成21年度研修も引き続き、市区町村を含めた各関係機関の連携と専門性の向上を目指す研修の強化に努めます。センターが、都道府県・市区町村の児童虐待に携わる職員全てを研修していくことは困難なことから、都道府県・政令市において市区町村を含めた関係職員の研修が十分実施できるよう、研修指導者の養成とバックアップに取り組んでいきます。

また、虐待を受けた子どものうち、性的被害を受けた子どもや、ネグレクト等で性的刺激を不必要に浴びてきた子どもなど、性に関する子どもの問題行動が注目されています。特に、性的虐待を受けた子どもの性化行動によって、性的な二次被害が施設で起こることや性に関する加害・被害の問題も耳にすることが増えました。性的被害と加害に関する支援には、より高い専門性が求められること、研修参加者等の現場のニーズも高いことから、プログラムに組み入れていく予定です。

■ 事業報告 ■

以上のことを踏まえて、平成21年度は具体的に次のような取組みを行っていきます。

(1) 地域虐待対応研修指導者養成研修の充実

多機関・多職種の有機的連携の推進とともに、各機関・職種の専門性の向上を図るために、センターでは、平成20年度から都道府県・政令市において研修を企画立案する立場にある本庁職員や児童相談所職員、要保護児童対策地域協議会の調整機関職員などを対象にした「地域虐待対応研修指導者養成研修」を実施しております。この研修は、都道府県・政令市から推薦を受けた職員が、研修参加後に所属する自治体で研修を実施することを求めています。本研修参加者には、地域での研修を円滑に実施できるよう、研修内容や講師の相談、研修実施に関する情報提供など、できる限りのサポートをしていきます。特に、平成21年度研修では、参加者が受講した研修講義をインターネットで配信することで、参加者が講師となって地域で行う研修の際に活用していただけるよう、「講義映像配信」事業を試行実施します。

(2) 性的虐待を受けた子どもの理解と対応・施設等での性的加害・被害への対応

児童相談所における性的虐待対応件数は、3～4%と多くはありませんが、性的虐待を受けた子どもの心身への影響は深刻で、児童福祉施設入所後には性的虐待を受けた子どもが示す性化行動により、再度性的被害にあったり、または加害行為に反転する事例が散見されます。事例数こそはそれほど多くはないと思われませんが、性的虐待をめぐる問題は多岐にわたることから、対応する職員は、性的虐待を受けた子どもの理解と対応、施設内での対応等について理解を深めておく必要があります。センターでは、テーマ別研修「性的虐待」を平成22年3月に企画・実施するほか、「治療機関・施設専門研修」「児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修」「児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修」等の各研修においても、「性的虐待の理解と対応」「施設での性的加害・被害への対応」の講義を通して、理解を深めていただくよう、プログラムを構成しています。また、各プログラムだけでなく事例検討を通してこの問題を深めていきたいと考えております。

(3) Web研修（本格実施）

センターでの研修は短期間で集中的に行われるため効率的ですが、専門性の向上を継続的に図るという視点からは不十分です。参加者からも、ステップアップした研修を求める声が多くありますが、各職場とも、時間・予算が限られているため、何度も参加できないというのが現実です。そこで、センターでは長期的視点から人材を育成していく1つの方法として、ITを活用した「Web研修」を企画、平成20年度の試行実施を踏まえ、平成21年度からは本格的に実施することとなります。今年度は児童福祉施設職員を対象に8名の職員が、毎月1回、それぞれの職場にしながら全国にいる参加者と事例検討を行います。センターまでの交通費等を考えると、参加者や参加施設にとってもメリットの大きな研修方法だと思われれます。今年度の施行状況を鑑みて、今後の展開を進めていく予定です。

(4) 研修と研究の一体的運営

研修事業と研究事業の緊密な連携に基づく、一体的運営をさらに進めます。平成20年度研究では、児童養護施設研修で参加者から事前課題として提出された困難事例等195事例をさらに分析検討し、「児童養護施設における困難事例の分析」としてまとめました。また、さまざまな研修で事例検討が行われておりますが、それらの事例検討を再度センター内で分析・検討を行い、支援に有効な手立てや方法を抽出する事例検討の分析（メタ事例検討）を『センター研修における事例検討の分析（平成18・19年度研究報告書）』としてまとめました。また、研修評価の方法と絡めて、どのような研修内容が参加者の研修効果を高めることになるのか、という研修評価の研究にも着手しております。

このように、研修との連携から得られたこれらの研究成果は、報告書としてまとめるとともに、研修参加者を通して現場にも還元されるよう、研修事業と研究事業の有機的な運営を続けていきます。

平成20年度の専門相談について

子どもの虹情報研修センター専門相談室では、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市町村の相談窓口等の機関や担当者の方を対象にして、各現場で抱えている事例の処遇・援助に関する相談や情報の提供等の相談を行っております。

相談は、電話、Eメール、FAX、面談などにより、主に当センターの職員が対応しておりますが、法的対応に関する相談については必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行っております。

当相談室については、主に当センターにおける研修や、地域に向いて実施している研修（地域虐待対応等合同研修、及び児童福祉施設職員地域研修－出前研修）等を通して周知を計って参りましたが、平成15年度の開室以来、相談の件数も年々増加し、その内容も幅広いものになっております。

1 平成20年度の相談状況

(1) 相談受案件数

相談受案件数は、平成20年度は昨年度と同数の208件でした。これは、開設当初の2.7倍の伸率となります。

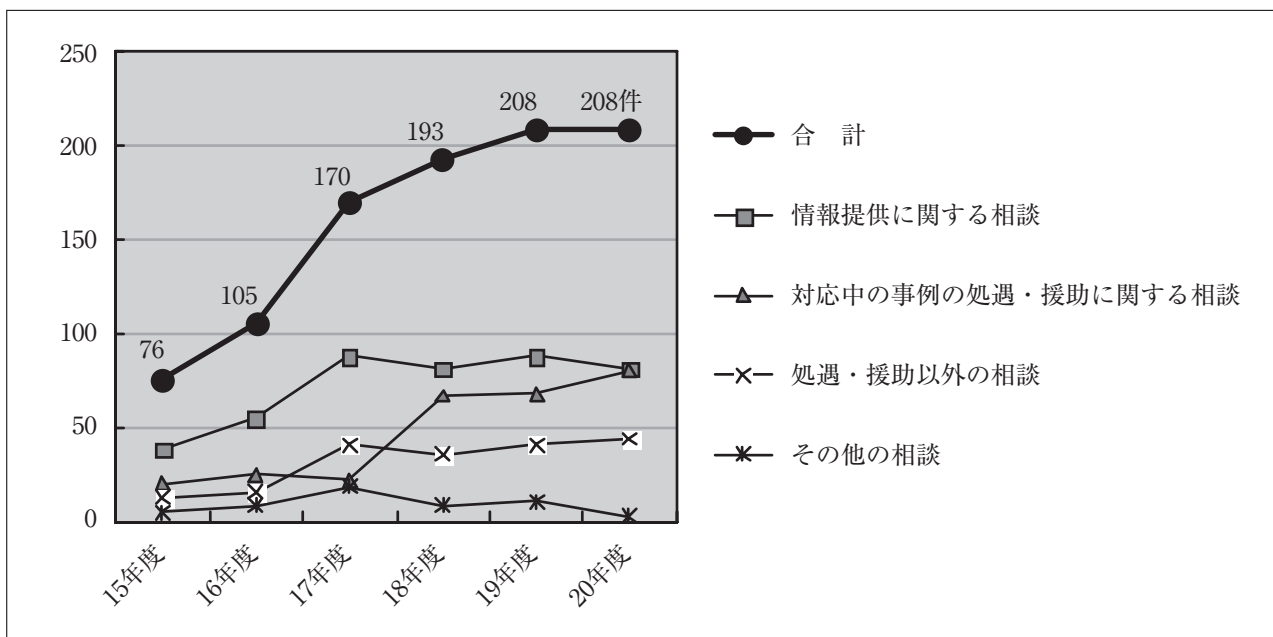


図1 年度別受案件数の推移 (単位：件)

なお、各月の受理状況は下記のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
16件	16	25	29	17	6	21	14	12	16	16	20	208

(2) 相談の方法 (手段)

電話による相談が全体の約6割を占め、Eメールが2割となっています。

右図の「面談」は、当センターの研修における参加者からの相談で、「その他」は、要請のあった地域に出向いて行う児童福祉施設職員地域研修(出前研修)の会場での相談です。

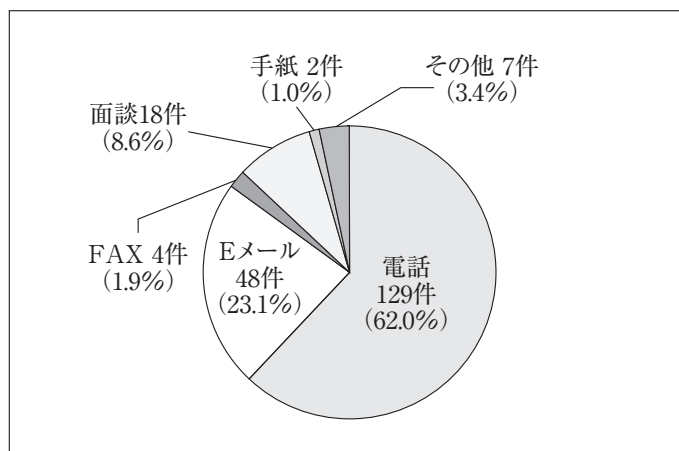


図2 相談の方法

(3) 平成20年度分野別・内容別相談状況

全体としては、福祉分野における「情報提供の相談」が最も多く50件(24.0%)、次いで法律分野の「処遇・援助に関する相談」が40件(19.2%)、そして福祉分野の「事例の処遇・援助に関する相談」が27件(13.0%)、となっています。

分野別では、福祉分野の相談が約半数を占め49.0%、次いで法律分野が25.5%、心理分野が16.8%と続いています。

内容別でみると、最も多いのが例年同様、研修講師の相談や文献資料の照会などの「情報提供に関する相談」で81件(38.9%)となっています。これに次いでほぼ同数となったのは、近年増加傾向にあった「処遇・援助に関する相談」の80件(38.5%)です(図1参照)。これは、主に法律分野の相談の増加(H19-35件→H20-53件)によるものですが、法的裏付けの確認や法的対応の検討を必要とする最近の現場の状況を反映しているものと思われます。

そして、制度利用や機関連携のあり方など処遇・援助以外に関する相談が44件(21.2%)となっています。

分野別・内容別相談状況 (単位: 件)

内容	分野						計
	法 律	保 健・医 療	心 理	福 祉	そ の 他		
処遇・援助に関する相談	40		13	27		80 (38.5%)	
処遇・援助以外の相談	9	2	7	23	3	44 (21.2)	
情報提供に関する相談	4	8	15	50	4	81 (38.9)	
その他の相談				2	1	3 (1.4)	
計	53 (25.5)	10 (4.8)	35 (16.8)	102 (49.0)	8 (3.9)	208 (100%)	

■ 事業報告 ■

(4) 平成20年度機関等別受理状況

平成20年度における機関等からの相談受理状況は、児童相談所からの相談が51.9%と最も多く、次いで地方公共団体が22.6%、児童養護施設8.1%となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
国の機関	3 (1.4)	母子生活支援施設	4 (1.9)
地方公共団体	47 (22.6)	相談機関 (児童相談所以外)	1 (0.5)
児童相談所	108 (51.9)	保健所・保健センター	2 (1.0)
乳児院	1 (0.5)	福祉事務所	2 (1.0)
児童養護施設	17 (8.1)	社会福祉協議会	1 (0.5)
児童自立支援施設	1 (0.5)	教育委員会	1 (0.5)
情緒障害児短期治療施設	6 (2.8)	大学・大学生・大学院生	8 (3.8)
里 親	1 (0.5)	報道機関	2 (1.0)
ファミリーグループホーム	1 (0.5)	個人 (市民)	2 (1.0)
		合 計	208 (100)

2 平成20年度の相談事例から (抜粋)

【法的分野】

- ① すでに婚姻関係のある16歳の母親を児童養護施設へ入所させることは可能か。
婚姻した場合、民法上では成人の扱いをすることになると思うが、その場合、母について児童福祉法上の措置 (児童養護施設への入所等) は可能か。
- ② 18歳を超えて児童養護施設の入所措置を延長中の者について、施設長は親権代行者たり得るか。

【保健・医療分野】

- ① 総合病院における院内小児虐待対応チーム設置のための参考資料を探している。
- ② 育児支援訪問事業に携わる看護職を対象に、訪問先での面接スキルについての研修を企画しているので講師を紹介してほしい。

【心理分野】

- ① 中1女兒が担任に継父による性的虐待のことを打明け、学校から市の相談室に通報された。
母親は相談員に対して父はもうしないと約束したのでそっとしておいて欲しいとっている。
相談員としても性的虐待は初めてなのでどのように理解したらよいか教えて欲しい。
- ② 乳児期から受託している里子の対応について。小5になって友人と関われなくなり、不登校傾向が強まっている。対応について相談したい。

【福祉分野】

- ① 市の子ども相談の担当となったばかりであるが、先日、虐待通報を受理したのですがすぐ家庭訪問し、子どもの安全は確認できたが、その後、父親から「妻が虐待者扱いにされたと落ち込んで泣いている。どうしてくれるのか」と抗議されている。母親への対応を含めてどのように対応したらよいだろうか。
- ② 市の要保護児童対策地域協議会の調整機関となっているが実務者会議を軌道に乗せるために参考になる他都市情報や方法について知りたい。

【その他】

現在、学校教師のための虐待対応マニュアル作成中であるが、原案がまとまった段階で、虹センターの意見がほしい。

専門相談室

電話 045-871-9345 (直通)

F A X 045-871-8091

Eメール soudan@crc-japan.net

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

子どもの虹情報研修センター紀要 No. 7

平成21年12月24日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

印刷 株ガリバー TEL. 045-510-1341代



CRC Japan

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)